

年金制度
の概要

国民年金

私学共済
制度の年
金等給付

老齢・退職給付

障害給付

遺族給付

退職等年金給付

支給停止・
給付の支払い

年金受給権者
の諸手続き

離婚時の
年金分割

ねんきん
定期便

退職等年金給付
掛金に係る情報通知

第4部 年金等給付

第4部 年金等給付

第1章 年金制度の概要……………307	第5節 経過的職域加算額（障害 共済年金）……………499
はじめに……………307	第6節 年金額等（障害厚生年金、 経過的職域加算額（障害 共済年金））……………501
第1節 公的年金制度の加入の しくみ……………308	第7節 障害厚生年金の請求手続き ……………511
第2節 厚生年金と国民年金 （基礎年金）の関係 ……308	第8節 障害手当金……………524
第2章 国民年金……………310	第6章 遺族給付……………527
第1節 共通事項……………310	第1節 遺族基礎年金……………527
第2節 国民年金の保険者等……………311	第2節 遺族厚生年金と経過的職 域加算額（遺族共済年金） の概要……………536
第3節 国民年金の被保険者……………311	第3節 遺族厚生年金……………539
第4節 第3号被保険者の 届け出……………321	第4節 経過的職域加算額（遺族 共済年金）……………543
第5節 国民年金の保険料……………326	第5節 年金額等（遺族厚生年金、 経過的職域加算額（遺族 共済年金））……………544
第6節 給付の共通事項……………328	第6節 遺族厚生年金の請求手続き ……………566
第7節 基礎年金の支払い等……………332	第7章 退職等年金給付……………568
第8節 年金受給権者の諸手続き……………334	第1節 概要……………568
第3章 私学共済制度における 年金等給付……………336	第2節 共通事項及び用語の説明等 ……………569
第1節 一元化前・後の給付の しくみ……………336	第3節 給付算定基礎額……………577
第2節 年金等給付のあらまし 及び共通事項……………338	第4節 退職年金……………578
第3節 被保険者期間と平均標準 報酬（月）額……………344	第5節 職務障害年金……………596
第4節 年金額の給付水準と改定 ……………356	第6節 職務遺族年金 ……607
第5節 退職一時金の返還……………361	第8章 年金の支給停止及び給付の 支払い……………615
第6節 給付にかかる雑則……………365	第1節 在職中の支給停止……………615
第4章 老齢・退職給付……………367	第2節 雇用保険との調整……………622
第1節 老齢基礎年金……………367	第3節 加給年金額の支給停止……………629
第2節 老齢厚生年金と経過的職 域加算額（退職共済年金） の概要……………399	第4節 遺族加算の支給停止……………634
第3節 特別支給の老齢厚生年金 ……………407	第5節 複数種別の年金受給権が ある場合の併給調整及び 支給停止……………634
第4節 老齢厚生年金の繰上げ支給 ……………410	第6節 老齢基礎年金の繰上げ支給 を受ける場合の支給停止 ……………646
第5節 本来支給の老齢厚生年金 ……………412	第7節 受給権者の申し出による 支給停止……………647
第6節 本来支給の老齢厚生年金 の繰下げ支給……………419	第8節 給付制限……………650
第7節 老齢厚生年金の年金額……………422	第9節 給付の支払いなど……………654
第8節 経過的職域加算額 （退職共済年金）……………430	第9章 年金受給権者の諸手続き……………660
第9節 経過的職域加算額（退職 共済年金）の年金額……………431	第10章 離婚時の年金分割……………678
第10節 退職改定等……………436	第1節 離婚時の年金分割制度の 概要……………678
第11節 老齢厚生年金の請求手続き ……………444	第2節 「合意分割制度」の概要 ……………681
第12節 日本国籍を有しない人に 対する脱退一時金……………465	第3節 「3号分割制度」の概要 ……………687
第5章 障害給付……………473	第4節 標準報酬等の分割改定請求 等……………690
第1節 障害給付に関する用語説明 ……………473	第5節 年金給付における取り扱い……………694
第2節 障害基礎年金……………475	第11章 ねんきん定期便……………705
第3節 障害厚生年金と経過的職 域加算額（障害共済年金） の概要……………492	第12章 退職等年金給付掛金の払込 実績に係る情報通知……………707
第4節 障害厚生年金……………494	

第1章 年金制度の概要

はじめに

公的年金制度は、少子高齢化の進行等、社会経済情勢の変化に対応するため、昭和61年には抜本的な制度改正（基礎年金制度の導入）が行われ、平成12年には給付の適正化措置が講じられ、平成16年には給付と負担を長期的にバランスのとれたものとするための方策としてのマクロ経済スライドの導入などが行われてきました。

さらに、平成24年に「共済年金に加入する公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を厚生年金保険に加入する民間被用者と同一化して働き方に公平な制度とする」とともに、今後の制度の成熟化や少子高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めることにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高める。」という趣旨のもと、「被用者年金制度の一元化法」が公布され、平成27年10月から施行されました。これにより、厚生年金保険制度に公務員及び私学教職員も加入することになり、2階部分の被用者年金制度は「厚生年金保険制度」に統一されることになりました。また、公的年金としての共済年金の3階部分である職域部分は廃止となり、新たな3階部分として「退職等年金給付制度」が創設されることになりました。

これら制度改正を経て、私学共済の年金制度は現在に至っています。

第1節 公的年金制度の加入のしくみ

1 被用者年金制度一元化前のしくみ

平成27年9月までの公的年金制度のしくみとしては、次頁の図のように「基礎年金制度」と「被用者年金制度」の二つに大きく分けることができます。

基礎年金制度（国民年金）は、1階部分として自営業の人のほか、民間サラリーマン、公務員、私学教職員やこれらの被扶養配偶者も加入する全国民共通の制度となっていました。また、2階部分である被用者年金制度は、民間サラリーマンが加入している厚生年金保険制度と、公務員、私学教職員が各加入している共済年金制度（国家公務員共済組合・地方公務員等共済組合・私立学校教職員共済）に分かれていました。

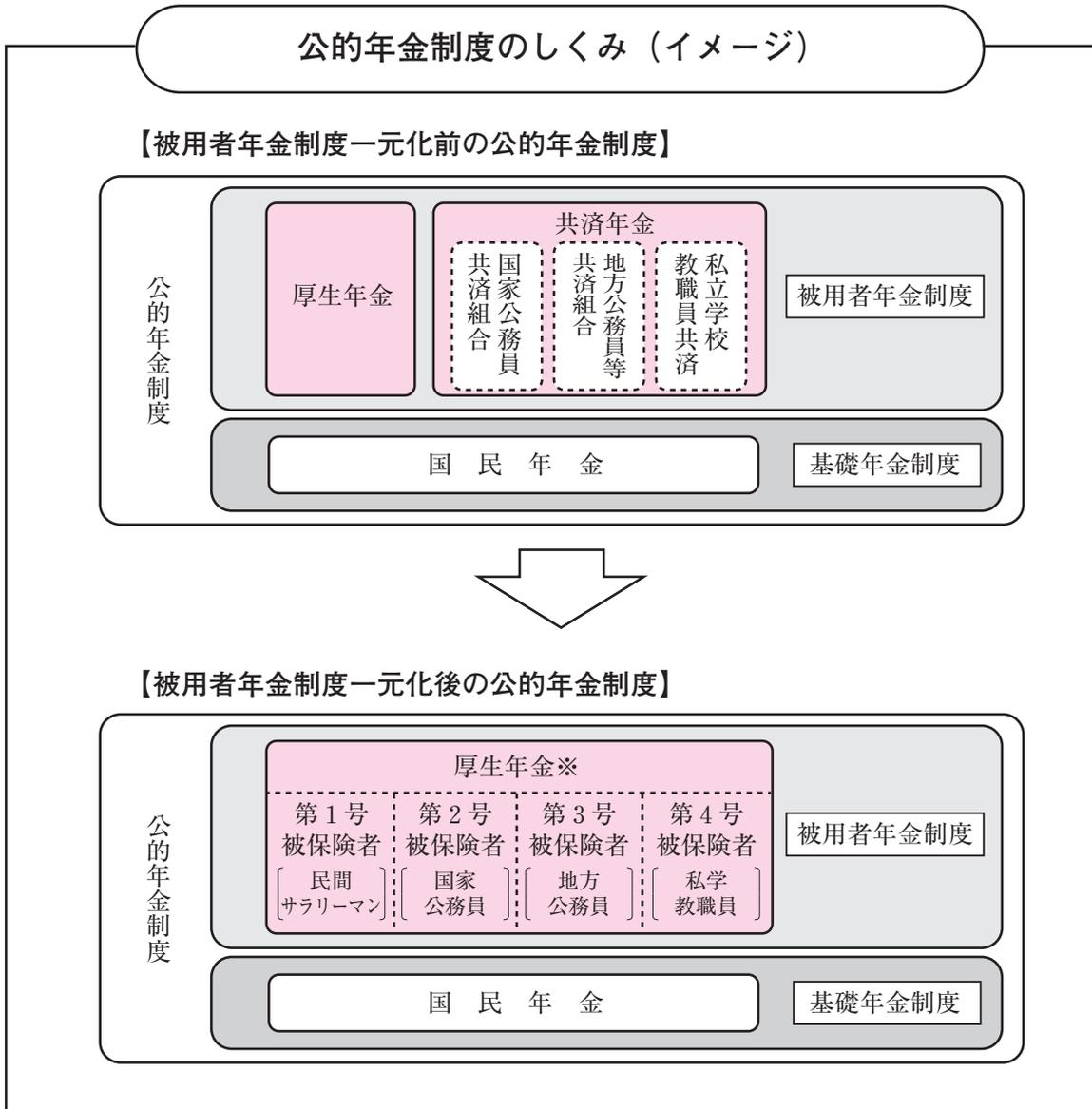
2 被用者年金制度一元化後のしくみ

平成27年10月以降は、厚生年金保険・共済年金に分かれていた2階部分の被用者年金制度が厚生年金保険制度に一本化されました。したがって、民間サラリーマン、公務員、私学教職員は、1階部分としての全国民共通の基礎年金制度（国民年金）に併せ2階部分としての厚生年金保険制度に加入することになります。

第2節 厚生年金と国民年金（基礎年金）の関係

年金制度の体系を給付面から見ると、国民年金から全国民に共通の基礎的な給付として、事由に応じて老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金が支給されます。厚生年金は基礎年金の上乗せ給付として、報酬比例の年金を支給する制度になっています。

つまり、民間サラリーマン、公務員や私学教職員などの被用者は、基礎年金（定額年金）に上乗せして厚生年金を受けるという2階建ての給付体系となっています。



※一元化後の厚生年金の被保険者の区分

- ・ 民間被用者：第1号厚生年金被保険者（一般厚年被保険者）
- ・ 国家公務員：第2号厚生年金被保険者（国共済厚年被保険者）
- ・ 地方公務員：第3号厚生年金被保険者（地共済厚年被保険者）
- ・ 私学教職員：第4号厚生年金被保険者（私学共済厚年被保険者）

第2章 国民年金

加入者又は加入者であった人が65歳になったときに老齢基礎年金，障害の状態になったときに障害基礎年金，死亡したときに遺族である子又は子のいる配偶者に遺族基礎年金が，それぞれ国民年金から支給されます。

第1節 共通事項

1 用字・用語の説明

- (1) **被用者年金制度** 被用者の加入する職域の年金制度で，次の四つの公的年金制度のことをいいます（②～④は平成27年9月以前）。
 - ① 厚生年金保険
 - ② 国家公務員共済組合
 - ③ 地方公務員等共済組合
 - ④ 私立学校教職員共済（私学共済）
- (2) **旧通則法** 昭和60年国年等改正法附則第2条第1項の規定による，廃止前の通算年金通則法（昭和36年法律第181号）をいいます。
- (3) **通算対象期間** 旧通則法に規定する通算対象期間をいい，当該通算対象期間に算入された期間及び当該通算対象期間とみなされた期間を含みます。
- (4) **保険料納付済期間，保険料免除期間，合算対象期間** それぞれ昭和60年国年等改正法による改正後の国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による当該各期間をいいます。

2 死亡の推定

行方不明になった人が失踪宣告（行方不明から7年後）によって死亡とみなされた場合は，失踪の宣告を受けた日に死亡したものとみなします。

〔民法第31条〕

また、船舶や航空機の事故で行方不明となった場合で、その生死が3か月間わからないとき、又は死亡が3か月以内に明らかになった人の死亡の時期がわからないときは、事故にあった日に死亡したものと推定することになっています。〔国年法第18条の3〕

第2節 国民年金の保険者等

国民年金の保険者は政府となっており、国民年金の業務運営を行う機関として日本年金機構があります。

国民年金の業務は主に日本年金機構と全国の年金事務所が行いますが、第1号被保険者の加入手続きなどは市区町村長が行うこととされています。

また、第3号被保険者の届け出については、平成14年4月1日から学校法人等を通して私学事業団へ提出することになっています。〔国年法第12条第6項〕

第4号厚生年金被保険者期間を有する人にかかる基礎年金の請求書類などを受け付け・審査する事務の一部は、私学事業団が行う場合があります。〔国年政令第1条〕

第3節 国民年金の被保険者

昭和61年4月1日改正後の国民年金法では、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、すべて国民年金の被保険者になることになっています。また、20歳未満の人や60歳以上の人であっても、厚生年金の被保険者である場合は国民年金の被保険者となります。

1 強制加入被保険者

国民年金の被保険者は、加入の態様や保険料の納付方法などにより次の三つの種別に区分されています。〔国年法第7条〕

1) 第1号被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人で、第2号・第3号被保険者に該当しない人。改正前の国民年金法で強制加入から除外されていた①被用者年金制度の障害年金受給権者とその配偶者 ②被用者年金制度の遺族年金受給権者 ③国会議員・地方議会議員とその配偶者 ④学生（昼間部の大学生，専修学校の生徒など）も強制加入の第1号被保険者となります。

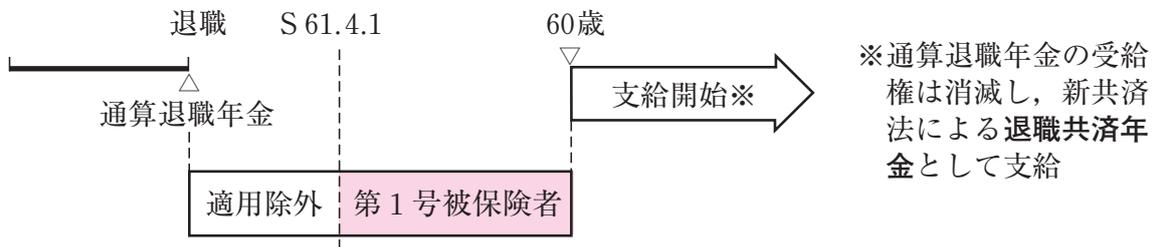
〈適用除外〉

次に掲げる退職や老齢を給付事由とする年金の受給権者は、第1号被保険者の適用から除外されています。〔国年政令第3条〕

- ① 厚生年金の老齢厚生年金，老齢年金
- ② 旧船員保険の老齢年金
- ③ 共済制度の退職共済年金，退職年金，減額退職年金（退職共済年金又は退職年金については，支給開始年齢に達している人に限ります。若年によりその**全額**が停止されている人は強制加入）
- ④ 恩給法による退職を給付事由とするもの
- ⑤ 地方公務員の退職年金に関する条例による年金で退職を給付事由とするもの（支給開始年齢に達している人に限ります）
- ⑥ 執行官法による年金で退職を給付事由とするもの（支給開始年齢に達している人に限ります）
- ⑦ 国会議員互助年金法による普通退職年金
- ⑧ 地方議会議員共済会の退職年金

〔注〕 共済制度の通算退職年金の受給権者で昭和61年4月1日時点で60歳に到達していない人（大正15年4月2日以後に生まれた人）は，60歳まで

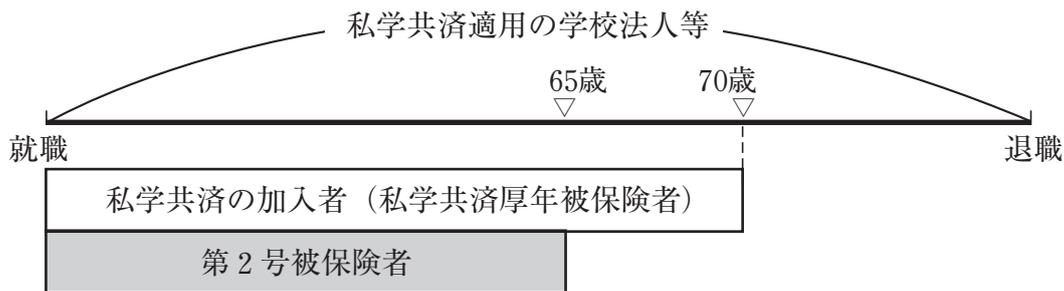
は強制加入の扱いです。



2) 第2号被保険者

私学共済の加入者など厚生年金の被保険者が第2号被保険者となります。

ただし、65歳以上の人で老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権者は国民年金の被保険者になれません。



3) 第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の人が、第3号被保険者となります。

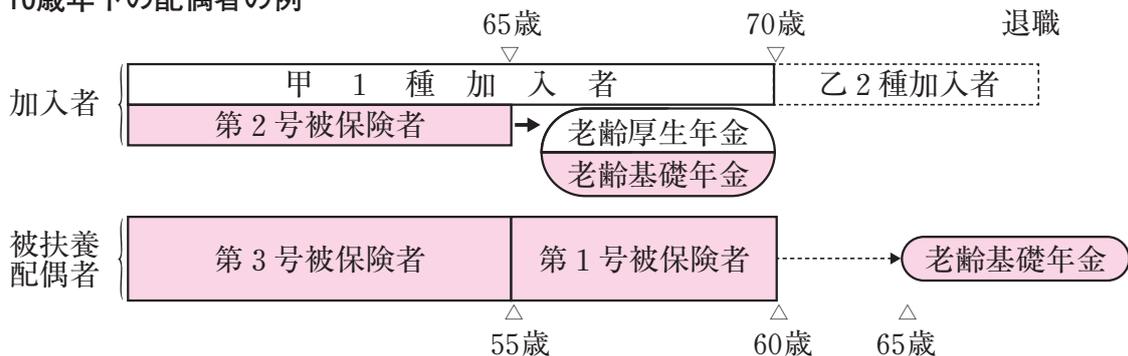
「被扶養配偶者」の認定基準は、共済制度や健康保険制度の被扶養者の取り扱いに準じて定められています。〔国年政令第4条〕

ただし、配偶者自身が私学共済の加入者など厚生年金の被保険者であるときは、所得のいかんにかかわらず第2号被保険者となります。一方、配偶者が年金受給権者であったり、短期給付の適用を受ける任意継続加入者や任意継続組合員又は健康保険の任意継続被保険者である場合でも、60歳未満で、かつ被扶養配偶者としての認定基準を満たしていれば第3号被保険者となります。

第4部 年金等給付

なお、私学共済の加入者が第2号被保険者の資格を喪失した場合は、被扶養配偶者が60歳未満であっても、第3号被保険者の資格を喪失します。この場合、被扶養配偶者は60歳までは第1号被保険者として国民年金に加入しなければなりませんので、第1号被保険者への種別変更の手続き（P.320参照）が必要です。

10歳年下の配偶者の例



〔注〕 令和2年4月より第3号被保険者について「日本国内に住所が有ること」が認定の要件に追加されました（以下「国内居住要件」といいます）。

国内居住要件には例外があり次に該当する場合は日本国内に住所を有しない者も被扶養配偶者として認定を受けることができます（海外特例）。

- ① 海外に留学をする学生
- ② 海外に赴任する第2号被保険者に同行する人
- ③ 観光、保養又はボランティア活動等就労以外の目的で一時的に海外に渡航する人
- ④ 第2号被保険者の海外赴任中に当該被保険者と婚姻し②と同等と認められる人
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる人

すでに第3号被保険者となっている人が海外特例に該当又は非該当となった場合も手続きが必要です（P.320参照）。

2 任意加入被保険者

国民年金の適用から除外されている人のうち、次に該当する人は、本人の希望によって国民年金の第1号被保険者として任意加入することができます。しかし、保険料納付済月数等が満額の老齢基礎年金が受けられる480月に達した時点で強制的に任意加入被保険者の資格を喪失することになります（第2号・第3号被保険者に該当している場合は、任意加入することはできません）。〔国年法附則第5条，平成16年国年等改正法附則第22条〕

- ① 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人であって、老齢（退職）年金受給権者であるために第1号被保険者として適用除外された人
- ② 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
- ③ 日本国籍があって外国に居住している20歳以上65歳未満の人

任意加入被保険者の資格は、市区町村の窓口で申し出た日に取得し、申し出によりいつでも資格を喪失することができます。なお、強制加入から任意加入へ、又は任意加入から強制加入へ適用が変わったときには、その都度届け出が必要です。

〈任意加入被保険者の特例〉

老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない昭和40年4月1日以前に生まれた人が、次に該当する場合は特例的に70歳まで任意加入できます。〔平成6年国年等改正法附則第11条，平成16年国年等改正法附則第23条〕

- ① 日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の人
- ② 日本国籍を有する人で、海外に在住している65歳以上70歳未満の人

3 被保険者の資格の取得

国民年金の被保険者の資格は、次に該当したときに取得します。〔国年法第8条〕

- ① 第1号・第2号・第3号被保険者のいずれでもない人は、次のいずれかに該当した日に資格を取得します。

- (ア) 20歳に達したとき（20歳の誕生日の前日）
 - (イ) 20歳以上60歳未満の人が、日本国内に住所を有したとき
 - (ウ) 第1号被保険者として適用除外され、任意加入の扱いとなっていた人が、そうでなくなったとき
- ② 20歳未満の人又は60歳以上の人は、厚生年金の被保険者の資格を取得したとき
- ③ その他の人は、厚生年金の被保険者の資格を取得したとき、又は被扶養配偶者となったとき

4 加入の手続き

1) 第1号被保険者の資格取得

要件に該当したときから14日以内に本人が「国民年金被保険者関係届書」を市区町村に提出してください。

2) 第2号被保険者の資格取得

加入する厚生年金実施機関（P.336参照）での資格取得をもって第2号被保険者の資格取得としますので、加入手続きをする必要はありません。また、第1号又は第3号被保険者が第2号被保険者の資格を取得する場合も、種別変更の手続きは不要です。

3) 第3号被保険者の資格取得

「国民年金第3号被保険者関係届」に、加入者の被扶養配偶者であることの確認を学校法人等が行い、14日以内に私学事業団に提出してください。

〔注〕 この届け出の提出を怠った場合、実際に第3号被保険者の要件を備えていたとしても「保険料未納期間」として扱われることとなります。

平成17年4月より、平成17年3月以前の第3号被保険者の未届期間について特例届出が認められます。この場合は所轄の年金事務所に「国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届書」を提出することで「保険料未納期間」が「保険料納付済期間」に切り替わることとなります。

なお、老齢基礎年金の受給権者が特例届出を行い、当該期間が保険料納付済期間に算入されたときは届け出のあった日の属する月の翌月から年金額を改定します。

5 被保険者期間

国民年金の被保険者期間は、資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の属する月の前月までの期間で、月単位で計算します。〔国年法第11条〕したがって、資格取得日が月の末日であってもその月は1か月として算入し、資格喪失日が月の末日の場合はその月は算入しないこととなります。

なお、同一月内に資格を取得し、かつ喪失したときは1か月として計算しますが、さらにその月に資格を取得したときは、後の資格取得についての期間のみを1か月として計算します。

資格を喪失した人が再び資格を取得したときは、前後の被保険者期間を合算します。

また、被保険者の種別の変更があった月は、変更後の種別の被保険者であった月とみなします。同一月内に2回以上の種別の変更があった月は、最後の種別の被保険者であった月とみなします。〔国年法第11条の2〕

6 基礎年金番号通知書

国民年金の被保険者資格を取得すると、日本年金機構が基礎年金番号を付番し、「基礎年金番号通知書」が交付されます。

〔注〕令和4年3月までは、私学共済の加入者や公務員共済の組合員を除き、第1号被保険者、第3号被保険者及び一般厚年被保険者が資格取得すると、「年金手帳」が交付されました。令和4年4月以降、「年金手帳」の交付は廃止されました。

7 各種届け出

国民年金被保険者の記録管理は日本年金機構で行いますので、異動が生じた場合は届け出が必要です。第1号被保険者の届け出は本人又は世

第4部 年金等給付

帯主が市区町村へ行きます。

第2号被保険者は、私学事業団などの厚生年金実施機関で行います。

第3号被保険者は、本人が第2号被保険者の勤務先である学校法人等を通して私学事業団へ届け出なければなりません。〔国年法第12条〕

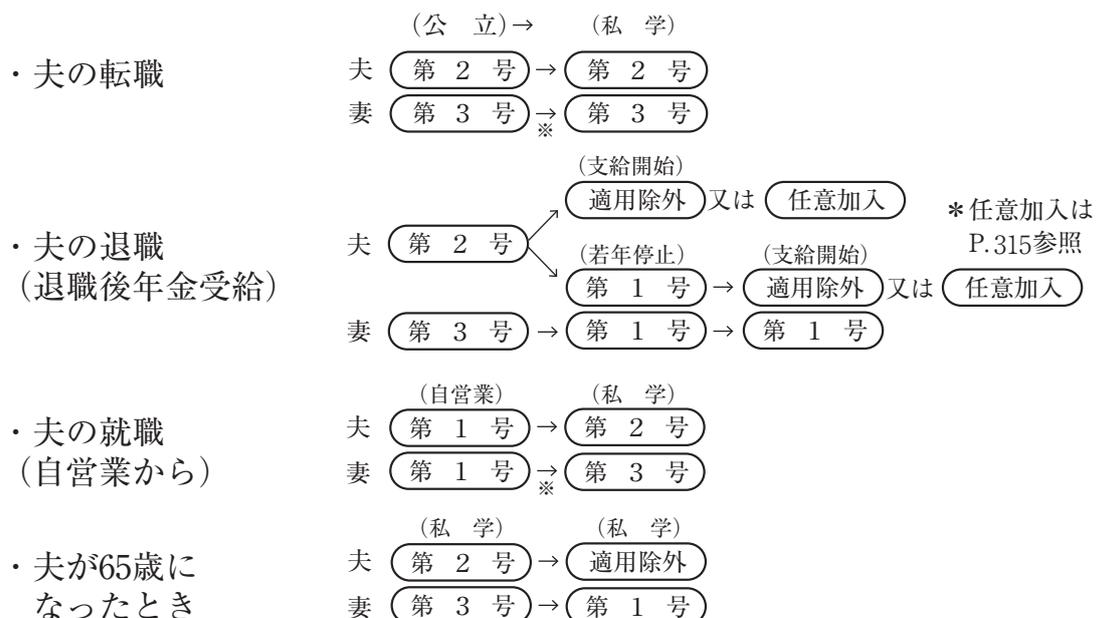
これらの届け出は、本人又は世帯主に届け出義務があり、届け出を怠ると、将来年金を受けられなくなることもありますので、被扶養者の認定申請をする際や、住所を変更したときなどは、必ず届け出てください(P.320参照)。

なお、届出用紙は、第1号被保険者については各市区町村の国民年金担当窓口にあります。また、第3号被保険者については私学共済ホームページからダウンロードできるほか、私学事業団の広報相談センター相談室及び各共済業務課にあります(丙種校については年金事務所にある用紙を使用してください)。

〈私学事業団又は市区町村への届け出が必要な例(第3号被保険者関係)〉

※事例として配偶者を妻と表示

(1) 夫の異動に連動する場合



- ・ 夫の死亡

夫	第 2 号	→	(死 亡) 資格喪失
妻	第 3 号	→	第 1 号

(2) 妻の異動による場合

- ・ 妻の年収が
130万円以上になった

第 3 号	→	第 1 号
-------	---	-------
- ・ 妻が20歳に達した

適用除外	→	第 3 号
------	---	-------
- ・ 妻が60歳に達した

第 3 号	→	(届け出不要) 資格喪失	又は	任意加入
-------	---	-----------------	----	------
- ・ 離婚したとき

第 3 号	→	第 1 号
-------	---	-------
- ・ 妻が海外へ出国
(海外特例該当)

第 3 号	→	特例該当 第 3 号
-------	---	---------------
- ・ 妻が海外へ出国
(海外特例対象外)

第 3 号	→	資格喪失	又は	任意加入
-------	---	------	----	------
- ・ 妻が海外から帰国
(海外特例非該当)

特例該当 第 3 号	→	特例非該当 第 3 号
---------------	---	----------------

(3) 結婚して被扶養配偶者になった

- ・ 家事手伝いから結婚

第 1 号	→	第 3 号
-------	---	-------
- ・ 結婚後に退職
(任継加入者となった場合を含む)

第 2 号	→	第 3 号
-------	---	-------

※異動後第3号となる場合は届け出を私学事業団へ提出してください。

(4) その他の異動

- ・ 住所変更・氏名変更・生年月日変更・性別変更又は訂正, 死亡

第4部 年金等給付

国民年金の被保険者の種別の異動と届け出の例

種別	異動理由	被保険者の種別の異動	届け出の種類
第2号被保険者関係	・ 20歳未満の学生が私学へ就職	適用除外 ⇒ 第2号	不要
	・ 20歳以上の学生又は自営業から私学へ	第1号 ⇒ 第2号	不要
	・ 私学退職後に自営業又は無職に(60歳未満)	第2号 ⇒ 第1号	関係届書(市) (種別変更)
	・ 私学退職後に間をあけずに転職	第2号 ⇒ 第2号	不要
	・ 私学共済加入者が在職中に65歳到達	第2号 ⇒ 適用除外	不要
	・ 転職・住所変更・氏名変更	第2号 ⇒ 第2号	不要
第3号被保険者関係(一般事例として配偶者を妻と表示)	・ 妻が20歳到達	適用除外 ⇒ 第3号	3号関係届(私)
	・ 自営業の夫が私学へ就職し夫の被扶養者に	第1号 ⇒ 第3号	3号関係届(私)
	・ 私学共済加入者と結婚し被扶養者に		
	・ 妻の収入が減って夫の被扶養者に		
	・ 妻が退職して夫の被扶養者に	第2号 ⇒ 第3号	3号関係届(私)
	・ 夫が一般厚生年金(又は公務員)から私学へ転職	第3号 ⇒ 第3号	3号関係届(私)
	・ 夫が退職	第3号 ⇒ 第1号	関係届書(市) (種別変更)
	・ 夫が在職中に65歳到達		
	・ 妻の収入が増加して被扶養者を取り消し		
	・ 離婚		
	・ 妻が就職	第3号 ⇒ 第2号	不要
・ 妻が60歳到達	第3号 ⇒ 資格喪失	不要	
・ 夫が私学から一般厚生年金(又は公務員)へ転職	第3号 ⇒ 第3号	3号関係届(他)	
・ 住所変更	第3号 ⇒ 第3号	住所変更届(私)	
・ 氏名変更	第3号 ⇒ 第3号	3号関係届(私)	
・ 妻が死亡	第3号 ⇒ 資格喪失	3号関係届(私)	
・ 妻が海外特例に該当	第3号 ⇒ 第3号	3号関係届(私)	
・ 妻が海外特例に非該当	第3号 ⇒ 第3号	3号関係届(私)	
・ 妻が海外居住(海外特例対象外)	第3号 ⇒ 資格喪失	3号関係届(私)	
	第3号 ⇒ 任意加入	関係届書(市)	

(市) …市区町村 (私) …私学事業団 (他) …他の健康保険制度

第4節 第3号被保険者の届け出

加入者に扶養されている配偶者が第3号被保険者に該当した場合、第2号被保険者である加入者の勤務先（学校法人等）を通して、私学事業団に届け出が必要です。私学事業団において被扶養者の認定証明等をした後、日本年金機構へ進達します（P.326参照）。

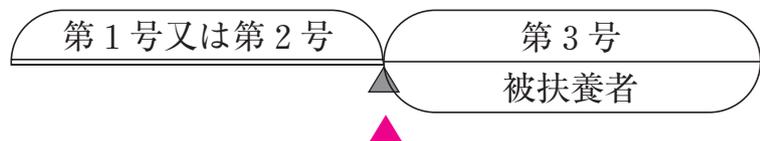
1 届け出が必要になる場合

- 1) 第3号被保険者に該当し、「被扶養者認定申請書」と一緒に「国民年金第3号被保険者関係届」の提出が必要な場合

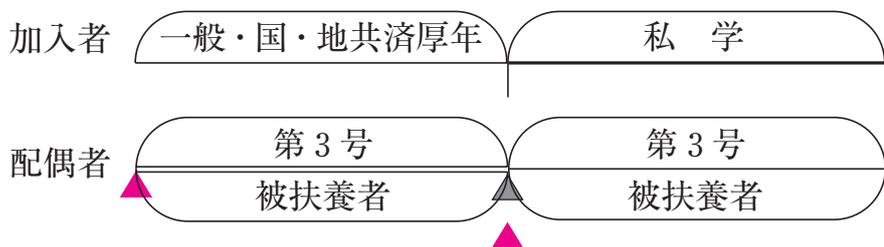
▲ = 「被扶養者認定申請書」の提出

▲ = 「国民年金第3号被保険者関係届」の提出

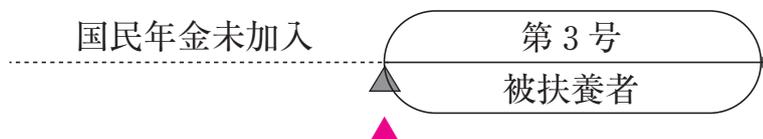
- (1) 第1号又は第2号被保険者であった配偶者が、加入者の被扶養者となる場合



- (2) 加入者（第2号被保険者）が1日の中断もなく私学共済厚年以外の職場から転職してきた場合

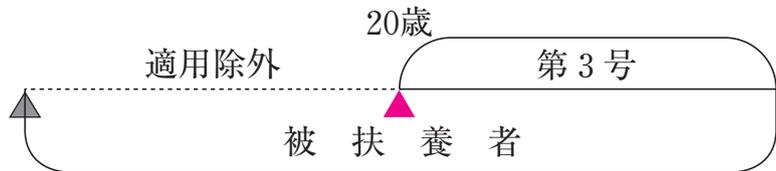


- (3) 海外居住者等国民年金に加入していない配偶者が、加入者の被扶養者となる場合（国内居住要件の海外特例に該当する場合のみ）



2) 第3号被保険者に該当し、「国民年金第3号被保険者関係届」単独の提出が必要な場合

(1) 加入者の被扶養者となっている配偶者が20歳になったとき



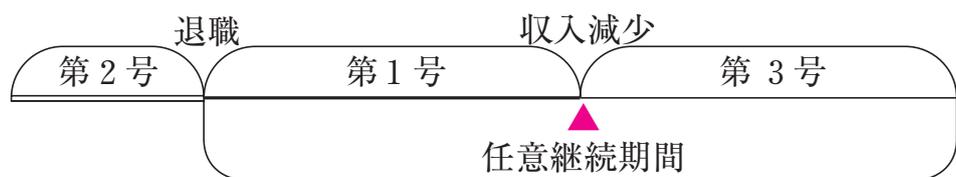
(2) 健康保険の任意継続加入者等の期間がある場合

① 配偶者が退職後に任意継続加入者等になり、年収が130万円未満である場合



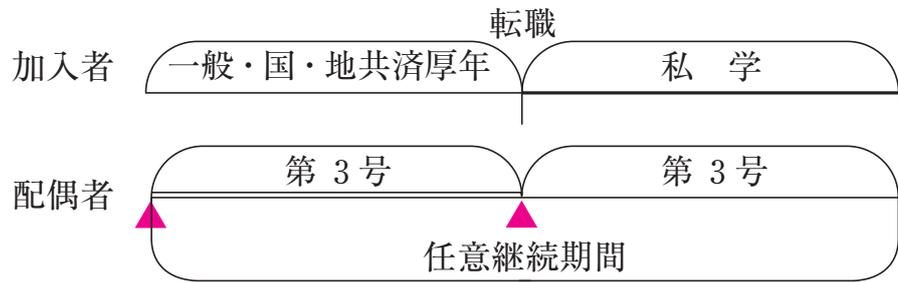
(添付書類として、任意継続加入者であること及び扶養事実の確認ができる続柄・収入等を証明する書類が必要です)

② 年収が130万円以上であった任意継続加入者等の収入が減少して、年収が130万円未満となった場合



(添付書類として、任意継続加入者であること及び扶養事実の確認ができる続柄・収入等を証明する書類が必要です)

③ 任意継続加入者等で第3号被保険者である配偶者を持つ加入者（第2号被保険者）が1日の中断もなく私学共済厚年以外の職場から転職してきた場合



3) 第3号被保険者に該当しなくなった場合

(1) 海外在住（3号関係届）

〔注〕 ①加入者が退職と同時に、配偶者である第3号被保険者とともに海外に居住するとき

②被扶養配偶者が国内居住要件を満たさなくなったとき（海外特例対象外）

(2) 第3号被保険者が死亡したとき（3号関係届）

〔注〕 日本国内に住所があり、過去に「国民年金第3号被保険者関係届」にマイナンバーを記入した第3号被保険者は提出不要です。なお、第3号被保険者が被扶養者認定をされている場合、「被扶養者取消申請書」の提出は省略できませんので注意してください。

4) 国内居住要件の例外（海外特例）に該当又は非該当になったとき（3号関係届）

〔注〕 新たに第3号被保険者資格を取得する日と国内居住要件の例外に該当する日が異なるときは、届出用紙をそれぞれ作成してください。

5) 第3号被保険者の氏名等を変更・訂正した場合（3号関係届）

〔注〕 日本国内に住所があり、過去に「国民年金第3号被保険者関係届」にマイナンバーを記入した第3号被保険者は提出不要です。なお、第3号被保険者が被扶養者認定をされている場合、「被扶養者異動報告書」の提出は省略できませんので注意してください。

6) 第3号被保険者の住所が変更になった（住所変更届）

第4部 年金等給付

日本年金機構が年金に関するお知らせ等を送付するときを使用することになりますので、転居の際に提出してください。

〔注〕 日本国内に住所があり、過去に「国民年金第3号被保険者関係届」にマイナンバーを記入した第3号被保険者は提出不要です。

日本年金機構から送付される通知等を住民票住所とは別の居所（郵送先）に送付することを希望する場合や、海外特例に該当する第3号被保険者の住所を国内協力者（親族や勤務先など）の住所に変更する場合、「国民年金第3号被保険者住所変更届」により、郵送先を登録することができます。

ただし、この届け出をした場合は、住所変更届の省略の対象にならないため、郵送先の変更や送付先を住民票住所に戻す場合は、届け出が必要です。

2 届出用紙

届出事由別に次の2種類があります。

「国民年金第3号被保険者関係届」

「国民年金第3号被保険者住所変更届」

3 添付書類

- (1) 加入者に扶養されている配偶者であることを確認できる書類（戸籍抄本、非課税証明書等）

〔注〕 「被扶養者認定申請書」の添付書類として、同様の書類を私学事業団に提出する場合は必要ありません。

- (2) 第3号被保険者が外国籍の場合は、国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届（ローマ字氏名がない場合であっても必要です）。ただし、「国民年金第3号被保険者関係届」にマイナンバーを記入した場合は添付不要です。

4 学校法人等の確認・証明事項

- (1) 加入者から「被扶養者認定申請書」が提出されたときは、第3号被保険者関係届が同時提出されているかを確認してください。
- (2) 記載事項にもれや誤りがないかを確認のうえ、学校法人等受付年月

日等を記入してください。

5 提出先及び提出期限

第3号被保険者の各種届出は、事実が生じた日から原則14日以内に私学事業団へ提出してください。

私学事業団では医療保険者として被扶養者に関する証明等を行い、日本年金機構へ進達します。

なお、私学事業団を通して届け出を行うことができるのは、事実が生じた日から2年以内に限ります。2年を経過した場合は、最寄りの年金事務所に直接申し出てください。

6 第3号被保険者への通知

第3号被保険者の資格取得等が確認がされると、日本年金機構から、第3号被保険者の届け出住所宛てに「第3号被保険者資格該当通知書」等が送付されます（私学事業団及び学校法人等への該当通知は送付されません）。この通知書等は原則国内住所へ送付しますので、海外特例に該当する場合は日本国内の協力者（親族や勤務先など）の住所を届け出てください。

7 届け出等に関する照会先

① 「第3号被保険者各種届出」事務に関すること

業務部資格課及び広報相談センター相談室又は各ガーデンパレス
共済業務課

② 「第3号被保険者資格該当通知書」に関すること

住所地の年金事務所

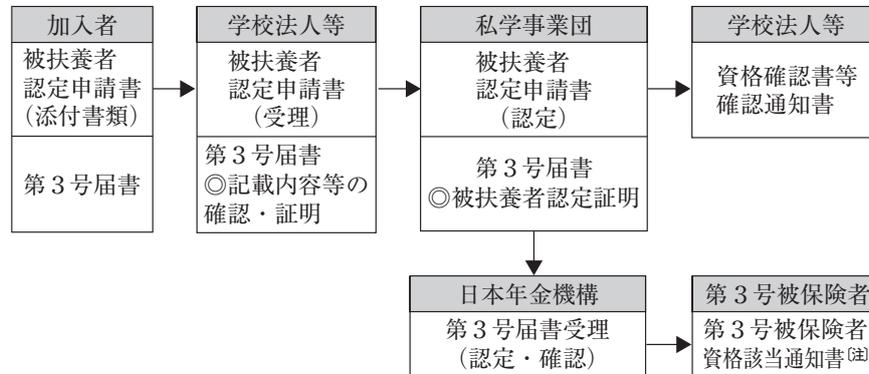
③ 一般照会

住所地の年金事務所

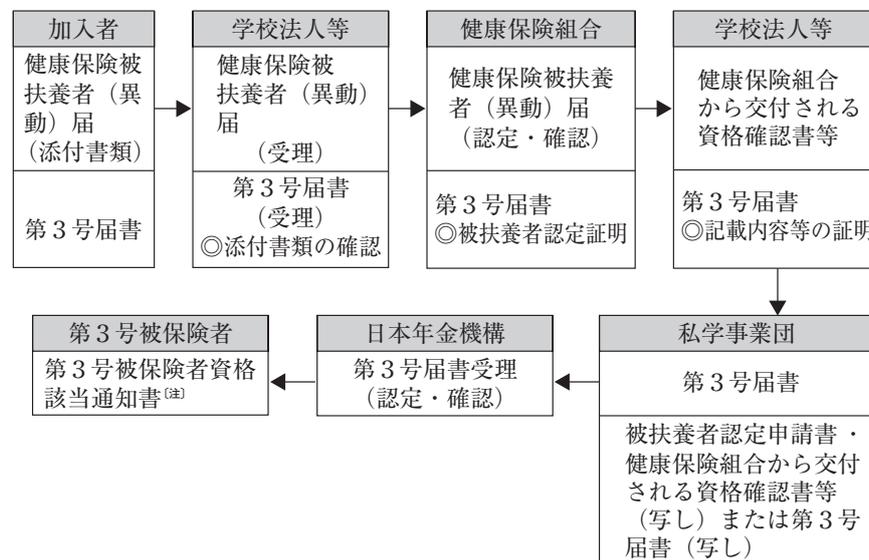
第4部 年金等給付

第3号被保険者関係届書の流れ

(1) 甲・乙種校



(2) 丙種校



〔注〕 第3号被保険者資格該当通知書は、国民年金第3号資格取得及び種別変更者のみに送付されます。

第5節 国民年金の保険料

1 第1号被保険者の保険料

1) 保険料の額

第1号被保険者の国民年金の保険料は定額で、月額17,510円（令和7年度）です。〔国年法第87条〕

2) 保険料の納付義務

保険料は被保険者本人が納付することになりますが、本人に収入が

ないときは、世帯主か配偶者が連帯して負担しなければならないことになっています。〔国年法第88条〕

3) 保険料の免除等

(1) 保険料の納付免除

第1号被保険者が障害を事由とする年金給付（障害等級1，2級に限ります）を受けているとき、生活保護法による生活扶助を受けているときなど、届け出をすれば保険料が免除される制度（法定免除）や、所得がないとき、もしくは一定の低所得のときなど申請すれば保険料が免除もしくは半額免除される制度（申請免除）があります。〔国年法第89条，第90条，第90条の2〕

さらに、平成18年7月からこれまで全額免除と半額免除の2段階になっていた保険料免除制度について、新たに4分の1免除及び4分の3免除が追加され、所得水準に応じた多段階免除（4段階）が導入されました。

(2) 保険料の学生納付特例制度

平成12年4月から、学生本人が一定所得以下の場合には、学生期間中は保険料納付を要しないこととする学生納付特例制度が創設されました。

(3) 保険料の納付猶予制度

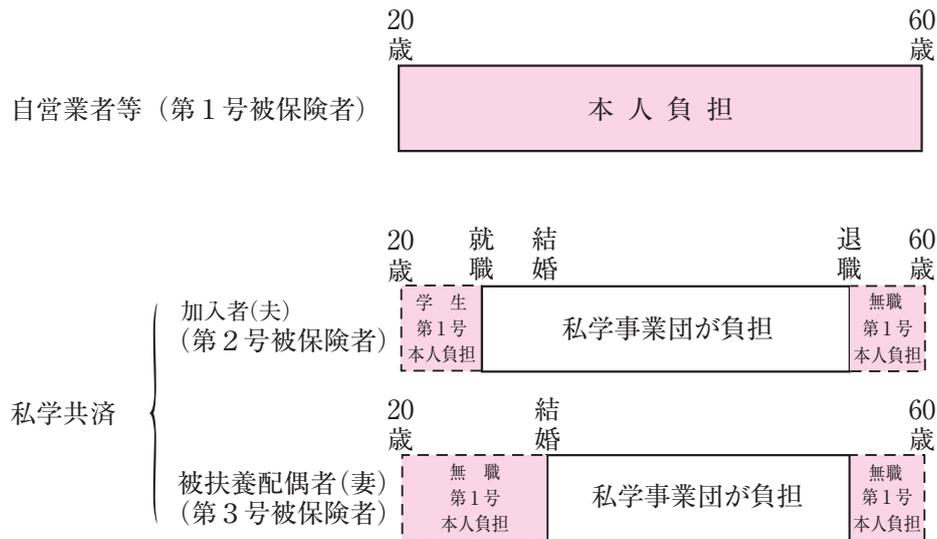
平成17年4月から、30歳未満の第1号被保険者について、一定の所得以下の場合、申請により保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度が創設され、さらに平成28年7月から、対象年齢が50歳未満まで拡大し、制度の名称も納付猶予制度となりました。ただし、この納付猶予制度は令和7年6月までの時限措置となっています。

なお、前述の免除及び猶予については、一定の期間を限度として遡って追納できるしくみとなっています。

2 第2号・第3号被保険者の保険料（基礎年金拠出金）

第2号被保険者及び第3号被保険者については、第2号被保険者が加入している厚生年金の実施機関が、第3号被保険者にかかる保険料も合わせて、基礎年金拠出金という形で国民年金に納付します。〔国年法第94条の2〕

第4部 年金等給付



したがって、国民年金の第2号被保険者である私学共済の加入者及び第3号被保険者である被扶養配偶者にかかる国民年金の保険料は、私学事業団が基礎年金拠出金として負担しますので、加入者個人が保険料を納付する必要はありません。

〔注〕 私学共済の加入者であっても、第2号被保険者としての資格を有しない加入者（65歳以上で老齢又は退職を事由とする年金の受給権を有する人）の被扶養配偶者は、第1号被保険者として保険料を納付しなければなりません。

第6節 給付の共通事項

1 年金額の改定

国民年金は、保険料水準固定方式の導入に伴い、保険料等の収入の範囲内で年金額を毎年自動的に改定するしくみとなっています。

この改定指標は、雇用者世帯と自営業者世帯の1人当たり所得の伸び率がほぼ同様となる傾向にあること等から、毎年度、新規裁定者の年金額については1人当たり手取り賃金の伸び率を共通の指標とし、68歳到達年度以降の人にかかる年金額については物価変動率を指標として改定が行われます。

なお、少子高齢化等の社会経済情勢の変動に対応するため給付水準を自動調整するマクロ経済スライド（P.357参照）による調整のしくみも導入されています（令和7年度の基礎年金額はP.359参照）。

2 年金額の端数計算

年金額に1円未満の端数が生じた場合は、50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数は1円に切り上げます。〔国年法第17条〕

3 併給調整

二つ以上の基礎年金の受給権をもっている人には、その選択により、そのうちの一つの年金が支給され、他の年金の支給は停止されます。〔国年法第20条〕

なお、基礎年金と私学共済など被用者年金制度の年金については併給されることがあります（P.634参照）。

基礎年金の併給調整

	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
老齢基礎年金	—	選 択	選 択
障害基礎年金	選 択	(併合認定)	選 択
遺族基礎年金	選 択	選 択	選 択

1) 支給停止解除申請による選択

基礎年金は、原則として給付事由の異なる年金を受けられることとなった場合は、その支給が停止されます。この場合、受給権者は自分の希望する年金について支給停止の解除を申請することにより、選択した年金が支給され、選択しなかった年金はその間支給停止されることとなります。すでに支給されている年金があり、後から別の年金受給権が生じた場合は、特段の申請がない限り、従来どおり先に生じた年金が支給されます。

2) 選択換えは可能

併給調整による選択は、**将来に向かって**選択換えをすることができ

ます。したがって、受給権の生じた年金については、選択するしないにかかわらず必ず請求してください（請求しないと、時効によって権利が消滅することがあります）。

3) 選択の手続き

併給調整による支給停止の解除申請及び選択換えを希望するときは、「年金受給選択申出書」に所定事項を記入し、国民年金と他制度の年金が同時に発生した場合はそれぞれの制度の管掌機関に、選択換えの場合は新たに選択する年金制度の管掌機関に提出してください。

4 第三者行為にかかる損害賠償及び支給停止

年金受給を受けることとなった障害や死亡が、第三者の加害行為によって生じた場合は、損害賠償金より先に年金が支払われているときには政府（保険者）が損害賠償の請求権を取得し、年金より先に損害賠償金が支払われているときには、政府がその価格の限度で給付をしないことができることになっています。〔国年法第22条〕

5 不正受給者などからの費用の徴収

偽りその他不正な手段により年金給付を受けた人があるときは、その受給した年金額に相当する金額の全部又は一部を、その人から徴収することができることになっています。〔国年法第23条〕

6 受給権の保護及び公課の禁止

国民年金の給付を受ける権利は、原則として、譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることができません。また、租税その他の公課は、支給された金銭について課せられません。

ただし、老齢基礎年金については、国税滞納処分（その例による処分を含みます）により差し押さえることができ、課税することができることになっています。〔国年法第24条，第25条〕

なお、国民年金の受給権は、令和4年3月まで独立行政法人福祉医療機構による公的年金担保融資（小口貸付）に対して、担保に供すること

ができました。

7 不服申し立て

基礎年金の裁定や受給権の消滅など日本年金機構又は年金事務所が行った処分に不服があるときは、社会保険審査官、社会保険審査会に不服の申し立てができます。〔国年法第101条〕

社会保険審査官に不服を申し立てできるのは、厚生労働大臣や日本年金機構の処分を知った日の翌日から起算して3か月以内となっています。その決定にさらに不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会に再審査請求できます。

なお、私学共済の加入者期間中に初診日のある障害基礎年金の請求書の受け付け及び障害程度の認定については、私学事業団が行うことになっていますが、私学事業団が行った障害程度の認定について不服があるときは、私学事業団の共済審査会（P.1049参照）に対して不服の申し立てを行うことができます。〔法第36条〕

8 時効

国民年金の保険料等の徴収、還付を受ける権利は2年を経過したとき、年金を受ける権利は5年を経過したときに、それぞれ時効によって消滅します。〔国年法第102条〕

9 給付の制限

障害又は死亡という保険事故については、反社会的行為などにより給付事由を生じさせたとき等の場合、給付を制限します。〔国年法第69条～73条〕

- (1) 故意に障害を生じさせた人の当該障害については、障害基礎年金を支給しません。
- (2) 故意の犯罪行為、重大な過失又は正当な理由がなく療養の指示に従わないことによって生じた障害や死亡に関する給付は、その全部又は一部について支給しません。

- (3) 被保険者，被保険者であった人又は被保険者の死亡によって遺族基礎年金の受給者となるべき人を故意に死亡させた人には，遺族基礎年金を支給しません。また，遺族基礎年金の受給権者が，他の受給権者を故意に死亡させたとき，その受給権は消滅します。
- (4) 日本年金機構や年金事務所の行う調査等に対して，正当な理由がなく調査に必要な書類等を提出しなかったり，職員の質問に応じなかったり，正当な理由なく医師等の診断に従わなかったり拒んだときは，年金の全部又は一部について支給を停止します。
- (5) 年金の支払いに必要な届け出に対して，受給権者が正当な理由なくして届け出をしないとき，又は必要な書類の提出がないときは年金の支払いを一時差し止めます。

10 戸籍事項の無料証明

市区町村長は，被保険者，被保険者であった人，又は年金受給権者等に対して，その条例で定めるところにより，被保険者の戸籍等について無料で証明を行うことができます。〔国年法第104条〕

第7節 基礎年金の支払い等

基礎年金は，日本年金機構が年金の受給権者に支払います。

1 支払いの共通事項

1) 支給期間と停止期間

基礎年金は，その給付事由が生じた日の属する月の翌月から，その事由のなくなった日の属する月までの分が支給されます。〔国年法第18条第1項〕

年金の支給を停止すべき事由が生じたときは，その事由が生じた日の属する月の翌月から，その事由のなくなった日の属する月までの分の支給が停止されます。〔国年法第18条第2項〕

〔注〕「給付事由が生じた日」とは、老齢基礎年金は65歳に到達した日（65歳の誕生日の前日、65歳以降に受給資格期間を満たしたときはその日）、障害基礎年金は障害認定日（事後重症では請求した日、初診日が20歳前の場合は20歳に到達した日）、遺族基礎年金は死亡した日（失踪宣告の場合を含みます）をいいます。

2) 支払月と支払月分

基礎年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月にそれぞれ前月までの分（2か月分）が支給されます。〔国年法第18条第3項〕

3) 支払日と支払額

基礎年金の支払日は、毎支払月の15日（その日が土・日曜日及び祝日などのときは直前の平日）となっています。

支払額は、基礎年金裁定通知書に記載されている支給年金額の6分の1です。この場合、各支払月ごとの支払額に1円未満の端数が生じるときは、その端数は切り捨て、毎年2月支払月の支給額に加算します。〔国年法第18条の2〕

支払月 及び支払日	支払月分	支払額
2月15日	前年12月と1月の2か月分	年金額の $\frac{1}{6}$ ずつ
4月15日	2月、3月の2か月分	
6月15日	4月、5月の2か月分	
8月15日	6月、7月の2か月分	
10月15日	8月、9月の2か月分	
12月15日	10月、11月の2か月分	

2 支払方法及びその受領方法

基礎年金の支払いは、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、ゆうちょ銀行などの金融機関を通して行われます。その選択は、裁定請求書に記入して申請します。なお、支払機関を変更したいときは「年金

受給権者「受取機関変更届」を年金事務所に提出してください。

〈基礎年金を受領できる銀行等〉

- ① 都市銀行，地方銀行，ゆうちょ銀行，信託銀行
- ② 全信連加盟の信用金庫
- ③ 労働金庫及び信用組合
- ④ 信用業務を扱っている農協及び漁協
- ⑤ 一部のインターネット専門銀行

3 未支給年金の受給者

基礎年金の受給権者が裁定請求をしないまま死亡したときや，年金受給中に死亡したため受け取っていない年金が残っているときは，受給権者と生計を同じくしていた配偶者，子，父母，孫，祖父母，兄弟姉妹，その他3親等内の親族は，この順で受給権者が死亡するまでに受けるべきであった年金の支払いを請求することができます。〔国年法第19条〕

第8節 年金受給権者の諸手続き

年金受給権者が氏名や受取機関を変更した場合などは，日本年金機構又は年金事務所に届け出なければなりません（届出用紙は年金事務所に備え付けています）。〔国年施行規則第19～21条〕

また，住基ネットを通して本人確認情報の提供を受けることができない年金受給権者は，原則として毎年一定の時期に「年金受給権者現況届」を提出しなければなりません。〔国年施行規則第18条，第36条，第51条〕

年金受給権者が行う届け出の例（老齢・障害・遺族基礎年金に共通のもの）

届け出を必要とする事由	届書の名称	提出期限	提出先
誕生日がきたとき〔注1〕	年金受給権者現況届	誕生月の末日まで	日本年金機構
氏名を変えたとき	年金受給権者氏名変更届	14日以内 〔注2〕	年金事務所を通じ 日本年金機構

第2章 国民年金

住所を変えるとき	年金受給権者住所変更届	14日以内 〔注2〕	〃
年金の受取先を変えるとき	年金受給権者受取機関変更届	速やかに	〃
年金証書をなくしたとき	年金証書再交付申請書	〃	〃
年金を受けている人が死亡したとき	年金受給権者死亡届	14日以内 〔注2〕	年金事務所 〔遺族基礎・障害基礎〕 のみは市町村役場
未支給年金・保険給付を受けようとするとき	年金 未支給 年金 保険給付 請求書	速やかに	〃
二つ以上の年金が受けられるようになったとき	年金受給選択申出書	〃	後発年金の裁定請求書の請求先（市区町村、年金事務所、私学事業団、各共済組合）

〔注1〕 住基ネットを通して確認ができる人等には送付されません。

〔注2〕 住基ネットを通して確認ができる人は原則提出不要です。

ただし遺族年金を受けている方で氏名を変えたときは、氏名変更の理由を確認する必要があります。

第3章 私学共済制度における年金等給付

第1節 一元化前・後の給付のしくみ

1 一元化前の給付のしくみ

年金給付のしくみは大きく二つに分かれており、基礎年金の上乗せ給付として、「民間サラリーマン」に対しては厚生年金が日本年金機構から、「私学教職員及び公務員」に対しては共済年金が私学事業団及び各共済組合から、それぞれ支給されていました（P.337図参照）。

「1階部分」は、全国民共通の年金として、加入した期間の長さ等に比例して計算され、支給される老齢基礎年金です。老齢基礎年金は、日本年金機構が支給します。

「2階部分」は、厚生年金や共済年金として、それぞれの加入した期間の長さや加入者の報酬に基づき計算され、支給される年金です（報酬比例部分）。

さらに、私学教職員及び公務員については、公的年金として支給される共済年金の一部として「3階部分」が、「2階部分」と同様のしくみで加入期間及び報酬に基づき計算され、支給されます（職域部分）。

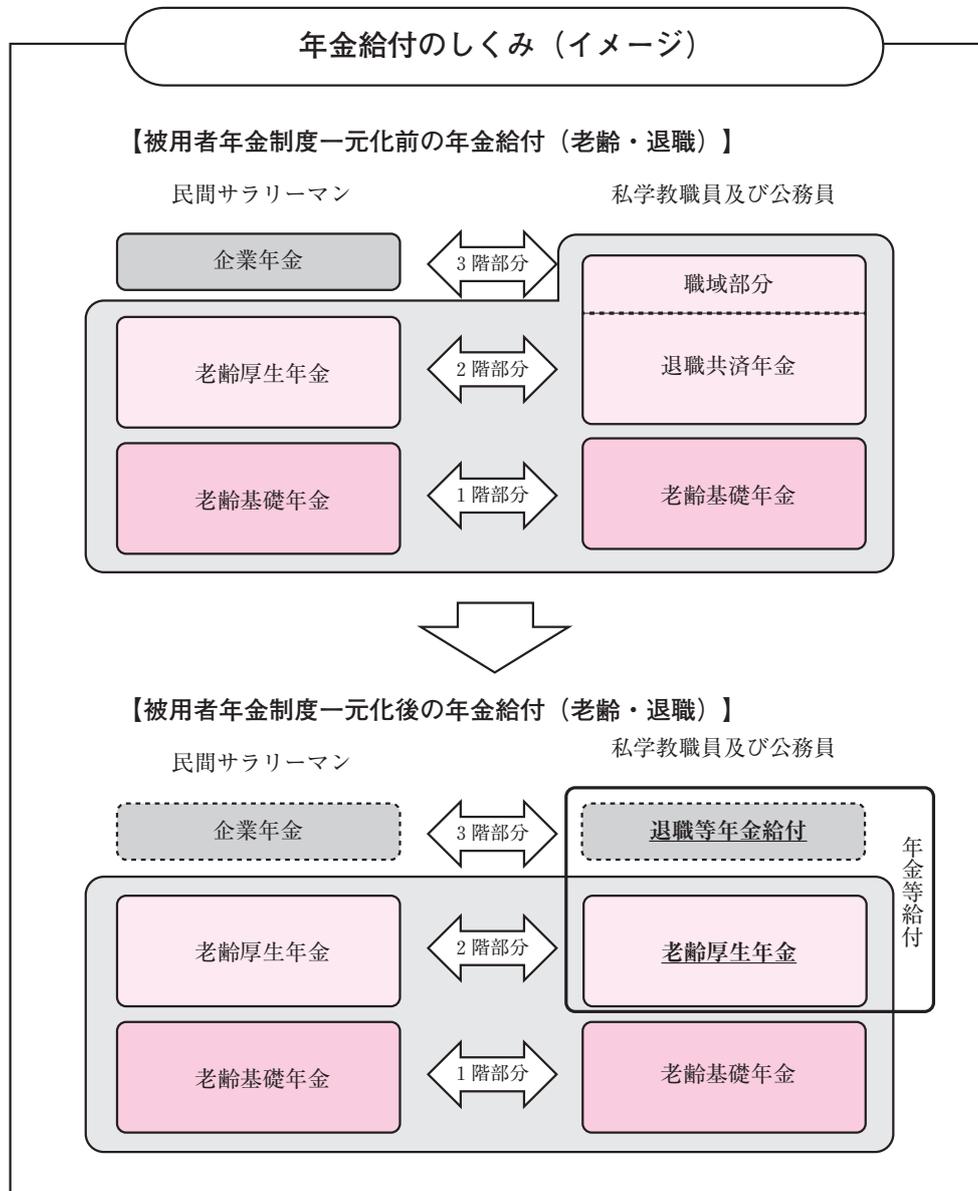
なお、民間サラリーマンについても、「3階部分」として、各企業が加入する確定給付企業年金等の企業年金が支給される場合があります。次頁のうち、この企業年金を除くものが、公的年金になります。

2 一元化後の給付のしくみ

被用者年金制度の一元化に伴い、私学教職員及び公務員も厚生年金保険の被保険者となり、また、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び私学事業団は、日本年金機構同様、厚生年金保険の給

第3章 私学共済制度における年金等給付

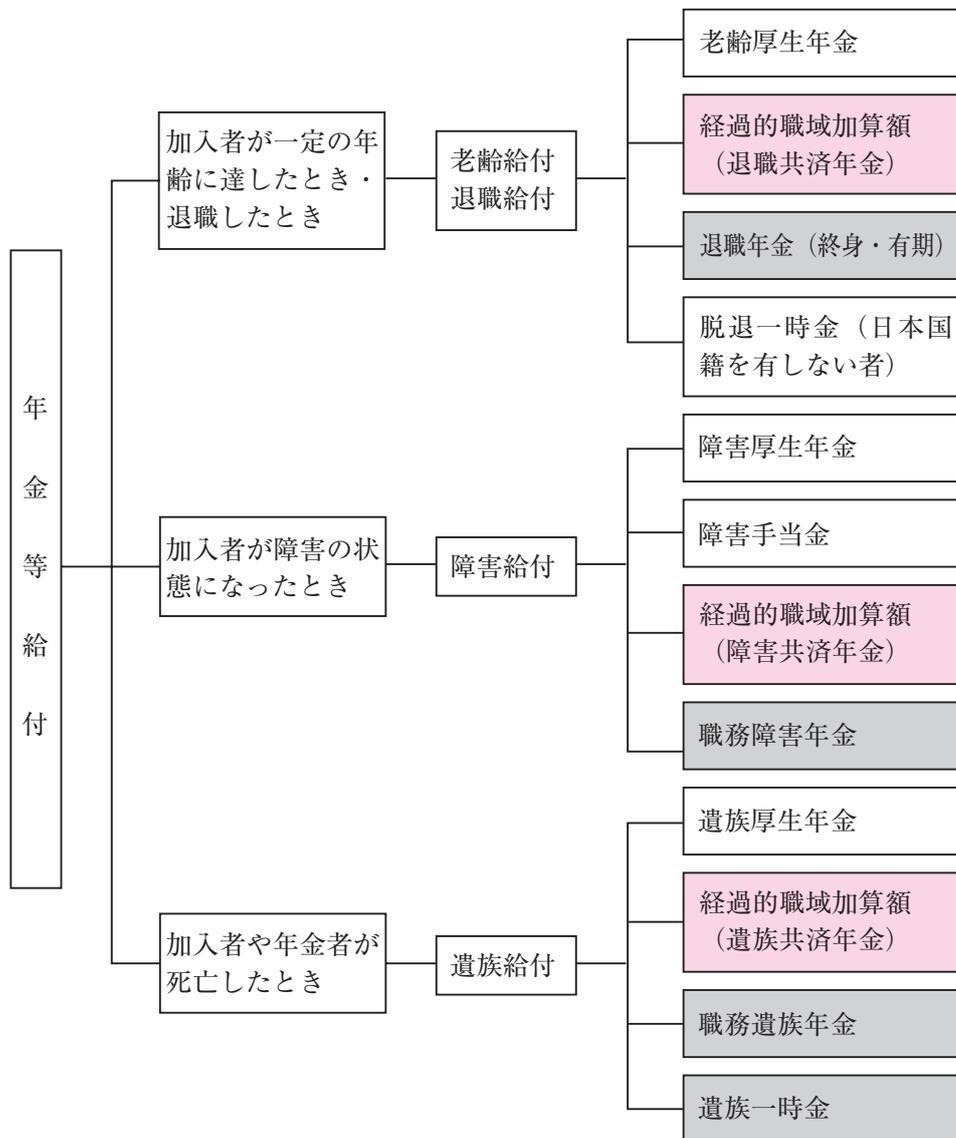
付を行う「実施機関」と位置付けられました。平成27年10月以降に受給権が発生する「報酬比例部分（2階部分）」の年金は厚生年金として、各実施機関から支給されます。また、公的年金に位置付けられていた共済年金の職域部分の年金（旧3階年金）は廃止され、廃止後は新たな年金として退職等年金給付（新3階年金）が創設されました。この退職等年金給付にかかる掛金は、短期給付等の掛金や加入者保険料（厚生年金保険としての保険料）と併せて私学事業団が徴収します。



第2節 年金等給付のあらまし及び共通事項

1 年金等給付の種類

私学事業団が決定・支給する年金等給付は、厚生年金給付・**経過的職域加算額（共済年金）**・退職等年金給付からなり、加入者が一定の年齢に達したときや退職したとき、障害の状態になったとき、死亡したときに、加入者や遺族の生活の安定のために支払われる年金や一時金の給付をいいます。



2 年金等給付と基礎年金

厚生年金給付，経過的職域加算額（共済年金），退職等年金給付と国民年金の給付をそれぞれ給付事由ごとに示すと次のようになります。

給付事由	私学事業団の年金等給付	国民年金の給付
老 退 齢 職	老齢厚生年金 経過的職域加算額（退職共済年金） 退職年金（終身・有期） 日本国籍を有しない者の脱退一時金	老齢基礎年金 日本国籍を有しない者の脱退一時金
障 害	障害厚生年金〈障害等級1～3級〉 障害手当金〈障害等級3級に該当しない程度するとき〉 経過的職域加算額（障害共済年金）〈障害等級1～3級〉 職務障害年金〈障害等級1～3級かつ職務上のみ〉	障害基礎年金〈障害等級1～2級のみ〉
死 亡	遺族厚生年金 経過的職域加算額（遺族共済年金） 職務遺族年金〈職務上のみ〉 遺族一時金	遺族基礎年金〈子又は子のいる配偶者のみ〉

3 平成27年10月前後の年金等給付の受給パターン

1) 一元化前に共済年金の受給権が発生している場合〈事例①②〉

一元化前に既に共済年金の受給権が発生している場合は，一元化後も引き続き共済年金が支給されます。〔被用者年金一元化法附則第79条〕

ただし，一元化前に特別支給の退職共済年金（65歳前の年金給付）の受給権が発生していて，一元化後に65歳に到達する場合，特別支給の退職共済年金は65歳到達日に失権となり，65歳からの年金給付は，新たに本来支給の老齢厚生年金となります。〔被用者年金一元化法附則第11条第3項〕 また，一元化前の加入期間を算定基礎とする経過的職域加算額（退職共済年金）が発生します。〔被用者年金一元化法附則第

78条]

- 2) 一元化前の加入期間を有する人が一元化後に年金の受給権が発生する場合〈事例③〉

一元化後に受給権が発生する年金給付の算定基礎とされる加入期間は、一元化前の期間も第4号厚生年金被保険者期間とみなされます。ただし、脱退一時金の算定基礎となった加入期間は除かれます。〔被用者年金一元化法附則第7条〕

また、標準給与の月額及び標準賞与の額についても、第4号厚生年金被保険者期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額とみなされます。〔被用者年金一元化法附則第8条〕

したがって、一元化前の加入期間も含めて厚生年金給付となります。その年金額の構成については基本的に報酬比例部分（2階相当部分）になります。

共済年金制度独自のものである職域部分は廃止されましたが、一元化前（平成27年9月以前）の加入期間については職域部分の期待権が含まれていたものであるため、厚生年金給付とは別に、平成27年9月までの加入期間を算定基礎とする経過的職域加算額（共済年金）が発生します。〔被用者年金一元化法附則第78条，平成27年国共済経過措置政令第6条，第7条による読み替え後の改正前国共済法第76条，第81条，第88条等〕

- 3) 一元化後の加入期間に対する3階部分の給付〈事例④〉

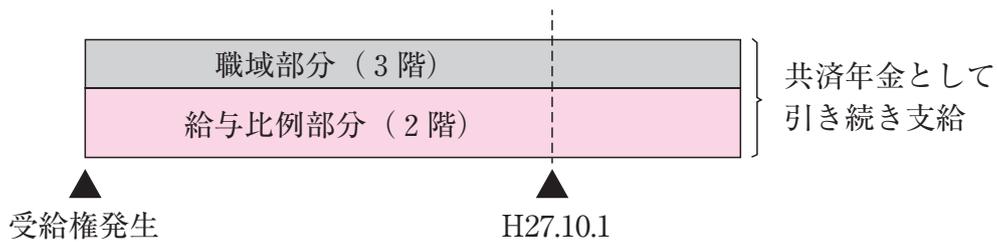
共済年金独自のものである職域部分（3階相当部分）は廃止となりましたが、平成27年10月以降の加入期間を算定基礎とする退職等年金給付（新3階年金）が発生します。〔法第20条第2項，平成24年国共済改正法附則第9条，第10条〕

〈事例〉

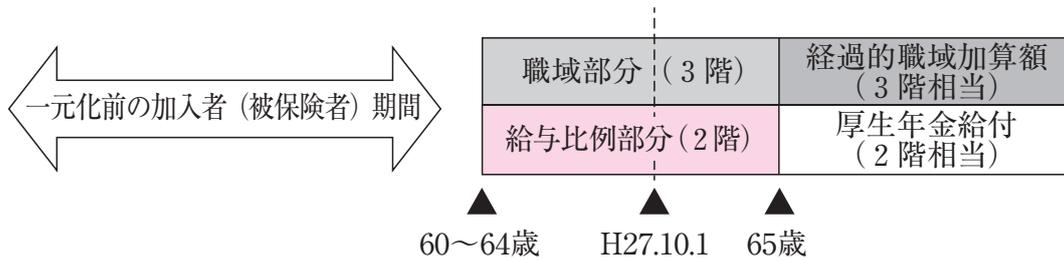
① 平成27年9月30日までに受給権が発生した年金

これまでどおり，共済年金の給付として私学事業団が決定・支払いを行います。

一元化前に受給権が発生した共済年金



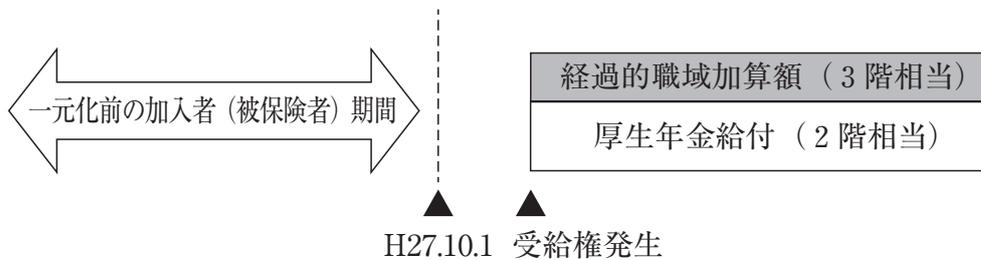
② 平成27年9月30日までに特別支給の退職共済年金の受給権が発生し平成27年10月1日以降に65歳に到達する人の年金



③ 平成27年10月1日以降に受給権が発生する年金

厚生年金給付，経過的職域加算額（共済年金）として，私学事業団が決定・支払いを行います。

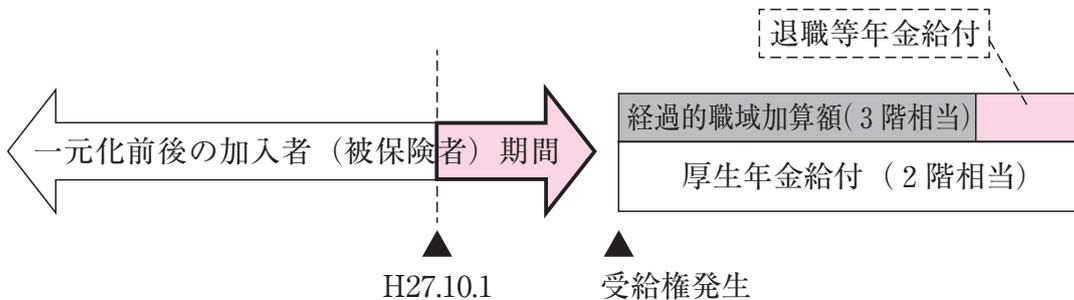
（経過的職域加算額は，H27.9までの期間に対してのみ）



第4部 年金等給付

④ 平成27年10月以降も加入期間を有し、平成27年10月1日以降に受給権が発生する年金

(退職等年金給付は、H27.10以降の期間に対してのみ)



4 給付の決定

厚生年金保険の事務については、被保険者の種別（第1号～第4号厚生年金被保険者）ごとに所管する実施機関（日本年金機構、国共済、地共済及び私学事業団）が行うことになっており、私学事業団は第4号厚生年金被保険者期間にかかる年金の決定及び支払いを行うこととなります。また、経過的職域加算額（共済年金）及び退職等年金給付の決定及び支払いも私学事業団が行います。〔厚年法第2条の5、第33条、国共済法第39条、被用者年金一元化法附則第81条、事業団法第23条〕

これらの給付の決定をした人に対しては給付ごとに年金証書を交付します。

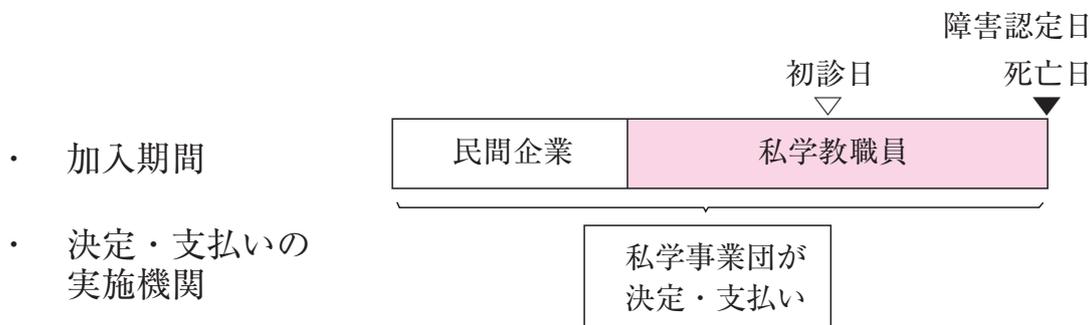
〈年金の決定・支払いのイメージ〉

① 老齢厚生年金及び遺族厚生年金（長期要件：老齢給付の受給権を有する人が死亡した場合）等

・ 加入期間	民間企業	私学教職員
・ 決定・支払いの実施機関	日本年金機構が決定・支払い	私学事業団が決定・支払い

なお、障害給付、遺族給付については、給付事由が生じた実施機関において決定・支払いをすることがあります。

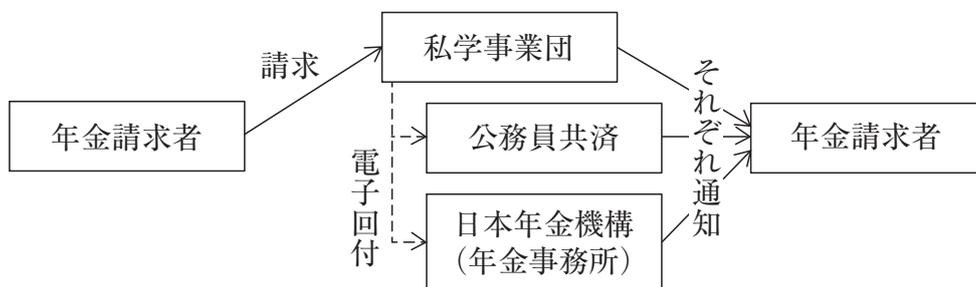
② 障害厚生年金，障害手当金及び遺族厚生年金（短期要件：被保険者が死亡した場合）



5 請求書・届書のワンストップサービス

一元化前は，請求者が加入していた制度すべてに，それぞれ請求・届出を行わなければならなかったものが，一元化後は，一部の請求書・届書を除き，実施機関間で統一した様式を使用し，原則，一つの請求書類及び添付書類を整備し，希望するいずれか1か所の実施機関に請求手続きを行えばよいことになりました。したがって，民間企業や公務員共済に加入した経歴のある人についても，私学事業団に請求手続きを行うことによって他の実施機関の請求も行ったこととなります。これをワンストップサービスといいます。

なお，1か所の実施機関で受け付けられた請求書類及び届出書類については，実施機関間の情報連携により関係する他の実施機関に回付され，年金額の決定・支払い及び届出内容の変更については各実施機関単位で行います。



ただし，障害厚生年金の請求，65歳時の老齢厚生年金の請求や日本国籍を有しない人に対する脱退一時金の請求等，ワンストップサービスの対象とならないものがあります。

6 時効

- (1) 厚生年金給付及び経過的職域加算額（共済年金）を受ける権利は、その給付事由が生じた日から5年を経過したときは、時効によって消滅します。

ただし、年金を受ける権利（基本権）については、当該年金たる給付がその全額につき支給を停止されている間は、時効は進行しません。

[厚年法第92条第1項、第2項、平成27年国共済経過措置政令第12条第1項による読み替え後の厚年法第92条第1項、第2項]

- (2) 退職等年金給付を受ける権利は、その給付事由の生じた日から5年を経過したときは、時効によって消滅します。〔国共済法第111条〕

第3節 被保険者期間と平均標準報酬（月）額

1 被保険者の種別

一元化後は、国家公務員、地方公務員及び私立学校教職員はすべて厚生年金の被保険者となり、次のように被保険者の種別が区分されています。

- ・民間被用者：第1号厚生年金被保険者（一般厚年被保険者）
- ・国家公務員：第2号厚生年金被保険者（国共済厚年被保険者）
- ・地方公務員：第3号厚生年金被保険者（地共済厚年被保険者）
- ・私学教職員：第4号厚生年金被保険者（私学共済厚年被保険者）

2 被保険者の資格の得喪

厚生年金における被保険者資格の取得及び喪失は、被保険者の種別ごとに適用します。厚生年金の適用を受ける私学教職員となった日に第4号厚生年金被保険者の資格を取得し、次の①～③のいずれかに該当したときに資格を喪失します。

- ① 死亡したとき：死亡日の翌日が資格喪失日
- ② 退職したとき：退職日の翌日が資格喪失日。ただし、退職日に他

の号の被保険者の資格を取得したときは、退職日が資格喪失日

③ 70歳に達したとき：70歳の誕生日の前日が資格喪失日

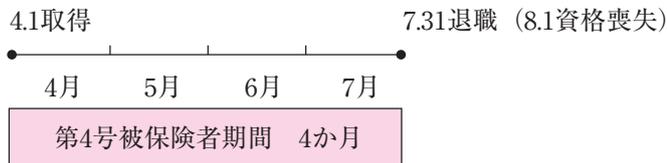
3 給付の算定基礎となる被保険者期間の計算

被保険者期間は、被保険者の資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の属する月の前月までの月数で、月単位で計算します。

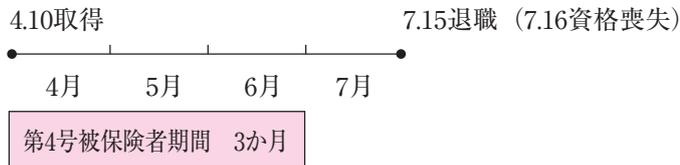
なお、第4号厚生年金被保険者が資格喪失後、再び第4号厚生年金被保険者となったときは、前後の第4号厚生年金被保険者期間を合算します。

〈事例〉年金等給付の算定基礎となる第4号厚生年金被保険者期間

〈一般的な例〉



〈月の中途の取得・喪失の例〉



〈資格継続の場合〉



〈70歳に到達した場合〉 誕生日7.12



4 異なる種別の厚生年金被保険者となる場合の被保険者期間の計算

厚生年金被保険者の種別が複数あるときは、前述のとおりそれぞれの種別ごとに被保険者期間が計算されます。

第4号厚生年金被保険者の資格を取得した日の属する月に第4号厚生年金被保険者の資格を喪失したときは、その月を1月として計算します。ただし、その月にさらに他の種別の厚生年金被保険者の資格を取得したときは、第4号厚生年金被保険者期間に算入しません。

〈事例〉 同一月の得喪

〈他の種別の被保険者とならない場合〉

4.1取得 4.20退職（4.21資格喪失）



第4号厚年 1月

〈他の種別の被保険者となる場合〉

4.1取得 4.20退職（4.21資格喪失）



第4号厚年 0月

4.21取得（民間事業所） 4.30退職（5.1資格喪失）



第1号厚年 1月

5 一元化前の私学共済の加入者期間

私学共済制度における一元化前の加入期間は第4号厚生年金被保険者期間とみなされます。

ただし、脱退一時金の算定基礎となった加入期間は除かれます。〔被用者年金一元化法附則第7条〕

また、一元化前に私学共済制度の加入者期間に算入することとされた次の期間についても、第4号厚生年金被保険者期間とみなされます。

- (1) 私学共済制度設立（昭和29年1月1日）の際，現に厚生年金の被保険者であって，私学共済設立と同時に加入者となった人の厚生年金の被保険者であった期間〔一元化による改正前私学共済法附則第13項〕
- (2) 恩給財団解散（昭和29年1月1日）の際，現にその加入教職員である人の恩給財団加入教職員であった期間〔一元化による改正前私学共済法附則第14項〕

なお，恩給財団加入以前から，引き続き恩給財団に加盟していた学校に勤務し，その加入前の勤続期間が5年以上ある場合は，その5分の1に相当する年月数（6年を限度）を恩給財団の加入期間に合算されます。〔恩給財団寄付行為実施規程第16条〕

- (3) 切替加入者の当該厚生年金の被保険者であった期間〔昭和48年年金改定法附則第4項〕
- (4) 沖縄の私立学校教職共済組合法（1971年立法第83号，昭和46年10月1日施行）の規定による沖縄私学共済の加入者であった期間及び沖縄私学共済の加入者に算入された期間（沖縄私学共済制度の設立まで引き続けている期間に限ります）〔沖縄復帰特別措置法第96条〕

なお，沖縄私学共済の加入者であった期間に算入された期間のうち，昭和44年12月31日以前の期間（この期間を「控除期間」といいます）については，年金額の算定に当たって特別の控除計算がされます。

- 〔注〕 前記(1)と(2)の期間が重複するときは，長い方の期間（同じ場合は，いずれか一方の期間）を算入します。〔一元化による改正前私学共済法附則第16項〕

6 一元化前に受給権が発生している退職共済年金等の算定基礎となっている私学共済の加入者期間の取り扱い

前記5のとおり，一元化前の私学共済の加入者期間を第4号厚生年金被保険者期間にみなして老齢厚生年金を計算することになりますが，一

元化施行日の前日において退職共済年金，退職年金，減額退職年金もしくは通算退職年金の受給権を有している場合には，その退職共済年金等の算定基礎となっている期間は，老齢厚生年金の算定基礎となる期間とはしません。

ただし，一元化前に特別支給の退職共済年金を受給している人は，一元化以降に65歳に達すると特別支給の退職共済年金は失権し，65歳以降は新たに本来支給の老齢厚生年金の受給権が発生することになります。その場合の年金額の算定基礎には，一元化前の私学共済の加入者期間が算入されます。〔被用者年金一元化法附則第11条第1項，第3項〕

7 一元化前の私学共済の加入者期間にかかる標準給与の月額及び標準賞与の額の取り扱い

一元化前の私学共済の加入者期間にかかる標準給与の月額及び標準賞与の額についても，加入者期間同様，第4号厚生年金被保険者期間にかかる各月の標準報酬月額及び標準賞与額とみなされます。〔被用者年金一元化法附則第8条〕

8 厚生年金給付及び経過的職域加算額（共済年金）の額の算定に当たって基準となる平均標準報酬額及び平均標準報酬月額

1) 平均標準報酬額と平均標準報酬月額

厚生年金給付及び経過的職域加算額（共済年金）の額は，平均標準報酬額を基準として算定します。〔厚年法第43条第1項，平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第72条の2〕

ただし，被保険者期間の全部又は一部が平成15年3月以前の期間である場合は，当該被保険者期間については平均標準報酬月額を基準として算定します。〔平成12年国年等改正法附則第20条，平成27年国共済経過措置政令第13条第1項による読み替え後の平成12年国共済改正法附則第11条〕

平均標準報酬額：「平成15年4月以降の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額を再評価したものの総額を当該被保険者期間の月数で除して得た額」です。

平均標準報酬月額：原則として「平成15年3月以前の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を再評価したものの総額を当該被保険者期間の月数で除して得た額」です。

〔注〕 平均標準報酬額及び平均標準報酬月額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げます。〔厚年政令第3条，平成27年改正政令第12条第1項による読み替え後の改正前法第24条第1項〕

2) 昭和61年4月1日以前の各月の標準報酬月額

一元化前の私学共済の加入者期間にかかる標準給与の月額は、第4号厚生年金被保険者期間にかかる各月の標準報酬月額とみなされますが、昭和61年4月1日以前の各月の標準給与の月額は、一元化後においても私学共済固有の再評価したものを昭和61年4月1日以前の各月の第4号厚生年金被保険者期間の標準報酬月額とみなします。〔被用者年金一元化法附則第8条第1項，昭和60年改正法附則第4条〕

(1) 昭和61年4月1日に引き続く被保険者期間の標準報酬月額

原則として、昭和61年3月31日以前5年間（昭和56年4月～昭和61年3月）の被保険者期間における標準報酬月額を昭和60年度の水準まで引き上げた後の額（被保険者期間の区分に応じた率（P.352表1参照）を当該標準報酬月額に乗じて得た額を加算した後の額）の平均額に、その人の昭和61年4月1日まで引き続く被保険者期間の年数に応じた補正率（P.352表2参照）を乗じて得た額を、昭和61年4月1日まで引き続く被保険者期間の各月の標準報酬月額とみなします。

ただし、昭和29年1月1日以降昭和61年4月1日まで引き続く被保

険者期間における各月の標準報酬月額を再評価率（P.352表3参照）により乗じた後の額の総額の平均額が上回る場合は、その額をもって当該被保険者期間の各月の標準報酬月額とみなします。

(2) 昭和61年3月31日以前退職にかかる被保険者期間の標準報酬月額

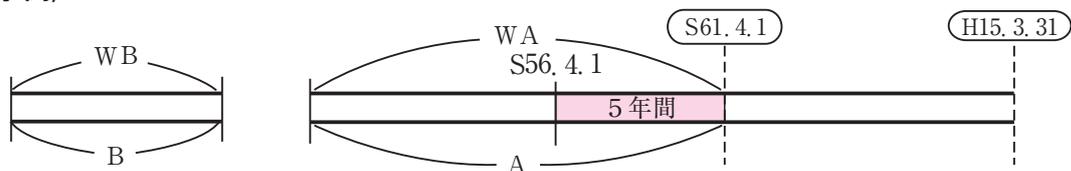
原則として、昭和61年3月31日以前の退職にかかる被保険者期間ごとに、昭和61年3月31日においてその人が受給権を有していた通算退職年金の額（同日に通算退職年金の受給権を有していなかった人については、退職時受給権を有していたとしたならば同日において受けるべき通算退職年金の額）の算定基礎となっている旧共済法の規定による平均標準給与月額（昭和60年3月31日以前に退職した人については、昭和60年度の水準にするため、P.353表4により増額改定した後の額）に、5年換算率（P.353表5参照）を乗じて5年間の平均の額にみなし、その額に補正率（P.352表2参照）を乗じて得た額を当該被保険者期間の各月の標準報酬月額とみなします。

ただし、前記(1)と同様に、当該被保険者期間（昭和29年1月1日以降の被保険者期間に限ります）の各月の標準報酬月額に再評価率（P.352表3参照）を乗じた後の額の総額の平均額が上回る場合は、その額をもって当該被保険者期間の各月の標準報酬月額とみなします。

なお、前記(1)又は(2)の算出方法により算出された昭和61年3月31日以前の被保険者期間の各月の標準報酬月額とみなされた額が47万円を超える場合は、47万円を標準報酬月額とみなします。

また、5年平均や5年換算を算出するに当たっては、昭和60年度中に標準報酬変更や定時決定で標準報酬月額が上位の等級に改定された人及び昭和60年度中に報酬月額が46万5,000円以上であることにより46万円を標準報酬月額とされた期間を有する人にかかる標準報酬月額などについては一定の加算が行われます。

〈事例〉



- ① 昭和61年4月1日に引き続く期間 (A) の標準報酬月額 (WA) 次のうち、いずれか高い額 (ただし、47万円を限度とします)

$$\left[\begin{array}{l} \text{(a)} \quad \begin{array}{l} \text{S61.3.31以前5年間の標準報酬月額} \\ \text{(P.352表1) の率を乗じた額を加算} \\ \text{した額の平均} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{A期間分の補正} \\ \text{率 (P.352表2)} \end{array} \\ \text{(b)} \quad \frac{\text{(A期間の各月の標準報酬月額} \times \text{再評価率 (P.352表3)) の総額}}{\text{A期間の月数}} \end{array} \right.$$

〔注〕 (b)の算定対象期間は、昭和29年1月以降 (「恩給財団の従前の例による者であった期間」を有する人については昭和37年1月以降, 「沖縄私学共済の加入者期間に算入された期間」を有する人については昭和45年1月以降) の被保険者期間です (②(b)も同じ)。

- ② 昭和61年3月31日以前に退職している期間 (B) の標準報酬月額 (WB) 次のうち、いずれか高い額 (ただし、47万円を限度とします)

$$\left[\begin{array}{l} \text{(a)} \quad \frac{\begin{array}{l} \text{S60.3.31以前に退職した人に限ります} \\ \text{*} \\ \text{(S61.3.31時点の旧平均標準給与年額} \times \text{年額に応じた改定率} + \text{加算額)} \\ \text{(P.353表4)} \\ \text{退職年金, 減額退職年金, 障害年金の受給権者の場合は, S61.4.1時点の平均標準給与の年額} \\ \times \frac{1}{12} \times \text{B期間の5年換算率} \times \text{B期間の補正率} \\ \text{(P.353表5)} \quad \text{(P.352表2)} \end{array}}{\text{B期間の月数}} \\ \text{(b)} \quad \frac{\text{(B期間の各月の標準報酬月額} \times \text{再評価率 (P.352表3)) の総額}}{\text{B期間の月数}} \end{array} \right.$$

* 旧共済法の規定による通算退職年金の算定基礎となる旧平均標準給与月額12倍に相当する額をいいます。

- 〔注〕 ①退職が2回以上ある場合は各期間ごとに算定します。
②昭和36年12月以前に退職している期間については、算定方法が異なります。

第4部 年金等給付

表1 加算額算出率

期間の区分	率
昭和56年4月～昭和57年3月	0.109
昭和57年4月～昭和58年3月	0.109
昭和58年4月～昭和59年3月	0.087
昭和59年4月～昭和60年3月	0.052

表2 補正率

S 61.4.1まで引き続く 期間の年数の区分	比率
5年以下	1.000
5年を超え6年以下	0.993
6年を超え7年以下	0.977
7年を超え8年以下	0.961
8年を超え9年以下	0.943
9年を超え10年以下	0.926
10年を超え11年以下	0.911
11年を超え12年以下	0.895
12年を超え13年以下	0.880
13年を超え14年以下	0.865
14年を超え15年以下	0.851
15年を超え16年以下	0.837
16年を超え17年以下	0.825
17年を超え18年以下	0.812
18年を超え19年以下	0.799
19年を超え20年以下	0.787
20年を超え21年以下	0.776
21年を超え22年以下	0.765
22年を超え23年以下	0.755
23年を超え24年以下	0.744
24年を超え25年以下	0.735
25年を超え26年以下	0.727
26年を超え27年以下	0.720
27年を超え28年以下	0.712
28年を超え29年以下	0.707
29年を超え30年以下	0.702
30年を超え31年以下	0.697
31年を超え32年以下	0.693
32年を超え33年以下	0.689
33年を超え34年以下	0.687
34年を超えるもの	0.685

表3 再評価率

期間の区分	乗率
昭和29年1月～昭和30年3月	21.38
昭和30年4月～昭和31年3月	20.42
昭和31年4月～昭和32年5月	19.63
昭和32年6月～昭和34年3月	17.78
昭和34年4月～昭和35年3月	16.81
昭和35年4月～昭和36年12月	15.10
昭和37年1月～昭和38年3月	11.74
昭和38年4月～昭和39年3月	10.39
昭和39年4月～昭和40年6月	9.30
昭和40年7月～昭和42年3月	7.77
昭和42年4月～昭和43年3月	6.96
昭和43年4月～昭和44年10月	6.20
昭和44年11月～昭和46年9月	5.04
昭和46年10月～昭和47年9月	4.13
昭和47年10月～昭和48年9月	3.59
昭和48年10月～昭和49年8月	2.95
昭和49年9月～昭和50年7月	2.32
昭和50年8月～昭和51年6月	1.90
昭和51年7月～昭和52年3月	1.70
昭和52年4月～昭和53年3月	1.57
昭和53年4月～昭和54年3月	1.44
昭和54年4月～昭和55年3月	1.35
昭和55年4月～昭和56年3月	1.26
昭和56年4月～昭和57年3月	1.19
昭和57年4月～昭和58年3月	1.12
昭和58年4月～昭和59年3月	1.08
昭和59年4月～昭和60年3月	1.04
昭和60年4月～昭和61年3月	1.00

表4 給与改定率(昭和60年3月31日以前に退職した人に限ります)

年額の区分	率	加算額
1,200,000円未満	1.053	
1,200,000円以上5,388,236円未満	1.051	2,400円
5,388,236円以上	1.000	277,200円

表5 5年換算率

期間の年数の区分	比率		
1年以下	1.000	17年を超え18年以下	0.924
1年を超え2年以下	0.988	18年を超え19年以下	0.925
2年を超え3年以下	0.967	19年を超え20年以下	0.926
3年を超え4年以下	0.950	20年を超え21年以下	0.927
4年を超え5年以下	0.936	21年を超え22年以下	0.928
5年を超え6年以下	0.926	22年を超え23年以下	0.930
6年を超え7年以下	0.918	23年を超え24年以下	0.932
7年を超え8年以下	0.913	24年を超え25年以下	0.935
8年を超え9年以下	0.910	25年を超え26年以下	0.938
9年を超え10年以下	0.909	26年を超え27年以下	0.941
10年を超え11年以下	0.909	27年を超え28年以下	0.944
11年を超え12年以下	0.911	28年を超え29年以下	0.947
12年を超え13年以下	0.913	29年を超え30年以下	0.950
13年を超え14年以下	0.916	30年を超え31年以下	0.953
14年を超え15年以下	0.918	31年を超え32年以下	0.956
15年を超え16年以下	0.921	32年を超え33年以下	0.960
16年を超え17年以下	0.923	33年を超え34年以下	0.964
		34年を超えるもの	0.970

9 平均標準報酬額及び平均標準報酬月額の見直し(平成16年計算と平成16年前計算)

1) 平成16年計算

平成16年の法律改正により、平均標準報酬額及び平均標準報酬月額は、原則として毎年、1人あたりの手取り賃金や物価の変動等を指標として再評価し、それらを合計したものを平均した額で算出します。このことを「平成16年平均標準報酬額」及び「平成16年平均標準報酬月額」とい

第4部 年金等給付

います。

「H16平均標準報酬額」及び「H16平均標準報酬月額」は、生年月日や被保険者期間の区分に応じて、次の再評価率表により算出します。

令和7年度再評価率

受給権者生年月日 期間の区分	~S5.4.1	S5.4.2~ S6.4.1	S6.4.2~ S7.4.1	S7.4.2~ S8.4.1	S8.4.2~ S10.4.1	S10.4.2~ S11.4.1	S11.4.2~ S12.4.1	S12.4.2~ S13.4.1	S13.4.2~ S31.4.1	S31.4.2~
S62.3 以前	1.297	1.308	1.338	1.344	1.344	1.350	1.360	1.372	1.373	1.378
S62.4~S63.3	1.265	1.278	1.304	1.310	1.310	1.316	1.325	1.336	1.338	1.342
S63.4~H1.11	1.233	1.244	1.273	1.279	1.279	1.284	1.293	1.303	1.304	1.308
H1.12~H3.3	1.160	1.170	1.195	1.200	1.200	1.205	1.215	1.225	1.226	1.229
H3.4~H4.3	1.106	1.118	1.141	1.147	1.147	1.152	1.161	1.169	1.170	1.173
H4.4~H5.3	1.074	1.084	1.108	1.114	1.114	1.119	1.128	1.136	1.137	1.140
H5.4~H6.3	1.053	1.063	1.085	1.091	1.091	1.096	1.104	1.113	1.114	1.117
H6.4~H7.3	1.044	1.044	1.065	1.071	1.071	1.075	1.082	1.091	1.091	1.095
H7.4~H8.3	1.043	1.043	1.043	1.049	1.049	1.053	1.060	1.069	1.070	1.073
H8.4~H9.3	1.039	1.039	1.039	1.034	1.034	1.039	1.048	1.056	1.057	1.060
H9.4~H10.3	1.017	1.017	1.017	1.017	1.020	1.024	1.032	1.042	1.043	1.047
H10.4~H11.3	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.015	1.020	1.029	1.030	1.033
H11.4~H12.3	1.014	1.014	1.014	1.014	1.014	1.014	1.019	1.028	1.029	1.032
H12.4~H13.3	1.019	1.019	1.019	1.019	1.019	1.019	1.019	1.028	1.029	1.032
H13.4~H14.3	1.026	1.026	1.026	1.026	1.026	1.026	1.026	1.026	1.028	1.031
H14.4~H15.3	1.036	1.036	1.036	1.036	1.036	1.036	1.036	1.036	1.034	1.037
H15.4~H16.3	1.041	1.041	1.041	1.041	1.041	1.041	1.041	1.041	1.037	1.040
H16.4~H17.3	1.042	1.042	1.042	1.042	1.042	1.042	1.042	1.042	1.039	1.041
H17.4~H18.3	1.043	1.043	1.043	1.043	1.043	1.043	1.043	1.043	1.041	1.043
H18.4~H19.3	1.043	1.043	1.043	1.043	1.043	1.043	1.043	1.043	1.041	1.043
H19.4~H20.3	1.041	1.041	1.041	1.041	1.041	1.041	1.041	1.041	1.037	1.040
H20.4~H21.3	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.020	1.023
H21.4~H22.3	1.035	1.035	1.035	1.035	1.035	1.035	1.035	1.035	1.033	1.036
H22.4~H23.3	1.042	1.042	1.042	1.042	1.042	1.042	1.042	1.042	1.039	1.041
H23.4~H24.3	1.044	1.044	1.044	1.044	1.044	1.044	1.044	1.044	1.042	1.044
H24.4~H25.3	1.045	1.045	1.045	1.045	1.045	1.045	1.045	1.045	1.043	1.047
H25.4~H26.3	1.048	1.048	1.048	1.048	1.048	1.048	1.048	1.048	1.045	1.049
H26.4~H27.3	1.017	1.017	1.017	1.017	1.017	1.017	1.017	1.017	1.015	1.018
H27.4~H28.3	1.012	1.012	1.012	1.012	1.012	1.012	1.012	1.012	1.010	1.013
H28.4~H29.3	1.015	1.015	1.015	1.015	1.015	1.015	1.015	1.015	1.013	1.016
H29.4~H30.3	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.009	1.012
H30.4~H31.3	1.002	1.002	1.002	1.002	1.002	1.002	1.002	1.002	1.000	1.003
H31.4~R2.3	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.997	1.000
R2.4~R3.3	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.997	0.997
R3.4~R4.3	1.002	1.002	1.002	1.002	1.002	1.002	1.002	1.002	1.000	1.000
R4.4~R5.3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.978	0.978
R5.4~R6.3	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.949	0.947	0.947
R6.4~R7.3	0.924	0.924	0.924	0.924	0.924	0.924	0.924	0.924	0.922	0.922
R7.4~R8.3	0.924	0.924	0.924	0.924	0.924	0.924	0.924	0.924	0.922	0.922

2) H16従前計算

平成12年の法律改正において給付と負担の均衡を図るため、給付乗率の5%適正化が行われましたが、急激な年金額の減額を防止するため、改正前の再評価率を基準として次のように保障用の再評価率が定められています。この再評価率を使って算出したものを、「H16平均標準報酬額（従前）」及び「H16平均標準報酬月額（従前）」といいます。

令和7年度従前再評価率表

期間	率	期間	率
～ S62.3	1.22	H24.4 ～ H25.3	0.937
S62.4 ～ S63.3	1.19	H25.4 ～ H26.3	0.937
S63.4 ～ H1.11	1.16	H26.4 ～ H27.3	0.932
H1.12 ～ H3.3	1.09	H27.4 ～ H28.3	0.909
H3.4 ～ H4.3	1.04	H28.4 ～ H29.3	0.909
H4.4 ～ H5.3	1.01	H29.4 ～ H30.3	0.910
H5.4 ～ H12.3	0.99	H30.4 ～ H31.3	0.910
H12.4 ～ H17.3	0.917	H31.4 ～ R2.3	0.903
H17.4 ～ H18.3	0.923	R2.4 ～ R3.3	0.899
H18.4 ～ H19.3	0.926	R3.4 ～ R4.3	0.900
H19.4 ～ H20.3	0.924	R4.4 ～ R5.3	0.904
H20.4 ～ H21.3	0.924	R5.4 ～ R6.3	0.879
H21.4 ～ H22.3	0.914	R6.4 ～ R7.3	0.853
H22.4 ～ H23.3	0.927	R7.4 ～ R8.3	0.834
H23.4 ～ H24.3	0.934		

〔注〕平成16年の法律改正による改正後の年金額の水準（「本来水準」といいます）が改正前を下回る間、改正前の年金額の水準（「特例水準」といいます）の保障が行われていましたが、平成25年10月から平成27年4月までに特例水準の段階的な引き下げが図られ、平成27年度以降は、特例水準による平均標準報酬額（H12平均標準報酬額，H12平均標準報酬額（従前））及び平均標準報酬月額（H12平均標準報酬月額，H12平均標準報酬月額（従前））はなくなりました。

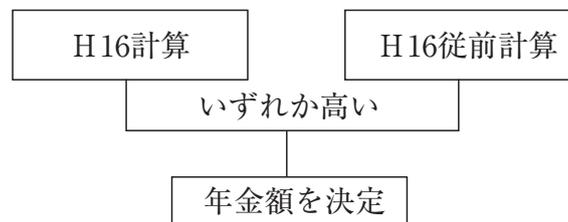
第4節 年金額の給付水準と改定

1 厚生年金（共済年金）の年金額の計算のしくみ

厚生年金（共済年金）の年金額は，被保険者（加入者）が厚生年金保険に加入された期間の月数と，その間の標準報酬月額及び標準賞与額によって計算します。

現在の年金額計算は，平成16年の法律改正によって基本的な考え方が定められたものです。計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額を，法令により定められた再評価率を乗じたうえで平均し，年金額を計算します（P.348「平均標準報酬額及び平均標準報酬月額」参照）。

ただし，平成12年の法律改正で行われた給付の適性化等における経過措置も踏襲されており，下図のようにそれぞれの水準で計算した額を比較して，高い方を年金額として決定するしくみになっています。



H16計算：平成16年法律改正後の報酬比例部分の計算における，平成12年法律改正による5%適正化後の額

H16従前計算：平成16年法律改正後の報酬比例部分の計算における，平成12年法律改正による5%適正化前の額

なお，具体的な年金額の計算方法等については，各給付の頁において説明します。

2 厚生年金（共済年金）の年金額の改定

厚生年金（共済年金）の年金額は、毎年度、名目手取り賃金変動率や物価変動率等を基準として改定することとなっています。

1) H16計算により算出する年金額の改定

平均標準報酬（月）額を算出する際に用いる再評価率（P.354）を、原則として新規裁定者（67歳までの人）は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以降の人）は物価変動率を基準として改定することにより行います。

〔注〕 実質賃金の実績が出るのは2年遅れであり、かつ賃金の伸びについては3年平均をとることとされているため、67歳までは賃金によるスライド、68歳以降は物価によるスライドで改定するものです。

さらに、給付と負担の長期的な均衡を保つ観点から、公的年金被保険者数の変動と平均余命の伸びを勘案して、調整率を乗じることとされています。これをマクロ経済スライドといい、将来的に財政の収支が均衡する見通しが立つまで実施されます。〔厚年法第43条の2から第43条の5〕

マクロ経済スライドは、賃金や物価の変動率に加え、平均余命の伸びに伴う給付費の増加と、現役世代の負担能力の減少という、マクロで見た負担と給付の変動に応じて給付水準を調整するしくみです。

なお、このマクロ経済スライドは、名目額を割り込むような年金額の調整（減額）は行わないこととなっているため、賃金や物価の上昇率が調整率を上回るほど大きくないときは、調整（減額）が不十分になります。そこで、平成30年4月以降については、反映しきれなかった調整率を次年度以降に繰り越して、調整（減額）していくこととなりました。

〔注〕 調整率は、「公的年金全体の被保険者の変動率」×「平均余命の伸び等を勘案した一定率（0.3%程度）」で、被保険者数の実績により変化します。

また、「特別調整率」「基準年度以後特別調整率」によって、次年度以降に繰り越された調整率を反映していきます。

(1) 新規裁定者

原則として、名目手取り賃金変動率×(調整率×前年度の特別調整率)により、標準報酬月額及び標準賞与額の再評価率を改定します。

ただし、前年度以前3年間の再評価率の改定及び当該年度の再評価率の設定については、次の率を基準とします。

- ・前々年度、3年度前分の改定…物価変動率×可処分所得割合変化率×(調整率×前年度の特別調整率)
- ・前年度分…可処分所得割合変化率×(調整率×前年度の特別調整率)
- ・当該年度分の設定…前年度の再評価率×可処分所得割合変化率×(調整率×前年度の特別調整率)

(2) 既裁定者

原則として、物価変動率×(調整率×前年度の基準年度以後特別調整率)により改定します。

なお、前年度以前3年間の再評価率の改定及び当該年度の再評価率の設定については、新規裁定者と同様に行われます。

2) H16従前計算により算出する年金額の改定

物価変動率を基準として、当該年度の従前再評価率(P.355表参照)の設定及び従前額改定率の改定を行います。従前額改定率とは、過去の物価変動率を年金額に反映させるための率で、生年月日により異なります。

令和7年度従前額改定率

昭和13年4月1日以前に生まれた人…1.063

昭和13年4月2日以後に生まれた人…1.061

3) 加給年金額等の改定

老齢厚生年金及び障害厚生年金における加給年金額については、受

給権者の生年月日にかかわらず基礎年金の新規裁定者にかかる改定率と同率で改定します。

別表 令和7年度の年金額等一覧

69歳以下：昭和31年4月2日以後生まれ
70歳以上：昭和31年4月1日以前生まれ

【老齢・退職給付】

〈老齢基礎年金額〉

(P.329, 379, 423, 424)

受給権者の年齢	年額
69歳以下	831,700円
70歳以上	829,300円

〈老齢厚生年金・定額単価〉

(P.422, 423)

受給権者の年齢	一月当たり
69歳以下	1,734円
70歳以上	1,729円

〈老齢厚生年金・加給年金額〉

(P.417, 423, 424)

対象者	年額
配偶者	239,300円
1人目・2人目の子	239,300円
3人目以降の子	79,800円

〈加給年金額の特別加算額〉

(P.417, 423, 424)

受給権者の生年月日	年額
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	35,400円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	70,600円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	106,000円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	141,200円
昭和18年4月2日～	176,600円

【障害給付】

〈障害基礎年金額〉

(P.329, 482)

障害等級	年額
1級 (69歳以下)	1,039,625円
1級 (70歳以上)	1,036,625円
2級 (69歳以下)	831,700円
2級 (70歳以上)	829,300円

〈障害基礎年金・子の加算額〉

(P.329, 483)

対象者	年額
1人目・2人目の子	239,300円
3人目以降の子	79,800円

〈障害厚生年金・最低保障額〉

(P.501, 502, 503)

受給権者の年齢	年額
69歳以下	623,800円
70歳以上	622,000円

〈障害厚生年金・加給年金額〉

(P.502, 503)

対象者	年額
配偶者	239,300円

第4部 年金等給付

〈職務上最低保障額〉
 (P.506, 507, 598)
 (経過的職域加算額 (職務上) /
 職務障害年金)

障害等級	年額
1級 (69歳以下)	4,422,500円
1級 (70歳以上)	4,410,100円
2級 (69歳以下)	2,731,500円
2級 (70歳以上)	2,723,800円
3級 (69歳以下)	2,471,400円
3級 (70歳以上)	2,464,500円

〈障害手当金・最低保障額〉
 (P.524)

受給権者の年齢	年額
69歳以下	1,247,600円
70歳以上	1,244,000円

【遺族給付】

〈子のいる配偶者に支給される遺族基礎年金額〉 (P.329, 531)

受給権者の人数	基本額	加算額	合計年額
子が1人いる配偶者 (69歳以下)	831,700円	239,300円	1,071,000円
子が1人いる配偶者 (70歳以上)	829,300円	239,300円	1,068,600円
子が2人いる配偶者 (69歳以下)	831,700円	478,600円	1,310,300円
子が2人いる配偶者 (70歳以上)	829,300円	478,600円	1,307,900円
子が3人いる配偶者 (69歳以下)	831,700円	558,400円	1,390,100円
子が3人いる配偶者 (70歳以上)	829,300円	558,400円	1,387,700円

〈子に支給される遺族基礎年金額〉 (P.329, 532)

受給権者の人数	基本額	加算額	合計年額
子が1人のとき	831,700円	—	831,700円
子が2人のとき	831,700円	239,300円	1,071,000円
子が3人のとき	831,700円	319,100円	1,150,800円

※ 3人目以降の子は1人につき78,300円加算されます。

〈中高齢寡婦加算額〉
 (P.542, 546, 547)

年額
623,800円

〈職務上最低保障額〉 (P.555, 556, 608)
 (経過的職域加算額 (職務上) / 職務遺族年金)

受給権者の年齢	年額
69歳以下	1,105,600円
70歳以上	1,102,500円

〈経過的寡婦加算額〉(P.542, 546, 547)

受給権者の生年月日	年額	受給権者の生年月日	年額
～昭和2年4月1日	622,000円	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	311,012円
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	590,104円	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	290,280円
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	560,570円	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	269,547円
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	533,146円	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	248,815円
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	507,614円	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	228,082円
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	483,783円	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	207,350円
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	461,490円	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	186,617円
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	440,591円	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	165,885円
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	420,958円	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	145,152円
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	402,479円	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	124,420円
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	385,057円	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	103,687円
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	368,603円	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	82,955円
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	353,038円	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	62,222円
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	338,292円	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	41,490円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	324,303円	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	20,757円

※ 昭和31年4月2日以降生まれの受給権者には、経過的寡婦加算はありません。

第5節 退職一時金の返還

過去に退職一時金の支給を受けた人が老齢厚生年金などの年金の受給権を取得したときは、支給を受けた退職一時金は返還しなければならないことになっています。〔被用者年金一元化法附則第39条，第40条，平成27年国共済経過措置政令第14条による読み替え後の一元化法附則第39条，第40条〕

1 退職一時金を全額受給した期間

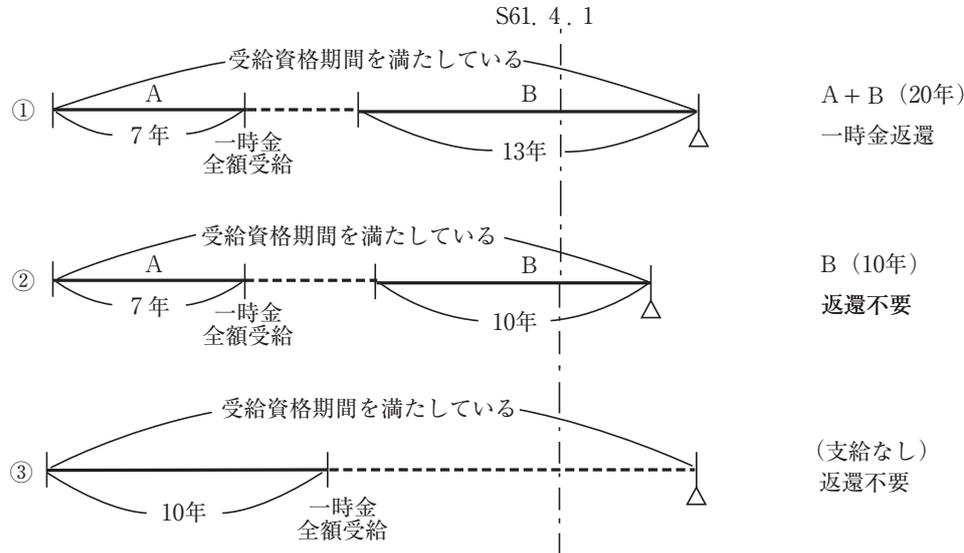
昭和36年3月31日以前に退職した人及び女子加入者など選択権の行使により凍結額の控除を受けずに退職一時金を全額受給し，再び私学に就職して第4号厚生年金被保険者期間が20年以上になる人については，一時金の対象となった期間も老齢厚生年金などの算定基礎となるため，一時金の返還が必要となります（〈事例1〉①）。

私学共済の加入者期間が20年に満たない人については，一時金を受けた期間は老齢厚生年金などの算定基礎とはなりません。したがって一時金の返還は不要です（〈事例1〉②，③）。

第4部 年金等給付

〈事例1〉 退職一時金を全額受給した期間がある場合

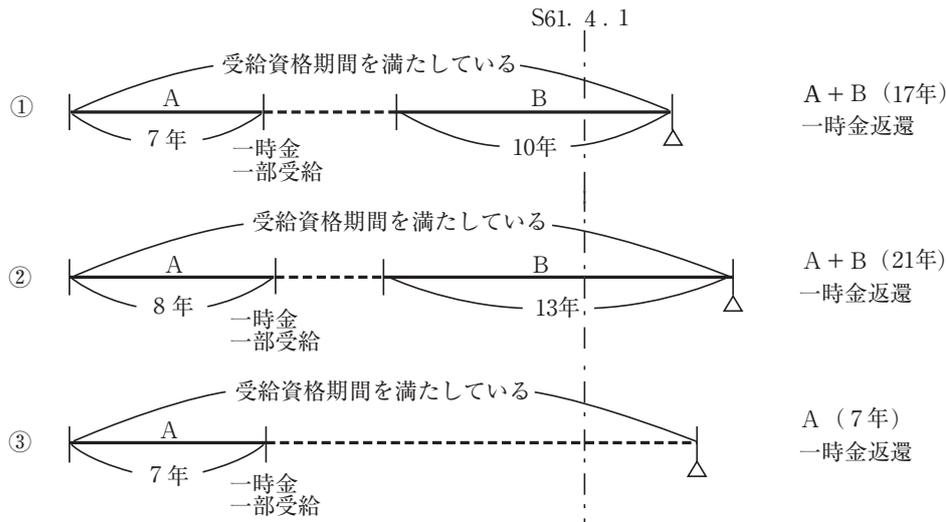
〔注〕 ----- = 他制度
△ = 受給権の発生



2 凍結額控除後の退職一時金を受給した期間

退職一時金の対象となった期間はすべて老齢厚生年金などの算定基礎となるため、支給を受けた凍結額控除後の退職一時金は返還していただくこととなります（〈事例2〉①、②、③）。

〈事例2〉 退職一時金から凍結額を控除された期間がある場合

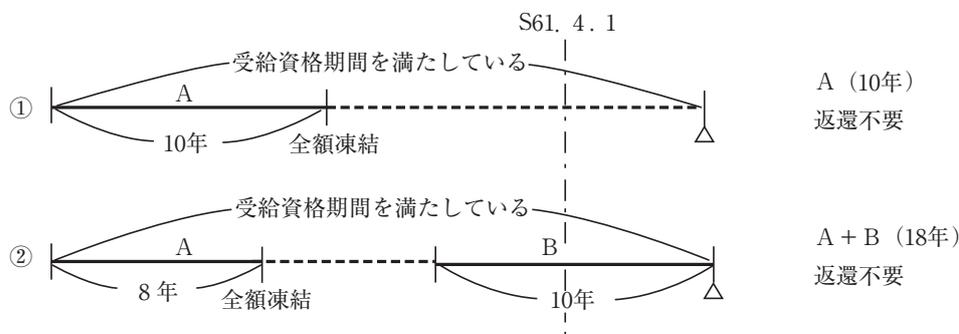


3 退職一時金を全額凍結した期間

退職一時金の対象となった期間は、老齢厚生年金などの算定基礎とな

ります。退職一時金の返還については、一時金を受給していないため返還は不要です（〈事例3〉①，②）。

〈事例3〉 退職一時金を全額凍結した期間がある場合



4 返還額

返還額は、支給を受けた退職一時金等の額に利子相当額（一時金を支給した日の属する月の翌月から老齢厚生年金等の受給権が生じた月までの期間につき複利計算した金額）を加えた額です。〔被用者年金一元化法附則第39条第4項，平成27年国共済経過措置政令第14条，第116条〕

期 間	利率(年)	対象期間の年数	対象期間の端数月
～平成13年3月	5.5%	t_1	t'_1
平成13年4月～平成17年3月	4.0%	t_2	t'_2
平成17年4月～平成18年3月	1.6%	t_3	t'_3
平成18年4月～平成19年3月	2.3%	t_4	t'_4
平成19年4月～平成20年3月	2.6%	t_5	t'_5
平成20年4月～平成21年3月	3.0%	t_6	t'_6
平成21年4月～平成22年3月	3.2%	t_7	t'_7
平成22年4月～平成23年3月	1.8%	t_8	t'_8
平成23年4月～平成24年3月	1.9%	t_9	t'_9
平成24年4月～平成25年3月	2.0%	t_{10}	t'_{10}
平成25年4月～平成26年3月	2.2%	t_{11}	t'_{11}
平成26年4月～平成27年3月	2.6%	t_{12}	t'_{12}
平成27年4月～平成28年3月	1.7%	t_{13}	t'_{13}
平成28年4月～平成29年3月	2.0%	t_{14}	t'_{14}
平成29年4月～平成30年3月	2.4%	t_{15}	t'_{15}
平成30年4月～平成31年3月	2.8%	t_{16}	t'_{16}
平成31年4月～令和2年3月	3.1%	t_{17}	t'_{17}
令和2年4月～令和3年3月	1.7%	t_{18}	t'_{18}

第4部 年金等給付

令和3年4月～令和4年3月	1.7%	t_{19}	t'_{19}
令和4年4月～令和5年3月	1.7%	t_{20}	t'_{20}
令和5年4月～令和6年3月	1.6%	t_{21}	t'_{21}
令和6年4月～令和7年3月	1.6%	t_{22}	t'_{22}
令和7年4月～	4.3%	t_{23}	t'_{23}

退職一時金等返還にかかる利子の利率は、政令で規定されています。

【算式】

$$\begin{aligned}
 \text{返還額} = & \text{支給を受けた一時金額} \times \left\{ (1 + 0.055)^{t_1} + t'_1 \left\{ \frac{(1 + 0.055)^{t_1+1} - (1 + 0.055)^{t_1}}{12} \right\} \right\} \\
 & \times \left\{ (1 + 0.04)^{t_2} + t'_2 \left\{ \frac{(1 + 0.04)^{t_2+1} - (1 + 0.04)^{t_2}}{12} \right\} \right\} \\
 & \quad \vdots \\
 & \times \left\{ (1 + 0.043)^{t_{23}} + t'_{23} \left\{ \frac{(1 + 0.043)^{t_{23}+1} - (1 + 0.043)^{t_{23}}}{12} \right\} \right\}
 \end{aligned}$$

5 返還方法

返還方法は大きく分けて次の2通りです。

- ① 年金の支給期ごとに、その支給額の2分の1相当額を返還が終わるまで順次に控除する方法
- ② 1年以内に返還が終わるように、一括又は分割して現金により金融機関から払い込む方法

〈返還が終わる前に再就職したとき〉

上記①の方法を申し出た場合は、年金の全部が支給停止されている間は返還の必要はありません。ただし、年金が支給されるようになると控除を再開します。

上記②の方法を申し出た場合は、年金の全部が支給停止となっている間も返還を続けることとなります。

〈返還が終わる前に死亡したとき〉

遺族厚生年金の受給権が発生するときは、遺族厚生年金の受給権者が返還残額を返還することになります。返還方法は原則として死亡した年

金受給権者が選択した返還方法を引き継ぐことになります。

なお、遺族厚生年金の受給権が発生しないときは、返還の必要はありません。

6 返還方法の申し出

年金の請求書の「一時金返還」欄で、返還方法の申し出をしてください。

第6節 給付にかかる雑則

1 損害賠償請求権（第三者行為にかかる損害賠償及び支給停止）

給付事由が第三者の行為により発生した場合、私学事業団は給付の価額の限度で受給権者の有する損害賠償の請求権を取得することになります。

また、受給権者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、私学事業団は、その価額の限度で給付しないことができます。〔厚年法第40条，第78条の25，改正前国共済法第48条，国共済法第47条〕，〔厚労省通知「厚年法及び国年法に基づく給付と損害賠償額との調整の取扱い」〕

2 不正利得の徴収（受給者などからの費用の徴収）

偽りその他不正な手段によって年金等給付を受けた人があるときは、私学事業団はその人から給付に要した全部又は一部を徴収することができます。また、その場合、退職等年金給付については学校法人等が虚偽の報告又は証明によって、もしくは保険医が私学事業団へ提出する診断書に虚偽の記載をしたことによって給付されたときは、連帯して責任を負わせることができます。〔厚年法第40条の2，改正前国共済法第47条，国共済法第46条〕

3 給付を受ける権利の保護

給付の受給権は第三者に譲渡したり，これを担保に供したり又は差し押さえることが禁止されています。しかし，老齢・退職給付を受ける権利は，国税滞納処分（その例による処分を含みます）により差し押さえ

第4部 年金等給付

られることがあります。〔厚年法第41条〕

また、年金である給付を受ける権利については、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に対してのみ、担保に供することができます。〔被用者年金一元化法附則第122条、平成27年改正政令第15条、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第2条〕

しかし、令和2年に公布された年金制度の法律改正により、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に対し、新たに担保に供することができるのは令和4年3月末までとなりました。

令和4年4月以降、家計に関する支援が必要な方はお住まいの地域の自立相談支援機関にご相談ください。また、一定の審査要件を満たす方は社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」を利用することができます。

詳しくは、各機関にお問い合わせください。

第4章 老齢・退職給付

第1節 老齢基礎年金

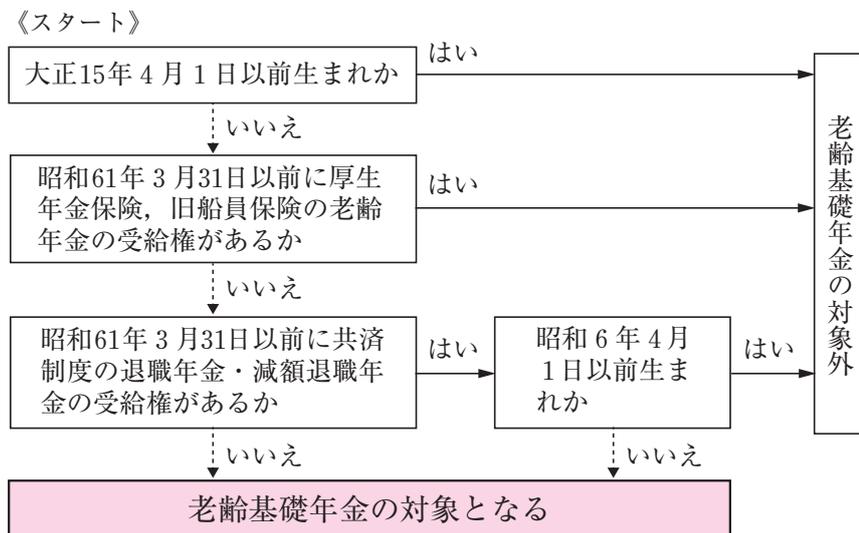
1 対象者

老齢基礎年金は、原則として大正15年4月2日以後に生まれた人を対象としています。したがって、大正15年4月1日以前に生まれた人は、老齢基礎年金の対象となりません。

また、大正15年4月2日以後に生まれた人であっても、次の人は老齢基礎年金の対象となりません。〔昭和60年国年等改正法附則第31条〕

- ① 旧厚生年金保険法，旧船員保険法の老齢年金受給権者
- ② 共済制度の退職年金・減額退職年金の受給権者で，昭和6年4月1日以前に生まれた人

老齢基礎年金の対象となるか



なお、老齢基礎年金の対象にならない人が公的年金制度に加入した期間については、次のような取り扱いとなります。

第4部 年金等給付

① 国民年金の加入期間

→旧国民年金法による老齢年金，通算老齢年金を支給

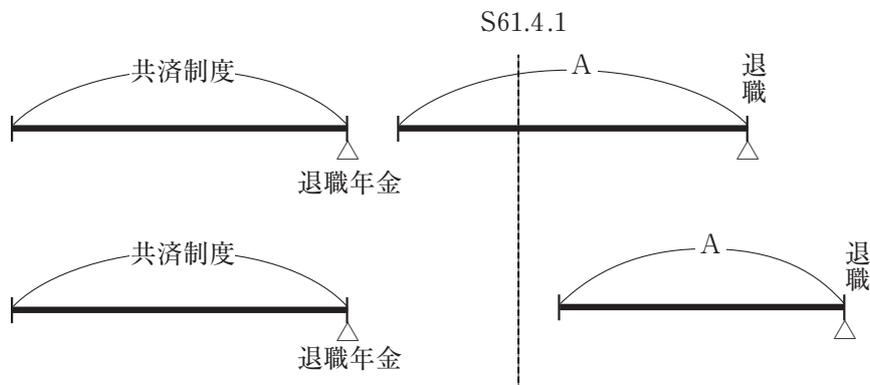
② 厚生年金の加入期間

→旧厚生年金保険法による老齢年金，通算老齢年金を支給

③ 共済制度の加入期間

→新共済法による退職共済年金を支給

〈事例〉 退職年金受給権者が公的年金制度に加入した場合の年金



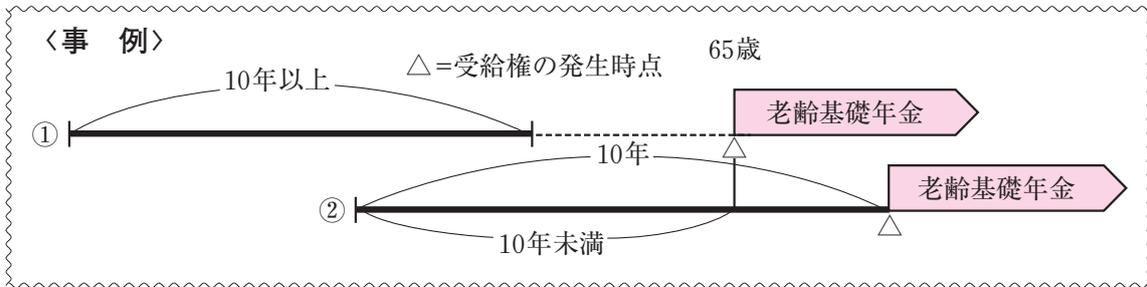
A期間	昭和6年4月1日以前生まれの人	昭和6年4月2日以後生まれの人
国民年金	退職年金 + 老齢年金又は通算老齢年金	退職年金 + 老齢基礎年金
厚生年金	退職年金 + 老齢年金又は通算老齢年金	退職年金 + 老齢厚生年金 老齢基礎年金
共済制度	退職年金 + 退職共済年金	退職年金 + 退職共済年金 老齢基礎年金

2 受給要件

老齢基礎年金は，受給資格期間（保険料納付済期間，保険料免除期間及び合算対象期間）を合算して10年以上ある人が65歳に達したときに，支給されます（〈事例〉①）。〔国年法第26条〕

また，65歳以後も国民年金の被保険者である人（第2号被保険者で退

職（老齢）年金等の受給権のない人等）は，受給資格期間が10年に達したときに老齢基礎年金が支給されます（〈事例〉②）。〔昭和60年国年等改正法附則第18条第1項〕



※平成29年8月施行の法律改正により，受給資格期間が原則25年から10年に短縮されました。

※平成29年7月までに原則25年の受給資格期間を満たしていないが，年齢等，他の要件に該当する人について，10年の受給資格期間を満たしている場合は，平成29年8月1日に年金の受給権が発生します。

3 受給資格期間

老齢基礎年金の受給要件を満たすための受給資格期間には，国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間のほか，昭和61年3月以前の私学共済の加入者期間などで国民年金の保険料納付済期間とみなされる期間や合算対象期間が含まれます。

1) 保険料納付済期間

老齢基礎年金の算定基礎となる期間で，次の期間をいいます。〔国年法第5条第1項，国年法附則第5条第10項，昭和60年国年等改正法附則第8条第2項・第4項〕

- ① 国民年金の第1号被保険者及び昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間（いずれも任意加入被保険者として加入した期間を含みます）のうち，国民年金の保険料を納めた期間
- ② 国民年金の第2号被保険者期間のうち，20歳以上60歳未満の期間（ただし，障害基礎年金と遺族基礎年金については，20歳前の期間と60

歳以後の期間も保険料納付済期間とされます)

- ③ 国民年金の第3号被保険者期間
- ④ 昭和36年4月から昭和61年3月までの私学共済の加入者期間，共済組合の組合員期間，厚生年金・旧船員保険の被保険者期間のうち，20歳以上60歳未満の期間（ただし，障害基礎年金と遺族基礎年金については，20歳前の期間と60歳以後の期間も保険料納付済期間とされます）

〔注1〕 旧厚生年金の第3種被保険者（坑内員・船員）や国共済・地共済の船員組合員であった期間については， $\frac{4}{3}$ 倍する等の特例があります。ただし，老齢基礎年金額を算出する際には，この特例の適用がないものとして計算されます。

〔注2〕 公的年金制度加入期間が重複している場合は，次の優先順位に基づく一つの期間についてのみ保険料納付済期間として取り扱われます。

- 1 国民年金 2 旧船員保険 3 厚生年金 4 国家公務員共済組合
- 5 地方公務員等共済組合 6 私立学校教職員共済

2) 保険料免除期間

国民年金の保険料の納付を免除された期間を合算した期間で，国民年金法の規定に該当することにより納付を免除された期間（**法定免除期間**）と申請によって納付を免除された期間（**申請免除期間**）があります。

この申請免除は，全額免除・4分の3免除（平成18年7月～）・半額免除・4分の1免除（平成18年7月～）の4段階です。〔国年法第5条第2項～第6項〕

また，平成12年4月からは学生の納付特例期間〔国年法第90条の3〕が，平成17年4月からは30歳未満の第1号被保険者の若年者納付猶予期間があります。〔平成16年国年等改正法附則第19条〕（P.327参照）

ただし，学生の納付特例期間及び若年者納付猶予期間は，法定免除期間や申請免除期間とは異なり，老齢基礎年金の年金額には反映され

ません。〔国年法第27条〕

3) 時効消滅不整合期間にかかる「特定期間」(平成25年6月改正)

昭和61年4月から平成25年6月までの間にある第3号被保険者期間のうち、第1号被保険者期間になるものとして記録が訂正されたいわゆる「第3号不整合期間」であって、その訂正した時点において国民年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間(「時効消滅不整合期間」といいます)は、時効消滅不整合期間にかかる特定期間該当届を年金事務所に届け出た場合、その届け出が行われた日以後、当該届け出にかかる時効消滅不整合期間(「特定期間」)を学生納付特例期間と同様に、年金受給資格期間に算入することができます。

〔国年法附則第9条の4の2〕

4) 中国残留邦人等にかかる被保険者期間の特例

永住帰国した中国残留邦人等であって次の要件を満たす人については、保険料を追納できる仕組みが設けられています。

(1) 昭和36年4月1日以降に初めて永住帰国したこと

(2) 永住帰国した日から引き続き1年以上日本に住所を有していること

この条件を満たす人のうち、昭和22年1月1日以後に生まれた人については、永住帰国した日の前日までの20歳以上60歳未満の期間(昭和56年12月31日までの期間のうち、日本国籍を有していなかった期間及び保険料納付済期間は除きます)は、保険料免除期間とみなされます。

この保険料免除期間とみなされた期間の保険料は、追納可能です。

〔中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第13条、施行令第8条〕

5) 合算対象期間

老齢基礎年金の受給資格期間には算入される期間でありながら、老齢基礎年金の額の算定基礎にはならない期間(いわゆる「カラ期間」)です。

〔国年法附則第9条、昭和60年国年等改正法附則第8条第4項・第5項〕

(1) 被用者年金制度の加入者の場合

- ① 昭和36年4月以降の被用者年金制度の加入期間のうち、20歳未満の期間及び60歳以後の期間
- ② 昭和36年4月まで引き続けている昭和36年3月以前の私学共済の加入者期間及び共済組合の組合員期間
- ③ 昭和36年3月以前の厚生年金・旧船員保険の脱退手当金を受けていない被保険者期間（昭和36年4月以降に公的年金制度の加入期間がある場合に限ります）

〔注〕 上記①～③の期間は、被用者年金制度の退職共済年金や老齢厚生年金の額の**経過的加算額**（P.413参照）の対象となります。

- ④ 厚生年金・旧船員保険の脱退手当金を受けた期間のうち、昭和36年4月以降の期間（昭和61年4月から65歳になるまでの間に公的年金制度に加入した場合に限ります）

〔注〕 昭和55年1月1日以降の退職で、共済制度の脱退一時金を受けた期間は、加入者期間又は組合員期間でなかったものとされ、受給資格期間には一切算入されませんので注意してください。

- ⑤ 共済制度の退職年金・減額退職年金の受給権者（昭和6年4月2日以後に生まれた人に限ります）で、その退職年金等の算定基礎となっている加入者期間又は組合員期間のうち、昭和36年4月以降の期間
- ⑥ 共済制度の退職一時金を**全額**受けた期間で、昭和36年4月以降の期間

ただし、その後同じ共済制度に再加入し、65歳に達する日の前日までに被保険者期間**20年以上**の老齢厚生年金（退職共済年金）の受給権が生じて、当該退職一時金を返還することとなった場合は、保険料納付済期間として扱われ老齢基礎年金の算定対象となります。

なお、全額凍結及び凍結額控除後の退職一時金を受けた期間及び旧共済法の通算退職年金（大正15年4月2日以後に生まれた人に限

ります)の算定基礎となった期間は、保険料納付済期間となり、老齢基礎年金の算定対象となります。(P.361「退職一時金の返還」参照)

(2) 被用者年金制度の加入者の配偶者等の場合

① 被用者年金制度の加入者の配偶者期間

昭和36年4月から昭和61年3月までの、共済制度及び厚生年金・旧船員保険の加入者の配偶者で、改正前の国民年金に任意加入しなかった期間(20歳以上60歳未満の期間に限ります)

② 昭和36年4月から昭和61年3月までの、被用者年金制度等の退職(老齢)年金受給権者とその配偶者、障害年金受給権者とその配偶者、遺族年金受給権者で、改正前の国民年金に任意加入しなかった期間

(3) 学生、在外邦人等の場合

① 学生で、国民年金に任意加入できる期間のうち、任意加入しなかった期間で、20歳以上60歳未満の期間(平成3年3月31日までの期間に限ります)

② 日本人が海外に在住していた期間で、昭和36年4月以降の20歳以上60歳未満の期間(昭和61年4月以降は、任意加入しなかった期間)

③ 昭和36年4月から昭和55年3月までの、国会議員及びその配偶者で20歳以上60歳未満の期間

④ 昭和55年4月から昭和61年3月までの国会議員及びその配偶者で改正前の国民年金に任意加入しなかった期間(20歳以上60歳未満の期間に限ります)

⑤ 昭和61年3月以前で、60歳になるまで加入期間が25年にならないため任意脱退の承認を受けて国民年金の被保険者にならなかった期間

⑥ 65歳に達する日の前日までに日本に帰化した人や永住許可を受けた人などが日本に住んでいた期間で、国民年金に加入しなかった昭和36年4月から昭和56年12月までの20歳以上60歳未満の期間

第4部 年金等給付

- ⑦ 前記⑥の人が日本に住所を有しなかった期間のうち，昭和36年4月から日本国籍を取得した日の前日又は永住許可を受けた日までの20歳以上60歳未満の期間
- ⑧ 昭和61年3月までの被用者年金制度の加入者の配偶者，平成3年3月までの学生，海外在住者等，国民年金に任意加入していたが，保険料未納である期間（60歳未満の期間に限ります）

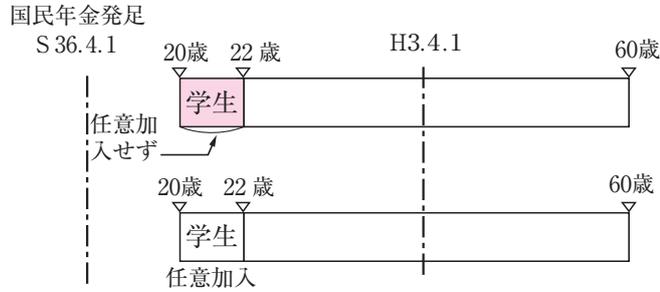
〔注〕平成26年4月から，合算対象期間として扱われるようになりました。

〈事例〉

□ = 保険料納付済期間

■ = 合算対象期間

1. 自営業者等の場合

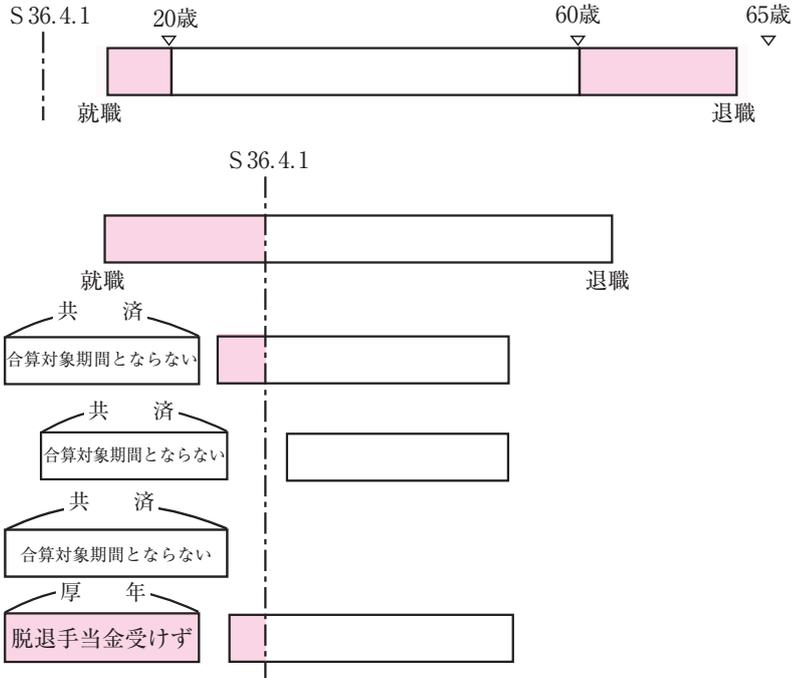


2. 被用者年金制度加入者の配偶者の場合

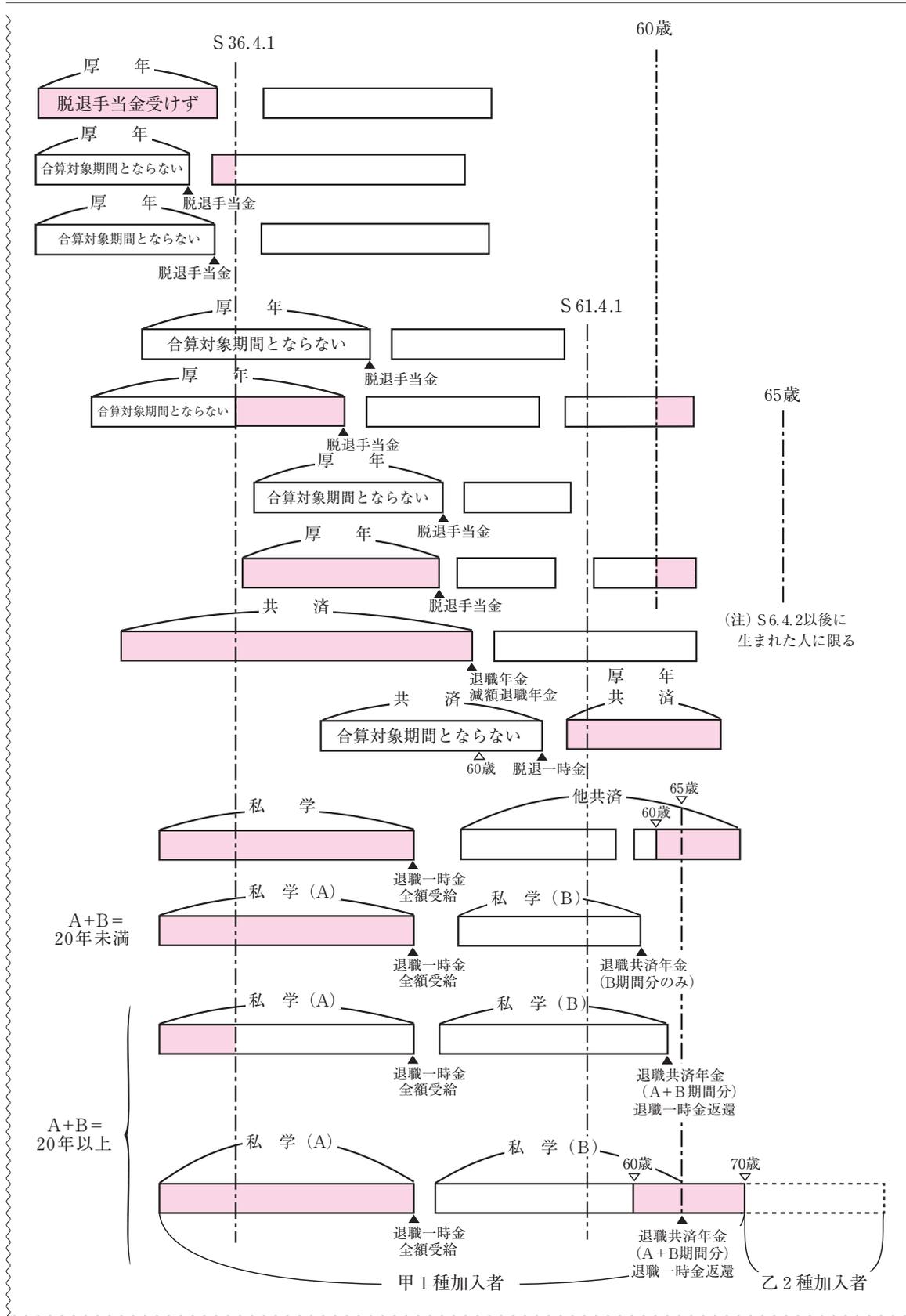
〔注〕 S 61.4.1以降は被扶養配偶者であることが条件です。



3. 被用者年金制度の加入者の場合



第4部 年金等給付



4 受給要件の特例

平成29年7月以前においては、老齢基礎年金を受けるためには原則として25年の資格期間が必要ですが、以下のとおり生年月日等による資格期間の短縮などの特例措置があり、該当する場合は25年以上であるものとみなされます。〔昭和60年国年等改正法附則第12条第1項〕

1) 期間短縮の特例

- (1) 昭和5年4月1日以前に生まれた人で、保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間を合算した期間が、下表の年数以上であること

生 年 月 日	期 間
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年

- (2) 昭和31年4月1日以前に生まれた人で、厚生年金の被保険者期間（第1号～第4号）が下表の年数以上であること。ただし、2以上の種別の期間を合算する場合は、昭和36年3月31日以前の期間については旧通則法に規定する通算対象期間に該当する期間に限ります。

生 年 月 日	期 間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年

第4部 年金等給付

- (3) 40歳（女子及び坑内員・船員については35歳）に達した月以後の厚生年金（一般厚年に限りませ）又は旧船員保険の被保険者期間が、生年月日に応じて、下表の年数以上であること

生 年 月 日	期 間
昭和 22 年 4 月 1 日以前	15 年
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日	16 年
昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日	17 年
昭和 24 年 4 月 2 日～昭和 25 年 4 月 1 日	18 年
昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 26 年 4 月 1 日	19 年

2) 共済制度の加入者等の特例

次に掲げる人に該当している場合は、老齢基礎年金の受給資格があるものとされます。

- (1) 昭和61年3月31日において、共済制度の退職年金・減額退職年金の受給権者で、昭和6年4月2日以後に生まれた人
- (2) 私学共済の特定更新加入者に該当する人等、各共済制度の期間短縮の特例措置等の対象となり、退職共済年金等の受給資格期間を満たしている人
- (3) 旧通算年金通則法等による退職又は老齢を給付事由とする次の給付を受けられる人
 - ① 恩給法による年金給付
 - ② 地方公務員の退職年金に関する条例による年金給付（通算退職年金を除きます）
 - ③ 各共済制度が成立する以前の厚生年金の被保険者期間について私学事業団又は各共済組合が支給する年金給付
 - ④ 執行官法による年金給付

- ⑤ 旧令共済組合の組合員期間について国家公務員共済組合連合会が支給する年金給付

5 年金額

老齢基礎年金の年金額は、20歳から60歳まで40年間の国民年金の保険料納付済期間（保険料納付済期間とみなされる期間を含みます）がある場合に、780,900円（毎年度改定されます。令和7年度の金額についてはP.359参照）となっています。

なお、保険料納付済期間が40年（480月）（昭和16年4月1日以前に生まれた人については、次頁「別表 国民年金加入可能月数」右欄の加入可能月数）に満たないときは、その不足する期間に応じて減額されます。この場合の老齢基礎年金の年金額の算式は、次のとおりです。〔昭和60年国年等改正法附則第13条〕

【算式】

$$\text{老齢基礎年金額} = 780,900\text{円（基準額）} \times \frac{\left(\frac{\text{保険料納付済月数}}{480}\right) + \left(\frac{\text{保険料全額免除月数} \times \frac{1}{3}}{480}\right) + \left(\frac{\text{保険料} \frac{4}{3} \text{分の} \frac{3}{2} \text{免除月数} \times \frac{1}{2}}{480}\right) + \left(\frac{\text{保険料} \frac{2}{3} \text{分の} \frac{1}{2}}{480}\right) + \left(\frac{\text{保険料} \frac{4}{6} \text{分の} \frac{1}{6}}{480}\right)}{480}$$

〔注1〕 国庫負担割合が2分の1に引き上げられた平成21年4月以降に保険料免除された期間については、全額免除期間は $\frac{1}{2}$ 、4分の3免除期間は $\frac{5}{8}$ 、半額免除期間は $\frac{3}{4}$ 、4分の1の免除期間は $\frac{7}{8}$ でそれぞれ計算されます。

〔注2〕 上記の計算式の保険料免除期間には、学生の納付特例期間は含まれません。

第4部 年金等給付

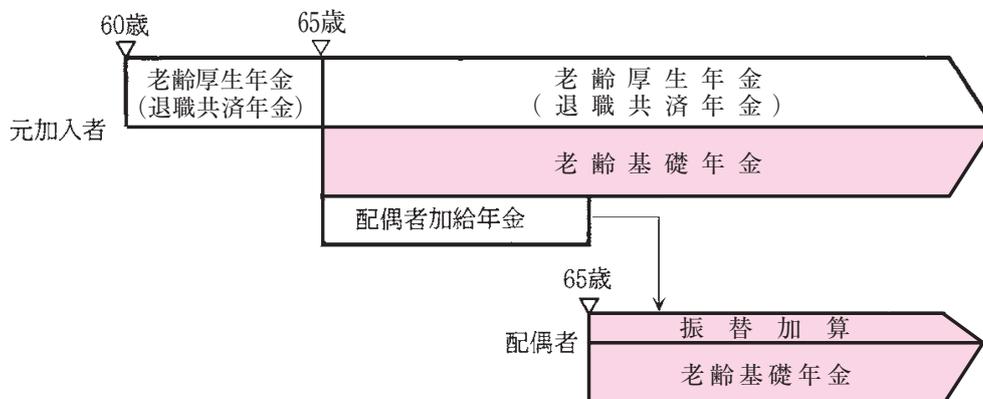
別表 国民年金加入可能月数

生 年 月 日	加入可能月数
大正 15 年 4 月 2 日～昭和 2 年 4 月 1 日	300 月
昭和 2 年 4 月 2 日～昭和 3 年 4 月 1 日	312 月
昭和 3 年 4 月 2 日～昭和 4 年 4 月 1 日	324 月
昭和 4 年 4 月 2 日～昭和 5 年 4 月 1 日	336 月
昭和 5 年 4 月 2 日～昭和 6 年 4 月 1 日	348 月
昭和 6 年 4 月 2 日～昭和 7 年 4 月 1 日	360 月
昭和 7 年 4 月 2 日～昭和 8 年 4 月 1 日	372 月
昭和 8 年 4 月 2 日～昭和 9 年 4 月 1 日	384 月
昭和 9 年 4 月 2 日～昭和 10 年 4 月 1 日	396 月
昭和 10 年 4 月 2 日～昭和 11 年 4 月 1 日	408 月
昭和 11 年 4 月 2 日～昭和 12 年 4 月 1 日	420 月
昭和 12 年 4 月 2 日～昭和 13 年 4 月 1 日	432 月
昭和 13 年 4 月 2 日～昭和 14 年 4 月 1 日	444 月
昭和 14 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日	456 月
昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日	468 月
昭和 16 年 4 月 2 日～	480 月

6 加給年金対象配偶者にかかる振替加算

老齢厚生年金（退職共済年金）や障害厚生年金（障害共済年金）などの配偶者加給年金の対象となっている人が、65歳に達して受ける老齢基礎年金に、その人の生年月日に応じて一定の額が加算されます。〔昭和60年国年等改正法附則第14条〕

この加算額を「振替加算」といいます。



1) 振替加算の受給要件

老齢基礎年金の受給権者が大正15年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた人であって、65歳に達した日において、次の①又は②に該当する年金の配偶者加給年金の対象者となっているとき

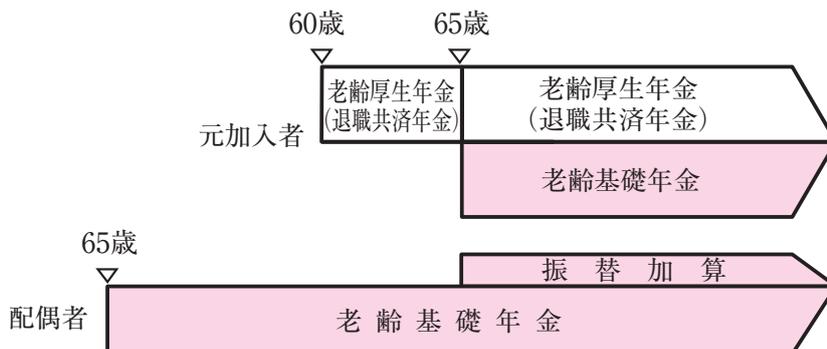
- ① 算定基礎が240月（期間短縮の特例措置に該当する場合は、その期間以上である、老齢厚生年金又は退職共済年金（ただし、老齢基礎年金の適用を受ける人に限ります）
- ② 障害厚生年金又は障害共済年金（障害等級が1級又は2級であって同一の給付事由による障害基礎年金の受給権がある場合に限ります）
ただし、振替加算を受けようとする人に、退職共済年金（算定基礎が240月以上の人に限ります）、退職年金、減額退職年金、老齢厚生年金（算定基礎が240月以上の人又は期間短縮の特例措置に該当する人に限ります）の受給権がある場合は、振替加算は受けられません。

また、振替加算を受ける人が障害基礎年金、障害共済年金、障害厚生年金の支給を受けているときは、その間振替加算は支給停止されます。

なお、振替加算を受ける人が年長者である場合は、その配偶者である被用者年金制度の加入者が前記①又は②の年金の受給権者となったときから振替加算が行われます（下図参照）。

2) 振替加算の額

239,300円（令和7年度）に振替加算を受ける人の生年月日に応じた率を乗じて得た額が、振替加算の額となります（P.383別表参照）。



3) 配偶者加給年金と振替加算の関係

被用者年金制度の受給権者の配偶者にかかる老齢基礎年金に振替加算が行われるのは、夫婦とも大正15年4月2日以後に生まれた場合に限られ、夫婦のうちどちらかが大正15年4月1日以前に生まれた場合は、振替加算は行われません。また、退職年金又は減額退職年金の受給権者が再就職し、再び私学共済の加入者又は共済組合の組合員となった場合は、当該年金の算定期間を基礎として退職共済年金の計算式による額に改定されます。この改定年金額に加算される加給年金については、加給年金額対象者である配偶者の生年月日にかかわらず、加給年金額対象者が65歳に達した以降も引き続き加算されます。

このことから、加給年金額対象者である配偶者自身の老齢基礎年金に振替加算は行われません。配偶者加給年金と振替加算の関係は、次のようになっています。

生 年 月 日		加 給 年 金	配 偶 者 の	
加 入 者	配 偶 者		振替加算	老齢基礎年金
大正15年4月1日以前	大正15年4月1日以前	65歳以降も支給	なし	適用なし
	大正15年4月2日以後	65歳以降も支給	なし	支 給
大正15年4月2日以後	大正15年4月1日以前	65歳以降も支給	なし	適用なし
	大正15年4月2日以後	65歳に達するまで支給	あり	支 給
退職年金又は減額退職年金の受給権者	大正15年4月1日以前	65歳以降も支給	なし	適用なし
	大正15年4月2日以後	65歳以降も支給	なし	支 給

別表 振替加算の額（配偶者）令和7年度

生年月日	加算額	年額
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	238,600円	238,600円
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	238,600円 × 0.973	232,158円
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	〃 × 0.947	225,954円
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	〃 × 0.920	219,512円
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	〃 × 0.893	213,070円
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	〃 × 0.867	206,866円
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	〃 × 0.840	200,424円
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	〃 × 0.813	193,982円
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	〃 × 0.787	187,778円
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	〃 × 0.760	181,336円
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	〃 × 0.733	174,894円
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	〃 × 0.707	168,690円
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	〃 × 0.680	162,248円
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	〃 × 0.653	155,806円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	〃 × 0.627	149,602円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	〃 × 0.600	143,160円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	〃 × 0.573	136,718円
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	〃 × 0.547	130,514円
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	〃 × 0.520	124,072円
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	〃 × 0.493	117,630円
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	〃 × 0.467	111,426円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	〃 × 0.440	104,984円
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	〃 × 0.413	98,542円
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	〃 × 0.387	92,338円
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	〃 × 0.360	85,896円
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	〃 × 0.333	79,454円
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	〃 × 0.307	73,250円
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	〃 × 0.280	66,808円
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	〃 × 0.253	60,366円
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	〃 × 0.227	54,162円
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	239,300円 × 0.200	47,860円
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	〃 × 0.173	41,399円
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	〃 × 0.147	35,177円
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	〃 × 0.120	28,716円
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	〃 × 0.093	22,255円
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	〃 × 0.067	16,033円
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	〃 × 0.067	16,033円
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	〃 × 0.067	16,033円
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	〃 × 0.067	16,033円
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	〃 × 0.067	16,033円

7 老齢基礎年金の支給開始年齢

老齢基礎年金は原則として65歳が支給開始年齢ですが、65歳になる前から支給を受ける「繰上げ支給」及び66歳以降の希望するときから支給を受ける「繰下げ支給」の制度があります。

1) 繰上げ支給

老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人は、60歳以上65歳未満の希望するときから、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けることができます。

繰上げ支給の老齢基礎年金の額は、65歳から支給されるべき本来の年金額から、支給を受けるときの年齢に応じた一定の率（減額率）を乗じて得た額が減額されたものとなります。〔国年法附則第9条の2，平成6年国年等改正法附則第27条〕

繰上げ支給の減額の割合（減額率）

繰上げ支給の 請求時の年齢	減額の割合（減額率）		
	昭和16年4月1日 以前生まれの人	昭和16年4月2日～ 昭和37年4月1日生 まれの人 〔注1〕	昭和37年4月2日 以後生まれの人 〔注2〕
60歳	42%	30%	24.0%
61歳	35%	24%	19.2%
62歳	28%	18%	14.4%
63歳	20%	12%	9.6%
64歳	11%	6%	4.8%

〔注1〕 繰り上げた月数1か月当たり0.5%の減額です。

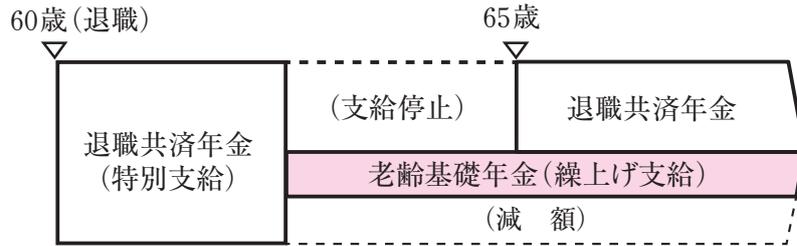
〔注2〕 繰り上げた月数1か月当たり0.4%の減額です。

(1) 昭和16年4月1日までに生まれた人

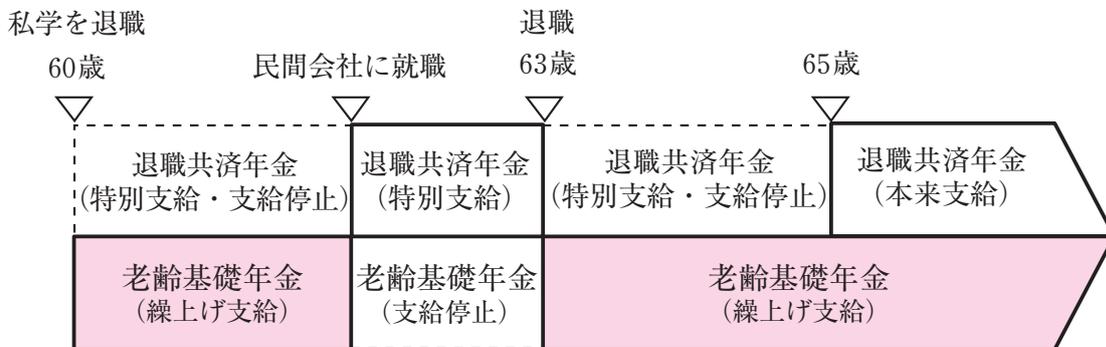
繰上げ支給は、60歳以上65歳未満の支給の開始を希望したときに請求することになりますが、国民年金の被保険者である間は請求できません。したがって、60歳を過ぎても私学共済の加入者や厚生年金の被保険者である場合は、繰上げ支給は請求できないことになります。

なお、請求に当たり、次のことに注意してください。

- ① 繰上げ支給を受けている間は、退職共済年金や老齢厚生年金の特別支給（60歳から65歳までの支給）は全額停止されます。
- ② 繰上げ支給による減額された老齢基礎年金額は、65歳になっても本来の年金額に引き上げられることはなく、終身減額された年金を受けることになります（下図参照）。



- ③ 一旦、受給権が発生すると取り消しはできません。
- ④ 受給権者が国民年金の第2号被保険者（私学共済の加入者や共済組合の組合員又は厚生年金の被保険者）である間は、支給が停止されます（下図参照）。



- ⑤ 繰上げ支給の請求ができるのは、60歳以上65歳未満の間に限られており、60歳になる前の請求や、65歳になってから遡っての請求はできません。
- ⑥ 受給権が発生した後は、原則として障害基礎年金（請求日以前に初診日のある傷病による事後重症を含みます）を受けることができません。

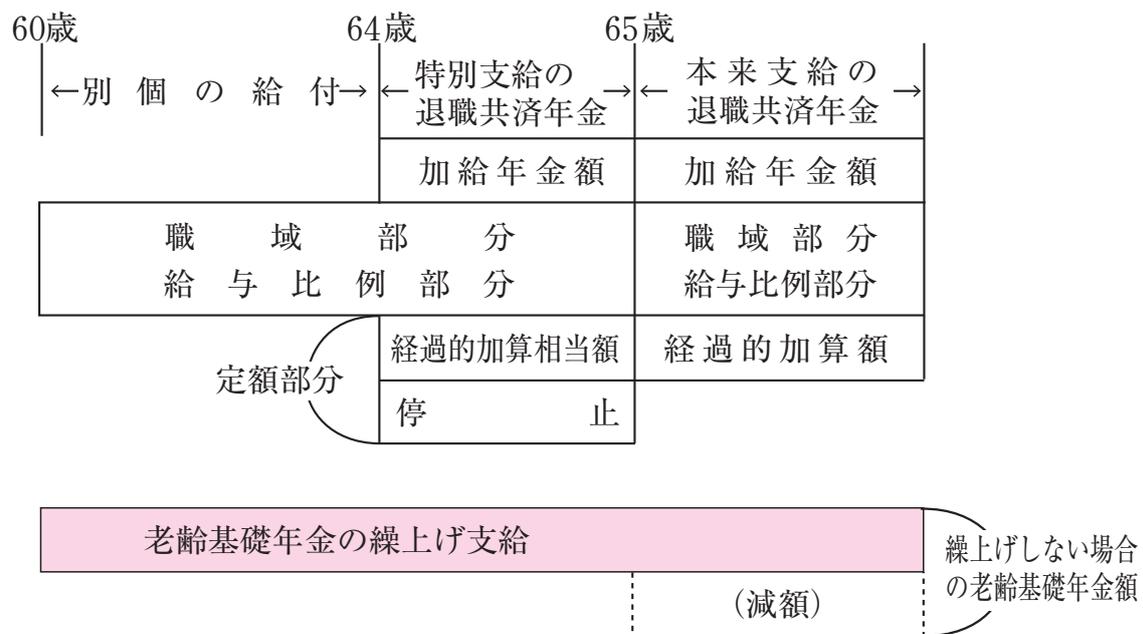
第4部 年金等給付

- ⑦ 振替加算については、65歳から減額されずに支給されます。
- ⑧ 受給権は請求書が受理された日に発生し、受給権が発生した月の翌月分から支給開始となります。

(2) 昭和16年4月2日から昭和24年4月1日までに生まれた人

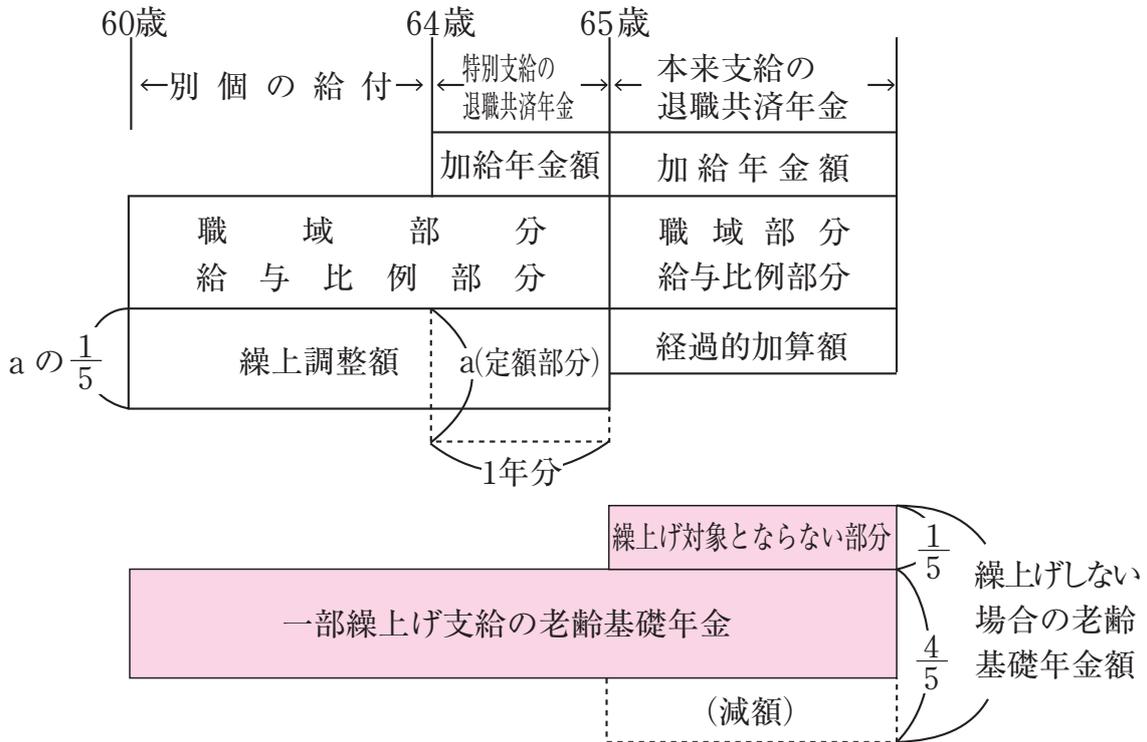
老齢基礎年金の繰上げ支給を受けても、原則として退職共済年金は停止されず併給されますが、次のとおり老齢基礎年金の全額を対象として繰上げ支給を受ける方法と、一部を対象として繰上げ支給を受ける方法があり、いずれの方法を選択するかによって退職共済年金の支給内容が変わってきます。

① 老齢基礎年金の全額を対象とした繰上げ支給を受ける方法



② 老齢基礎年金の一部を対象とした繰上げ支給を受ける方法（退職共済年金の定額部分も一体的に受給）

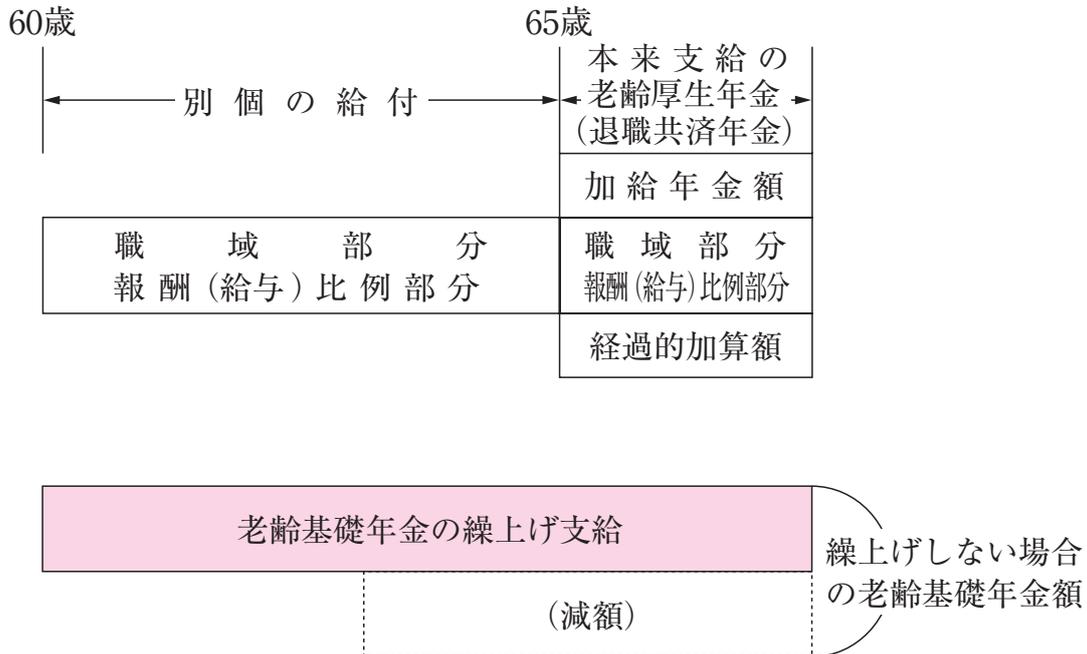
この方法は、退職共済年金の特例支給開始年齢前にのみ行うことができます。また、定額部分のみの繰上げや老齢基礎年金の一部のみの繰上げはできません。



(3) 昭和24年4月2日から昭和28年4月1日までに生まれた人

老齢基礎年金の繰上げ支給を受けても、原則として老齢厚生（退職共済）年金は停止されず併給されます。この生年月日の人は、老齢基礎年金の全額を対象として繰上げ支給を受ける方法しかありません。

第4部 年金等給付



(4) 昭和28年4月2日以後に生まれた人

原則として、この生年月日の人は老齢基礎年金の全額を対象として繰上げ支給を受ける方法しかありません。また、老齢厚生(退職共済)年金と一体的に繰り上げることとなり、終身減額された年金額となります。

(5) 繰上げ支給の請求にかかる注意事項

- ① 繰上げ支給した場合の減額率についてはP.384表を参照してください。
- ② 老齢基礎年金の一部繰上げの請求は、特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の定額部分の支給開始前でなければ行うことができません。
- ③ 昭和16年4月2日以後に生まれた人が老齢基礎年金を全部繰上げて請求する場合、特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の定額部分は支給停止されます。
- ④ 老齢基礎年金を繰上げて請求した後は、事後重症などによる障害基礎年金の裁定請求をすることができなくなります。
- ⑤ 老齢基礎年金を繰上げて請求した後は、障害者の特例措置及び長期在職の特例措置を受けることができません。

⑥ 老齢基礎年金を繰上げて請求した後は、寡婦年金は支給されません。

また、すでに寡婦年金を受給している人は、寡婦年金の権利を失います。

2) 繰下げ支給

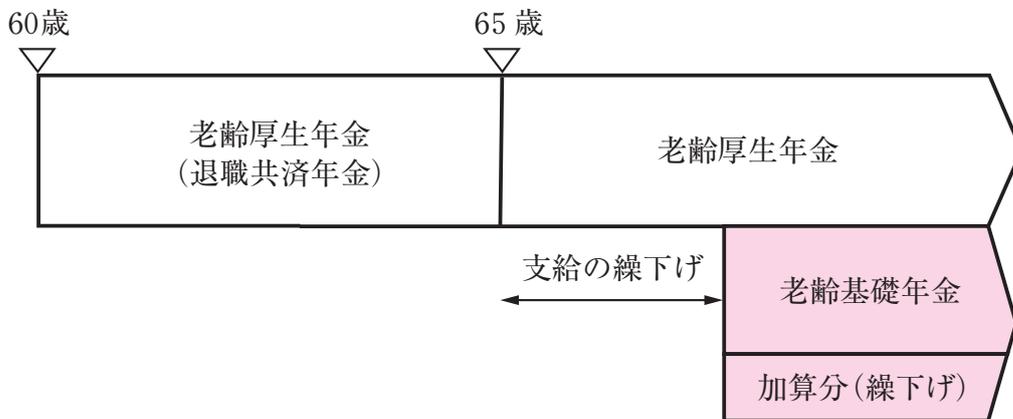
老齢基礎年金の受給資格期間を有する人が、66歳に達する前に当該給付の裁定請求を行わない場合、66歳に達した日以降の希望した月から老齢基礎年金の繰下げ支給の申し出（請求）ができます。〔国年法第28条〕

具体的には、66歳に達した日以降の支給開始を希望する月の前月に請求することになります。

ただし、その受給権者が65歳に達したとき、又は65歳に達した日から66歳に達した日までの間において公的年金制度の障害・遺族給付を受けられる場合は、繰下げ支給の申し出（請求）はできません。

また、66歳に達した日以降に公的年金制度の障害・遺族給付の受給権が発生した場合は、その障害・遺族給付の受給権が発生した時点までの繰下げが認められ、65歳からの老齢基礎年金を遡及請求するか、受給権者となった日までの増額された繰下げ支給の老齢基礎年金の請求をするかを選択できます。

〔注〕 昭和27年4月2日以後に生まれた人は、令和5年4月1日施行の法律改正により、70歳より後に、繰下げ支給を希望せず遡って65歳からの支給を請求した場合、請求の5年前の日に繰下げの申し出があったものとみなすようになりました。



第4部 年金等給付

繰下げ支給の老齢基礎年金の額は、65歳から支給されるべき本来の年金額に、次表の支給開始年齢に応じた割合で計算した額が加算されたものとなります。

繰下げ支給の増額の割合（増額率）

繰下げ支給の 請求時の年齢	増額の割合（増額率）		
	昭和16年4月1日 以前生まれの人 〔注1〕	昭和16年4月2日 ～昭和27年4月1 日生まれの人〔注2〕	昭和27年4月2日 以後生まれの人 〔注3〕
66歳	112%	108.4%	108.4%
67歳	126%	116.8%	116.8%
68歳	143%	125.2%	125.2%
69歳	164%	133.6%	133.6%
70歳	188%	142.0%	142.0%
71歳	—	—	150.4%
72歳	—	—	158.8%
73歳	—	—	167.2%
74歳	—	—	175.6%
75歳	—	—	184.0%

〔注1〕 繰下げの上限年齢は70歳であり、年単位で繰り下げることになります。

〔注2〕 繰下げの上限年齢は70歳、繰り下げた月数1か月当たり0.7%の増額です。

〔注3〕 繰下げの上限年齢は75歳、繰り下げた月数1か月当たり0.7%の増額です。

8 請求手続き

1) 裁定及び支払い

老齢基礎年金の裁定等の事務は年金事務所及び日本年金機構が、支払いは日本年金機構が行います。

2) 請求先（提出先）

老齢基礎年金の請求先は、請求者の公的年金制度の加入経歴等によって異なります（P.392参照）。

ただし、老齢基礎年金の繰上げ支給及び繰下げ支給の請求先は、次の表のとおりです。

老齢基礎年金の繰上げ支給及び繰下げ支給の請求先

老齢基礎年金の受給形態	請求先	
	私学共済のみの加入者	期間混在者
全額繰上げ老齢基礎年金 (60歳～65歳前に受給)	年金事務所※	年金事務所※
一部繰上げ老齢基礎年金 (64歳前に受給)	私学事業団	年金事務所
繰下げ老齢基礎年金 (66歳以降に受給)	私学事業団	年金事務所

※第4号厚年被保険者期間にかかる老齢厚生年金の支給開始年齢前に、当該老齢厚生年金と一体的に全部繰上げ老齢基礎年金を請求する場合は、私学事業団に請求することができます。

3) 提出書類

老齢基礎年金の請求書の用紙は、請求先と同様に、請求者の公的年金制度の加入経歴等によって異なります。

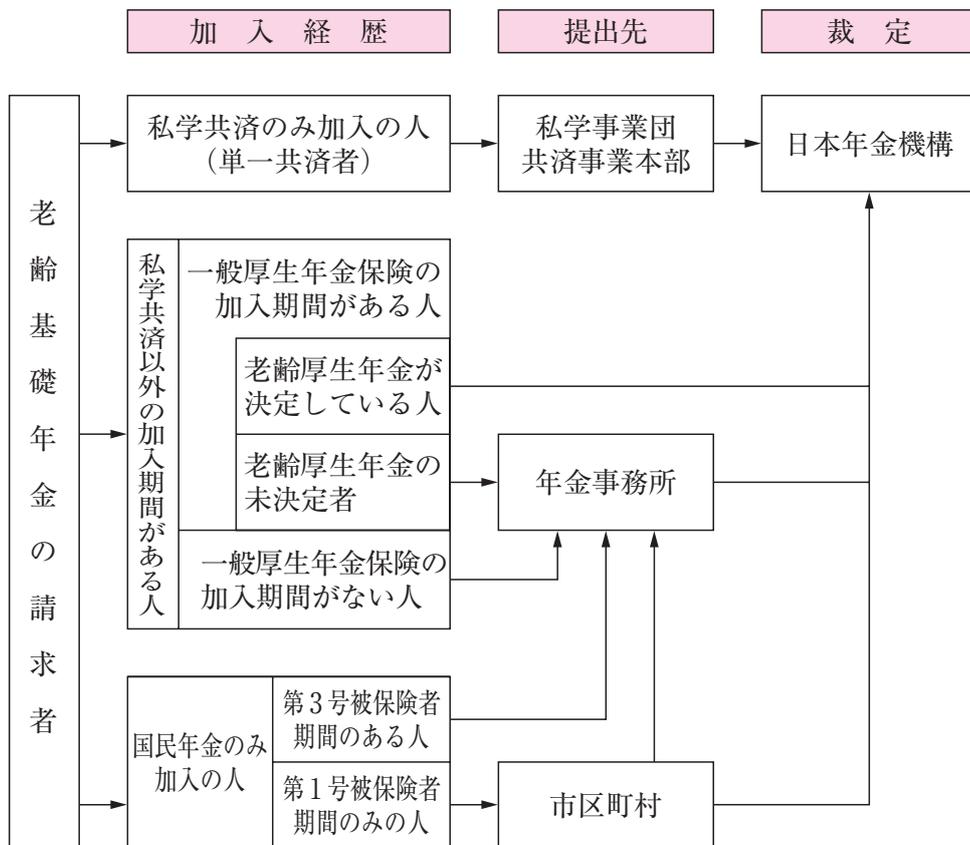
(1) 私学共済のみ加入の人（**単一共済者**）……「単一共済者用年金請求書（国民年金老齢基礎年金）」（様式第130号，P.395～398記入例参照）

・老齢基礎年金を「繰下げ支給」として受ける場合には、「老齢基礎年金・老齢厚生年金 支給繰下げ申出書（様式第103-1号）」を同時に提出

(2) 他の年金制度の加入期間がある人（**期間混在者**）

日本年金機構から請求書が送付されます。送付されない場合は年金事務所で確認することができます。

老齢基礎年金の裁定請求書の提出先



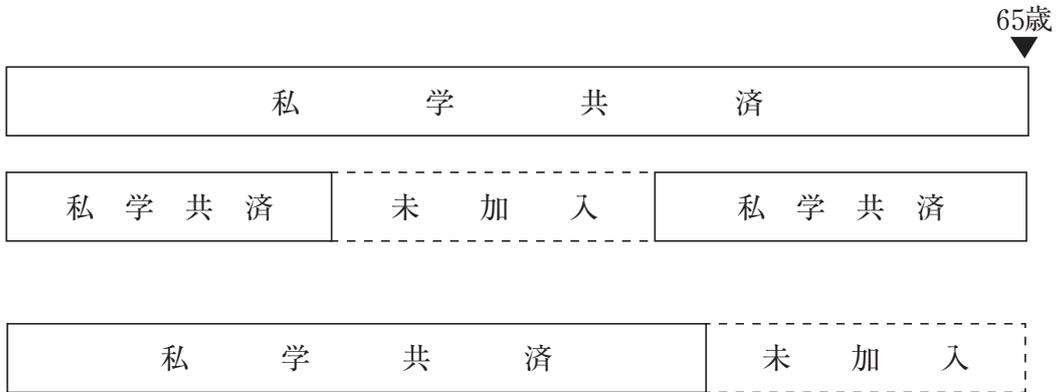
〔注〕 「私学共済のみ加入の人」の範囲については、P.393～394を参照してください。

4) 提出上の注意

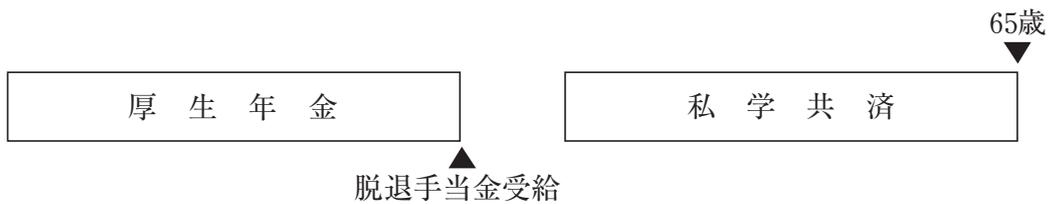
年金事務所に提出する期間混在者用の老齢基礎年金請求書は、**65歳到達日以降**に提出してください。

「私学共済のみ加入の人」の範囲

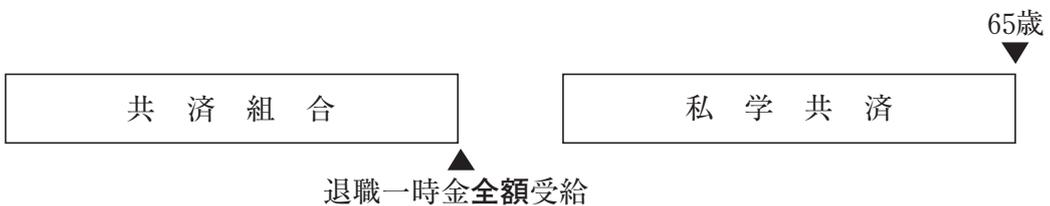
- (1) 私学共済以外の公的年金制度に全く加入したことがない人



- (2) 私学共済の期間（第4号厚年被保険者期間）のほかに厚生年金の脱退手当金を受けた期間のみがある人

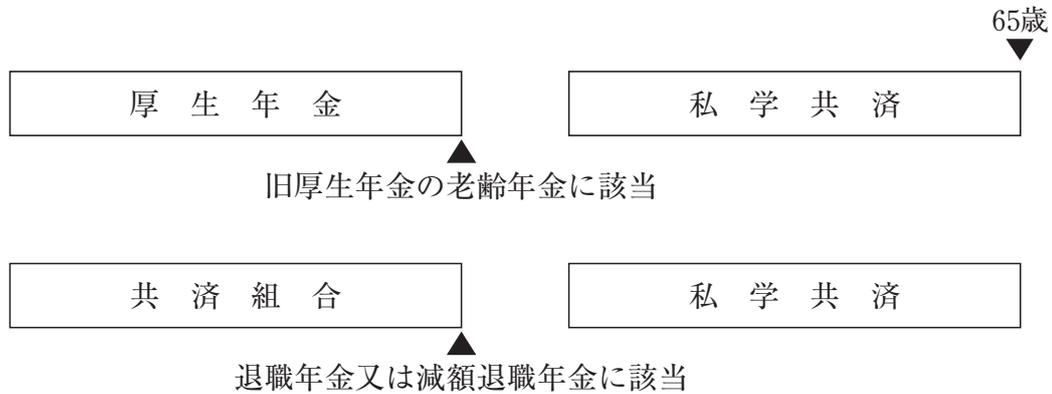


- (3) 私学共済の期間（第4号厚年被保険者期間）のほかに共済組合から退職一時金（退職金ではありません）の全額を受けた期間のみがある人（共済組合から年金を受けていない人です。共済組合から年金を受けている人は「期間混在者」となります）



第4部 年金等給付

- (4) 私学共済の期間（第4号厚年被保険者期間）のほかに、旧厚生年金の老齢年金や、共済組合の退職年金・減額退職年金に該当する期間のみがある人



〔注1〕「私学共済以外の公的年金制度」とは、次の年金制度をいいます。

- ① 国民年金（昭和61年4月以降に第2号被保険者として加入した期間を除きます）
- ② 厚生年金（旧船員保険・旧公企体・旧農林年金の共済組合を含みます）
- ③ 国家公務員共済組合（各省庁の共済組合）
- ④ 地方公務員等共済組合（地方職員共済，市町村職員共済，公立共済，警察共済など）

〔注2〕 私学共済制度が設立された昭和29年1月1日に厚生年金の被保険者であって、私学共済制度設立と同時に加入者となった人の同日前の厚生年金の期間は、私学共済の被保険者期間に含まれます。

また、私学共済制度設立時においては、私学共済の適用除外であり、厚生年金の被保険者であった人で、昭和49年4月1日から私学共済の加入者となった人の同日前の厚生年金の期間も、私学共済の被保険者期間に含まれます。

年金請求書（国民年金老齢基礎年金）の記入例①
（単一共済者用）

単一共済者用

様式第130号

年金請求書（国民年金老齢基礎年金）

日本年金機構

交付年月日

●この請求書は、単一の共済組合等のみに入社した方が、老齢基礎年金を請求する場合の請求書です。提出先は共済組合等となります。（老齢基礎年金の全部を繰上げ請求する場合の手続き先は、年金事務所となります。）

●厚生年金（共済組合等加入分を除く）、船員保険、国民年金の加入期間がある場合は、この請求書では請求できません。手続き先は、年金事務所となります。

●審査の結果、厚生年金（共済組合等加入分を除く）、船員保険、国民年金の加入があると思われる場合には、請求書を返送させていただきますのでご了承ください。

●太線の枠内のみ楷書でご記入ください。（◆欄には、何も記入しないでください。）

●フリガナはカタカナでご記入ください。

●基礎年金番号（10桁）が届出する場合は、左詰めでご記入ください。

共済組合等

交付年月日

4 3 0 0 8 1

①課所符号	作成原因	課所符号	進達番号	未保	支保	配	繰上下
	01	02					
②個人番号(または基礎年金番号) ※個人番号については、2ページをご確認ください。	請求者	9 5 0 0 9 9 9 9 9 9					
	配偶者						
③生年月日 氏名別	大	昭	年	月	日	④(フリガナ) 氏名	
	3	5	0	5	0	7	シ ガク 私学 ハナコ 花子
⑤性別							⑥住所
							〒113-0034 東京都湯島1-7-5 湯島ハイツ302号

⑦年金受取機関

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

(1) 公金受取口座の利用意思 ① 利用する ② 利用しない(または未登録)

※公金受取口座を利用する場合は、通帳等の写しの添付や金融機関の証明は不要です。

年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)

①年金振込先	金融機関コード	支店コード	(フリガナ) 銀行名	(フリガナ) 支店名	本店	預金種別	口座番号(左詰めで記入)
			金融機関	支店	出振所	1. 普通	
②ゆうちょ銀行	貯金通帳の記号(左詰めで記入)			番号(右詰めで記入)			金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄
	1 9 9 9 0			- 0 9 9 9 9 9 9 1			受取機関証明

※上記の氏名フリガナと、口座名義人氏名フリガナが同一であることをご確認ください。

※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号)の添付する場合または公金受取口座を利用する場合、証明は不要です。

上記(1)で「2利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

(3) 公金受取口座の登録意思 ① 登録する ② 登録しない

公金受取口座については2ページをご参照ください。

⑧今回請求する年金の他に現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。(請求中の年金がない場合は記入不要です。)	公的年金制度名			年金の種類
	ア. 国民年金法	イ. 厚生年金保険法	ウ. 船員保険法	○ 老齢または退職
	エ. 国家公務員共済組合法	オ. 地方公務員等共済組合法		○ 障害
	カ. 私立学校教職員共済法	キ. その他()		○ 遺族

年金コード等 1	2	3	4	種別

1

老齢・退職給付

記入例③

⑩履歴（共済組合等加入経過等） 請求者の電話番号（ 03 ）-（ 3813 ）-（ 5321 ）
 ※請求時までの経過を、正確にご記入ください。 勤務先の電話番号（ ）-（ ）-（ ）

	(1) 勤務先等の名称	(2) 期間
1	①	55・5・6 から 56・3・31 まで
2	私学共済	56・4・1 から 59・3・31 まで
3	②	59・4・1 から 61・3・31 まで
4	私学共済	61・4・1 から 31・3・31 まで
5	④	31・4・1 から 7・5・6 まで
6		・ ・ から ・ ・ まで
7		・ ・ から ・ ・ まで
8		・ ・ から ・ ・ まで
9		・ ・ から ・ ・ まで
10		・ ・ から ・ ・ まで
11		・ ・ から ・ ・ まで
12		・ ・ から ・ ・ まで
13		・ ・ から ・ ・ まで
14		・ ・ から ・ ・ まで
15		・ ・ から ・ ・ まで

令和〇〇年〇〇月〇〇日 提出

履歴欄の記入方法

- 履歴欄には、あなたが加入していた共済組合期間等について、古い順にご記入ください。
- 「(1)勤務先等の名称」欄には、あなたが勤務していた官公署等の名称をご記入ください。
ただし、一つの共済組合等に引き続いて加入していた場合は、共済組合名等をご記入ください。
- 「(2)期間」欄には、年月日までご記入ください。
- 昭和36年4月1日以降、現在までの間に次に該当する場合には、該当する番号を「(1)勤務先等の名称」欄に記入し、その期間もご記入ください。
 - ① あなたが学校教育法に規定する高等学校の生徒、または大学の学生等で国民年金に任意加入しなかった期間
 - ② あなたが日本国内に住所を有さなかった期間で、国民年金に任意加入しなかった期間
 - ③ 被用者年金の加入者の配偶者期間(昭和61年3月までの期間に限る)で、国民年金に任意加入しなかった期間
 - ④ あなたが退職共済年金の受給権者で、国民年金に任意加入しなかった期間
 - ⑤ その他(日本国籍を有さなかった方、または沖縄在住により旧国民年金の適用除外となった期間)

第4部 年金等給付

記入例④

共済組合等確認証明

国民年金法施行規則第16条第1項および第2項の規定に基づき、記載することとされた事項または添えなければならないこととされた書類等については、審査の結果、当請求書の記載のとおり、相違ないことを確認したので証明します。

令和 年 月 日

管掌機関名 日本私立学校振興・共済事業団
(共済組合等コード 686)

時効区分

①他制度満了年月		②合算対象期間 1				2				3						
元号	年	月	日	元号	年	月	日	元号	年	月	日	元号	年	月	日	
4		5				6				7						
元号	年	月	日	元号	年	月	日	元号	年	月	日	元号	年	月	日	
③共済コード 共済組合等加入期間 1						2										
686	元号	年	月	日	元号	年	月	日	要件	計算	元号	年	月	日	要件	計算
3						4										
元号	年	月	日	元号	年	月	日	要件	計算	元号	年	月	日	要件	計算	
5						6										
元号	年	月	日	元号	年	月	日	要件	計算	元号	年	月	日	要件	計算	
7						8										
元号	年	月	日	元号	年	月	日	要件	計算	元号	年	月	日	要件	計算	
④決定情報記載欄		退職給付期間満了の有無(有・無)														
⑤摘要																

受給権発生日	停止事由	停止期間	条文	失権事由	失権年月日										
元号	年	月	日	元号	年	月	日					元号	年	月	日

特別支給の老齢厚生年金(2号~4号)の証書記号番号 61-999999

第2節 老齢厚生年金と

経過的職域加算額（退職共済年金）の概要

平成27年10月1日以降に年金の受給権が発生する老齢厚生年金と経過的職域加算額（退職共済年金）のしくみについては、「3 平成27年10月前後の年金等給付の受給パターン」（P.339参照）のとおりですが、この二つの年金は、加入期間や生年月日によって受給要件や年金額の構成が異なっています。

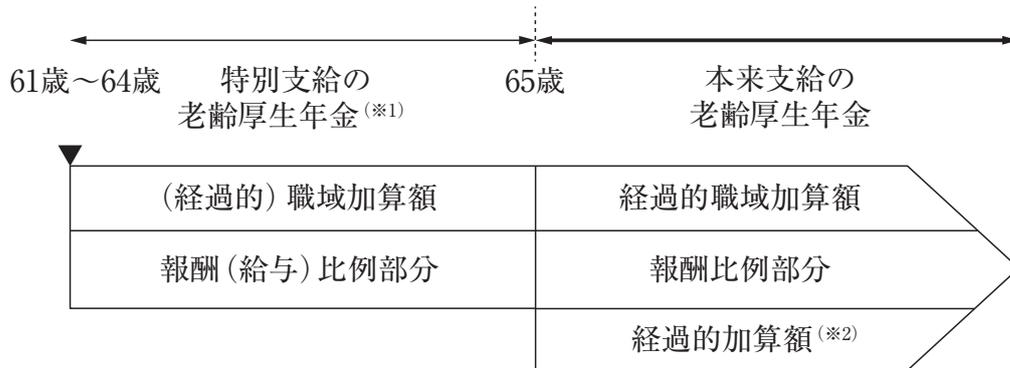
65歳以降に受給権が発生する年金を「本来支給の老齢厚生年金」及び「本来支給の経過的職域加算額（退職共済年金）」といい、「本来支給の老齢厚生年金」は、国民年金の基礎年金の上乗せ給付として位置づけられています。

また、平成6年に行われた年金改正により、年金の支給開始年齢を65歳に段階的に引き上げる改正が行われ、その経過措置により引き上げ途上である生年月日に応じて65歳前に発生する年金として、昭和36年4月1日以前に生まれた人に対しては、「特別支給の老齢厚生年金」及び「特別支給の経過的職域加算額（退職共済年金）」があります。

なお、この特別支給の老齢厚生年金は、基本的には報酬比例部分のみですが、第1号厚生年金の女子の特例のように生年月日により報酬比例部分のみの老齢厚生年金を受給し、途中から報酬比例部分と定額部分の特別支給の老齢厚生年金を受給する場合があります。一元化後に受給権が発生する第4号厚生年金被保険者にかかる老齢厚生年金については、一定の障害状態の人、44年以上私学共済に加入した人及び特定の退職時期に一定の要件で退職した人のみが、報酬比例部分と定額部分の特別支給の老齢厚生年金を受給する対象となります。

第4部 年金等給付

〈65歳前と65歳以降の老齢厚生年金等〉



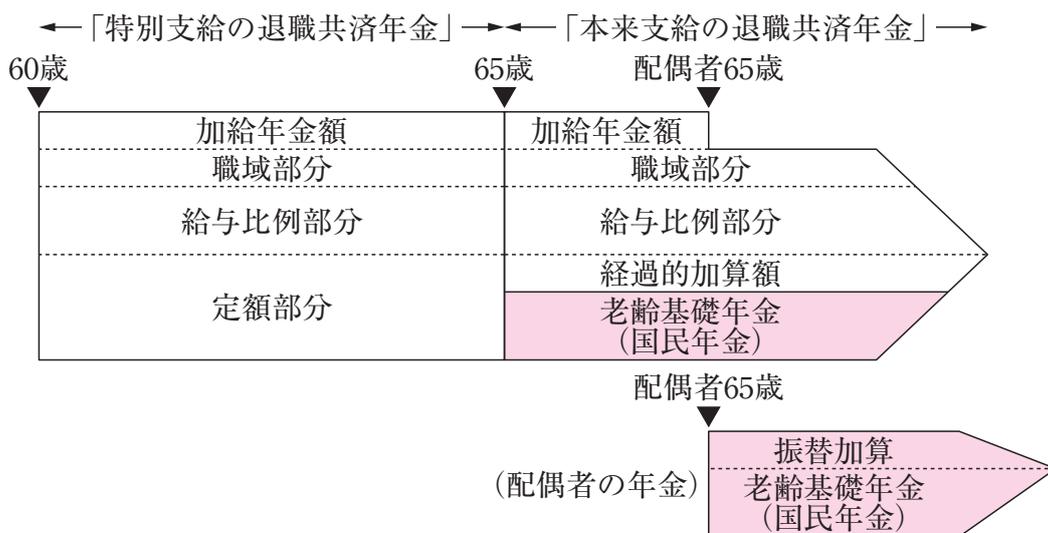
※1 平成27年10月以降に65歳に達する人で、平成27年9月以前に年金の受給権が生じている人は、特別支給の退職共済年金(給与比例部分・職域部分)は65歳で失権し、65歳に達したときに本来支給の老齢厚生年金と経過的職域加算額(退職共済年金)となります。

※2 在職中や退職にかかわらず受給できます。

1 老齢・退職の年金の支給開始年齢

1) 昭和16年4月1日以前に生まれた人

60歳から65歳に達するまでは特別支給の退職共済年金が支給され、65歳以降は本来支給の退職共済年金が支給されます。

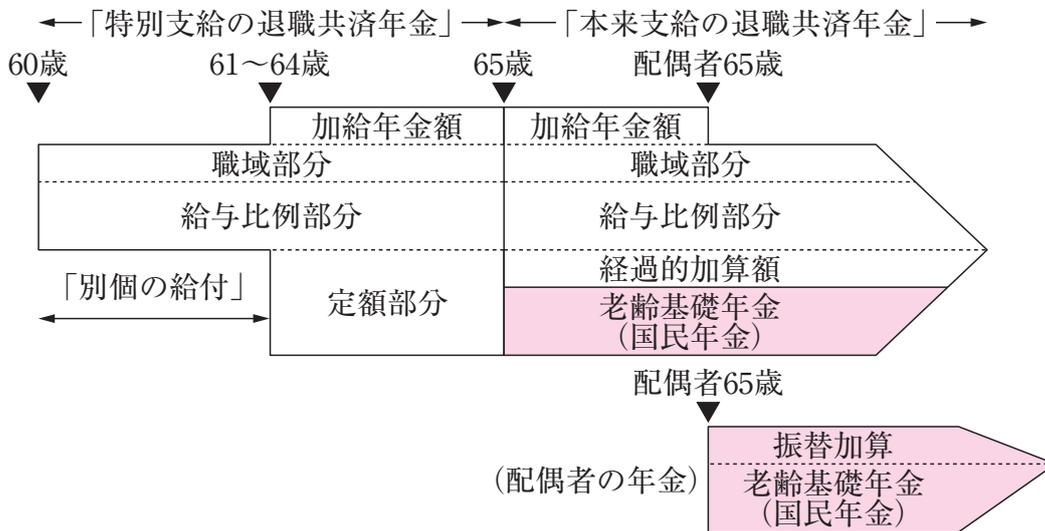


2) 昭和16年4月2日から昭和24年4月1日までに生まれた人

特別支給の退職共済年金のうち、定額部分と加給年金額の支給開始年齢を引き上げ、60歳から引き上げられた年齢に達するまでは、給与比例部分と職域部分に相当する額（「別個の給付」といいます）のみが支給され、引き上げられた年齢から65歳に達するまでは特別支給の退職共済年金が支給され、65歳以降は本来支給の退職共済年金が支給されます。

《定額部分の支給開始年齢》

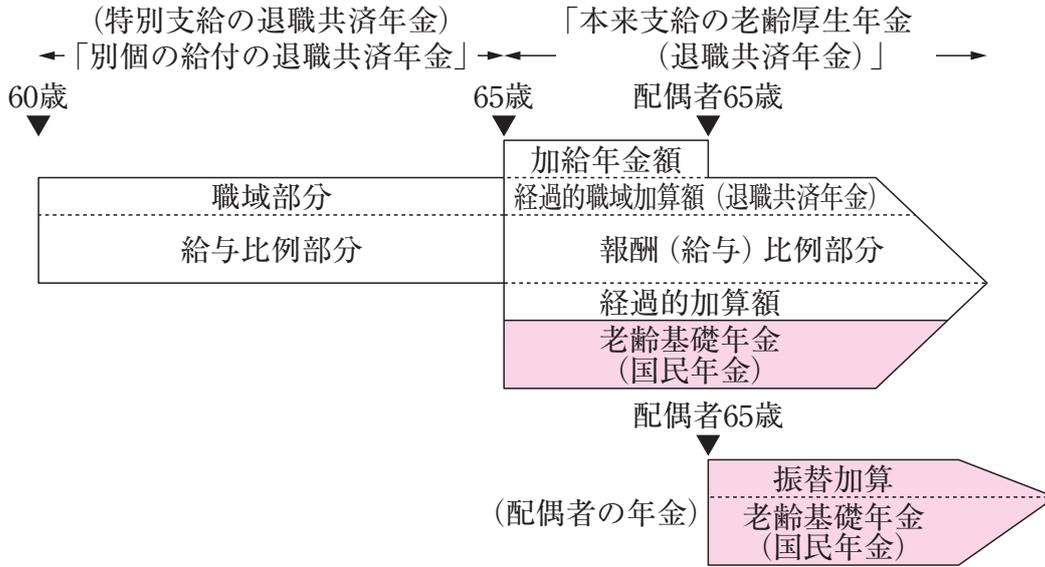
生 年 月 日	支給開始年齢
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	61歳
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	62歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	64歳



第4部 年金等給付

3) 昭和24年4月2日から昭和28年4月1日までに生まれた人

60歳から65歳に達するまでは別個の給付が支給され、65歳以降は本来支給の老齢厚生年金（退職共済年金）が支給されます。

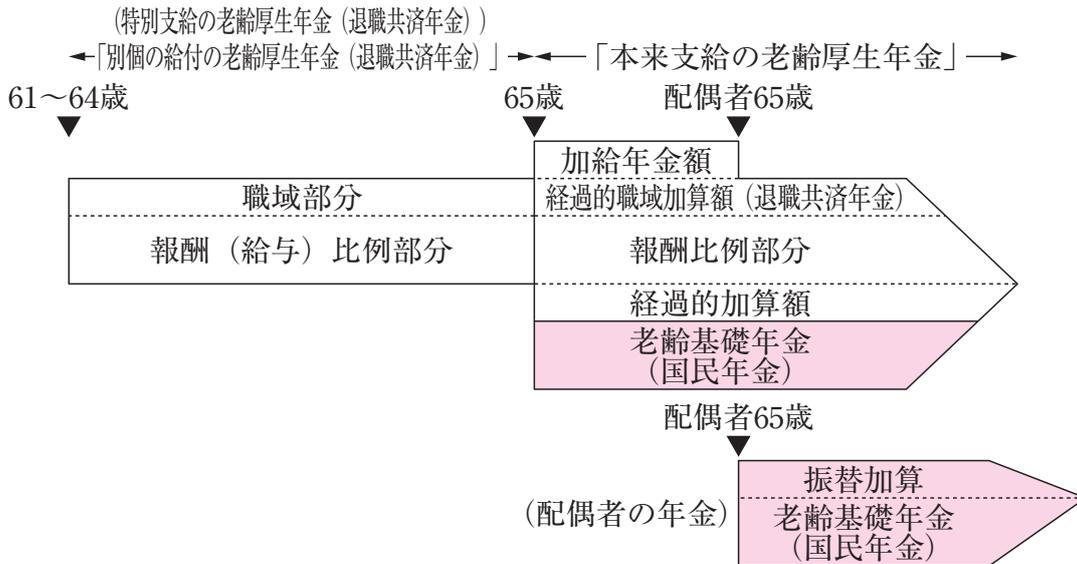


4) 昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた人

別個の給付の支給開始年齢も引き上げられ、引き上げられた年齢から65歳に達するまでは別個の給付が支給され、65歳以降は本来支給の老齢厚生年金が支給されます。

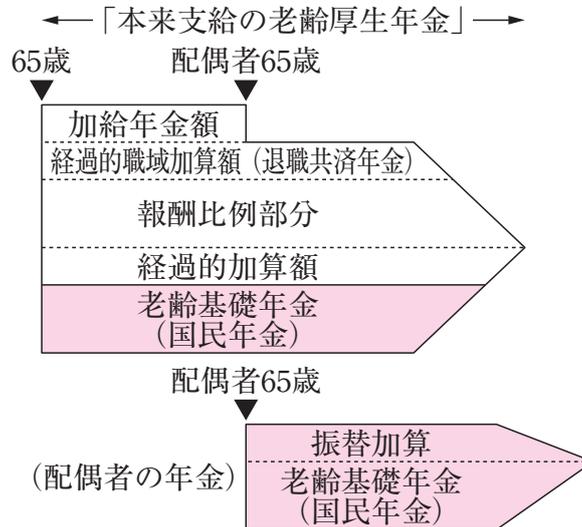
《別個の給付の老齢厚生年金（退職共済年金）支給開始年齢》

生 年 月 日	支給開始年齢
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳



5) 昭和36年4月2日以後に生まれた人

65歳から**本来支給の老齢厚生年金**が支給されます。



〔注1〕 第4号厚生年金被保険者期間が20年以上あり、平成7年6月30日までに本人の事情によらない退職(定年、勸奨等)をしている人については、特別支給の老齢厚生年金(退職共済年金)が56~59歳から支給となります(P.408参照)。

〔注2〕 昭和36年12月以前の第4号厚生年金被保険者期間を有し、かつ第4号厚生年金被保険者期間が20年以上の人等については、60歳前から支給が生じます。ただし、私学共済に加入中の場合を除きます。

〔注3〕 障害等級3級以上に該当する程度の障害の状態にあり、障害者特例の請求手続きをした人、又は第4号厚生年金被保険者期間が44年以上ある人については、別個の給付を受けることができる年齢に到達していれば、特別支給の老齢厚生年金(退職共済年金)が支給されます。ただし、「厚生年金被保険者」である間の場合を除きます。

〔注4〕 女性の第1号老齢厚生年金は、支給開始年齢の引き上げ(経過措置)に関し、5年遅れのスケジュールとなっています。

生年月日による支給開始年齢経過措置

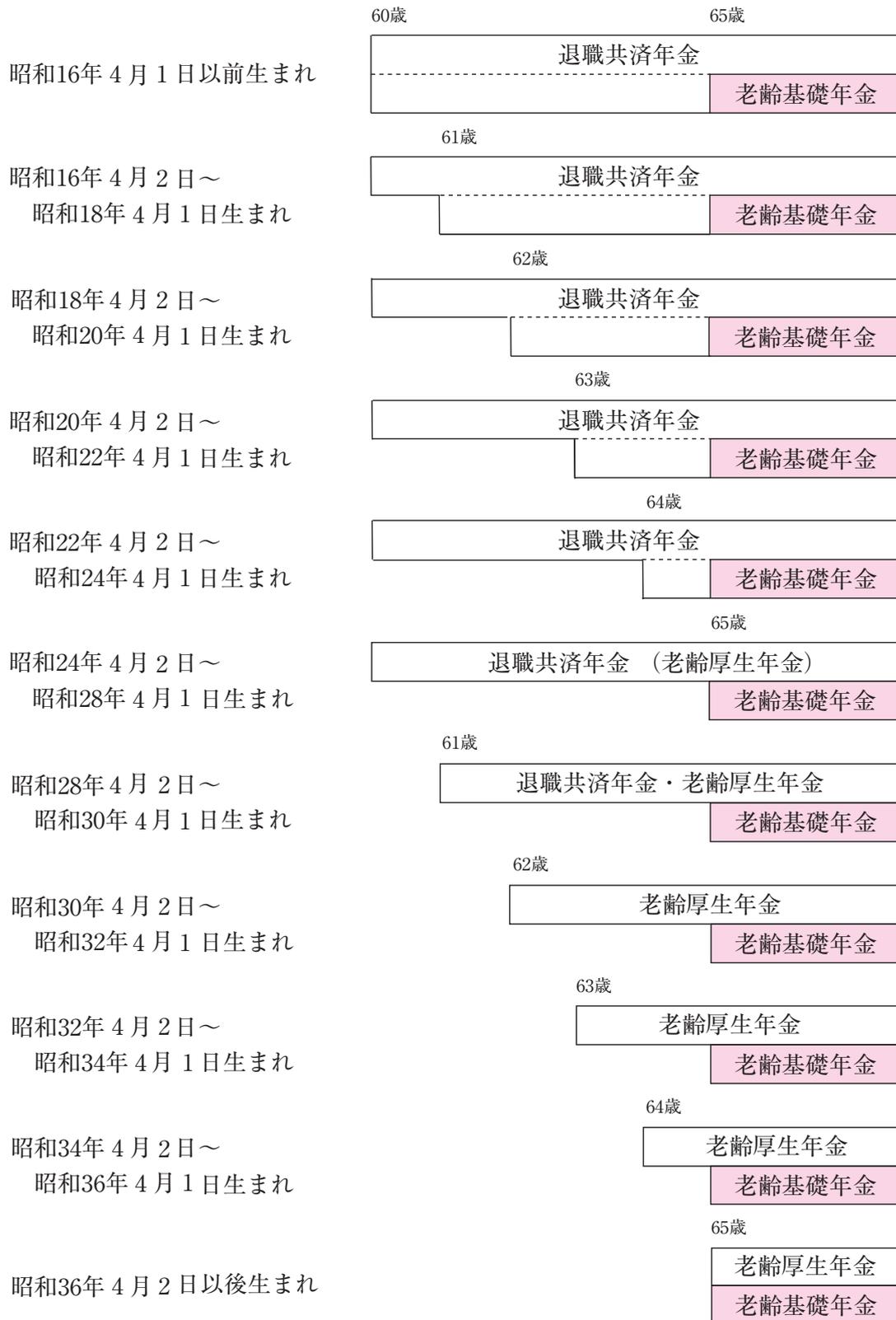
生年月日	別個の給付	特別支給の 老齢厚生年金 (退職共済年金)	本来支給の 老齢厚生年金 (退職共済年金)
昭和16年4月1日以前	なし	60歳	65歳
昭和16年4月2日 ～昭和18年4月1日	60歳	61歳	65歳
昭和18年4月2日 ～昭和20年4月1日	60歳	62歳	65歳
昭和20年4月2日 ～昭和22年4月1日	60歳	63歳	65歳
昭和22年4月2日 ～昭和24年4月1日	60歳	64歳	65歳
昭和24年4月2日 ～昭和28年4月1日	60歳	なし	65歳
昭和28年4月2日 ～昭和30年4月1日	61歳	なし	65歳
昭和30年4月2日 ～昭和32年4月1日	62歳	なし	65歳
昭和32年4月2日 ～昭和34年4月1日	63歳	なし	65歳
昭和34年4月2日 ～昭和36年4月1日	64歳	なし	65歳
昭和36年4月2日以後	なし	なし	65歳

別個の給付：報酬（給与）比例部分，経過的職域加算額（職域部分）

特別支給：定額部分，報酬（給与）比例部分，
経過的職域加算額（職域部分），加給年金額

本来支給：経過的加算額，報酬（給与）比例部分，
経過的職域加算額（職域部分），加給年金額

第4部 年金等給付



〔注〕 女性の第1号老齢厚生年金は、支給開始年齢の引き上げに関し、上記の生年月日から5年遅れのスケジュールとなっています。

第3節 特別支給の老齢厚生年金 (昭和36年4月1日以前生まれの人)

昭和36年4月1日以前に生まれた人については、所定の年齢から65歳に達するまで、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。〔厚年法附則第8条〕

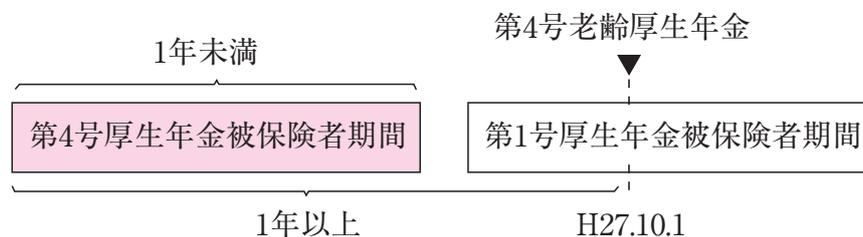
1 受給要件

次のすべての要件に該当した場合、請求に基づき支給されます。

- ① 所定の年齢以上（次項参照）であること
- ② 第1号～第4号厚生年金被保険者期間を合算〔厚年法附則第20条〕して1年以上※あること
- ③ 受給資格期間（P.369～379参照）を満たしていること

※ 一元化時点の経過措置

前記②について、一元化前の私学共済加入者期間が1か月以上1年未満の人で①と③のいずれの要件にも該当している人が、平成27年10月1日時点で第1号～第4号の厚生年金被保険者期間を合算して1年以上となる場合、平成27年10月1日に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生します。〔厚年法附則第20条〕



2 支給開始年齢の段階的引き上げ

昭和28年4月2日生まれから昭和36年4月1日までに生まれた人〔厚年法附則第8条の2〕

生年月日	支給開始年齢
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳

〔注〕第1号厚生年金被保険者（民間サラリーマン等）に適用される男女を区別した支給開始年齢措置（一般厚年女子は5年遅れで段階的な引き上げ措置となっている）は、第4号厚生年金被保険者には適用されません。

3 障害等級3級以上の人又は長期在職の特例

障害等級3級以上に該当する程度の障害状態にあり障害者特例の請求手続きをした人又は私学共済の加入期間（第4号厚生年金被保険者期間）が44年以上あり退職している人については、上記年齢に到達していれば、定額部分と報酬比例部分を合わせた特別支給の老齢厚生年金が支給されます。ただし、厚生年金被保険者である間の場合を除きます。〔厚年法附則第9条の2，第9条の3〕

4 政令退職による支給開始年齢の特例

私学共済の加入期間（第4号厚生年金被保険者期間）が20年以上ある人の支給開始年齢は、退職年月日（政令退職者に限り）に応じた特例が設けられています（以下「特例支給開始年齢」といいます）。〔被用者年金一元化法附則第33条，平成27年厚年経過措置政令第86条〕

政令退職者の退職年月日による特例

本人の事情によらない政令で定められた事由で退職した人については、生年月日にかかわらず、退職年月日に応じて次表の特例支給開始年齢から定額部分と報酬比例部分を合わせた特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

退職年月日	特例支給開始年齢
昭和61年4月1日～昭和61年6月30日	56歳
昭和61年7月1日～平成元年6月30日	57歳
平成元年7月1日～平成4年6月30日	58歳
平成4年7月1日～平成7年6月30日	59歳

〈本人の事情によらない退職〉（政令退職者）

- (1) 学校法人，準学校法人又は厚生年金保険法附則第2条の3により厚生年金の適用法人とみなされるものが設置する学校等の労働協約又は就業規則において定める定年に達したことにより退職した人

〔注〕 私学共済法附則第10項により，幼稚園を設置する人は学校法人でない場合でも学校法人とみなされ厚生年金の適用法人となります。

- (2) 学校法人又は準学校法人の寄付行為において定める任期を終えたことにより退職した役員
- (3) 学校法人，準学校法人の解散，これら設置する学校，専修学校又は各種学校の廃止その他，次の事由により退職した人
- ① 学校法人又は準学校法人の合併
 - ② 厚生年金保険法附則第2条の3により厚生年金の適用法人とみなされるものが設置する学校等の廃止
 - ③ 分校の廃止，高等学校の全日制の課程，定時制の課程，通信教育の課程，学科，専攻科もしくは別科の廃止，大学の学部，学部の学科，大学院もしくは大学院の研究科の廃止，短期大学の学科の廃止，高等専門学校学科の廃止，特別支援学校の小学部，中学部，高等部の学科，専攻科もしくは別科の廃止又は専修学校の高等課程，専門課程，一般課程，分校もしくは学科の廃止
 - ④ 学校法人又は準学校法人の事務所の移転
 - ⑤ 学校，専修学校又は各種学校の移転
 - ⑥ 前記①～⑤までに掲げる事由のほか，私学事業団がこれらの事由に準ずるものとして定める事由

〔注〕 私学事業団がこれらの事由に準ずるものとして定める事由

- ① 各種学校の課程の廃止
 - ② 前記(3)③に掲げる分校などの移転
 - ③ 学生，生徒，児童又は幼児の募集の停止（募集を行ったが応募が少なかった場合を含みます）
- (4) その人の非違によることなく勸奨を受けて退職した人で，その人が使用されていた学校法人（準学校法人及び厚生年金保険法附則第2条の3により厚生年金の適用法人とみなされるものを含みます）にかかる退職手当の支給に関する規定において，その人の非違によることなく勸奨を受けて退職した人の退職手当について，その人の都合により退職した人の退職手当の支給割合より高い支給割合を適用して，その額を算定する旨の規定が定められている場合における当該規定の適用を受けた人

第4節 老齢厚生年金の繰上げ支給

昭和28年4月2日以後に生まれた人は，支給開始年齢が段階的に引き上げられ，60歳では年金の受給権が発生しません。ただし，以下の受給要件を満たしている人は老齢厚生年金の繰上げ支給を請求することができます。

1 受給要件

次のすべての要件に該当した場合，請求に基づき支給されます。

- 1) 昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた人
〔厚年法附則第13条の4，附則第21条，厚年政令第8条の6〕
 - ① 年齢が60歳以上であり，支給開始年齢（P.408表参照）に達していないこと
 - ② 第1号～第4号厚生年金被保険者期間を合算して1年以上あること

と

- ③ 受給資格期間（P.369～379参照）を満たしていること
- 2) 昭和36年4月2日以後に生まれた人
〔厚年法附則第7条の3，附則第18条，厚年政令第8条の3〕
- ① 年齢が60歳以上であり，65歳に達していないこと
 - ② 第4号厚生年金被保険者期間が1か月以上あること
 - ③ 1) ③と同じ

2 繰上げ支給の請求にかかる注意事項

- 1) 繰上げ請求した場合の老齢厚生年金は一定の割合で減額になり，この減額率は生涯にわたり変わりません。

【繰上げ減額率】

昭和37年4月1日以前生まれの人…1か月当たり0.5%

昭和37年4月2日以後生まれの人…1か月当たり0.4%

- 2) 老齢厚生年金を繰上げ請求する場合，老齢基礎年金（国民年金）も一体的に繰上げ請求しなければなりません（他の実施機関の老齢厚生年金についても一体的に繰上げ請求となります）。
- 3) 国民年金に任意加入している人は繰上げ請求をすることができません。
- 4) 繰上げ支給の年金の受給権は実施機関において請求書が受理された日に発生し，受給権が発生した月の翌月分から支給されます。受給権発生後に繰上げ請求を取り消したり，変更することはできません。
- 5) 繰上げ請求した場合でも，厚生年金被保険者等である間は，標準報酬月額や標準賞与額により年金額の一部又は全部が支給停止となります。
- 6) 65歳未満で雇用保険から高年齢雇用継続給付（在職中）や基本手当（退職後）を受給する場合，年金額の一部又は全部が支給停止となります。
- 7) 障害給付や遺族給付と同時に受給することはできません。（ただし，65歳からは選択関係が変わります。）
- 8) 繰上げ請求後は，事後重症などによる障害基礎（厚生）年金の請求

ができなくなります。

- 9) 繰上げ請求後は、老齢厚生年金における障害又は長期在職の特例措置（P.408参照）を受けられなくなります。

第5節 本来支給の老齢厚生年金

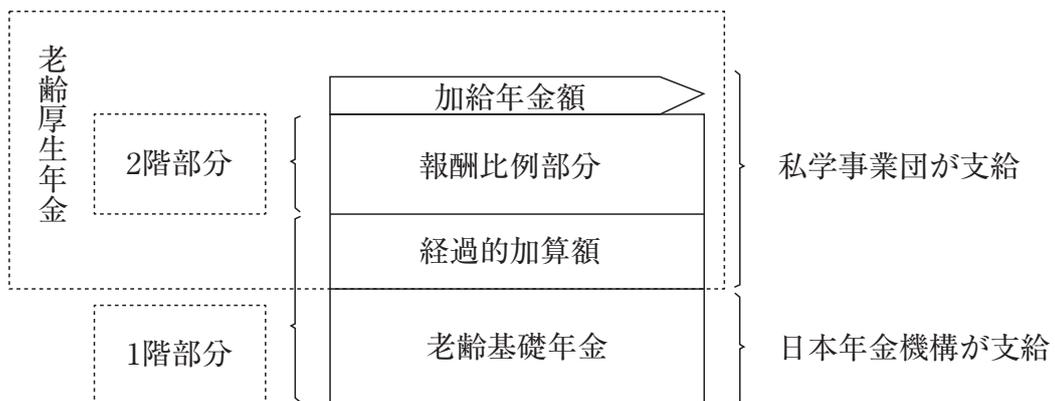
本来支給の老齢厚生年金は、65歳以上で受給資格期間を満たしており、第4号厚生年金被保険者期間が1か月以上ある場合に支給されます。〔厚年法第42条，第78条の26，附則第14条〕

受給要件

次のすべての要件に該当した場合、請求に基づき支給されます。

- ① 年齢が65歳以上であること
- ② 第4号厚生年金被保険者期間が1か月以上あること
- ③ 受給資格期間（P.369～379参照）を満たしていること

老齢厚生年金の構成



1 経過的加算額

本来支給の老齢厚生年金には、「定額部分」の額から、第4号厚生年金被保険者期間にかかる老齢基礎年金に相当する額を減じた額が加算されます。これを「経過的加算額」といいます。

「定額部分」は、国民年金の老齢基礎年金に相当するものです。しかし、老齢基礎年金は、昭和36年4月以降の20歳から60歳の被保険者期間を算定の基礎として支給するため、算定の基礎となっていない昭和36年3月以前の被保険者期間、20歳未満又は60歳以上の被保険者期間に相当する定額部分については、実際の老齢基礎年金の額と定額部分の額に差額が生じることになり、経過的加算額として支給する必要があります。〔昭和60年国年等改正法附則第59条、昭和61年国年等経過措置政令第74条〕

2 加給年金額

加給年金額は、年金額の算定基礎となる厚生年金の被保険者期間（第1号～第4号厚生年金被保険者期間を合算した期間）が20年以上ある場合で、老齢厚生年金の受給権を取得した当時、受給権者と生計維持関係のある65歳未満の配偶者（事実上の婚姻関係を含みます）又は18歳到達年度の末日までの間の子、もしくは20歳未満であり厚生年金保険法による1級又は2級の障害の状態にある子がいる場合、加給年金額が加算されます。

受給要件

1) 受給権者本人の受給要件

- (1) 老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240月以上であること〔厚年法第44条〕

2以上の種別の被保険者であった期間を有する者（以下「2以上期間者」といいます）については、2以上の種別の厚生年金の被保険者期間すべてを合算して240月以上であることを判断することになります。

また、2以上期間者の加給年金額については、2以上の種別の被保険者期間のうち、いずれか一つの種別の被保険者期間に基づく老齢厚生年金に加算されます。〔厚年法第78条の27〕

その場合、加算する年金の判定は次のルールで行います。〔厚年政令第3条の13第1項・2項〕

- ① 2以上の種別の被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合、最初に受給権を取得した老齢厚生年金に加算する
 - ② 2以上の種別の被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権を同時に取得した場合は、最も長い被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金に加算する
 - ③ ②の最も長い被保険者期間が2以上ある場合には、第1号厚生年金被保険者期間、第2号厚生年金被保険者期間、第3号厚生年金被保険者期間、第4号厚生年金被保険者期間の優先順位で加算する
- (2) 特別支給の老齢厚生年金に加給年金額が加算されている人が65歳に達したとき

一つの期間に基づく特別支給の老齢厚生年金に加給年金額が加算される場合として、障害者特例、長期在職の特例又は政令退職（特例支給開始年齢に達したとき）（P.408参照）がありますが、その人が65歳到達による本来支給の老齢厚生年金への裁定替えが行われた場合にも引き続き一つの期間に基づく被保険者期間の計算の基礎とする老齢厚生年金に加算されます。

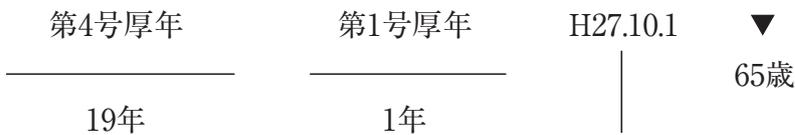
その際、加給年金額の対象者は、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生時又は加給年金額の加算要件を満たすときに生計維持の認定をされた人が、引き続き生計維持されていることとなっています。〔厚年法附則第16条、厚年政令第8条の7〕

- ※ 加給年金額の生計維持要件は、加算要件充足時の一点で見ることが原則とされています（保険事故発生後の事情変更は加味しないという保険原則から）

(3) 老齢厚生年金の受給権を取得したときに、被保険者期間240月未満であった人が65歳に達したこと、退職（みなし退職を含む）したこと又は在職中に9月1日をむかえたことによって老齢厚生年金の計算の基礎となる期間が改定され、初めて240月以上となった場合は、その時点で次項に掲げる一定の要件を備えた加給年金額の対象者がいる場合、加給年金額が加算されます。

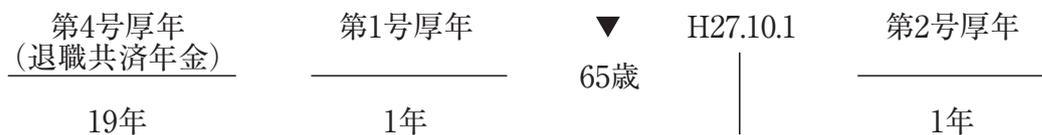
また、一元化前に退職共済年金の受給権を有する人で、その算定期間が240月未満の人が、一元化後に退職等により老齢厚生年金が発生して240月以上に達する場合は、退職共済年金に加給年金額を加算するのではなく、老齢厚生年金に加給年金額が加算されることとなります。〔被用者年金一元化法附則第21条、平成27年国共済経過措置政令第23条〕

〈事例 ①〉



- 一元化前の特別支給の退職共済年金は、一元化後65歳到達時点で本来支給の老齢厚生年金になるが、その際、老齢厚生年金の計算の基礎となる240月の判定を行い、一番長い第4号厚年期間を算定基礎とする老齢厚生年金に加給年金額が加算される

〈事例 ②〉



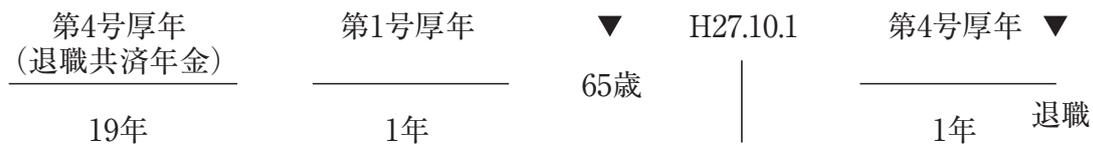
- 一元化前の65歳到達時点で、本来支給の退職共済年金（第4号厚年）と老齢厚生年金（第1号厚年）の受給権が発生するが、一元化前の加給年金額の判定は合算しないため、一元化後、第2号厚年に初めて加入し1か月後に老齢厚生年金が発生する際、老齢厚生年金の計算の基礎となる240月の判定を行い、

第4部 年金等給付

一番長い第1号厚年期間を計算の基礎とする老齢厚生年金に加給年金額が加算される

※一元化後の老齢厚生年金の計算の基礎には、一元化前の既裁定退職共済年金の計算の基礎となる被保険者期間は含めない

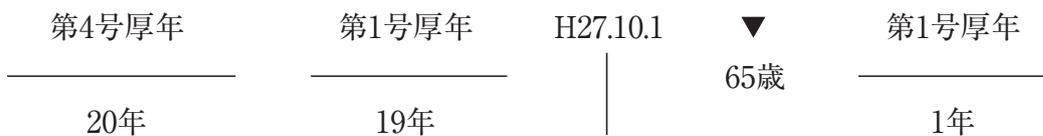
〈事例 ③〉



・一元化前の65歳到達時点で、本来支給の退職共済年金（第4号厚年）と老齢厚生年金（第1号厚年）の受給権が発生するが、一元化前の加給年金額の判定は合算しないため、一元化後、第4号厚年に再加入し再退職時に老齢厚生年金が発生する際、老齢厚生年金の計算の基礎となる240月の判定を行い、同じ長さのときの優先順位により第1号厚年期間を計算の基礎とする老齢厚生年金に加給年金額が加算される

※一元化後の老齢厚生年金の計算の基礎には、一元化前の既裁定退職共済年金の計算の基礎となる被保険者期間は含めない

〈事例 ④〉



・65歳到達時点で期間の長い第4号厚年の老齢厚生年金に加給年金額が加算されることになるが、その後、第1号厚年に再加入し再退職後に本来支給の老齢厚生年金（第1号厚年）の改定が行われる際、第4号厚年と第1号厚年の期間が同じかもしくは上回る場合においても、加給年金額は第4号厚年の老齢厚生年金に引き続き加算される

2) 対象者の受給要件

(1) 配偶者の場合

- ① 65歳未満であること
- ② 受給権者に生計維持されていること

(2) 子（養子を含む）の場合

- ① 18歳到達年度の末日までの間にある、もしくは20歳未満であり1級又は2級の障害の状態にあること
- ② 受給権者に生計維持されていること

3) 「生計を維持されている」とは

生計を共にしている配偶者や子の年間収入が850万円未満である場合、又は年間所得が655万5千円未満である場合は生計を維持していると認められます。〔厚労省通知（平成23年3月年発0323第1号，平成27年9月年発0930第11号，令和元年6月年発0611第2号）〕

ただし、年間収入が850万円以上であっても、近い将来（おおむね5年以内）に定年退職等により、その恒常的な収入が客観的にみて減少することが書面により確認できるときは、認められる場合もあります。

<加給年金額>

配偶者	224,700円
1人目・2人目の子	224,700円
3人目以降の子	74,900円

また、昭和9年4月2日以後に生まれた受給権者には、配偶者の加給年金額に、さらに次の表の額が特別加算されます。

受給権者の生年月日	特別加算額
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,200円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,300円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	99,500円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	132,600円
昭和18年4月2日～	165,800円

※加給年金額及び特別加算額は毎年度改定されます。令和7年度の金額についてはP.359参照。

4) 加給年金額の加算開始年齢

加給年金額は、原則として年金受給権者が65歳から加算されますが、生年月日に応じて加算開始年齢が下表のとおりとなります。

加給年金額加算開始年齢

受給権者の生年月日	加給年金額加算開始年齢
昭和16年4月1日以前	60歳
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	61歳
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	62歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	64歳
昭和24年4月2日以後	65歳

<加給年金額の失権>

加給年金額の対象者である配偶者や子が次の事由のいずれかに該当したとき、その人にかかる加給年金額は失権します。〔厚年法第44条第4項、厚年政令第3条の5第5項〕

- ① 死亡したとき
- ② 受給権者による生計維持の状態がなくなったとき
- ③ 配偶者が、離婚又は婚姻の取り消しをしたとき
- ④ 配偶者が、65歳に達したとき
- ⑤ 子が、養子縁組によって受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき
- ⑥ 養子縁組による子が、離縁をしたとき
- ⑦ 子が婚姻をしたとき
- ⑧ 子（障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子を除きます）について、18歳到達年度の末日になったとき
- ⑨ 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子（18歳到達年度の末日までの間にある子を除きます）がその事情がなくなったとき

- ⑩ 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子が20歳に達したとき

第6節 本来支給の老齢厚生年金の繰下げ支給

「本来支給の老齢厚生年金」の支給開始を1年以上繰り下げる（遅らせる）ことにより、繰り下げた月数に応じて増額された年金額を受給することができる制度です。〔厚年法第44条の3〕

<繰下げ増額率>

1か月当たり0.7%

<繰下げ期間>

本来支給の老齢厚生年金の受給権発生日が平成29年3月31日以前の人
…最長5年

本来支給の老齢厚生年金の受給権発生日が平成29年4月1日以降の人
…最長10年

〔注〕本来支給の老齢厚生年金の受給権発生日が平成29年4月1日以降の人は、令和5年4月1日施行の法律改正により、受給権発生日から5年を経過した後に、繰下げ支給を希望せず遡って本来支給の請求をした場合、請求の5年前の日に繰下げの申し出があったものとみなすようになりました。

1 繰下げ支給の対象者

老齢厚生年金の受給権を取得し、受給権取得後1年を経過する前までに本来支給の老齢厚生年金を請求していない人は、老齢厚生年金の支給繰下げの申し出（請求）ができます。繰下げ期間は受給権を取得した日から起算して10年が限度です。10年を超えた場合は10年に達した日に申し出があったものとみなします。

〔注〕受給権発生日が平成29年3月31日以前の人、受給権を取得した日から起算して5年が限度です。5年を超えた場合は、5年に達した日に申し

出があったものとみなします。

ただし、老齢厚生年金の受給権を取得したときから1年を経過した日以前に障害給付（障害基礎年金を除きます）及び遺族給付（以下「障害給付等」といいます）の受給権を有する場合は、支給繰下げの申し出（請求）はできません。また、受給権を取得したときから1年を経過した日後に障害給付等の受給権を取得した場合は、それ以降繰り下げることができません。

2 2以上期間者の老齢厚生年金の繰下げ支給

支給繰下げの申し出（請求）は、他の実施機関の老齢厚生年金と一体的に行わなければならない、一方のみを繰り下げることにはできません。ただし、老齢基礎年金は、老齢厚生年金と同時に繰り下げの必要はありません。〔厚年法第78条の28〕

したがって、老齢厚生年金の受給状況等が次のような場合、支給繰下げができないことや繰下げ期間が制限されることがあります。〔厚年政令第3条の13の2第1項による読み替え後の厚年法第44条の3（第78条の28による読み替え後のもの）〕

- ① 支給繰下げの申し出（請求）をしたときに、すでに他の実施機関の老齢厚生年金を受給している場合は、他の実施機関の老齢厚生年金の支給事由が生じた日を支給繰下げの申出日（請求日）とみなします。
- ② 老齢厚生年金（退職共済年金）の繰下げ期間が1年経過する前に、他の実施機関への加入等により新たに老齢厚生年金の受給権が発生した場合、支給繰下げの申し出（請求）は、新たに受給権が発生した老齢厚生年金の繰下げ期間が1年経過した以降に一体的に申し出（請求）することができます。

このとき、支給繰下げの申し出（請求）を希望しない場合は、本来支給の受給権発生時点に遡って受給する手続きをすることになります（繰下げ希望の取下げとなり、増額はありせん）。

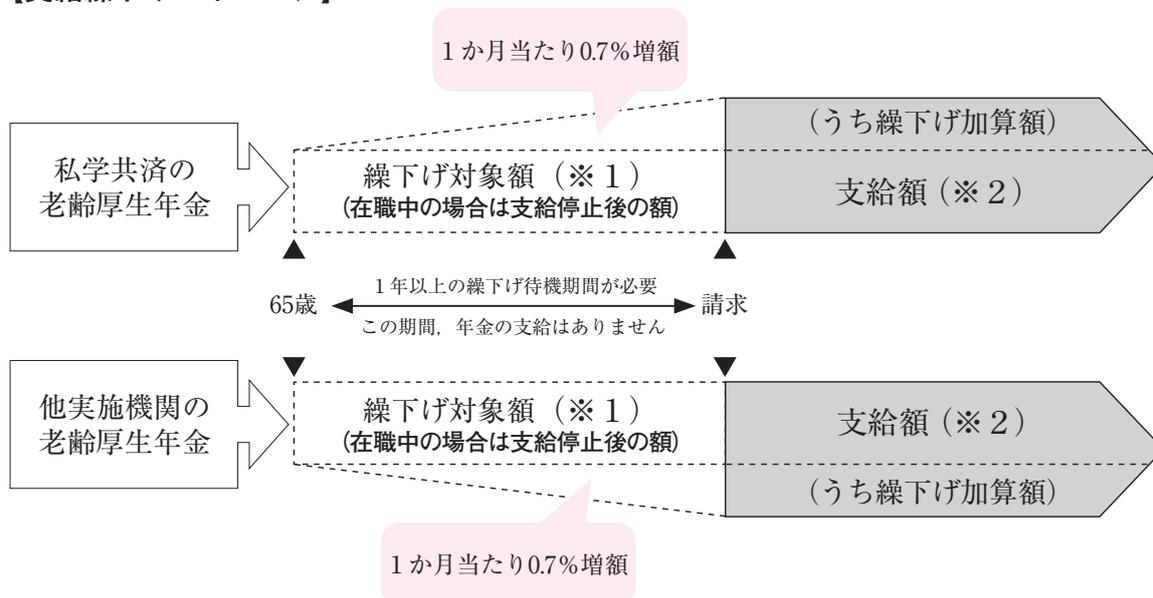
③ 老齢厚生年金（退職共済年金）の繰下げ期間が1年経過した後に、他の実施機関への加入等により新たに老齢厚生年金の受給権が発生した場合、支給繰下げの申し出（請求）は次のいずれかになります。

(ア) 新たに受給権が発生した老齢厚生年金の繰下げ期間が1年経過した以降に一体的に支給繰下げの申し出（請求）

(イ) 新たに老齢厚生年金の受給権が発生した時点で支給繰下げの申し出（請求）

【注】 受給権発生日が平成29年3月31日以前の人について、他の実施機関への加入等により新たに老齢厚生年金の受給権が発生した時点が、繰下げ期間の上限（60か月）となるまでに1年未満である場合は、新たに老齢厚生年金の受給権が発生した時点で支給繰下げの申し出（請求）をすることになります。

【支給繰下げのイメージ】



同時に繰り下げる必要があります。
一方のみを繰り下げることではできません。

- ※1 繰下げをしなければ支給される額（在職中の人は、支給停止された残りの部分。加給年金額は増額される対象額になりません）
- ※2 繰下げ後の増額された支給額（申し出の翌月分から）

第7節 老齢厚生年金の年金額

1 年金額

老齢厚生年金は、計算式の異なる部分に分かれており、その合計額が年金額になります。

また、年金額の計算には、受給権者の生年月日によって異なる乗率等が設定されています。〔厚年法第43条、第44条、附則第9条の2第2項、昭和60年国年等改正法附則第59条、附則第60条〕

$$\text{特別支給の老齢厚生年金} = \text{①定額部分} ※ + \text{②報酬比例部分} + \text{③④加給年金額} ※$$

$$\text{本来支給の老齢厚生年金} = \text{⑤経過的加算額} + \text{②報酬比例部分} + \text{③④加給年金額}$$

※特別支給における定額部分及び加給年金額は、障害者特例又は長期在職の特例（P.408参照）に該当する場合に限り加算されます。

なお、平成16年の法律改正により、年金額の計算方法は複数行われるしくみに改正されました。(1)、(2)の方式でそれぞれ計算を行い、高い方の計算を年金額として採用します。〔平成12年国年等改正法附則第21条〕

(1) H16計算

① 定額部分

定額単価（1,628円）×生年月日に応じた乗率×被保険者期間（定額限度月数あり〔注〕）

〔注〕 昭和21年4月2日以後生まれの人の定額限度月数；480月

② 報酬比例部分（下記のイ、ロを合算します）

イ H16平均標準報酬月額×生年月日に応じた乗率（A1）×平成15年3月以前の被保険者期間

ロ H16平均標準報酬額×生年月日に応じた乗率（A2）×平成15年4月以降の被保険者期間

③ 加給年金額

対象者	金額
配偶者	224,700円
子2人まで1人につき	224,700円
子3人以上1人につき	74,900円

④ 加給年金額の特別加算額

受給権者の生年月日区分	金額
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,200円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,300円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	99,500円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	132,600円
昭和18年4月2日～	165,800円

⑤ 経過的加算額

昭和36年4月以降の20歳以上
 定額部分の額－老齢基礎年金額（780,900円） × $\frac{60\text{歳未満の被保険者月数}}{\text{国民年金加入可能月数}}$

※定額単価，加給年金額，加給年金額の特別加算額及び老齢基礎年金額は，毎年度改定されます。令和7年度の各金額についてはP.359参照。

(2) H16従前計算

① 定額部分

定額単価（1,628円）×生年月日に応じた乗率×被保険者期間（定額限度月数あり〔注〕）

〔注〕昭和21年4月2日以後生まれの人の定額限度月数；480月

第4部 年金等給付

② 報酬比例部分（下記のイ、ロを合算します）

- イ H16平均標準報酬月額（従前）×生年月日に応じた乗率（B1）
×平成15年3月以前の被保険者期間×従前額改定率
- ロ H16平均標準報酬額（従前）×生年月日に応じた乗率（B2）
×平成15年4月以降の被保険者期間×従前額改定率

③ 加給年金額

対象者	金額
配偶者	224,700円
子2人まで1人につき	224,700円
子3人以上1人につき	74,900円

④ 加給年金額の特別加算額

受給権者の生年月日区分	金額
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,200円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,300円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	99,500円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	132,600円
昭和18年4月2日～	165,800円

⑤ 経過的加算額

昭和36年4月以降の20歳以上
定額部分の額－老齢基礎年金額(780,900円) × $\frac{60\text{歳未満の被保険者月数}}{\text{国民年金加入可能月数}}$

※従前額改定率はP.358参照。定額単価，加給年金額，加給年金額の特別加算額及び老齢基礎年金額は，毎年度改定されます。令和7年度の各金額についてはP.359参照。

2 老齢厚生年金の算定基礎となる被保険者期間

老齢厚生年金の算定基礎となる被保険者期間は，老齢厚生年金の受給権を取得した月の前月までです。

在職中の場合，受給権を取得した月以後の被保険者期間については，

被保険者の資格を喪失し、その後1か月を経過する間に再度第4号厚年被保険者にならなかったとき、1か月経過後に当該老齢厚生年金の年金額を改定します（P.436参照）。〔厚年法第43条第3項〕

また、令和4年4月1日施行の法律改正により、65歳以上で在職中の場合、毎年9月1日において被保険者である受給権者については、在職中であっても（退職を待たずに）、毎年10月に老齢厚生年金の年金額を改定します（「在職定時改定」といいます。P.437参照）。〔厚年法第43条第2項〕

第4部 年金等給付

老齢厚生年金額計算 給付乗率 A1 (5%適正後)

平成15年3月以前の被保険者期間

生年月日	定額部分乗率	報酬比例部分乗率
～大正15年4月1日	—	1000分の9.5
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	1.875	9.5
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	1.817	9.367
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	1.761	9.234
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	1.707	9.101
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	1.654	8.968
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	1.603	8.845
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	1.553	8.712
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	1.505	8.588
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	1.458	8.465
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	1.413	8.351
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	1.369	8.227
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	1.327	8.113
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	1.286	7.990
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	1.246	7.876
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	1.208	7.771
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	1.170	7.657
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	1.134	7.543
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	1.099	7.439
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	1.065	7.334
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	1.032	7.230
昭和21年4月2日～	1.000	7.125

老齢厚生年金額計算 給付乗率 A2 (5%適正後)

平成15年4月以降の被保険者期間

生年月日	定額部分乗率	報酬比例部分乗率
～大正15年4月1日	—	1000分の7.308
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	1.875	7.308
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	1.817	7.205
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	1.761	7.103
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	1.707	7.001
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	1.654	6.898
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	1.603	6.804
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	1.553	6.702
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	1.505	6.606
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	1.458	6.512
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	1.413	6.424
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	1.369	6.328
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	1.327	6.241
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	1.286	6.146
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	1.246	6.058
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	1.208	5.978
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	1.170	5.890
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	1.134	5.802
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	1.099	5.722
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	1.065	5.642
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	1.032	5.562
昭和21年4月2日～	1.000	5.481

第4部 年金等給付

老齢厚生年金額計算 給付乗率 B1 (5%適正前保障)

平成15年3月以前の被保険者期間

生年月日	定額部分乗率	報酬比例部分乗率
～大正15年4月1日	—	1000分の10
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	1.875	10
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	1.817	9.86
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	1.761	9.72
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	1.707	9.58
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	1.654	9.44
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	1.603	9.31
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	1.553	9.17
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	1.505	9.04
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	1.458	8.91
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	1.413	8.79
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	1.369	8.66
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	1.327	8.54
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	1.286	8.41
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	1.246	8.29
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	1.208	8.18
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	1.170	8.06
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	1.134	7.94
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	1.099	7.83
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	1.065	7.72
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	1.032	7.61
昭和21年4月2日～	1.000	7.50

老齢厚生年金額計算 給付乗率 B2 (5%適正前保障)

平成15年4月以降の被保険者期間

生年月日	定額部分乗率	報酬比例部分乗率
～大正15年4月1日	—	1000分の7.692
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	1.875	7.692
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	1.817	7.585
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	1.761	7.477
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	1.707	7.369
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	1.654	7.262
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	1.603	7.162
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	1.553	7.054
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	1.505	6.954
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	1.458	6.854
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	1.413	6.762
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	1.369	6.662
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	1.327	6.569
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	1.286	6.469
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	1.246	6.377
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	1.208	6.292
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	1.170	6.200
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	1.134	6.108
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	1.099	6.023
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	1.065	5.938
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	1.032	5.854
昭和21年4月2日～	1.000	5.769

第8節 経過的職域加算額（退職共済年金）
（平成27年9月以前の加入期間を有する人）

受給要件

次のすべての要件に該当した場合、請求に基づき支給されます。

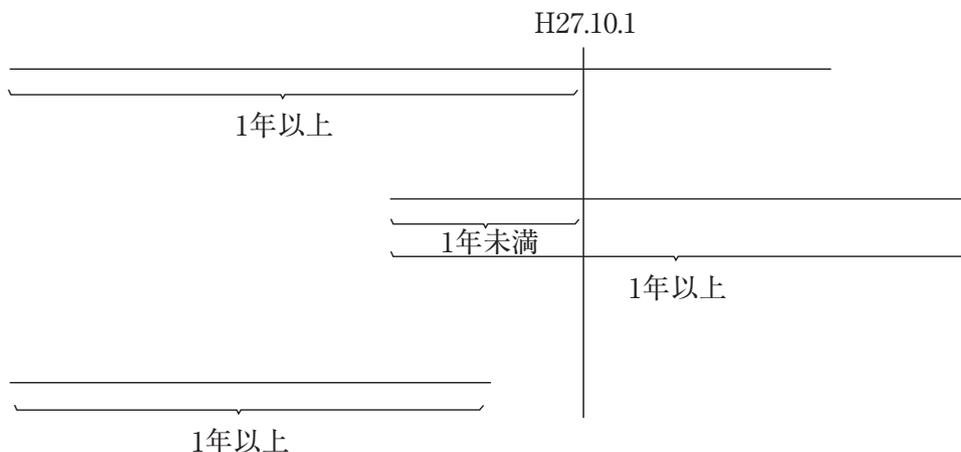
- ① 一定の年齢であること（特別支給と本来支給により以下のとおり）
 - ・特別支給 特別支給の老齢厚生年金の受給要件①と同じ（P.407参照）。
 - ・本来支給 65歳以上であること
- ② 一元化前の第4号厚生年金被保険者期間（加入者期間）を有する人で、1年以上引き続き加入者期間※を有すること
- ③ 受給資格期間（P.369～379参照）を満たしていること

〔平成27年国共済経過措置政令第6条による読み替え後の改正前国共済法第76条，附則第12条の3，附則第12条の3の2〕

※ 経過措置

上記②の「1年以上引き続き加入者期間を有すること」については、以下の場合「1年以上引き続き加入者期間を有すること」として取り扱われます。〔被用者年金一元化法附則第36条第7項〕

いずれも第4号厚生年金被保険者期間（加入者期間）



第9節 経過的職域加算額（退職共済年金）の年金額

1 年金額

経過的職域加算額（退職共済年金）は、一元化前の私学共済制度における加入者期間（平成27年9月まで）が、年金額の算定基礎になります。〔被用者年金一元化法附則第78条，平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第77条〕

年金額の計算には、受給権者の生年月日によって異なる乗率等が設定されています。

なお、老齢厚生年金と同様、年金額の計算方法は複数行われるしくみになっています。(1)、(2)の方式でそれぞれ計算を行い、高い方の計算を年金額として採用します。〔平成27年国共済経過措置政令第13条による読み替え後の平成12年国共済改正法附則第11条，第12条〕

(1) H16計算

下記のイ、ロを合算します

- イ H16平均標準給与月額×生年月日に応じた乗率（A 1）×平成15年3月以前の加入者期間
- ロ H16平均標準給与額×生年月日に応じた乗率（A 2）×平成15年4月以降の加入者期間

(2) H16従前計算

下記のイ、ロを合算します

- イ H16平均標準給与月額（従前）×生年月日に応じた乗率（B 1）×平成15年3月以前の加入者期間×従前額改定率
 - ロ H16平均標準給与額（従前）×生年月日に応じた乗率（B 2）×平成15年4月以降の加入者期間×従前額改定率
- ※従前額改定率はP.358参照

第4部 年金等給付

経過的職域加算額（退職共済年金）計算 給付乗率 A1（5%適正後）
平成15年3月以前の加入者期間

生年月日	加入者期間 20年未満	加入者期間 20年以上
～大正15年4月1日	1000分の 0.238	1000分の 0.475
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	0.238	0.475
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	0.276	0.551
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	0.314	0.627
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	0.352	0.694
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	0.380	0.760
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	0.409	0.817
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	0.437	0.874
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	0.466	0.931
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	0.494	0.979
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	0.523	1.036
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	0.542	1.074
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	0.561	1.121
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	0.580	1.159
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	0.608	1.207
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	0.618	1.235
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	0.637	1.273
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	0.656	1.311
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	0.675	1.340
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	0.684	1.368
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	0.703	1.397
昭和21年4月2日～	0.713	1.425

経過的職域加算額（退職共済年金）計算 給付乗率 A2（5%適正後）
平成15年4月以降の加入者期間

生年月日	加入者期間 20年未満	加入者期間 20年以上
～大正15年4月1日	1000分の 0.183	1000分の 0.365
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	0.183	0.365
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	0.212	0.424
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	0.242	0.482
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	0.271	0.534
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	0.292	0.585
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	0.315	0.628
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	0.336	0.672
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	0.358	0.716
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	0.380	0.753
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	0.402	0.797
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	0.417	0.826
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	0.432	0.862
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	0.446	0.892
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	0.468	0.928
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	0.475	0.950
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	0.490	0.979
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	0.505	1.008
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	0.519	1.031
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	0.526	1.052
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	0.541	1.075
昭和21年4月2日～	0.548	1.096

第4部 年金等給付

経過的職域加算額（退職共済年金）計算 給付乗率 B1（5%適正前保障）
平成15年3月以前の加入者期間

生年月日	加入者期間 20年未満	加入者期間 20年以上
～大正15年4月1日	1000分の 0.25	1000分の 0.50
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	0.25	0.50
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	0.29	0.58
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	0.33	0.66
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	0.37	0.73
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	0.40	0.80
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	0.43	0.86
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	0.46	0.92
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	0.49	0.98
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	0.52	1.03
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	0.55	1.09
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	0.57	1.13
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	0.59	1.18
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	0.61	1.22
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	0.64	1.27
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	0.65	1.30
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	0.67	1.34
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	0.69	1.38
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	0.71	1.41
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	0.72	1.44
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	0.74	1.47
昭和21年4月2日～	0.75	1.50

経過的職域加算額（退職共済年金）計算 給付乗率 B2（5%適正前保障）
平成15年4月以降の加入者期間

生年月日	加入者期間 20年未満	加入者期間 20年以上
～大正15年4月1日	1000分の 0.192	1000分の 0.385
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	0.192	0.385
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	0.223	0.446
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	0.254	0.508
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	0.285	0.562
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	0.308	0.615
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	0.331	0.662
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	0.354	0.708
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	0.377	0.754
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	0.400	0.792
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	0.423	0.838
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	0.438	0.869
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	0.454	0.908
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	0.469	0.938
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	0.492	0.977
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	0.500	1.000
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	0.515	1.031
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	0.531	1.062
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	0.546	1.085
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	0.554	1.108
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	0.569	1.131
昭和21年4月2日～	0.577	1.154

第10節 退職改定等

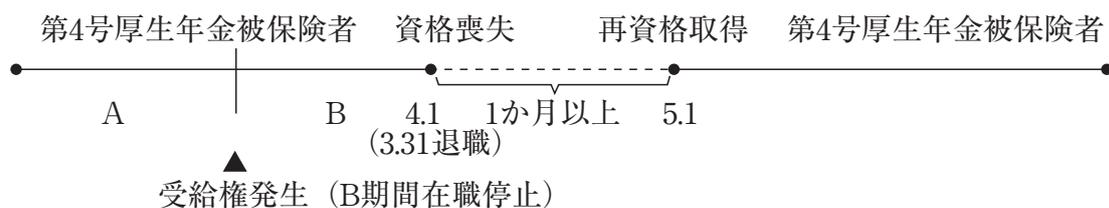
1 老齢厚生年金の受給権者にかかる退職改定

第4号厚生年金被保険者である老齢厚生年金の受給権者が退職し、かつ、第4号厚生年金被保険者となることなく退職日の翌日（資格喪失日）から起算して1か月経過したときは、資格喪失日の属する月前の第4号厚生年金被保険者期間を算定の基礎として、退職日から起算して1か月経過した日の属する月から年金額を改定します。〔厚年法第43条第3項〕

また、第4号厚生年金被保険者である老齢厚生年金の受給権者が70歳に到達したときは、厚生年金の被保険者としては資格喪失しますので（P.153参照）、70歳に到達した日の属する月前の第4号厚生年金被保険者期間を算定の基礎として、70歳に到達した日から起算して1か月経過した日の属する月から年金額を改定します。

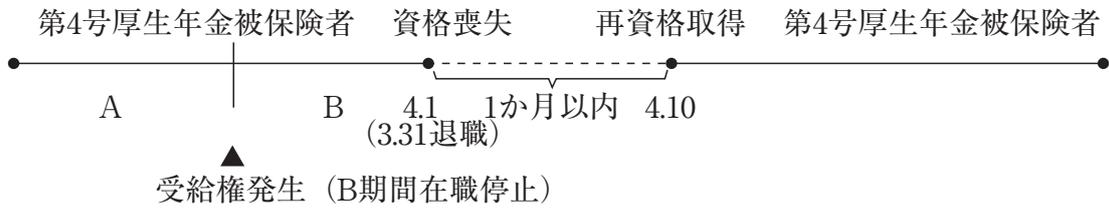
なお、退職したあとに再び第4号厚生年金被保険者になったときは、以下ようになります。

(1)



- ① 4月・5月分として、退職に伴い改定した年金額（A + B期間）を支給する。
- ② 6月分として、①の年金額を在職停止する。

(2)



- ① 4月分として、退職に伴う改定は行わない (A期間)。
- ② 4月分として、①の年金額を在職停止する (喪失日と取得日が同一月のため在職停止が継続する)。

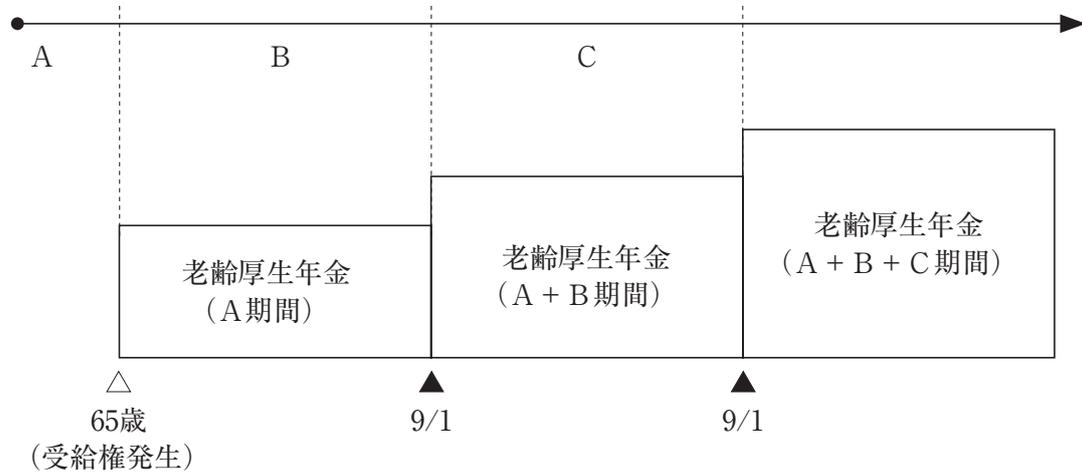
2 在職定時改定 (令和4年4月1日施行)

1) 基本的なしくみ

老齢厚生年金の受給権者が65歳以上、かつ毎年基準日 (9月1日) において第4号厚生年金被保険者であるときは、在職中であっても、毎年10月に老齢厚生年金の年金額を改定します。〔厚年法第43条第2項〕

【在職定時改定のイメージ】

第4号厚生年金被保険者

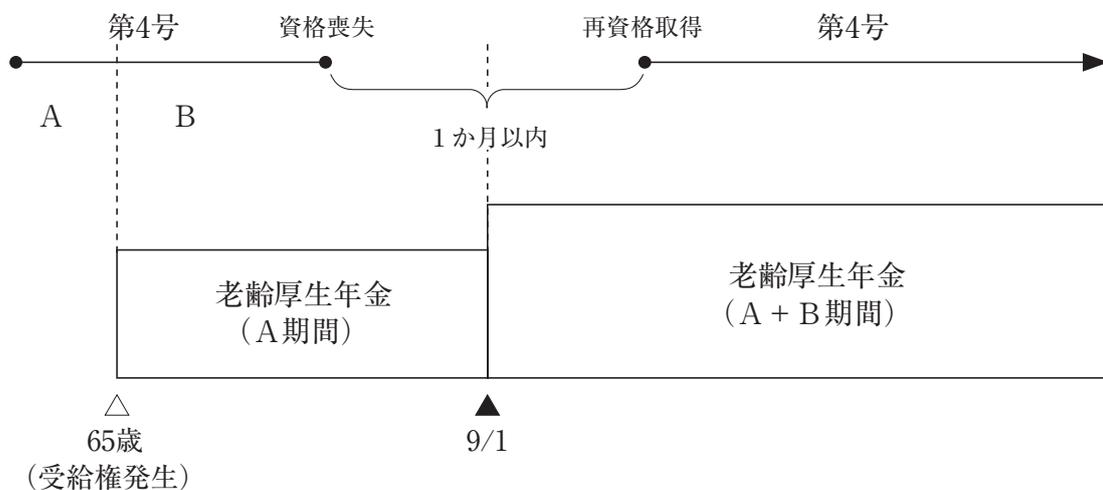


〔注〕 毎年8月までの被保険者期間を年金額の算定期間として、10月分から年金額を改定します。なお、被保険者である間は、年金額の一部を支給停止します (P.615参照)。

2) 例外的な取扱い

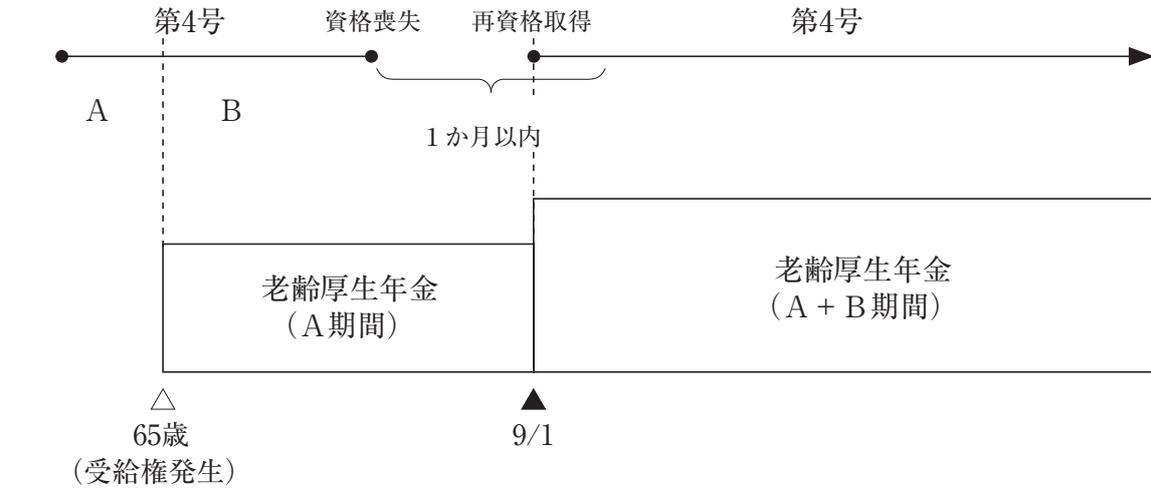
基準日（9月1日）と第4号厚生年金被保険者の資格喪失日が近接している場合、基準日に被保険者でなくても、在職定時改定を行うことがあります。

- (1) 第4号厚生年金被保険者の資格喪失後1か月以内に9月1日が到来し、かつ資格喪失後1か月以内に再資格取得したとき〔厚年法第43条第2項ただし書〕



資格喪失日から起算して1か月经過する前に再資格取得した場合、退職改定は行わないため、在職定時改定により年金額の改定を行うもの

- (2) 9月1日に再資格取得した場合、新たに年金額に算定する期間がないため、在職定時改定は行いません。ただし、第4号厚生年金被保険者の資格喪失後1か月以内に9月1日が到来する場合は、在職定時改定を行います。〔厚年法第43条第2項ただし書〕



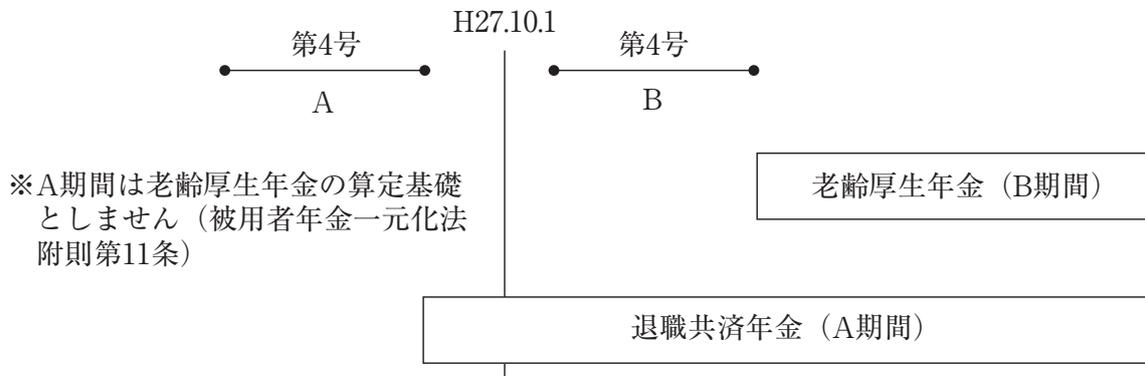
資格喪失日から起算して1か経過する前に再資格取得した場合、退職改定は行わないため、在職定時改定により年金額の改定を行うもの

3 退職共済年金受給権者に老齢厚生年金の受給権が発生する場合の退職改定等

一元化前に退職共済年金の受給権を取得した人が、その後再就職により第4号厚生年金被保険者となった場合の退職共済年金と老齢厚生年金の退職改定の取り扱いについては、以下のとおりです。

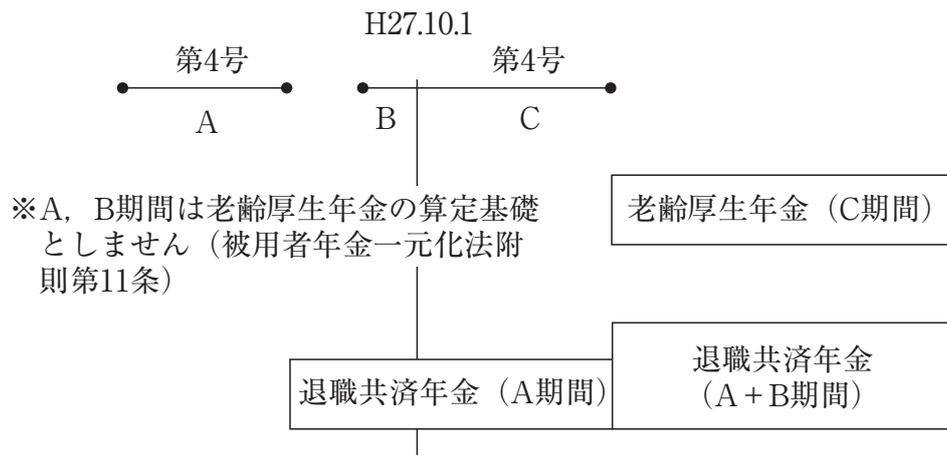
- (1) 退職共済年金受給権者が平成27年10月1日以降、第4号厚生年金被保険者となった場合は、退職時に老齢厚生年金が発生します。

[平成27年厚年経過措置政令第79条]

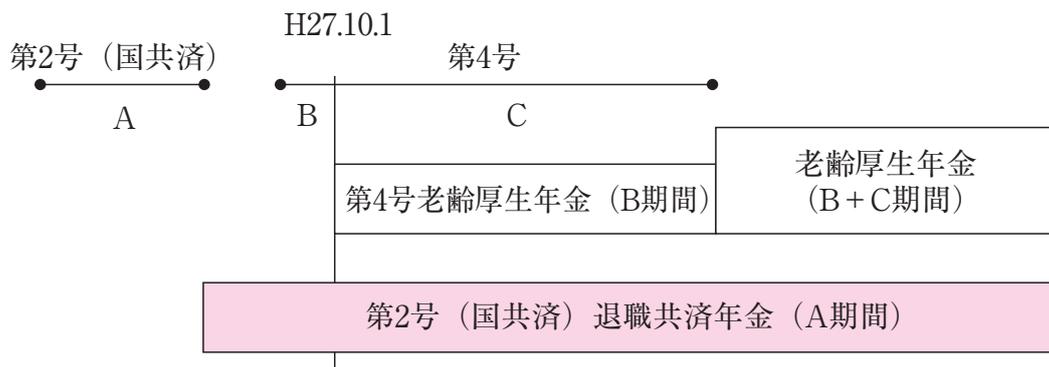


第4部 年金等給付

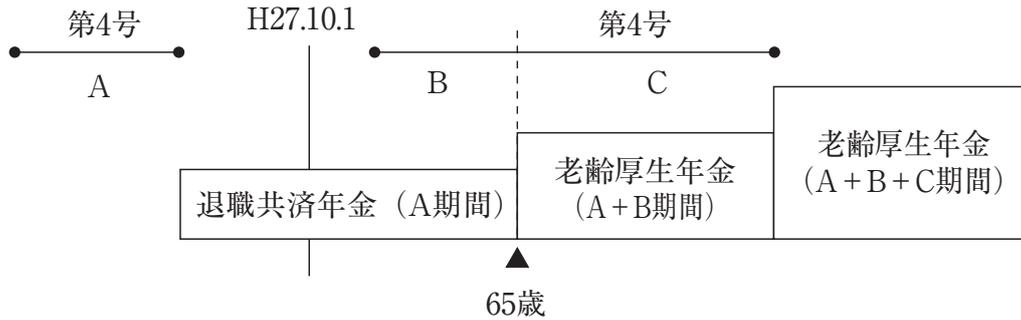
- (2) 退職共済年金受給権者が、平成27年10月1日前から引き続き第4号厚生年金被保険者である場合は、退職時に平成27年9月までの期間に対する退職共済年金の退職改定が発生します。〔平成27年厚年経過措置政令第79条第1項、平成27年国共済経過措置政令第18条第1項による読み替え後の厚年法第43条第3項〕



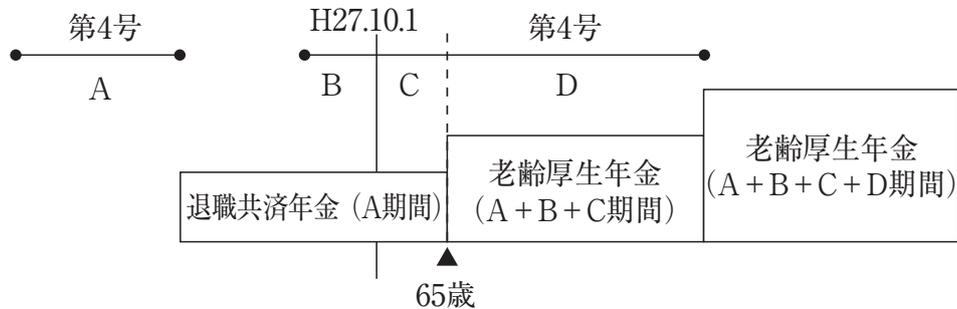
- (3) 他の老齢・退職の年金の受給権者が、平成27年10月1日前から引き続き第4号厚生年金被保険者である場合は、平成27年10月1日に第4号老齢厚生年金が発生し、退職したときに退職改定が発生します。〔厚年法第43条第1・3項〕



- (4) 一元化前に退職共済年金の受給権を取得した人で一元化後65歳に達する人が、一元化後に第4号厚生年金被保険者となった場合、65歳で老齢厚生年金に裁定替えします。〔被用者年金一元化法附則第11条第3項、平成27年厚年経過措置政令第79条第1項〕

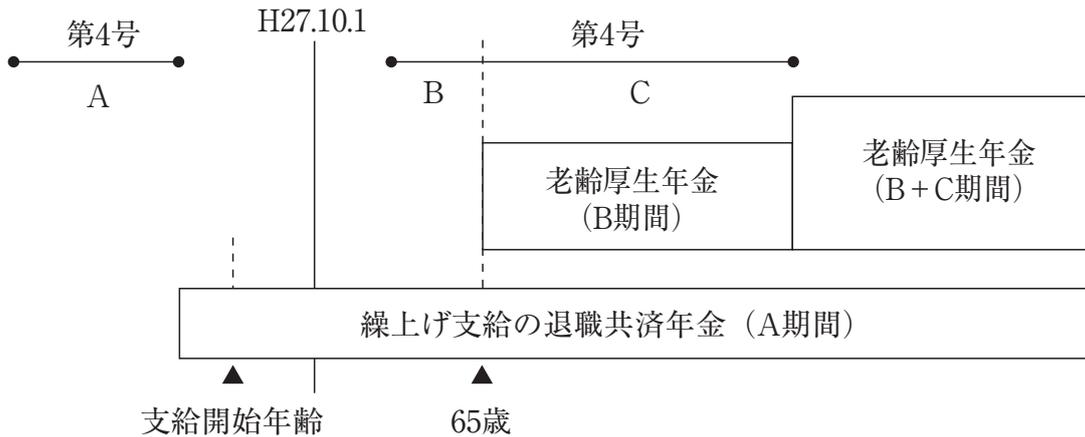


- (5) 一元化前に退職共済年金の受給権を取得した人で一元化後65歳に達する人が、一元化前に第4号厚生年金被保険者となった場合、65歳で老齢厚生年金に裁定替えします。〔被用者年金一元化法附則第11条第3項、平成27年厚年経過措置政令第79条第1項〕



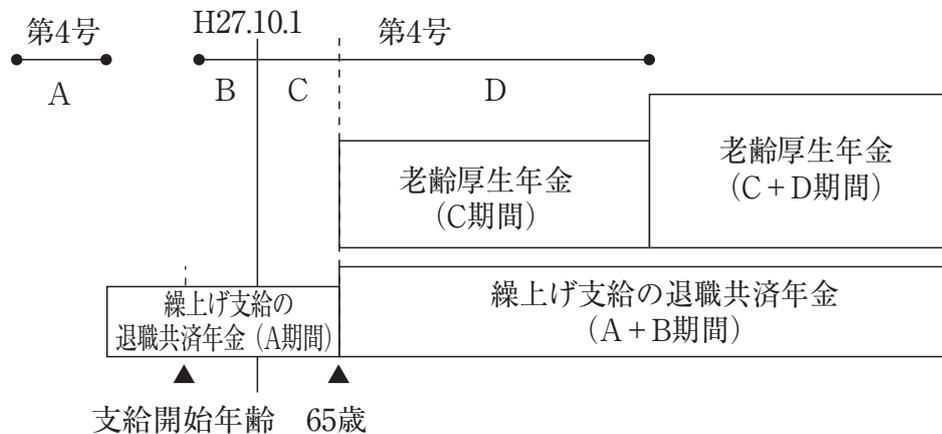
4 一元化前に繰上げ支給の退職共済年金の受給権を取得した人が、第4号厚生年金被保険者となり一元化後65歳に達する場合

- (1) 支給開始年齢が一元化前で、第4号厚生年金被保険者となった日が一元化後の場合〔平成27年厚年経過措置政令第79条第1項〕

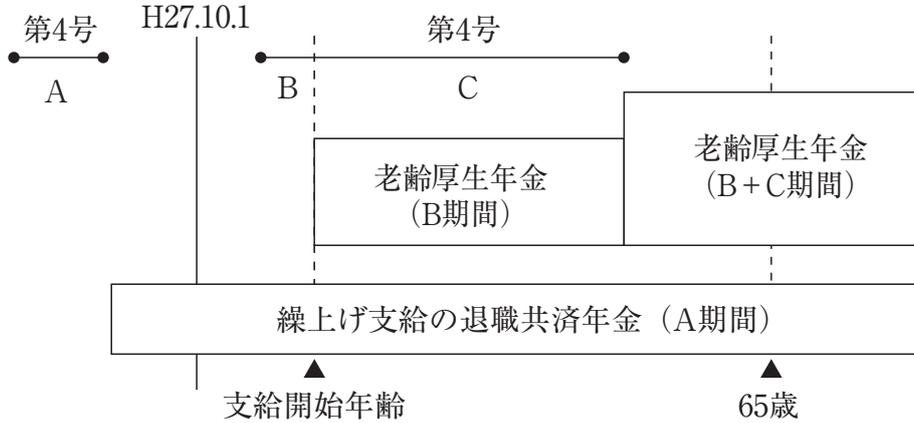


〔注〕 上記の場合で、支給開始年齢が一元化後であり、第4号厚生年金被保険者となる前に支給開始年齢に達する場合も、上図と同じです。

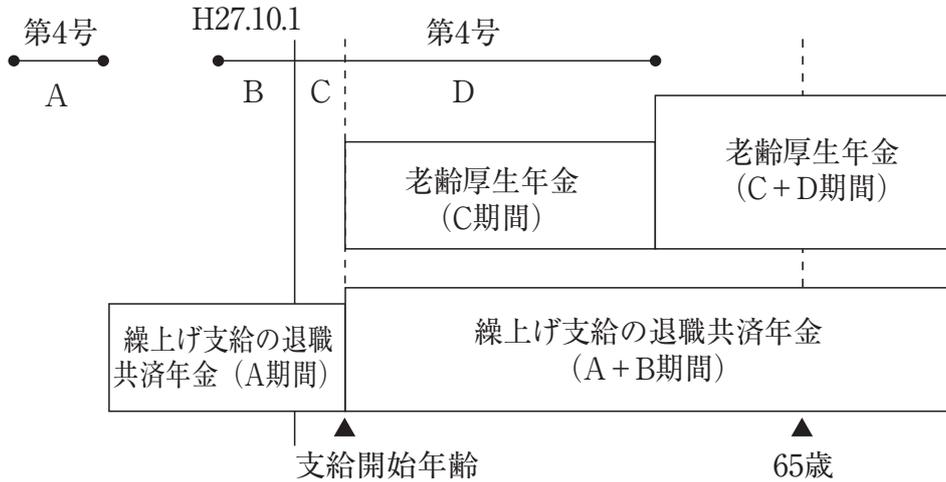
- (2) 支給開始年齢が一元化前で、第4号厚生年金被保険者となった日が一元化前の場合〔平成27年厚年経過措置政令第79条第1項、平成27年国共済経過措置政令第15条第1項による読み替え後の改正前国共済法第12条の6の2第7項〕



- (3) 支給開始年齢が一元化後で、一元化後に第4号厚生年金被保険者となり、支給開始年齢に達する場合〔平成27年厚年経過措置政令第79条第2項〕



- (4) 支給開始年齢が一元化後で、一元化前に第4号厚生年金被保険者となり、支給開始年齢に達する場合〔平成27年厚年経過措置政令第79条第2項、平成27年国共済経過措置政令第15条第1項による読み替え後の改正前国共済法第12条の6の2第7項〕



※繰上げ支給の退職共済年金の受給権者が、支給開始年齢前に退職した場合、改定は退職の時点ではなく、支給開始年齢時点で行います。

第11節 老齢厚生年金の請求手続き

1 老齢厚生年金の新規請求

1) 事前送付・請求勧奨

(1) 支給開始年齢到達により老齢厚生年金の受給権が発生する場合

被用者年金制度一元化により、老齢厚生年金の請求手続きはワンス・トップサービスの対象となりました。私学共済と同時に民間サラリーマンや公務員共済の老齢厚生年金の受給権が発生する場合、私学事業団（厚生年金保険の実施機関）に請求書を提出することにより、同時に日本年金機構や公務員共済などの他の実施機関の老齢厚生年金を請求したこととなります。

そのため、複数の実施機関からの請求案内が重複しないよう、以下の条件により調整したうえで請求書を送付することになっています。

<抽出条件>

日本年金機構において、年齢到達月の5か月前に「同年齢で老齢厚生年金が発生する実施機関の中で最後に加入した実施機関」を判定し、その判定結果が「私学事業団」であった人に対して、3か月前に送付します。

したがって、私学に在職中の人の場合、原則として請求書を送付する実施機関は私学事業団となり、学校法人等宛てに送付することになります。

なお、1か所に年金請求書を提出した場合でも、それぞれの実施機関が加入期間に応じた年金を決定し、年金証書等の交付及び支払いを行います。

※すべての厚生年金実施機関間で調整したうえで行う共通の請求案内です。各実施機関は、自実施機関が担当することとなった対象者に

請求書を送付します。

(2) 支給開始年齢到達後に老齢厚生年金の受給権が発生する場合

次のタイミングで請求案内を送付します。

① 在職中の加入者で、支給開始年齢到達後に第4号厚生年金被保険者期間が1年以上になった人への勧奨

第4号厚生年金被保険者期間が1年以上となった月の翌々月に学校法人等に個人別封筒を送付し、請求手続きの案内をします。

② 第4号厚生年金被保険者期間が1年未満で私学を退職した人への勧奨

退職した月の翌々月に、自宅宛てに年金請求の案内等を送付します。

③ 第4号厚生年金被保険者期間が1年未満で、70歳に達する私学在職中の人への勧奨

70歳到達月の翌々月に学校法人等に個人別封筒を送付し、請求手続きの案内をします。

④ 年金が未決定である人への勧奨

年金受給権発生からおおむね5年の経過が近づいているにもかかわらず年金が未決定である人に対し、自宅宛てに年金請求の案内等を送付します（在職中の場合は学校法人等に個人別封筒を送付）。

※私学事業団独自で行う請求案内です。

※外国に居住している人には請求案内ができませんので、受給要件に該当する場合は私学事業団へご連絡ください。

2) 請求書の書式

「老齢・退職給付 年金請求書（老齢厚生年金・退職共済年金）」は、次の区分により、内容が異なります。

第4部 年金等給付

区分	請求書の構成等
支給開始年齢到達により老齢厚生年金の受給権が発生する場合※	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名，基礎年金番号，過去の年金制度の加入経歴等をあらかじめ印字した請求書（ターンアラウンド請求書）。 ・全実施機関を通して共通で記載する部分（共通部分）と年金機構と公務員共済と私学共済がそれぞれ独自で記載を求める部分（独自部分）を合わせた様式の年金請求書。
支給開始年齢到達後に老齢厚生年金の受給権が発生する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名等の印字のない請求書。 ・全実施機関を通して共通で記載する部分（共通部分）と私学共済が独自で記載を求める部分（独自部分）を合わせた様式の年金請求書。

※支給開始年齢到達により老齢厚生年金の受給権が発生する場合においても，年金の受給資格期間の要件が確認できない私学退職者等の場合，氏名等の印字のない請求書を送付することがあります。

3) 添付書類

老齢厚生年金の請求に必要な添付書類は以下のとおりです。

(1) 年金請求者の生年月日を明らかにできる次のいずれかの書類

- 「戸籍抄本（戸籍の一部記載事項証明書）」又は「戸籍謄本（戸籍の全部記載事項証明書）」，「住民票」（写し不可）
- 外国籍の人は「住民票」（写し不可）

〔注〕年金請求者の生年月日を明らかにできる書類は，P.454マイナンバーを利用した添付書類の省略についてのA又はBの書類を提出することにより省略できます。

※戸籍・住民票は，受給権発生日以降に交付されたもので，かつ，年金請求書提出日の6か月以内に交付されたものをご提出ください。受給権発生日前や年金請求書提出日の6か月より前に交付された戸籍・住民票のご提出があった場合は，改めて戸籍・住民票を取得していただくこととなります。

※戸籍・住民票がホチキスで綴じられている場合は，外さないでください。万が一ホチキスを外してしまうと，原本としての証拠価値を失ってしまいます。ホチキスが外された戸籍・住民票が添付されていた

場合、改めて新しい戸籍・住民票を取得していただく必要があります。

(2) 年金の受取口座に関する書類

○ 通帳又はキャッシュカードの写し

金融機関においては「金融機関名・支店名・普通又は当座・口座番号・口座名義人の氏名フリガナ」、ゆうちょ銀行においては「預金通帳の記号番号・口座名義人の氏名フリガナ」を確認できるものの写し

※年金請求書1ページ右下の「金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄」

に、金融機関又はゆうちょ銀行の証明を受けている場合、もしくはマイナポータルに登録済の口座（公金受取口座）を年金の受取口座に指定する場合は、上記の書類は不要

(3) 年金請求者のマイナンバーについての番号確認書類及び身元確認書類

○ 請求者本人の「マイナンバーカード」表裏両面の写し等（詳細はP.454参照）

(4) 雇用保険に関する書類

○ 雇用保険に加入している、又は加入したことがあり、最後に被保険者でなくなった日から7年以内の場合は、「雇用保険被保険者証」の写し

○ 受給権発生日以降に、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の申請をしている、又は決定を受けているときは、「高年齢雇用継続給付支給（不支給）決定通知書」の写し

○ 受給権発生日以降にハローワークに求職の申し込みをしている、又は基本手当を受けたことがある（受けている）ときは、「雇用保険受給資格者証」のすべての面の写し又は「雇用保険受給資格通知（全件版）」のすべての写し

(5) 請求者がすでに公的年金の決定を受けている場合

第4部 年金等給付

- 遺族又は障害の年金を受けている場合は、「年金受給選択申出書」

(6) 年金加入期間関係

- 平成29年7月以前に受給権が発生する人

保険料納付済期間と保険料免除期間の合計では受給資格期間（原則25年）を満たさず、合算対象期間を加えると25年以上となる場合は、「年金加入期間確認通知書（合算用）」（写し不可）が必要です。年金事務所で交付を受けてください。

- 平成29年8月以降に受給権が発生する人

次の区分に応じて、必要な書類を添付してください。

区分	必要な書類等
保険料納付済期間と保険料免除期間の合計では25年（原則）未満であるが、合算対象期間を加えると25年以上となる場合	「年金加入期間確認通知書（合算用）」（写し不可）が必要です。年金事務所で交付を受けてください。
保険料納付済期間と保険料免除期間の合計は10年以上あり、合算対象期間を加えて25年未満である場合	年金請求書において、20歳から60歳までの期間で、年金に加入していない期間について等の項目に記載していただく必要があります。
保険料納付済期間と保険料免除期間の合計では10年未満であるが、合算対象期間を加えると10年以上となる場合	「年金加入期間確認通知書（合算用）」（写し不可）が必要です。年金事務所で交付を受けてください。

- 被用者年金制度一元化に伴うワンストップサービスの導入とともに、年金記録に関するデータの一部がすべての実施機関の間で共有できるようになりました。ただし、私学事業団において他の実施機関の加入記録の確認ができなかった場合などには、他の実施機関の「年金加入期間確認通知書」の提出をお願いすることがあります。

(7) 障害者特例の請求をする場合

- 「厚生年金保険障害者特例・繰上げ調整額請求書」
- 障害を給付事由とする年金を一部又は全部受給している人は、受給していることがわかる障害給付の年金証書等の写し

- 障害を給付事由とする年金給付の決定（裁定）を受けていない人、障害を給付事由とする年金が全額停止中の人は、障害の程度に関する医師又は歯科医師の診断書（提出する日前3か月以内の状態を記入したもの）及び障害の原因となった初診日を明らかにすることができる書類等
- (8) 政令退職による支給開始年齢の特例に該当する者（P.408参照）
 - 「労働協約」又は「就業規則」, 「廃止許可書等」, 「学校基本調査票」の写し, その他その事実を証明する書類
- (9) 65歳3か月前以降に初めて老齢厚生年金を請求する場合
 - 「老齢・退職給付 支給繰下げ希望届書（老齢年金の繰下げ意思確認書）」
- (10) 源泉徴収に際し, 所得控除（寡婦・ひとり親控除, 障害者控除, 配偶者控除, 扶養控除などの人的控除）を受けようとする場合
 - 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」
- (11) 老齢厚生年金請求時の加給年金額関係の添付書類

老齢・退職の年金の加給年金額加算開始年齢は原則65歳（昭和24年4月2日以後生まれの場合）ですが、特別支給の老齢厚生年金請求時において、加給年金額の加算開始前であっても、戸籍謄（抄）本や世帯全員の住民票、配偶者の所得証明書等により生計維持関係の認定を行いますので、必要書類の提出をお願いします。なお、加給年金額の加算時には加算開始の届書の提出が別途必要です（被用者年金制度一元化に伴い、老齢厚生年金請求書がワンストップ対象となったことから、従来の日本年金機構の取り扱いに統一されたことによるものです）。

年金請求時に年金請求者が次の①～③いずれにも該当するときに、加給年金額の事前登録に必要な書類（P.453～458に準じた書類）の提出をしてください。

- ① 厚生年金被保険者期間（第1号～第4号）の合計が20年以上あること

第4部 年金等給付

- ② 請求者が65歳に到達する時点で、65歳未満の配偶者又は18歳到達年度の末日までの間の子（厚生年金保険法に定める障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある場合は20歳未満の子）がいること
- ③ 配偶者又は子について、年金請求者と生計同一であり、かつ配偶者又は子の年間収入が850万円（所得655万5千円）未満であること。又はおおむね5年以内に850万円（所得655万5千円）未満となること

4) 記入上の注意

- (1) 年金請求書の「住所」欄は原則として住民票住所を記入してください。住民票住所と異なる居所や成年後見人等を通知書等送付先とする場合には別途手続きが必要となります。
- (2) 「基礎年金番号」欄は、日本年金機構から交付された「基礎年金番号通知書」等に記載されている番号を記入してください。
- (3) 「個人番号（マイナンバー）」欄に、請求者本人の番号を記入してください。
- (4) 年金請求書2ページの「公的年金制度の加入経歴」欄には、私学共済及び私学共済以外の公的年金制度の加入経歴を古い順に記入してください。公的年金制度の加入経歴が印字されている請求書においては、印字されている加入記録を確認のうえ、訂正があれば、書き添えてください。
- (5) 年金請求書5ページ（氏名等が印字されている請求書の場合は6ページ）の「配偶者はいますか」の質問に「はい」と答えた人は、同じページの(1)に記入してください。
- (6) 学校法人等の証明は、退職後に給付事由が生じたときは不要です。

5) 提出上の注意

- (1) 老齢厚生年金請求時に併せて提出する戸籍・住民票については、受給権発生日時点かつ請求書提出日時点で請求者が生存していることを確認するため、老齢厚生年金の受給権発生日以降、かつ年金請求書提

出日の6か月以内に交付されたものが有効です。発行日が受給権発生日よりも前の戸籍・住民票は無効であり、改めて取得し直していただくこととなります。

- (2) 受給権発生日になってから添付書類をそろえていただき、漏れ等がないことを確認のうえ、提出してください。
- (3) 一元化後に給付事由が生じた老齢厚生年金については、ワンストップサービスにより提出先以外の実施機関の老齢厚生年金も同時に請求した扱いになりますが、提出した実施機関以外に加入した年金制度の年金を決定するに当たり、追加で提出をお願いする書類又は確認事項があるときは、その実施機関から請求者ご本人に添付書類の提出依頼等を行うことがあります。
- (4) 私学共済制度の加入者期間が引き続き1年以上あり、かつ平成27年9月以前（一元化前）の加入期間がある場合、老齢厚生年金請求に合わせて経過的職域加算額（退職共済年金）も請求したこととなります。
- (5) 私学在職中は、学校法人等を通じて請求書等を提出してください。
- (6) 要件等を満たしているにもかかわらず、請求手続きをしないまま5年（原則）を経過すると、法律に基づき、5年を経過した分については、時効により受け取れなくなります。

2 加給年金額の請求

加給年金額対象者がいる場合には、「老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届」（以下「該当届」といいます。P.459参照）又は「生計維持申立書」（以下「申立書」といいます）を提出してください。加給年金額の受給要件等については、P.413～419を参照してください。

なお、加給年金額の加算開始年齢は65歳ですが、第1号～第4号厚生年金被保険者でなく、厚生年金保険法による障害等級3級以上に該当する程度の障害状態にあり障害者特例の請求手続きをした人、又は加入者期間が44年以上ある人については、別個の給付の支給開始年齢から加算

となる特例があります（P.408参照）。

1) 該当届等の送付等

- (1) 年金額の算定基礎となる第4号厚生年金被保険者期間が一定以上ある人には、本来支給の老齢厚生年金の請求書に同封して該当届を送付します。

特別支給の老齢厚生年金の請求手続きの際に加給年金額対象者の生計維持関係の認定を行っている人には、該当届は送付しませんが、本来支給の老齢厚生年金の請求書を送付する際に手続きについて案内します。

〔注〕老齢厚生年金の繰上げ請求をしている人で、支給開始年齢から65歳までの間に被保険者期間がある場合は、65歳到達時に「老齢・退職給付年金決定・改定請求書（繰上げ請求者・65歳到達用）」に該当届を同封又は手続きについて案内します。被保険者期間がない場合は、該当届のみ送付します。

- (2) 65歳の時点で、第1号～第4号厚生年金被保険者期間すべてを合算して20年以上となる場合は、本人からの申し出により該当届を送付しますので、第1号～第4号厚生年金被保険者期間のうち、一番長い期間を有する実施機関に届け出をしてください。
- (3) 本来支給の老齢厚生年金の支給繰下げを希望された人、又は繰下げ待機を取り下げて65歳から受給される人は、将来、年金の受給を開始する時点で加給年金額の届け出をしていただくことになります。この場合は、該当届ではなく「老齢基礎・厚生年金裁定請求書／支給繰下げ請求書（様式第235-1号）」により届け出をしてください。

添付書類は、いずれの場合も65歳時点において加給年金額の受給要件を備えていることを確認します。

- (4) 退職（みなし退職を含みます）したことによって、年金額の算定基礎となる第4号厚生年金被保険者期間が20年以上となる人には、私学事業団から自動的に該当届を送付しますが、退職（みなし退職を含み

ます) したことによって、第1号～第4号厚生年金被保険者期間すべてを合算して20年以上となる場合は、本人からの申し出により該当届を送付しますので、第1号～第4号厚生年金被保険者期間のうち、一番長い期間を有する実施機関に届け出をしてください。

2) 該当届の添付書類 (P.457～458も併せて参照)

戸籍・住民票は、事由発生年月日以降に交付を受けてください。

また、戸籍・住民票がホチキスで綴じられている場合は、外さないでください。万が一ホチキスを外してしまうと、原本としての証拠価値を失ってしまいます。ホチキスが外された戸籍・住民票が添付されていた場合、改めて新しい戸籍・住民票を取得していただく必要があります。

(1) 加給年金額の対象者と受給権者との身分関係を明らかにできる、受給権者の戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)又は、戸籍抄本(戸籍の一部事項証明書)

※加給年金額の対象者又は受給権者が、外国人である場合には、戸籍謄(抄)本に代えて属する国の公的機関が発行した証明書及び当該書類に翻訳人を明記した和訳文を添付してください。

(2) 加給年金額の対象者が、受給権者によって生計が維持されていることを確認できる①と②の書類

① 世帯全員の住民票

※前記(1)で、受給権者の戸籍抄本(戸籍の一部事項証明書)を添付する場合は、筆頭者欄の記載があるものが必要となります。

※加給年金額の対象者又は受給権者が、国外居住の外国人である場合には、住民票に代えて居住する国の公的機関が発行した証明書及び当該書類に翻訳人を明記した和訳文を添付してください。

② 加給年金額の対象者の収入又は所得を確認することのできる所得証明書、課税(非課税)証明書、源泉徴収票等のうち、いずれかの

書類の交付を受けてください。

※源泉徴収票を添付する場合は、ほかに収入のないことと原本であることを明記し、請求者が記名した口述書を添付してください。

※収入のない人は、「非課税証明書」の交付を受けてください。

〔注〕 前記(1)戸籍謄(抄)本, (2)①世帯全員の住民票, ②所得証明書等については, P.454マイナンバーを利用した添付書類の省略についてのA又はBの書類を提出することにより省略ができます。

3) 提出上の注意

① 該当届は学校法人等を通さずに、請求者が直接、私学事業団に提出してください。

② 書類は必ず一括して提出してください。

4) その他

① 厚生年金保険法による障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある20歳未満の子がいる場合は、私学事業団にご連絡ください。

② 加給年金額の対象者である子が3人以上いる場合は、私学事業団に届書を請求してください。

③ 年間収入が850万円以上であっても、近い将来(おおむね5年以内)に定年退職等により、その恒常的な収入が客観的にみて減少することが書面により確認できるときは、認められる場合があります。この場合の添付書類については、P.457を参照してください。

④ 受給権者と加給年金額の対象者の住民票が異なる場合や事実婚などである場合の添付書類等については、P.457を参照してください。

⑤ 審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合があります。

マイナンバーを利用した添付書類の省略について

P.446の年金請求者の生年月日を明らかにできる書類, P.453の(1)戸籍謄

(抄) 本, P.453の(2)①世帯全員の住民票, ②所得証明書等については, 請求書にマイナンバーを記入し, 下記A又はBの書類を提出することにより, マイナンバーによる情報連携のしくみを利用して私学事業団が地方自治体等の保有する情報を取得できた場合, 添付を省略できます。

この場合のA又はBの書類は, 記入されたマイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)及び提出する者が正しい持ち主であることの確認(身元(実存)確認)のために, 必要となるものです。

A. 受給権者本人のマイナンバーカード(個人番号カード) 表・裏両面の写し

B. 受給権者本人がマイナンバーカード(個人番号カード)の交付を受けていない場合は, 受給権者本人の以下のア及びイの書類

ア. マイナンバーが記載されている書類から1種類(写し)

住民票(マイナンバー記載のもの)又は通知カード(氏名, 住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)

イ. 身元(実存)確認書類となるa又はbの書類(写し)

a. 次の写真付きの書類から1種類

運転免許証, 運転経歴証明書, 旅券(パスポート), 身体障害者手帳, 精神障害者保健福祉手帳, 療育手帳, 在留カード等

b. 次のi～vのうち二つ以上異なる組み合わせの書類

i 資格確認書(国民健康保険, 健康保険, 船員保険, 後期高齢者医療, 共済組合)

ii 被保険者証, 組合員証(国民健康保険, 健康保険, 船員保険, 後期高齢者医療, 介護保険, 共済組合)

[注1] i および ii については, 保険者番号及び記号・番号等を判別, 復元できないようマスキング(黒塗り等)してください。

[注2] ii については, 介護保険を除き, 確認書類として使用できるのは最長で令和7年12月1日までです。

- iii 公的年金（企業年金，基金を除く）の年金証書
- iv 基礎年金番号通知書，年金手帳
- v 私学事業団，日本年金機構又は公務員共済が交付した通知書（年金額改定通知書，年金送金のお知らせ等）で氏名，生年月日（又は住所）が記載されたものに限る。

同封いただく戸籍・住民票は、<事由発生年月日>以降に交付されたものをご提出ください。

●添付書類

該当する方	添付する書類	備考欄
配偶者	配偶者とご本人の身分関係を明らかにできる書類 ①・ご本人の戸籍抄本（戸籍の一部事項証明書） ・ご本人の戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書） } いずれかの書類（写し不可） ②世帯全員の住民票（写し不可） ＊ご本人の戸籍抄本（戸籍の一部事項証明書）を添付する方は、住民票に筆頭者欄の記載があるもの	・左記①の戸籍謄（抄）本、及び②の世帯全員の住民票は、請求書等へのマイナンバー記載及びP.454「マイナンバーを利用した添付書類の省略について」の書類の提出により省略できます。
子	子とご本人の身分関係を明らかにできる書類 ①・子とご本人それぞれの戸籍抄本（戸籍の一部事項証明書） ・ご本人の戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書） } いずれかの書類（写し不可） ②世帯全員の住民票（コピー不可）	・同一世帯でない場合は、次ページの表の「同一世帯でない場合の生計同一に関する書類」も併せてご用意ください。 なお、同一世帯でない場合は、それぞれの世帯全員の住民票（コピー不可）が必要となります。
配偶者又は子	請求する年の前年（前年の書類の交付が受けられない時期においては前々年）の配偶者又は子の収入か所得が確認できる書類 ①・所得証明書 ・課税（非課税）証明書 } いずれかの書類（写し不可） ・源泉徴収票 など ※源泉徴収票を提出する場合は、任意の用紙に「源泉徴収票に記載されたもの以外の収入はないこと」と「原本であること」を明記し、請求者ご本人の記名がある口述書を同封してください。 配偶者又は子の年間の収入が850万円を超えている場合は、ご本人の年金の受給権（年金を受け取る権利）が発生したときから、おおむね5年以内に850万円未満となることを証明できる書類 ②退職年齢を明らかにできる勤務先の就業規則等の写し（退職年齢の確認書類等の中で職種により退職年齢が異なる旨の記載がある場合、該当者の職種を特定できる書類（コピー可）も添付してください。）	・左記①の所得証明書等は、請求書等へのマイナンバー記載及びP.454「マイナンバーを利用した添付書類の省略について」の書類の提出により省略できます。 ・収入か所得がない場合であってもそのことを確認できる書類（非課税証明書等）が必要です。 ・左記に掲げた書類の他、次ページの表の「収入に関する認定書類」のいずれかの書類でも代用できます。 なお、義務教育終了前の子については、添付は不要です。 ・複数の収入か所得がある場合（例えば、給与と不動産収入等）は、すべての収入が確認できる書類（所得証明書等）を添付してください。

第4部 年金等給付

次の「認定対象者の状況」に該当する場合のみ、収入か所得が確認できる書類は、

●収入に関する認定書類 次のいずれかで代用できます。

認定対象者	認定対象者の状況	提出書類（いずれも写し）
配偶者	健康保険等の被扶養者（国民健康保険は該当しません）	資格確認書等〔注1〕〔注2〕
	国民年金第3号被保険者	第3号被保険者認定通知書（第3号被保険者資格該当通知書）又は年金手帳（第3号被保険者である旨の記載があるものに限る）
	公的年金の加給年金額対象者又は加算額対象者	年金証書及び決定通知書（裁定通知書）
	国民年金保険料免除者	国民年金保険料免除該当通知書又は国民年金保険料免除申請承認通知書
	生活保護受給者	保護開始決定通知書
子	健康保険等の被扶養者（国民健康保険は該当しません）	資格確認書等〔注1〕〔注2〕
	高等学校等在学中の者	在学証明書又は学生証
	公的年金の加給年金額対象者又は加算額対象者	年金証書及び決定通知書（裁定通知書）
	義務教育終了前の者	収入に関する書類は不要

〔注1〕 保険者番号及び記号・番号等を判別、復元できないようマスキング（黒塗り等）してください。

〔注2〕 有効である健康保険被保険者証又は組合員証を含みます。また、資格情報のお知らせ（資格情報通知書）は含みません。

「申立書」や「理由書」については所定の用紙をお送りしますのでご連絡ください。

●同一世帯でない場合の生計同一に関する書類

認定対象者の状況区分	提出書類
住民票上世帯を別にしてはいるが、住所が住民票上同一であるとき	別世帯となっていることについての理由書
住所が住民票上異なっているが、現に日常生活を共にし、かつ生活上の家計を一つにしているとき	・同居についての申立書 ・別世帯となっていることについての理由書 ・生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員や町内会長等第三者の証明書又はそれに代わる書類（※）
単身赴任、就学又は病気療養等のやむを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、その事情が消滅したときは、日常生活を共にし、生活上の家計を一つにすると 例) ①生活費、療養費等の経済的な援助がある場合 ②定期的に音信、訪問が行われている場合	・別居していることについての理由書 ・生活費等経済的な援助が行われている申立書 ・生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員や町内会長等第三者の証明書又はそれに代わる書類（※）

（※）第三者の証明書に代わる書類（㉗～㉚の事項に応じていずれかをご用意ください。）

事項	提出書類（いずれも写し）
㉗健康保険等の被扶養者になっている場合（国民健康保険は該当しません）	資格確認書等〔注1〕〔注2〕
㉘給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合	給与明細又は賃金台帳等
㉙税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票又は課税（非課税）証明書等
㉚定期的に送金がある場合	定期的に送金されていたことわかる現金書留の封筒又は預貯金通帳等
㉛単身赴任による別居の場合	辞令の写し、出向命令の写し、単身赴任手当が分かる証明書の写し等
㉜就学による別居の場合	学生証の写し、在学証明書等
㉝病気療養・介護による別居の場合	入院・入所証明、入院・入所に係る領収書等の写し等
㉞その他㉗～㉚に準ずる場合	その事実を証明する書類

〔注1〕 保険者番号及び記号・番号等を判別、復元できないようマスキング（黒塗り等）してください。

〔注2〕 有効である健康保険被保険者証又は組合員証を含みます。また、資格情報のお知らせ（資格情報通知書）は含みません。

老齢厚生年金・退職共済年金 加給年金額加算開始事由該当届の記入例

様式第229号

共済適用表示 老齢厚生年金・退職共済年金 加給年金額加算開始事由該当届

基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左記欄でご記入ください。

受給権者	① 個人番号(または基礎年金番号)および年金コード	9500999999										1140								
	② 生年月日	昭和 平成 令和			35		12		20											
加給年金額の対象者	③ 氏名	フリガナ シガク キョウコ 私学 共子										昭和 平成 令和			37		11		26	
	④ 個人番号	987654321234										受給権者との続柄		配偶者 子 2		⑦障害の状態にある・ない		ある・ない		
	⑤ 氏名	フリガナ										昭和 平成 令和								
	⑥ 個人番号											受給権者との続柄		子 2		⑦障害の状態にある・ない		ある・ない		
	⑧ 氏名	フリガナ										昭和 平成 令和								
⑧ 配偶者について右の欄に		a 現在、公的年金制度等から老齢・退職または障害を支給事由とする年金をうけていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 老齢・退職の年金を受けている。 b 受けているときは、その公的年金制度の名称および個人番号(または年金証書の基礎年金番号)・年金コード、支給証書等の記号番号 名称 老齢厚生年金 個人番号(または基礎年金番号)・年金コード等 1111-123456-1150 c その支給を受けることとなった年月日 昭和・平成(令和) 7年11月25日										イ 障害の年金を受けている。 ク いずれも受けていない。								
※年金額改定		54		改定年月日		事由		配状態表示		改定年月日		事由								
※支払調整		57		事由		調整額		※配偶者基礎年金番号・年金コードの訂正・取除		50		1								
※加算者変更		33		変更前		生年月日		続柄		障害		変更後								
時効区分		9		5・7		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日								

令和〇年〇月〇日提出

郵便番号 **113 - 8441**

住所 **文京区湯島1-7-5**

(フリガナ) 氏名 **シガク タロウ 私学 太郎**

電話番号 **03 (3813) 5321**

生計維持申立

上記の加給年金額の対象者は、老齢厚生年金の受給権を取得した当時(昭和16年4月2日以後に生まれた男子および昭和21年4月2日以後に生まれた女子で、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有する方にあつては、特例支給を受けることができることとなった当時)、生計を維持していることを申し立てる。

令和〇年〇月〇日 受給権者氏名 **私学 太郎**

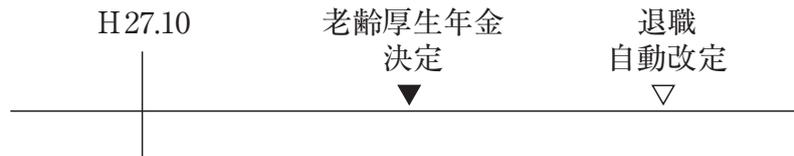
(裏面の「記入上の注意」をよく読んでからご記入ください。)

老齢・退職給付

3 年金受給権者の退職等に伴う手続き

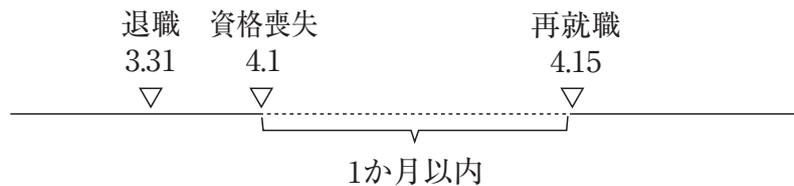
(1) 退職したとき

在職中に老齢・退職の年金の決定を受けている人が学校法人等を退職した場合は、「資格喪失報告書」による処理を確認後、自動的に年金額の改定をしますので、手続きの必要はありません。

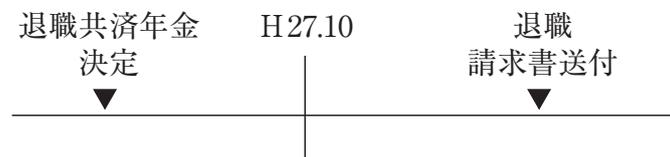


※ 退職改定を行わない人

退職日の翌日（資格喪失日）から起算して1か月以内に再就職し、第4号厚生年金被保険者となる場合は、退職による改定は行いません。



ただし、一元化前に決定を受けた退職共済年金の受給権者は、一元化後の第4号厚生年金被保険者期間について、老齢厚生年金の請求が必要となりますので、年金受給権者宛てに「老齢・退職給付 年金決定・改定請求書（退職用）」を送付します。



〔注1〕平成27年9月以前に65歳に到達して本来支給の退職共済年金の支給繰下げを希望している人が退職した場合でも、老齢厚生年金の請求をしていただくため、簡易型の請求書を送付します。

〔注2〕昭和28年4月2日以後に生まれた人にかかる繰上げ支給の受給権者が支給開始年齢到達前に退職した場合は、退職に伴う書類は送付しません

が、当該支給開始年齢到達時に、「老齢・退職給付 年金決定・改定請求書（繰上げ請求者・特例支給開始年齢到達用）」(P.463参照)を送付します。

(2) 65歳に到達したとき

65歳に到達すると、特別支給の老齢厚生年金が失権することから、改めて「本来支給の老齢厚生年金」の請求が必要となるため、65歳到達月の前月下旬に年金受給権者宛てに「老齢給付（本来支給）決定請求書・支給繰下げ希望届 兼 生計維持申立書」(P.462参照)を送付します。

[注] 昭和28年4月2日以後に生まれた人にかかる繰上げ支給の受給権者は、本来支給の老齢厚生年金は発生しませんが、加給年金額にかかる手続案内が必要な場合は、65歳到達時に「老齢給付 年金決定改定請求書（繰上げ請求者・65歳到達用）兼 生計維持申立書」(P.464参照), 「生計維持申立書」又は「老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届」のいずれかを送付します。

(3) 70歳に到達したとき

一元化前に決定を受けた本来支給の退職共済年金の受給権者が、引き続き在職していて70歳に到達すると、一元化後の第4号厚生年金被保険者期間について、老齢厚生年金の請求が必要となりますので、年金受給権者宛てに「老齢・退職給付 年金決定・改定請求書（みなし退職用）」を送付します。

[注] 本来支給の退職共済年金の支給繰下げを希望している人が70歳に到達した場合でも、老齢厚生年金の請求をしていただくため、簡易型の請求書を送付します。

第4部 年金等給付

老齢給付(本来支給) 決定請求書・
支給繰下げ希望届書 兼 生計維持申立書の記入例

日本私立学校振興・共済事業団

老齢給付(本来支給) 決定請求書・
支給繰下げ希望届書 兼 生計維持申立書

請求者氏名	私学 太郎
〒	113-8441
住所	文京区湯島1-7-5
電話番号	(03 - 3813 - 5321)
記入日	令和 〇 年 〇 月 〇 日

以下の内容を届け出ます。
日本私立学校振興・共済事業団 理事長殿

34361	裁定 コード 0 1 3	基礎年金番号 9 5 0 0 9 9 9 9 9 9	年金証書記号番号 種別 記号番号 区分枝番 6 1 - 9 9 9 9 9 9 D	給付事由発生年月日 12 年 月 日 5 0 7 1 0 1 9 生年月日 10 年 月 日 3 3 5 1 0 2 0
-------	--------------------	-------------------------------	---	---

支給の繰下げに係る希望を確認します。
同封のパンフレットをお読みの上、必ずどちらかに○をしてください。

繰下げを希望しない(65歳以降も引き続き受給する)

繰下げを希望する(一定期間受給せず増額させる)
※同封のパンフレットを必ずお読みください

34361	0 0 7		
70	配偶者	フリガナ 氏名 生年月日 続柄 処失停 基礎年金番号 現在、配偶者に支給されている公的年金はありますか * * * * *	配偶者が次に該当する場合は番号を○で囲んでください 1. 収入が850万円を超えた 2. 離婚した 3. 死亡した
	子	フリガナ 氏名 生年月日 続柄 処失停 子が次に該当する場合は番号を○で囲んでください 1. 受給権者と養子縁組を解消した 2. 婚姻した 3. 死亡した 4. 障害の状態にある子についてその事情がなくなった	
	子	フリガナ 氏名 生年月日 続柄 処失停 子が次に該当する場合は番号を○で囲んでください 1. 受給権者と養子縁組を解消した 2. 婚姻した 3. 死亡した 4. 障害の状態にある子についてその事情がなくなった	

私学事業団記入欄(以下は記入しないでください。)

90	生担当者コード	受付番号	受付年月日	5	決裁番号	内発通知印	71	区分	0
95	同時決定指示	確認	審査				91	継続 変更 繰下 支給	

老齢・退職給付 年金決定・改定請求書（繰上げ請求者・特例支給開始年齢到達用）の記入例

日本私立学校振興・共済事業団

年金決定・改定請求書の提出について

あなたが64歳に到達することに伴い、年金決定・改定請求書を送付いたします。
 ついては、請求書に必要事項を記入し、同封いたしました返信用封筒にて上記の誕生日の前日以降にご提出ください。
 本件に関するお問い合わせは、広報相談センター相談班までご連絡ください。

(切 り 取 り 線)

老齢・退職給付 年金決定・改定請求書（繰上げ請求者・特例支給開始年齢到達用）

34361	裁定コード 6 0 1 5	加入者番号 19 1 3 I 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	年金証書記号番号 種別 6 1 - 9 9 9 9 9 9 9 D	給付事由発生年月日 12 5 0 7 1 1 2 5
生年月日 19 3 3 6 1 1 2 6				

特例支給開始年齢に到達しましたので、年金の決定・改定の請求をします。

日本私立学校振興・共済事業団 理事長殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

請求者氏名

私学 太郎

〒113-8441

住所 文京区湯島1-7-5

電話番号 (03 - 3813 - 5321)

*住所が届出の住所と異なる場合は、別途「年金受給権者住所変更届」を提出してください。

私学事業団記入欄（以下は記入しないでください。）

90	生	担当者コード	受付番号	受付年月日	決裁番号	内発	通知印刷	91	単	混	送	下
01	02	06	05	08	09	08	09	01	02	03	04	05

第4部 年金等給付

老齢給付 年金決定・改定請求書（繰上げ請求者・65歳到達用）兼 生計維持申立書の記入例

日本私立学校振興・共済事業団

老齢給付 年金決定・改定請求書
（繰上げ請求者・65歳到達用）兼 生計維持申立書

請求者氏名	私学 共子
〒	113-8441
住所	文京区湯島1-7-5
電話番号	(03 - 3813 - 5321)
記入日	令和 〇 年 〇 月 〇 日

以下の内容を届け出ます。
日本私立学校振興・共済事業団 理事長殿

34361	裁定 コード	6	0	1	6
基礎年金番号					
9	5	0	0	9	9
年金証書記号番号					
種別	記号番号		区分 枝番		
6	1	-	9	9	9
給付事由発生年月日					
42	年	7	月	1	日
生年月日					
69	年	3	月	5	日

34361	6	0	7
-------	---	---	---

70	配偶者	フリガナ 氏名	配偶者が次に該当する場合は番号を○で囲んでください		
		(92) ***** (93) *****	1. 収入が850万円を超えた 2. 離婚した 3. 死亡した		
		生年月日 続柄 処失停	基礎年金番号		
		118 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140	現在、配偶者に支給されている公的年金はありますか		
			* * * な い * * * * * あ る (老 齢 障 害) * * *		
	子	フリガナ 氏名	子が次に該当する場合は番号を○で囲んでください		
		(92) ***** (93) *****	1. 受給権者と養子縁組を解消した 2. 婚姻した 3. 死亡した		
		生年月日 続柄 処失停	4. 障害の状態にある子についてその事情がなくなった		
		144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200			
	子	フリガナ 氏名	子が次に該当する場合は番号を○で囲んでください		
		(92) ***** (93) *****	1. 受給権者と養子縁組を解消した 2. 婚姻した 3. 死亡した		
		生年月日 続柄 処失停	4. 障害の状態にある子についてその事情がなくなった		
		209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300			

私学事業団記入欄（以下は記入しないでください。）

90	生	担当	受	受	決	内
81	82	83	84	85	86	87
			5			

7	区分
81	0

95	同時決定指示
81	

確認	審査

9	単	選	選	選	選
81	82	83	84	85	86

第12節 日本国籍を有しない人に対する脱退一時金

国際化が進展する中で、日本に短期在留する外国人については、掛金が年金に結び付かず、掛け捨てとなっているという問題が指摘されました。この問題は、二国間又は多国間の国際年金通算協定の締結により解決すべきものですが、それまでの経過措置として、短期在留の外国人に対する脱退一時金制度が、平成7年4月1日に創設されました。

この給付は、老齢厚生年金等の受給に必要な受給資格期間（P.369～379参照）を満たしている場合は、支給されません。〔厚年法附則第29条，第30条〕

なお、この脱退一時金の算定基礎となった被保険者期間は厚生年金給付に関する規定の適用については、被保険者期間でなかったものとみなされます。

1 受給要件

次のすべての要件に該当した場合、請求に基づき支給します。

- ① 日本国籍を有しないこと
- ② 日本国内に住所を有しないこと
- ③ 厚生年金被保険者期間が6か月以上あること
- ④ 老齢厚生年金の受給資格期間を満たしていないこと
- ⑤ 障害厚生年金，障害手当金，改正前私学共済法による退職（共済）年金，障害（共済）年金及び障害一時金を受給していないこと，又は受給資格要件を満たしていないこと
- ⑥ 最後に公的年金制度の被保険者資格を喪失した日から2年以上経過していないこと（資格喪失日に日本国内に住所を有していた場合は，同日後に初めて日本国内に住所を有しなくなった日から2年以上経過していないこと）

〔注〕

- ① この脱退一時金を受給すると、その該当する期間は、厚生年金給付に関する規定の適用については厚生年金被保険者でなかったものとみなされます。将来、再来日や外国との社会保障協定（P.1033参照）により年金の受給権が生じた場合でも、年金の算定対象期間にならず、通算することもできません。

したがって、社会保障協定によって「年金加入期間の通算」が可能となっている相手国の期間を持っている人については、将来通算により年金として受給できるか、脱退一時金を受けられるかを、十分見極めることが必要です。

- ② 厚生年金被保険者期間が6か月以上であるかの判定においては、第1号厚生年金被保険者期間と第4号厚生年金被保険者期間など、2以上の種別の被保険者であった厚生年金期間を合算します。
- ③ 厚生年金被保険者期間が6か月未満である外国籍の人については、「日本国籍を有しない人に対する脱退一時金」は該当しませんが、ドイツとの協定による通算期間に限り、厚生年金被保険者期間と合わせて6か月以上あれば脱退一時金を請求することができます。支給される額は、支給要件となる6か月を満たしているものとして、厚生年金被保険者期間の期間比率を乗じて計算します。

2 脱退一時金の計算方法

1) 脱退一時金額

脱退一時金は、被保険者期間に応じて、以下のとおり計算されます。

〔厚年法附則第29条第3項・第4項〕

- ① 平成17年4月以降の厚生年金被保険者期間を有する場合

$$\text{脱退一時金額} = \text{平均標準報酬額}^{[*1]} \times \text{支給率}^{[*2]}$$

※1 平均標準報酬額

(イ) 厚生年金被保険者期間の全部が平成15年4月以降の人

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{被保険者期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計}}{\text{全被保険者期間の月数}}$$

(ロ) 厚生年金被保険者期間の全部又は一部が平成15年3月以前の人
〔平成12年国年等改正法附則第22条〕

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\begin{array}{l} \text{平成15年3月以} \\ \text{前の被保険者期} \\ \text{間の各月の標準} \\ \text{報酬月額} \times 1.3 \end{array} + \begin{array}{l} \text{平成15年4月以降の被} \\ \text{保険者期間の各月の標} \\ \text{準報酬月額と標準賞与} \\ \text{額の合計} \end{array}}{\text{全被保険者期間の月数}}$$

※2 支給率

支給率 = \times	資格を喪失した日の属する月の前月の属する年の前年（資格を喪失した日の属する月の前月が1月から8月の場合は前々年）10月における保険料率〔*1〕の2分の1 〔本人負担分〕	数〔*2〕	厚年被保険者期間
		6	6月以上12月未満
		12	12月以上18月未満
		18	18月以上24月未満
		24	24月以上30月未満
		30	30月以上36月未満
		36	36月以上42月未満
		42	42月以上48月未満
		48	48月以上54月未満
		54	54月以上60月未満
60	60月以上		

〔*1〕平成27年10月から令和9年3月においては軽減後の加入者保険料率

〔*2〕厚生年金被保険者期間が令和3年3月以前のみの場合は、上限36月

- ② 平成17年4月前の厚生年金被保険者期間（私学共済加入者期間）のみを有する場合〔平成16年国年等改正法附則第38条〕

脱退一時金額 = 平均標準報酬額 (給与) ×	率	厚年被保険者期間
	0.4	6月以上12月未満
	0.8	12月以上18月未満
	1.2	18月以上24月未満
	1.6	24月以上30月未満
	2.0	30月以上36月未満
	2.4	36月以上

- ③ 2以上の種別の被保険者であった期間を有する人の場合は、一つの被保険者期間のみを有する人とみなしたうえで被保険者期間の上限を設定し、被保険者期間の区分ごとに算出した平均標準報酬額及び支給率により、それぞれの期間に応じて按分して被保険者期間ごとに脱退一時金の計算を行い、それらを合算した額を脱退一時金の額とします。複数の種別の期間を有する人の脱退一時金は、取りまとめ実施機関が決定し支払います。〔厚年法附則第30条, 厚年政令第16条〕

2) 所得税

脱退一時金は、所得税法では退職所得として課税の対象となり、非居住者に支給する場合は、原則として20%源泉徴収することになっています（平成25年から令和19年までの間は、所得税の2.1%の復興特別所得税が所得税と併せて源泉徴収されます）。ただし、以下の場合には税金が免除又は還付されることがあります。

- ① 日本国と租税条約を締結している国に帰国する場合で、条約に定める免税条件（国によって異なります）に該当し所定の届け出をしたときは、滞在年数等により税金が免除されることがあります。
- ② 源泉徴収された税金は、本人の日本における最後の住所地を管轄する税務署へ選択課税の届け出をすることにより還付される場合があります（詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください）。

3 請求手続き

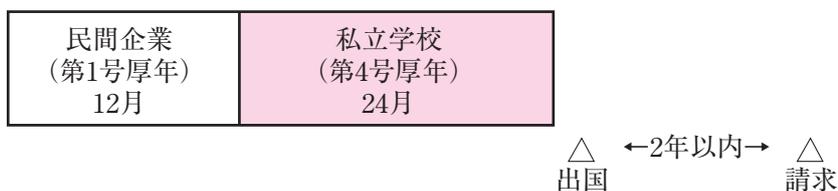
1) 取りまとめ実施機関

「日本に住所を有しなくなった日」と「国民年金の被保険者の資格を喪失した日」いずれかもしくは両方が、平成27年10月1日以降である場合、脱退一時金は取りまとめ実施機関が決定し、支払いをします。よって、請求先は下記の区分により、一つの実施機関となります。

- ① 国民年金の納付済期間^{*}等が6か月以上の場合（国民年金の脱退一時金がある場合）は、厚生年金期間にかかわらず、日本年金機構が取りまとめ実施機関となります。〔厚年政令第15条，第16条第3項〕
- ② 国民年金の納付済期間^{*}等が6か月未満の場合（国民年金の脱退一時金がない場合）は、最終加入経歴のある厚生年金実施機関が取りまとめ実施機関となります。〔厚年政令第16条第2項〕

※国民年金の第1号被保険者としての被保険者期間にかかる保険料納付済期間の月数，保険料 $\frac{1}{4}$ 免除期間の月数の $\frac{3}{4}$ に相当する月数，保険料半額免除期間の月数の $\frac{1}{2}$ に相当する月数及び保険料 $\frac{3}{4}$ 免除期間の月数の $\frac{1}{4}$ に相当する月数を合算した月数（国民年金の脱退一時金の加入期間の要件は、当該期間が6か月以上必要です）。

〈事例1〉



私学事業団が取りまとめ実施機関となり、36月分の脱退一時金を支給します。

〈事例2〉

国民年金 納付済期間 6月	民間企業 (第1号厚年) 12月	私立学校 (第4号厚年) 24月
---------------------	------------------------	------------------------

△ ←2年以内→ △
出国 請求

日本年金機構が取りまとめ実施機関となり、36月分の脱退一時金を支給します（国民年金の脱退一時金も支給）。

2) 請求に必要な書類

脱退一時金を請求するときは、「脱退一時金請求書（厚生年金保険／退職等年金給付）」に次の書類を添え、加入者又は国民年金等の被保険者の資格を喪失した日（その日に日本国内に住所を有していた場合は、その日以降初めて日本に住所を有しなくなった日）から2年以内に請求してください。2年を経過した場合は支給されませんので十分注意してください。取りまとめ実施機関を確認のうえ、該当する取りまとめ実施機関に提出してください。

〈添付書類〉

- ① パスポート（旅券）の写し（氏名，生年月日，国籍，署名，在留資格が確認できる頁）
- ② 「銀行名」，「支店名」，「支店の所在地」，「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類（銀行が発行した証明書，預金通帳の写し，無効な小切手等）。
IBAN code（欧・中東），ABA/Routing No.（米），BSB No.（豪・乳），IFSC code（印），Transit No.（加），AGENCIA code（伯），CLABE code（墨），SWIFT/BIC code（世界中）等が記載された金融機関の書類も提出してください。
- ③ 基礎年金番号の確認ができるものの写し
- ④ 日本に住所を有さないことが確認できる書類（住民票の除票等）

出国前にお住まいの市区町村へ転出届を提出している場合は、私学事業団において、住民票の消除情報から日本国内に住所を有しないことを確認できますので、添付は不要です。

※ 出国前に日本国内から請求書を提出する場合には、住民票の転出(予定)日以降に請求書を私学事業団へ提出してください(脱退一時金の受給要件として、私学事業団が請求書を受理した日に、日本に住所を有していないことが必要です)。郵送等でお手続きする場合には、請求書が転出(予定)日以降に私学事業団に到達するように送付してください。

〈提出上の注意〉

- ① 平成29年8月施行の法律により、年金を受けるために必要な加入期間(受給資格期間)が原則25年から10年に短縮されました。受給資格期間が10年以上ある場合は、脱退一時金の請求はできません。
- ② 脱退一時金の支給金額は、日本の年金制度に加入していた月数に応じて、60か月を上限として計算されます。長期間(61か月以上)日本の年金制度に加入されていた方が脱退一時金を請求した場合、脱退一時金の支給金額は60か月を上限として計算されますが、脱退一時金を請求する以前のすべての期間が厚生年金被保険者期間ではなくなります。

〔注〕厚生年金被保険者期間が令和3年3月以前のみの場合は、36か月を上限として計算されます。

- ③ 社会保障協定で年金の期間通算について締結されている国((P.1033~1034参照)の相手国のうち、年金の「期間通算」が有となっている国)の年金制度に加入したことがある場合は、年金の受給権の有無をよく確認してください。
- ④ 取りまとめ実施機関以外の実施機関においては、請求書の受理ができませんので、注意してください。

- ⑤ 退職等年金給付にかかる脱退一時金も請求できることがあります
(P.594参照)。

〈記入上の注意〉

- ① 「請求者氏名，生年月日及び離日後の住所」欄及び「脱退一時金受取口座」欄は，アルファベット大文字で記入してください。ただし，日本国内の金融機関を振込先口座に指定した場合，「脱退一時金受取口座」欄に限り，日本語で記入することができます。
- ② 韓国への送金を希望する場合，「電話番号」を必ず記入してください。韓国への送金に際しては，「電話番号」が必要です。
- ③ 「履歴（公的年金制度加入経過）」欄は，公的年金制度の加入経歴，学校の名称，所在地及び期間等を，正確に記入してください。

第5章 障害給付

第1節 障害給付に関する用語説明

1 初診日

障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）のことです。次のような留意点があります。

- (1) 障害の原因となった傷病の前に、相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病について初めて診療を受けた日が初診日となります。
- (2) 傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名で診断されていた場合であっても、同一傷病と判断される場合には、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日となります。
- (3) 整骨院、鍼灸院等で施術を受けた日は、初診日とは認められません。

2 障害認定日

初診日から1年6か月を経過した日又はそれまでの間に病気やケガが治った日（「症状が固定した日」）をいいます。

※ 「症状が固定した日」次に掲げる日が初診日から1年6か月経過していないときは、その日が障害認定日となります。

- 人工弁、ペースメーカーなどを装着した日
- 人工透析開始日から3か月を経過した日
- 上・下肢の切断又は離断した日
- 人工骨頭又は人工関節を挿入置換した日
- 人工肛門を造設又は尿路変更術を施した日から6か月を経過した日
- 新膀胱を造設した日

- 咽頭・喉頭全摘出手術を施した日
- 在宅酸素療法を開始した日
- 遷延性植物状態については、その障害に至った日から起算して3か月を経過した日以降に、医学的観点から機能回復がほとんど望めないと認められるとき
- 神経系の障害で、脳血管障害により機能障害を残しており初診日から6か月を経過した日以降に、医学的観点から機能回復がほとんど望めないと認められるとき
- 神経系の障害で、現在の医学では根本的治療方法がない疾病であり、今後の回復は期待できず、初診日から6か月経過した日以降において気管切開下での人工呼吸器（レスピレーター）使用、胃ろう等の恒久的な措置が行われており、日常の用を弁ずることができない状態であると認められるとき

3 障害の状態

障害等級は、三つの等級に区分され、1級は日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害、2級は日常生活が著しい制限を受ける程度の障害、3級は労働が著しい制限を受ける障害とされており、障害基礎年金の1級、2級及び各実施機関における厚生年金制度の障害認定基準と共通するものです。

等級の認定は、障害認定日及び請求時点（障害認定日より1年以上経過している場合）の診断書及びX線フィルム等の資料により政令で規定する別表（P.518～519参照）を基準に私学事業団で行います。したがって、身体障害者手帳等で決定している等級と一致するものではありません。〔厚年政令第3条の8，同令別表第1，国年政令別表〕

4 傷病が治った

身体の器質的な欠損、変形又は後遺症があっても、医学的に傷病が治ゆ又は固定したと認められる場合をいいます。

第2節 障害基礎年金

1 受給要件

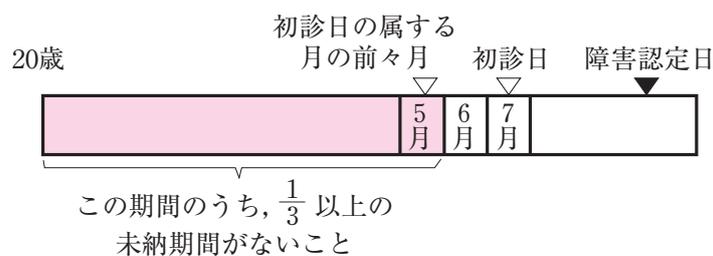
障害基礎年金は、障害認定日（P.473参照）又は65歳までの間に障害等級1級又は2級の障害の状態になった人に支給される給付です。

ただし、初診日（P.473参照）前に国民年金の保険料を納付しなければならない期間（強制適用期間）のあるときには、保険料納付要件を満たさなければ支給されません（障害厚生年金も同様です）。

〈保険料納付要件〉

初診日の前日において初診日の属する月の前々月以前の期間について、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、国民年金の保険料を納付しなければならない期間の3分の2以上あることが必要です。つまり、保険料未納期間が3分の1未満であることが要件となります。〔国年法第30条〕

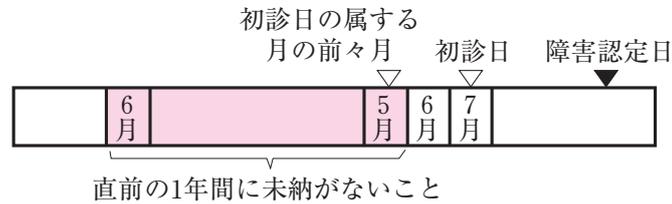
〈事例〉



なお、初診日が令和8年4月1日前にあるときは、前記の要件を満たさないときであっても、初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料未納期間がなければよいことになっています。〔昭和60年国年等改正法附則第20条〕

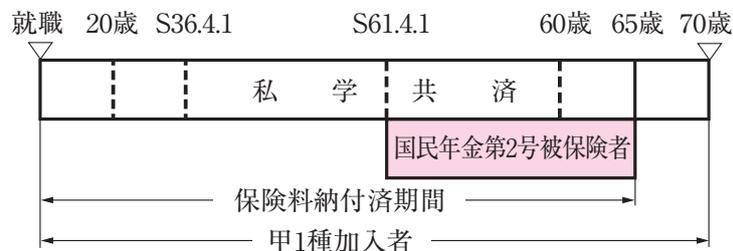
第4部 年金等給付

<事例>



※ 保険料納付済期間とは

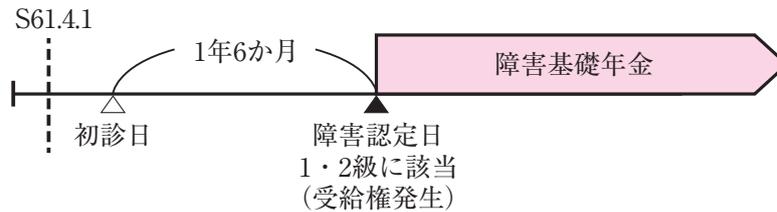
- ① 国民年金の第1号被保険者期間及び昭和61年3月31日以前の国民年金の被保険者期間のうち、保険料を納付した期間
- ② 国民年金の第2号被保険者期間（老齡基礎年金の場合と異なり，20歳前と60歳以降の期間も保険料納付済期間となります）
- ③ 国民年金の第3号被保険者期間
- ④ 昭和61年3月31日以前の被用者年金制度の加入期間（老齡基礎年金の場合と異なり，昭和36年3月31日以前の期間及び20歳前と60歳以降の期間も保険料納付済期間となります）



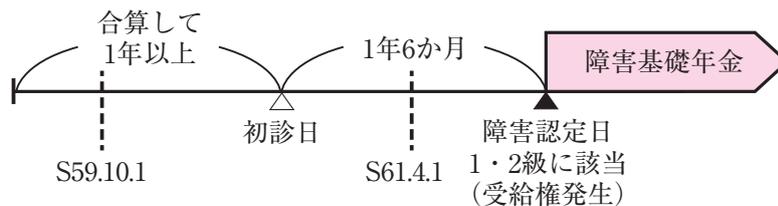
〔注〕 自営業など第1号被保険者として国民年金に加入すべき人が加入手続きを怠って加入しなかった期間及び第2号被保険者の被扶養配偶者である人が第3号被保険者としての加入手続きを怠った期間は、すべて「保険料未納期間」として扱われますので注意してください。

1) 障害認定日による請求

- (1) 昭和61年4月1日以降の国民年金の被保険者である間に初診日のある傷病により、障害認定日において1級又は2級の障害の状態に該当したとき〔国年法第30条〕

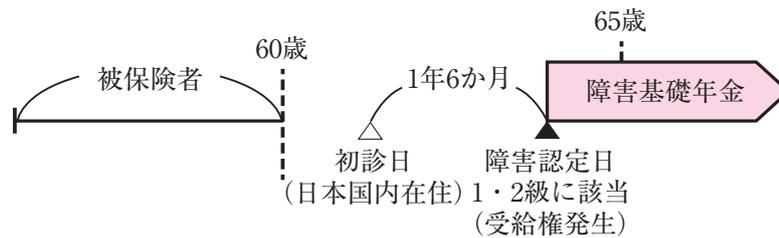


- (2) 昭和61年3月31日以前の公的年金制度に加入している間に初診日（昭和59年10月1日から昭和61年3月31日までの初診日）があり，昭和61年4月1日以降の障害認定日に1級又は2級の障害の状態に該当したとき。この場合は，初診日前に公的年金制度の加入期間が合算して1年以上あることが必要です。〔昭和61年国年等経過措置政令第29条〕



- (3) 国民年金の被保険者であった人（昭和61年4月1日前に第1号～第4号厚生年金被保険者であった人を含みます）で，初診日において日本国内に住所を有し60歳以上65歳未満である人が，障害認定日において1級又は2級の障害の状態に該当したとき

なお，初診日が昭和59年10月1日から昭和61年3月31日までの場合は，初診日前に公的年金制度の加入期間が合算して1年以上あることが必要です。〔国年法第30条，昭和61年国年等経過措置政令第29条〕



2) 受給要件の特例

次のすべてに該当したとき支給されます（平成6年10月1日実施）。

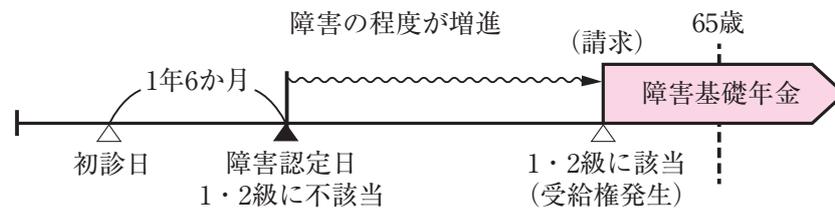
- ① 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間に初診日のある傷病により障害の程度が1級又は2級の状態にあること
- ② 初診日において公的年金制度の被保険者であったこと
- ③ 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間の3分の2以上が保険料納付済期間（免除期間を含みます）であること
- ④ 当該傷病により、公的年金制度の障害給付の受給権を有したことがないこと

〔注〕 昭和60年改正前においては、初診日前に1年以上の公的年金制度の加入期間が必要等の条件があったため、障害の状態にありながら、何の年金も受給していない障害無年金者が生じていました。そのため、平成6年改正により上記条件に該当する人に年金を支給することになりました。〔平成6年国年等改正法附則第6条〕

3) 事後重症による請求

障害認定日において1級又は2級の障害状態にない人が、その後障害の程度が増進し、65歳に達する日の前日までに1級又は2級の障害の状態に該当し、請求したとき。〔国年法第30条の2〕

この場合は、請求した月の翌月分から障害基礎年金が支給されます。



なお、同一の傷病による障害について、旧国民年金法、旧共済法、旧厚生年金保険法による障害年金の受給権のある人は、事後重症による障害基礎年金は支給されません。〔昭和60年国年等改正法附則第22条〕

〈初診日が昭和61年3月31日以前の場合〉

初診日が昭和61年3月31日以前の第4号厚生年金被保険者期間中にある場合の事後重症について、前述の「障害認定日」とあるのは、一元化法でなお効力を有することとされた「新共済法による障害共済年金が支給されるものとした場合の障害の程度を認定すべきとき」とします。また、65歳に達する日の前日までに1級又は2級の障害の状態に該当すれば、障害基礎年金が支給されます。〔昭和61年国年等経過措置政令第36条〕

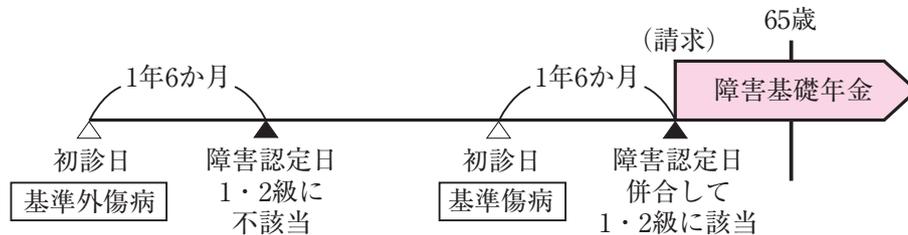
4) 初めて障害等級の1級又は2級に該当したことによる請求

障害認定日に障害等級表の1級又は2級の障害の状態になかった人が、国民年金の被保険者期間中又は60歳以上65歳未満で国内居住中に新たに傷病（基準傷病）にかかり、基準傷病にかかる障害認定日以降65歳に達する日の前日までに、基準傷病による障害（基準障害）と前の障害を併合して、初めて1級又は2級の障害の状態に該当したときは、請求があった月の翌月から障害基礎年金が支給されます。〔国年法第30条の3〕

基準傷病とは、①初診日が被保険者中であること（60歳以上65歳未満で日本に住んでいれば国民年金の被保険者喪失後でもよい）、②初診日前に国民年金の保険料を納付しなければならない期間がある場合は、

第4部 年金等給付

保険料納付済期間を満たしていること、③基準傷病の初診日前の障害と併合認定することの三つの条件がそろった傷病をいいます。

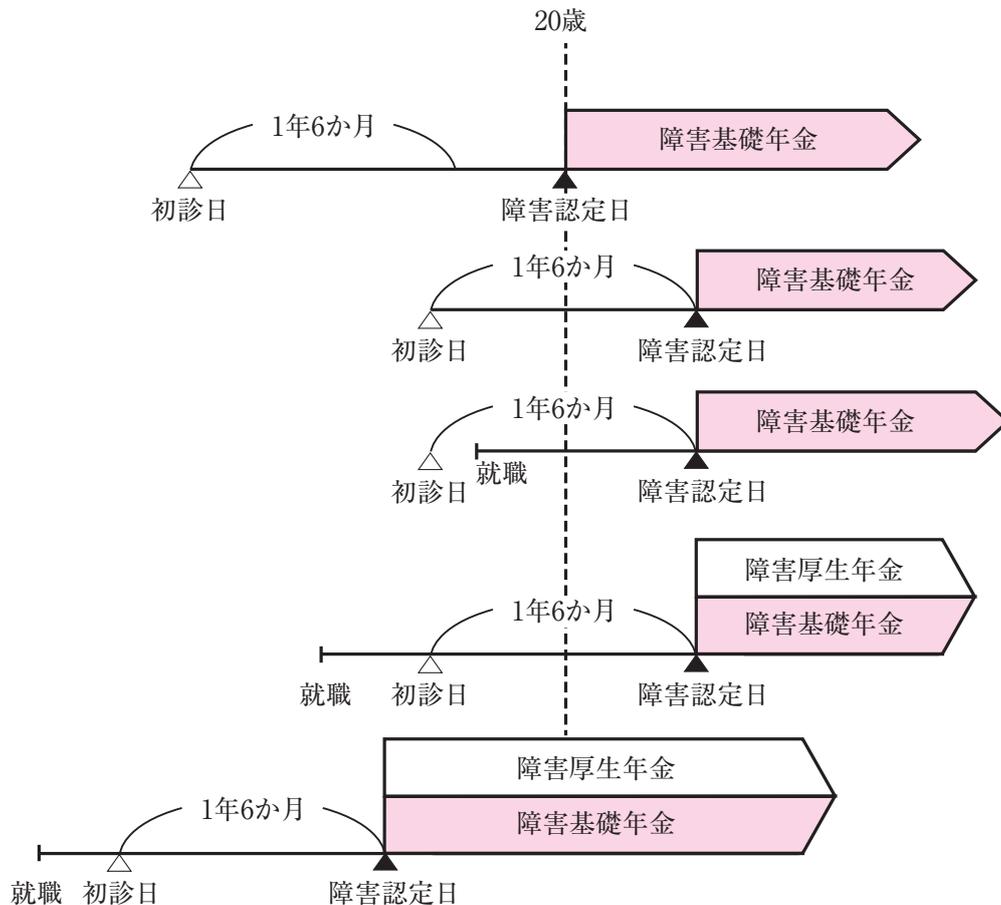


5) 20歳前の傷病による障害の場合

20歳前に初診日がある場合は、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以降の場合は、障害認定日）に1級又は2級の障害の状態に該当したとき、障害基礎年金が支給されます。

また、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以降のときは障害認定日）に1級又は2級の障害の状態に該当しなかった人が65歳に達する日の前日までにその障害の状態が悪化し、1級又は2級の障害の状態に該当したときは、本人の請求によりその請求の翌月分から障害基礎年金が支給されます。〔国年法第30条の4〕

なお、初診日に第2号被保険者である人については、障害認定日に1級又は2級の障害の状態に該当したとき、障害基礎年金と障害厚生年金が支給されます。



〔注〕 20歳前の第2号被保険者でないときに初診日のある障害基礎年金は、次に該当する場合等に、支給停止されます。〔国年法第36条の2，第36条の3，国年政令第4条の8，第5条の4〕

- ① 受給権者の前年の所得が政令で定める額を超える場合（その年の10月から翌年の9月まで全額又は半額を支給停止）
 - ② 恩給法による年金，労災保険法による年金など，政令で定められる年金たる給付を受けられるとき
- 6) 従前の障害福祉年金の受給権のある人の取り扱い
- 昭和61年3月31日に旧国民年金の障害福祉年金の受給権のある人については、同年4月1日に障害基礎年金の障害等級表の1級又は2級の障害の状態に該当したときは、障害基礎年金に裁定替えされました。また、同年4月1日に1級又は2級の障害の状態に該当しなくても、

第4部 年金等給付

3年以内に該当するようになれば、障害基礎年金が支給されます。

この場合にも、本人の所得や他の年金を受けられるときの支給停止措置が適用されます。

〔注〕 老齢基礎年金，退職共済年金及び老齢厚生年金などを繰上げて受給している人は，P.477 1) (3)及びP.478 3)～5)の受給要件のいずれかに該当しても障害基礎年金を請求することはできません。〔国年法附則第9条の2の3〕

2 障害基礎年金の併合

障害基礎年金又は旧国年法による障害年金，旧共済法・旧厚生年金保険法による障害年金（1級又は2級の障害に限ります）の受給権者が，その後別の傷病による障害基礎年金の給付事由が生じた場合は，二つの年金の支給は行われず，後の障害の障害認定日に前後の障害を併せた障害の程度による障害基礎年金が支給されます。〔国年法第31条，昭和60年国年等改正法附則第26条〕

この場合，従前の障害基礎年金等を受ける権利は消滅します。



なお，後の障害基礎年金が職務上の傷病によるもので，労働基準法による障害補償を受けられるときは，後の障害基礎年金は6年間全額停止されますが，その6年間については，前の障害基礎年金が受給できます。〔国年法第32条第2項〕

3 年金額

障害基礎年金の額は，次の定額となっています。

1級 976,125円

2級 780,900円

※ 障害基礎年金額及び次の〈子の加算額〉は、毎年度改定されます。令和7年度の各金額についてはP.359参照。

〈子の加算額〉

受給権者によって生計維持関係^{*}のある18歳到達年度の末日までの間の子又は20歳未満の障害状態（1級又は2級に該当する障害の状態に限ります）の子（養子を含みます）がいるときは、次の額が加算されます。

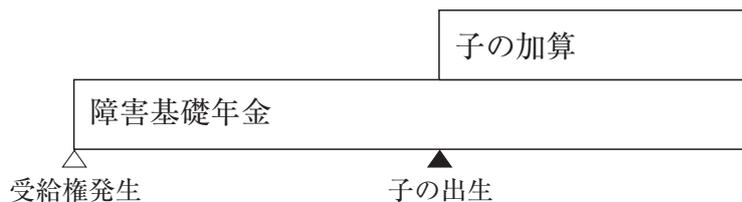
加算対象の子	加算額
1人目・2人目（1人につき）	224,700円
3人目以降（1人につき）	74,900円

※ 生計を共にしている子であって、かつ、その子の年間収入が850万円未満又は、年間所得が655万5千円未満の場合です。

受給権を取得した後に、加算対象となる子が次の要件に該当したため、子の数に変動が生じたときは、その増減した月の翌月から年金額が改定されます。

1) 増額改定

子を有するに至ったとき



2) 減額改定

子が次の①～⑧の状態になったとき、年金額から子の加算額が減額されます。

- ① 死亡したとき
- ② 受給権者による生計維持の状態がなくなったとき
- ③ 婚姻をしたとき
- ④ 養子縁組によって受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき

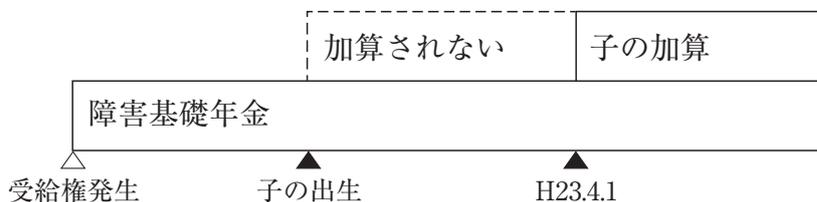
第4部 年金等給付

- ⑤ 養子縁組による子が離縁をしたとき
- ⑥ 18歳到達年度の末日になったとき（1級又は2級に該当する障害の状態にあるときを除きます）
- ⑦ 1級又は2級に該当する障害の状態にある子が、その事情がなくなったとき（18歳到達年度の末日までの間にあるときは除きます）
- ⑧ 1級又は2級に該当する障害の状態にある子が20歳に達したとき
なお、配偶者が児童扶養手当を受給している場合は、同一の子を対象とした障害基礎年金の子の加算と児童扶養手当の両方は支給されません。平成26年12月分以降については、子の加算が優先して支給され、そのうえで、子の加算の額が児童扶養手当の額を下回る場合はその差額分の児童扶養手当が支給されます。

〔注〕 受給権の発生した日が平成23年3月31日以前の取り扱い

受給権を取得した当時、受給権者によって生計維持関係のある18歳到達年度の末日までの間の子又は20歳未満の障害状態（1級又は2級に該当する障害の状態に限ります）の子（養子を含みます）がいるときに限り加算されます。ただし、受給権発生当時、胎児であった子については出生した月の翌月から加算されます。

また、平成23年3月31日までは受給権を取得した後に子を有するに至ったとしても、増額改定はできません（平成23年4月1日に改定します）。



4 年金の支給期間

障害基礎年金は、障害認定日（初診日に被保険者でなかった人で、障害認定日が20歳前のときは20歳に達した日）の属する月の翌月分（事後

重症の場合は、請求があった日の属する月の翌月分) から支給を開始し、死亡した日又は障害等級に該当しなくなった日の属する月の分まで支給されます。

5 障害の程度が変わった場合の改定

障害基礎年金の受給権者の障害の程度が変わった場合には、変わった後の障害等級に基づき、障害基礎年金の額が改定されます。〔国年法第34条〕

また、障害基礎年金の受給権者に、さらに別の軽度障害（障害等級3級以下）が発生し、軽度障害の障害認定日以降65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が重くなったときは、その期間内に改定請求することにより障害基礎年金が改定されます（老齢基礎年金、退職共済年金及び老齢厚生年金など繰り上げて受給している人を除きます）。〔国年法第34条第4項、附則第9条の2の3〕

この改定された年金額は、改定が行われた日の属する月の翌月分から支給されます。

なお、障害の程度の増進による年金額の改定請求は、障害の程度が増進したことが明らかである場合を除き、受給権の取得後又は障害の程度の診査を受けた日以後1年を経過しなければならないことになっています。〔国年法第34条第3項〕

6 支給停止及び失権

- (1) 職務の事由により生じた障害による障害基礎年金は、労働基準法の障害補償を受けることができるときは、6年間支給停止されます。〔国年法第36条〕
- (2) 2級の障害に該当しなくなったときには、支給停止され、再び2級以上になったときに支給が開始されます。

なお、2級に該当しなくなっても、65歳まで（2級に該当しなくなってから65歳までの期間が3年未満であるときは、該当しなくなってから3年経過するまで）は失権せず、その間は支給を停止します。〔国年

法第35条, 第36条第2項]

7 請求手続き

1) 裁定及び支払い

障害基礎年金の裁定等の事務は年金事務所及び日本年金機構が、支払いは日本年金機構が行います。

2) 障害等級の認定

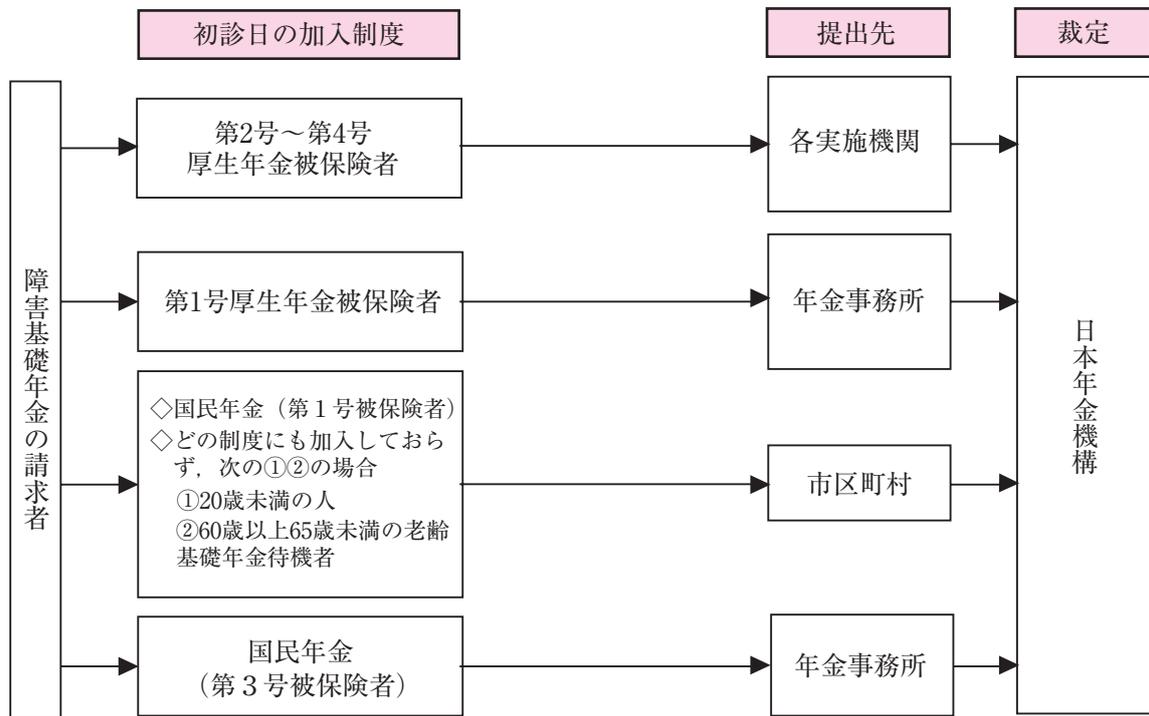
障害等級の認定は初診日に加入していた制度で行い、私学事業団が認定した場合にはその結果を日本年金機構へ通知します。したがって、診断書は各制度とも共通のものとなっています。

3) 請求書の提出先

障害基礎年金の請求書の提出先は、初診日に加入していた実施機関となります。

第4号厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病が原因で、障害等級が1級又は2級に該当する人の障害基礎年金の請求書類等の提出先は私学事業団になります。

〈障害基礎年金の裁定請求書の提出先〉



4) 提出書類

障害基礎年金の請求は、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）」(P.489～491参照)に、必要な書類を添えて提出してください。請求書の用紙は、年金事務所及び私学事業団にあります。

第4部 年金等給付

〔国年施行令別表〕

障害の程度	障害の状態	
1 級	1 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04, 他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果, 両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果, 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢の全ての指を欠くもの 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両下肢を足関節以上で欠くもの 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9 前各号に掲げるもののほか, 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって, 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10 精神の障害であって, 前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって, その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
	2 級	1 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08, 他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果, 両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果, 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3 平衡機能に著しい障害を有するもの 4 そしゃくの機能を欠くもの 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9 一上肢の全ての指を欠くもの 10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 11 両下肢の全ての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15 前各号に掲げるもののほか, 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって, 日常生活が著しい制限を受けるか, 又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 精神の障害であって, 前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって, その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は, 万国式試視力表によるものとし, 屈折異常があるものについては, 矯正視力によって測定する。

年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）の記入例①

様式第104号

年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)
〔障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金〕

○□のなかに必要事項をご記入ください。(◆印欄には、なにも記入しないでください。)
○黒インクのボールペンでご記入ください。＊鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
○フリガナはカタカナでご記入ください。

職員記入欄	入力処理コード 4 3 0 0 0 2	年金コード 1 3	受付登録コード 8 4 1 0 4	障害年金センター	実施機関等
課所符号	進達番号	厚生資格 10・20 21・22	二次元コード	受付年月日	受付年月日
船保資格 10・20 21・22	記録不要制度 (厚年) (船員) (国年) (国共) (地共) (私学)	作成原因 02			
船戦加	重	未保	支保	配状	

1. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

※個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の提示または写しの提出が必要です。詳しくは6ページをご確認ください。

① 個人番号※ (マイナンバー)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 9 8	② 生年月日	5.昭和 7.平成	3 8	1 0	1 0
基礎年金番号	9 5 0 0 1 2 3 4 5 6	電話番号	03 - 3813 - 5321			
③ 氏名	(フリガナ) ユ シマ イチ ロー	④ 性別	*日中に連絡が取れる電話番号(携帯も可)をご記入ください。			
	(氏) 湯 島 (名) 一 郎	① 男 ② 女				
⑤ 住所の郵便番号	⑥ 住所	(フリガナ) ブンキョウク ユシマ 1-7-5				
1 1 3 8 4 4 1	文 京 市 湯 島 1-7-5					

社会保険労務士の提出代行者欄

2. 年金の受取口座をご記入ください。 貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

(1)公金受取口座の利用意思 ① 利用する ② 利用しない(または未登録) ※公金受取口座を利用する場合は、通帳等の写しの添付や金融機関の証明は不要です。

年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)

③ ① 金融機関	⑨ 金融機関コード	⑩ 支店コード	(フリガナ) ユ シマ	(フリガナ) 湯 島	⑪ 預金種別	⑫ 口座番号(左詰めで記入)
			銀行 営業 信託 農協 農林 漁協 信用 協同	茶チャノミズ 本店 支店 出張所 本所 支所	① 普通 ② 当座	4 5 6 7 8 9 0
② 年金振込先	貯金通帳の記号(左詰めで記入)		⑬ 番号(右詰めで記入)		金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄	
口座名義人氏名(カタカナ)	(氏)	(名)	⑭ の氏名フリガナと、口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。 ※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号の面)を添付する場合または公金受取口座を利用する場合、証明は不要です。			

上記(1)で「2利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

(3)公金受取口座の登録意思 ① 登録する ② 登録しない

※公金受取口座への登録の対象となるのは、日本年金機構が支給する障害年金を請求する場合に限ります。
※公金受取口座については2ページをご参照ください。

連絡欄

障害給付

第4部 年金等給付

記入例②

3. 障害給付の請求事由や障害の原因である傷病等に関してご記入ください。

(1)この請求は、下の欄にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。また、備考欄の該当する番号も○で囲んでください。

障害給付の請求事由	備 考
① 障害認定日による請求	①「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」として障害給付を請求する。 ②「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」による請求は行わない。
② 事後重症による請求	① 初診日から1年6か月目の状態で請求した結果、不支給となった。 ② 初診日から1年6か月目の症状は軽かったが、その後悪化して症状が重くなった。 ③ その他()
③ 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求	

(2)障害の原因である傷病についてご記入ください。

傷 病 名	1. 脳梗塞	2.	3.
傷病の発生した日	昭和 平成 3年4月10日 令和	昭和 平成 年 月 日 令和	昭和 平成 年 月 日 令和
初 診 日	昭和 平成 3年4月10日 令和	昭和 平成 年 月 日 令和	昭和 平成 年 月 日 令和
初診日において加入していた年金制度	1.国年 2.厚年 3.共済 4.未加入	1.国年 2.厚年 3.共済 4.未加入	1.国年 2.厚年 3.共済 4.未加入
現在傷病は治っていますか。※	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
治っているときは治った日※	昭和 平成 年 月 日 令和	昭和 平成 年 月 日 令和	昭和 平成 年 月 日 令和
障害の原因は第三者の行為によりますか。	1.はい 2.いいえ ※「はい」を○で囲んだ場合は、「国民年金・厚生年金保険第三者行為事故状況届」の提出が必要となります。		
傷病の原因は業務上ですか	1.はい 2.いいえ		
この傷病について右に示す制度から保険給付が受けられるときは、その番号を○で囲んでください。請求予定・請求中のときも同様です。	① 労働基準法 ② 労働者災害補償保険法 ③ 船員保険法 ④ 国家公務員災害補償法 ⑤ 地方公務員災害補償法 ⑥ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律		
受けられるときは、その給付の種類番号を○で囲み、支給の発生した日をご記入ください。	① 障害補償給付（障害給付） ② 傷病補償給付（傷病年金） 昭和 平成 年 月 日 令和		

※「治った日」にはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日も含みます。

記入例③

4. 配偶者および子についてご記入ください。

(1) 配偶者についてご記入ください。

⑬ 氏名	(フリガナ) ヲシマ	(名) ヲシヨ	⑭ 生年月日	5. 昭和	4	0	8	1	5	性別	① 男	② 女
	(氏) 湯島	(名) 良子		7. 平成								
⑮ 個人番号	8 9 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1						⑯ 基礎年金番号	9 5 0 0 6 5 4 3 2 1				

あなたと配偶者の住所が異なるときは、下欄に配偶者の住所をご記入ください。

住所の郵便番号	住	(フリガナ)	所

配偶者について、現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名			年金の種類
<input type="checkbox"/> 国民年金法	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法	<input type="checkbox"/> 船員保険法	<input type="checkbox"/> 老齢または退職
<input type="checkbox"/> 国家公務員共済組合法	<input type="checkbox"/> 地方公務員等共済組合法	<input type="checkbox"/> 私立学校教職員共済法	<input type="checkbox"/> 障害
<input type="checkbox"/> その他()			<input type="checkbox"/> 遺族

(2) 以下のいずれかに該当する「子」についてご記入ください。

- ① 18歳になった後の最初の3月31日までにいる子
- ② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

⑰ 子 (A欄)	氏名	(フリガナ)	(名)	生年月日	障害の状態に ある・(なし)	◆ 診
	個人番号				7. 平成 9. 令和	
⑰ 子 (B欄)	氏名	(フリガナ)	(名)	生年月日	障害の状態に ある・(なし)	◆ 診
	個人番号				7. 平成 9. 令和	

職員記入欄
別紙有無
<input type="checkbox"/> 有

*3人目以降は別紙にご記入ください。

5. 生計維持関係の確認のため、以下の申し立てをご記入ください。

請求者(年金を受ける方)によって生計維持されている配偶者や子がいる場合、「加給年金額」や「子の加算額」が加算される場合があります。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ① 生計を同じくしていること(例) 同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
- ② 収入要件を満たしていること(年収850万円(所得655.5万円)を有しないことが認められること。)

生計維持関係に関する申し立て書

申立日(記入日) 令和 7 年 4 月 1 日

1. 上記の配偶者(および子)と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。
(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

はい ・ いいえ

2. 請求者によって生計を維持されている方の収入について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1)で「いいえ」に○を付けた方のみご記入 ください。
		(2) この年金の受給権発生時点において、 年収850万円(所得655.5万円)未満ですか。
配偶者	<input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ
子 (A欄の子)	<input type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ
子 (B欄の子)	<input type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ

第3節 障害厚生年金と経過的職域加算額（障害共済年金）の概要

1 障害厚生年金の概要

私学事業団が支給する障害厚生年金は、第4号厚生年金被保険者である間（一元化前の厚生年金被保険者とみなされた私学共済加入者期間を含みます）の病気やケガで障害の状態になったときに、それに伴う稼働能力の喪失又は減少を補うために支給される給付です。障害の程度が1級又は2級に該当する場合には、障害基礎年金（P.475参照）と障害厚生年金が併給されます。また、3級に該当する場合には、障害厚生年金のみの支給となります。

2 一元化後の障害厚生年金（障害手当金）の事務

2以上の異なる種別の厚生年金被保険者期間を有する人に支給される障害厚生年金の事務は、その障害にかかる初診日（P.473参照）に被保険者であった種別の実施機関で行うこととなります（この決定・支給を行う実施機関を「取りまとめ実施機関」といいます）。

- ① 「初めて障害等級の1級又は2級に該当したことによる請求」（P.498 3）参照）の受給権が発生する場合は、基準傷病の初診日がある種別の実施機関
- ② 併合認定による障害厚生年金（P.508「6障害の併合」参照）の受給権が発生する場合は、併合認定されたそれぞれの障害認定日のうちいずれか遅い日の傷病の初診日のある種別の実施機関

なお、初診日の属する月に被保険者の種別の変更があった場合には、変更後の種別の実施機関が事務を行います。初診日の属する月の変更後の種別が国民年金の被保険者期間である場合には、その人が有する厚生年金被保険者期間の種別の実施機関が事務を行うこととなりますが、2以上の異なる種別の被保険者期間がある場合には、被保険者期間の長さ

で取りまとめ実施機関となる優先順位が定められています。

また、共済の期間で退職一時金を受給していた期間があり、初診日がある退職一時金を支給した実施機関ではなく、他の種別の実施機関である場合については、その退職一時金を支給した期間を有する実施機関が取りまとめ実施機関になります。

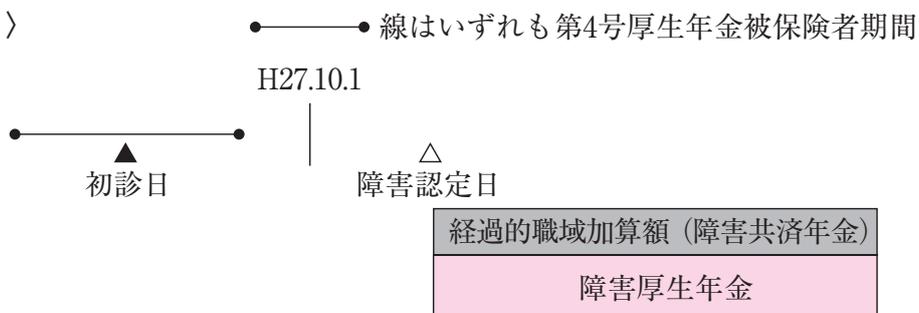
そのほか、年金額の計算上、特殊な計算を必要とする追加費用対象期間、沖縄農林共済期間、沖縄控除期間、沖縄特例納付期間、地方公共団体の長の特例加算を有する期間を有する場合について、事務を行う実施機関を定める特例措置があります。〔厚年法第78条の33第1項、厚年政令第3条の10の2、第3条の13の11第1項、平成27年厚年経過措置政令第76条〕

3 経過的職域加算額（障害共済年金）の概要

平成27年9月30日以前の第4号厚生年金被保険者である間の病気やケガで、平成27年10月1日以降の障害認定日又は事後重症請求日において、その傷病により障害の程度が厚生年金保険法で定める1級から3級に該当する場合には、経過的職域加算額（障害共済年金）が支給されます。なお、障害厚生年金は、在職中でも支給されますが、経過的職域加算額（障害共済年金）は私学在職中には支給停止されます。

また、その傷病が職務や通勤災害によって、1級から3級に該当する障害の程度となったときは、職務上の経過的職域加算額（障害共済年金）が支給されます。〔平成27年国共済経過措置政令第6条による読み替え後の改正前国共済法第82条第2項、第3項〕

〈事例1〉



〈事例2〉



※経過的職域加算額（障害共済年金）の算定の基礎となるのは，平成27年9月までの第4号厚生年金被保険者期間です。

経過的職域加算額（障害共済年金）
障害厚生年金

〈事例3〉



※経過的職域加算額（障害共済年金）の上乗せはありません。なお，病気やケガが職務によるものである場合は，退職等年金給付の職務障害年金が発生します。

職務障害年金
障害厚生年金

第4節 障害厚生年金

1 受給要件

1) 障害認定日による請求

私学事業団が支給する障害厚生年金は，第4号厚生年金被保険者（一元化前の第4号厚生年金被保険者期間にみなされた私学共済の加入者期間を含みます）である間に初診日（P.473参照）のある傷病が原因で，平成27年10月1日以降の障害認定日（P.473参照）に障害等級が1級から3級の障害の状態に該当したときに支給されます。

〈保険料納付要件〉

初診日の前日において初診日の属する月の前々月以前の期間に国民年金のすべての被保険者期間について，保険料納付済期間と保険料免

除期間を合算した期間が3分の2以上あることが必要です。

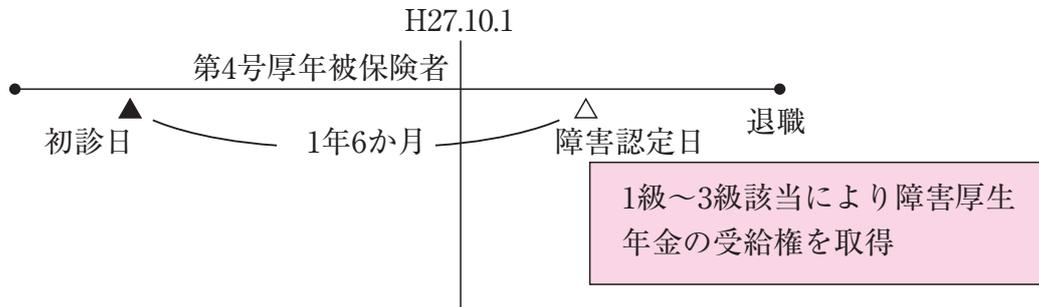
なお、初診日が令和8年4月1日前にあるときは、前記3分の2の要件を満たさないときであっても、初診日に65歳未満の場合は、初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料の未納期間がなければよいことになっています。〔厚年法第47条，昭和60年国年等改正法附則第64条第1項，被用者年金一元化法附則第19条，平成27年厚年経過措置政令第60条第3項〕

〈取りまとめ実施機関〉

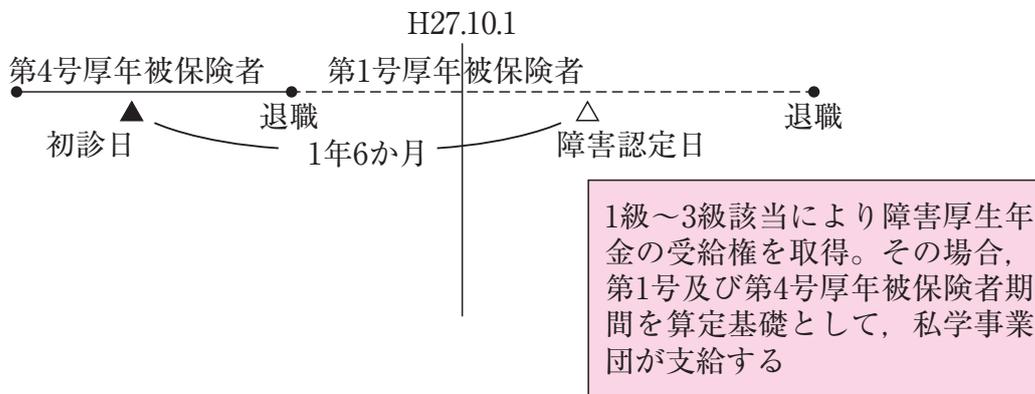
一元化後，2以上の異なる種別の被保険者期間を有する人の障害厚生年金の額の計算については，初診日に被保険者期間であった種別の実施機関が，障害認定日前に有する他の被保険者期間を合算し1の被保険者期間のみを有するとみなして障害厚生年金の額を計算し，決定・支給を行うこととなります（P.492「2 一元化後の障害厚生年金（障害手当金）の事務」参照）。障害認定日前に被保険者期間を有する他の実施機関は，その被保険者期間にかかる平均標準報酬月額等により計算した障害厚生年金の額（この額を「中間額」といいます）を取りまとめ実施機関へ情報提供します。〔厚年法第78条の30，厚年政令第3条の13の4による読み替え後の厚年法第50条〕

第4部 年金等給付

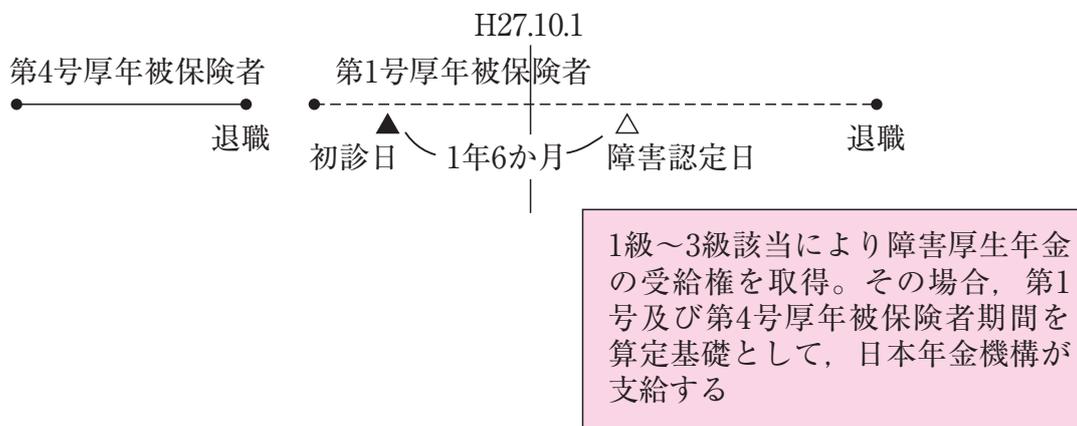
〈事例1〉 障害認定日による請求となる例



〈事例2〉 私学事業団が取りまとめ実施機関となる例



〈事例3〉 私学事業団が取りまとめ実施機関とならない例



※第4号厚生年金被保険者期間が退職一時金を受給した期間である場合には、私学事業団において障害厚生年金を支給する。

2) 事後重症による請求

第4号厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病が原因で、障

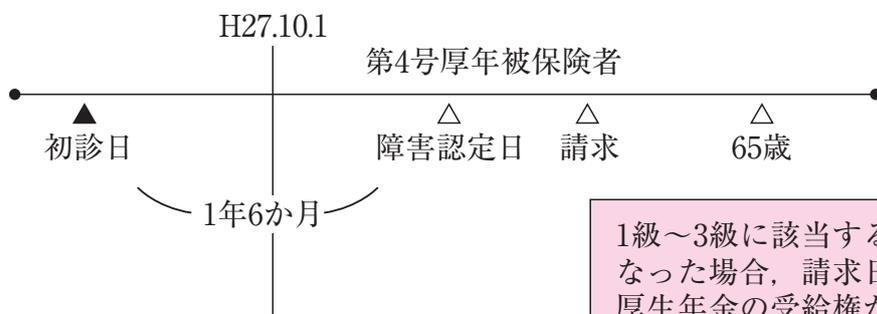
害認定日において障害等級に該当しなかった人が、その後、65歳に達するまでの間に1級から3級までの障害の状態に該当し請求したときは、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。ただし、保険料納付要件^(※)を満たしていることが必要です。〔被用者年金一元化法附則第19条、厚年法第47条の2、平成27年厚年経過措置政令第61条第3項〕

なお、事後重症による障害厚生年金は、同一の傷病による障害について、被用者年金一元化法による改正前の共済年金各法又は旧共済年金各法による障害共済年金・障害年金の受給権を有していたことのある人に対しては支給されません。〔被用者年金一元化法附則第18条〕

※昭和61年4月1日前に発した傷病にかかる保険料納付要件の取り扱い(事後重症)

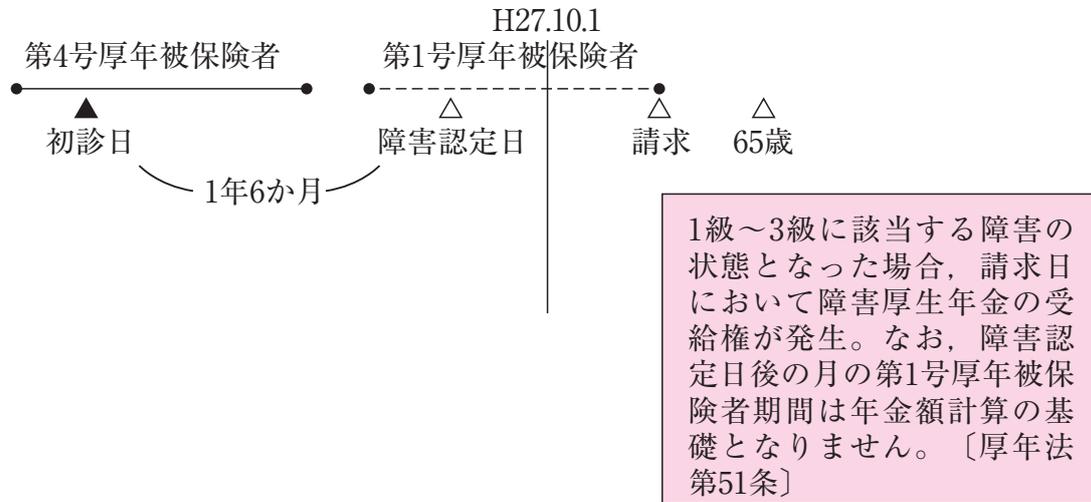
昭和37年1月1日から昭和51年9月30日までの間に、第4号厚生年金被保険者期間中の初診日のある事後重症の障害厚生年金については、初診日前に加入者期間1年以上の期間を必要とします。また、昭和51年10月1日から昭和61年3月31日の間の初診日にあつては、初診日前に合算した被保険者期間1年以上の期間を必要とします。〔被用者年金一元化法附則第19条、平成27年厚年経過措置政令第61条第4項による読み替え後の厚年法第47条第1項ただし書〕

〈事例1〉 一般的な事後重症による請求の例



1級～3級に該当する障害の状態となった場合、請求日において障害厚生年金の受給権が発生。なお、障害認定日後の月の第4号厚年被保険者期間は年金額計算の基礎となりません。〔厚年法第51条〕

〈事例2〉 2以上の異なる種別の期間を有する事後重症による請求の例

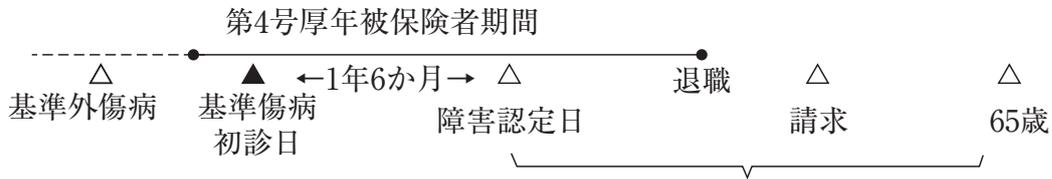


3) 初めて障害等級の1級又は2級に該当したことによる請求

加入者である間に初診日のある傷病（「基準傷病」といいます）による障害と、それ以外の傷病（基準傷病の初診日より前にある傷病で「基準外傷病」といいます）による障害とを併合して、基準傷病による障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、初めて1級又は2級の障害の状態に該当したときは、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。

ただし、基準傷病の初診日において保険料納付要件を満たしていることが必要です。〔厚年法第47条の3，被用者年金一元化法附則第19条，平成27年厚年経過措置政令第62条第3項〕

〈事例〉 初めて障害等級の1級又は2級に該当したことによる請求の例



この間で基準傷病と基準外傷病を併合して、1・2級に該当する場合、併合した障害の程度による障害厚生年金が発生。なお、基準傷病の障害認定日後の月の厚年被保険者期間は年金額計算の基礎となりません。〔厚年法第51条〕

〔注〕 老齢厚生年金，退職共済年金及び老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は2) 又は3) の受給要件のいずれかに該当しても障害厚生年金を請求することはできません。〔厚年法附則第16条の3第1項〕

第5節 経過的職域加算額（障害共済年金）

1 受給要件

1) 障害認定日による請求

初診日（P.473参照）が平成27年9月30日以前の第4号厚生年金被保険者期間中にある場合で、平成27年10月1日以降の障害認定日（P.473参照）に厚生年金保険法の障害等級1級から3級の障害の状態に該当したときに支給されます。

ただし、障害厚生年金同様、初診日前に保険料納付要件を満たしていることが必要です。〔被用者年金一元化法附則第78条第1項，平成27年国共済経過措置政令第6条による読み替え後の改正前国共済法第81条〕

2) 事後重症による請求

初診日が平成27年9月30日以前の第4号厚生年金被保険者期間中にあ

る場合で、障害認定日において厚生年金保険法の障害等級に該当しなかった人が、その後、65歳に達する日の前日までの間に1級から3級までの障害の状態に該当し請求したときは、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。

ただし、障害厚生年金同様、初診日前に保険料納付要件を満たしていることが必要です。〔被用者年金一元化法附則第78条第1項、平成27年国共済経過措置政令第6条による読み替え後の改正前国共済法第81条第4項〕

3) 初めて障害等級の1級又は2級に該当したことによる請求

初診日が平成27年9月30日以前の第4号厚生年金被保険者期間中にある傷病（「基準傷病」といいます）による障害と、それ以外の傷病（基準傷病の初診日より前にある傷病で「基準外傷病」といいます）による障害を併合して、基準傷病による障害認定日以後65歳に達するまでの間に、初めて厚生年金保険法の障害等級1級又は2級の障害の状態に該当したときは、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。

ただし、基準傷病の初診日において保険料納付要件を満たしていることが必要です。〔被用者年金一元化法附則第78条第1項、平成27年国共済経過措置政令第6条による読み替え後の改正前国共済法第81条第5項〕

〈留意点〉

経過的職域加算額（障害共済年金）は、上述のとおり、初診日が平成27年9月30日以前の第4号厚生年金被保険者期間中にある傷病に限られますが、障害厚生年金の障害等級の認定と同一であり、また、保険料納付要件が加えられたことにより、障害厚生年金と受給権が一体的に生じます。

第6節 年金額等（障害厚生年金， 経過的職域加算額（障害共済年金））

1 障害厚生年金の年金額

障害厚生年金の年金額は，下図のとおり，①報酬比例部分に，②加給年金額^{〔注〕}を加算したものになります。〔厚年法第50条，第50条の2〕

〔注〕 加給年金額は，障害等級が1級又は2級の障害厚生年金で，加給年金額の対象となる配偶者の要件を満たしている場合に，加算されます。

	1級	2級	3級
障害厚生年金	配偶者の加給年金額	配偶者の加給年金額	
	報酬比例部分 (2級の1.25倍)	報酬比例部分	報酬比例部分
障害基礎年金	障害基礎年金 (2級の1.25倍)	障害基礎年金	※報酬比例部分には 最低保障がある (P.359参照)
	子の加算額	子の加算額	

第1号～第4号の厚生年金被保険者期間がある場合，基本的に初診日に被保険者期間であった種別の実施機関が取りまとめ実施機関となり，他号の被保険者期間分も含めて障害厚生年金を決定・支給します。

なお，年金額の計算の対象となる被保険者期間は障害認定日の属する月までですが，第1号～第4号の厚生年金被保険者期間の合計が300月（25年）未満のときは，300月として計算します（障害認定日の属する月の翌月以降の被保険者期間については，計算の対象になりません）。〔厚年法第51条〕

また，平成16年の法律改正により，年金額の計算方法は複数行われるしくみに改正されました。(1)，(2)の方式でそれぞれ計算を行い，高い方

の計算を年金額として採用します。〔平成12年国年等改正法附則第21条〕

(1) H16計算

① 報酬比例部分（イ～ハを合算します）〔注〕

第4号厚年被保険者期間（私学加入期間）分

イ H16平均標準報酬月額×7.125／1000×平成15年3月以前の被
保険者期間×100〈1級の場合は125〉／100

ロ H16平均標準報酬額×5.481／1000×平成15年4月以降の被保
険者期間×100〈1級の場合は125〉／100

第1号～第3号厚年被保険者期間分（加入期間がある場合に限る）

ハ 第1号～第3号厚年被保険者期間における，上記イ，ロと同
等の計算（各実施機関から提供を受けます）

〔注〕 イ～ハの合算月数が300月未満である場合，次の計算を行います。

$(イ + ロ + ハ) \times 300月 / (第1号 \sim 第4号厚年被保険者期間の合算月数)$

なお，障害基礎年金が支給されない場合，イ～ハを合算した額が585,700円未満の場合については，585,700円が保障されます（最低保障額）。

② 加給年金額

224,700円

※最低保障額及び加給年金額は毎年度改定されます。令和7年度の各金額についてはP.359参照。

(2) H16従前計算

① 報酬比例部分（イ～ハを合算します）〔注〕

第4号厚年被保険者期間（私学加入期間）分

イ H16平均標準報酬月額（従前）×7.5／1000×平成15年3月以

前の被保険者期間×従前額改定率×100〈1級の場合は125〉／
100

ロ H16平均標準報酬額（従前）×5.769／1000×平成15年4月以
降の被保険者期間×従前額改定率×100〈1級の場合は125〉／
100

第1号～第3号厚年被保険者期間分（加入期間がある場合に限る）

ハ 第1号～第3号厚年被保険者期間における，上記イ，ロと同
等の計算（各実施機関から提供を受けます）

〔注〕 イ～ハの合算月数が300月未満である場合，次の計算を行います。

$(イ + ロ + ハ) \times 300月 / (第1号 \sim 第4号厚年被保険者期間の合算月数)$

なお，障害基礎年金が支給されない場合，イ～ハを合算した額が
585,700円未満の場合については，585,700円が保障されます（最低保障額）。

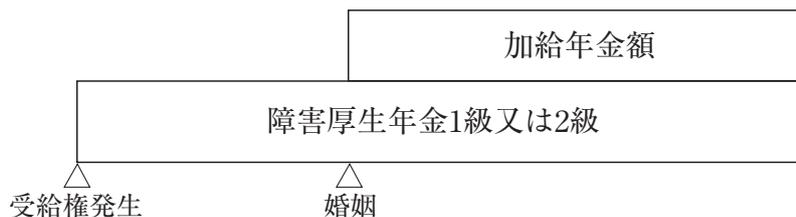
② 加給年金額

224,700円

※従前額改定率はP.358参照。最低保障額及び加給年金額は毎年度
改定されます。令和7年度の各金額についてはP.359参照。

2 加給年金額

加給年金額は，受給権者によって生計を維持されている65歳未満の配
偶者がいる場合に，障害厚生年金に加算されます。また，老齢厚生年金
と異なり，受給権を取得した当時に限らず，受給権を取得した後に配偶
者を有することになった場合も加算されます。〔厚年法第50条の2第1項，
第3項〕



1) 加給年金額の受給要件

障害等級1級又は2級の受給権者によって「生計を維持されている」
65歳未満の配偶者

※ 「生計を維持されている」とは

生計を共にしている配偶者の年間収入が850万円未満である場合、
又は年間所得が655万5千円未満である場合は生計を維持されている
ものと認められます。

2) 加給年金額の失権

加給年金額の対象者である配偶者が、次の事由のいずれかに該当した
たとき、加給年金額は失権します。〔厚年法第50条の2第4項〕

- ① 死亡したとき
- ② 受給権者による生計維持の状態がなくなったとき
- ③ 離婚又は婚姻の取り消しをしたとき
- ④ 65歳に達したとき

3 経過的職域加算額（障害共済年金）の年金額

経過的職域加算額（障害共済年金）は、一元化前（平成27年9月まで）
の私学共済制度における第4号厚生年金被保険者期間（加入者期間）が、
年金額の計算の対象になります。〔平成27年国共済経過措置政令8条第1
項による読み替え後の改正前国共済法第82条〕

また、障害になった要因（職務上、職務外^{〔注〕}）や障害の程度（障害等級
1～3級）によって、計算方法が異なります。

〔注〕 職務上とは、職務上災害又は通勤災害による傷病で障害の状態になっ
たとき、職務外とは、職務上災害又は通勤災害によらない傷病で障害の状
態になったときです。

なお、年金額の計算の対象となる第4号厚生年金被保険者期間は障害
認定日の属する月まで（障害認定日が平成27年10月1日以降のときは平
成27年9月まで）ですが、第4号厚生年金被保険者期間が300月（25年）

未満のときは、300月として計算します（障害認定日の属する月の翌月以降の第4号厚生年金被保険者期間については、計算の対象になりません）。

また、平成16年の法律改正により、年金額の計算方法は複数行われるしくみに改正されました。(1)、(2)の方式でそれぞれ職務上、職務外に応じた計算を行い、高い方の計算を年金額として採用します。〔平成27年国共済経過措置政令第13条による読み替え後の平成12年国共済改正法附則第12条〕

(1) H16計算

① 職務外の場合（イ、ロを合算します）

イ $\text{H16平均標準給与月額} \times 1.425 / 1000 \times \text{平成15年3月以前の加入者期間} \times 100 \langle 1 \text{級の場合は} 125 \rangle / 100 (\times 300 \text{月} / \text{加入者期間})$ 〔注〕

ロ $\text{H16平均標準給与額} \times 1.096 / 1000 \times \text{平成15年4月以降の加入者期間} \times 100 \langle 1 \text{級の場合は} 125 \rangle / 100 (\times 300 \text{月} / \text{加入者期間})$ 〔注〕

〔注〕（ $\times 300 \text{月} / \text{加入者期間}$ ）は加入者期間が300月未満のときに限り算定します。

② 職務上の場合（イ、ロを合算します）

イ $[\{ \text{H16平均標準給与月額} \times 12 \times 19 \langle 1 \text{級の場合は} 28.5 \rangle / 100 \} + \{ \text{H16平均標準給与月額} \times (\text{加入者期間} - 300 \text{月}) \times 1.425 \langle 1 \text{級の場合は} 1.781 \rangle / 1000 \}] \times \text{平成15年3月以前の加入者期間} / \text{加入者期間}$

ロ $[\{ \text{H16平均標準給与額} \times 12 \times 14.615 \langle 1 \text{級の場合は} 21.923 \rangle / 100 \} + \{ \text{H16平均標準給与額} \times (\text{加入者期間} - 300 \text{月}) \times 1.096 \langle 1 \text{級の場合は} 1.37 \rangle / 1000 \}] \times \text{平成15年4月以降の加入者期間} / \text{加入者期間}$

第4部 年金等給付

〔職務上最低保障〕

②の額が、障害等級に応じた次の金額から厚生年金給付相当額〔*〕を控除して得た金額に満たないときは、当該控除して得た金額が保障されます。〔平成27年国共済経過措置政令第8条〕

1級 4,152,600円

2級 2,564,800円

3級 2,320,600円

※上記の各金額は毎年度改定されます。令和7年度の各金額についてはP.360参照。

(2) H16従前計算

① 職務外の場合（イ、ロを合算します）

イ H16平均標準給与月額（従前） $\times 1.5 / 1000 \times$ 平成15年3月以前の加入者期間 \times 従前額改定率 $\times 100$ 〈1級の場合は125〉 $\div 100$ （ $\times 300$ 月 \div 加入者期間）〔注〕

ロ H16平均標準給与額（従前） $\times 1.154 / 1000 \times$ 平成15年4月以降の加入者期間 \times 従前額改定率 $\times 100$ （1級の場合は125） $\div 100$ （ $\times 300$ 月 \div 加入者期間）〔注〕

〔注〕（ $\times 300$ 月 \div 加入者期間）は加入者期間が300月未満のときに限り算定します。

② 職務上の場合（イ、ロを合算します）

イ $[\{H16平均標準給与月額（従前） \times 12 \times 20$ 〈1級の場合は30〉 $\div 100\} + \{H16平均標準給与月額（従前） \times$ （加入者期間 $- 300$ 月） $\times 1.5$ 〈1級の場合は1.875〉 $\div 1000 \times$ 従前額改定率 $\}] \times$ 平成15年3月以前の加入者期間 \div 加入者期間

ロ $[\{H16平均標準給与額（従前） \times 12 \times 15.385$ 〈1級の場合は

$$\frac{23,077}{100} + \{H16平均標準給与額(従前) \times (加入者期間 - 300月) \times \frac{1,154}{1000} \times \text{従前額改定率}\} \times \text{平成15年4月以降の加入者期間} / \text{加入者期間}$$

※従前額改定率はP.358参照

〔職務上最低保障〕

②の額が、障害等級に応じた次の金額から厚生年金給付相当額〔*〕を控除して得た金額に満たないときは、当該控除して得た金額が保障されます。〔平成27年国共済経過措置政令第8条〕

1級 4,152,600円

2級 2,564,800円

3級 2,320,600円

※上記の各金額は毎年度改定されます。令和7年度の各金額についてはP.360参照。

〔*〕 厚生年金給付相当額とは

各制度から給付される厚生年金、共済年金の年金額のうち、定額部分の額、職域相当部分の額、加給年金額や基礎年金に相当するものとして加算される額等を除いた額をいい、これら2以上の厚生年金相当部分の給付額を併せて受けることができる場合は、その合計額とし、最も高い厚生年金給付相当額を最低保障額から控除するもの〔平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第82条第3項、被用者年金一元化法による改正後の国共済政令第20条〕

4 障害補償との調整

障害厚生年金は、労働基準法による障害補償が行われるときは6年間、その支給が停止されます。〔厚年法第54条第1項〕

また、職務等による経過的職域加算額（障害共済年金）は、労働基準法による障害補償が行われるときは6年間、労働者災害補償保険法によ

第4部 年金等給付

る障害補償年金又は傷病補償年金が支給されるときはその間、次の計算による金額（調整額）が停止されます。

〈経過的職域加算額（障害共済年金）の調整額〉

①と②の合計額（平成16年計算）

① $H16$ 平均標準報酬月額 $\times 12 \times 19$ 〈1級の場合は 28.5 〉 $\div 100 \times$ 平成15年3月以前の第4号厚生年金被保険者期間月数 \div 第4号厚生年金被保険者期間月数

② $H16$ 平均標準報酬額 $\times 12 \times 14.615$ 〈1級の場合は 21.923 〉 $\div 100 \times$ 平成15年4月以降の第4号厚生年金被保険者期間月数 \div 第4号厚生年金被保険者期間月数

[平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第87条の4，同政令第8条第2項による読み替え後の改正前国共済政令第11条の7の9，平成27年改正政令第16条]

5 障害の程度が変わった場合の年金額の改定

障害厚生年金の受給権者の障害程度を診査し、その障害程度が減退したとき、又は増進した場合においてその人から請求があったとき（その請求は、受給権を取得した日又は診査を受けた日から起算して1年を経過したときでなければできません）は、その変わった障害の程度に応じて障害厚生年金の額を改定します。ただし、障害等級3級の障害厚生年金の受給権者で、障害の程度が65歳以降になって増進したときには、その額の改定は行いません。

経過的職域加算額（障害共済年金）についても、障害厚生年金と同様になります。

[厚年法第52条，平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第84条]

6 障害の併合

1) 障害等級が2級以上の障害厚生年金の受給権者に、さらに新たな障

害（障害等級2級以上に限ります）が発生したとき

障害等級が1級又は2級の障害厚生年金の受給権者（その受給権を取得した当時2級以上の障害に該当し、その後障害の程度の減退により3級になっている人を含みます。以下2) 3) において同じ）に、さらに、新たな障害（障害等級2級以上に限ります）が発生した場合には、前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金を支給することになります。

また、併合した障害の程度による障害厚生年金を受ける権利を取得することにより、従前の障害厚生年金を受ける権利は消滅します（以下2) 3) において同じ）。

なお、経過的職域加算額（障害共済年金）についても、障害厚生年金と同様になります。

〔厚年法第48条，平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読替え後の改正前国共済法第85条第1項，第4項〕

- 2) 障害等級が2級以上の障害厚生年金の受給権者に、さらに別の軽度障害（障害等級3級以下）が発生したとき

障害等級が1級又は2級の障害厚生年金の受給権者に、さらに別の軽度障害（障害等級3級以下）が発生し、前後の障害を併合した障害の程度が当初の障害厚生年金の障害の程度より増進したとき（65歳に達する日の前日までの間に限ります）は、増進後の障害の程度に応じて障害厚生年金の額を改定することになります。

経過的職域加算額（障害共済年金）についても、障害厚生年金と同様に改定します。

〔厚年法第52条第4項，平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読替え後の改正前国共済法第84条第2項〕

- 3) 障害等級が2級以上の障害厚生年金の受給権者に、国民年金の障害基礎年金にかかる併合事由が生じたとき

第4部 年金等給付

障害等級が1級又は2級の障害厚生年金の受給権者に、さらに国民年金法による障害基礎年金の受給権が生じたときは、両年金の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金を支給することになります。

また、障害等級が1級又は2級の障害厚生年金の受給権者で、かつ国民年金の障害基礎年金の受給権を有する場合において、障害基礎年金が併合により増進したときは、当該障害基礎年金の併合後の障害の程度に応じて、障害厚生年金の額を改定します。

いずれの場合も、経過的職域加算額（障害共済年金）についても障害厚生年金と同様に改定します。

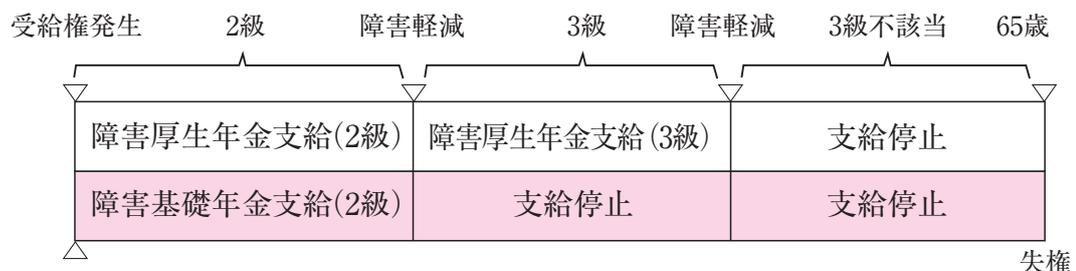
〔厚年法第52条の2，平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読替え後の改正前国共済法第86条〕

7 支給停止

次の場合に、年金は支給停止となります。

- (1) 障害厚生年金と同一の傷病について労働基準法の障害補償を受けることができるときは、6年間支給停止されます。〔厚年法第54条第1項〕
- (2) 障害程度が障害等級に該当しなくなったときは、その該当しない間、支給停止されます。ただし、支給停止された傷病が、65歳に達する前日までに再び重くなり、障害等級に該当する程度になったときは支給停止を解除します。〔厚年法第54条第2項〕
- (3) 受給権者から申し出があったとき〔厚年法第38条の2〕

〈事例〉



〔注〕 3級不該当となった後、3年経過の時点が65歳を超える場合は3年経

過後失権となります。

8 受給権の消滅

次の場合に消滅します。

- (1) 受給権者が死亡したとき
- (2) 障害の程度が軽快し、3級以上の障害の状態に該当することなく65歳に達したとき（3年経過時点が65歳を超える場合は、3年経過時点となります）〔厚年法第53条，平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第87条の3〕

〔注〕平成6年11月16日前に、障害の程度が軽快し3級以上の障害の状態ではなくなった人は、3級以上の障害の状態に該当しなくなった日から3年経過したときに失権していましたが、失権後65歳に達する間に、再び同一の傷病により3級以上の障害の状態になったときは、障害厚生年金及び経過的職域加算額（障害共済年金）を請求できます。〔平成6年国年等改正法附則第14条，平成27年国共済経過措置政令第13条第1項による読み替え後の平成6年国共済改正法附則第8条〕

第7節 障害厚生年金の請求手続き

「年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）」に次の書類を添えて提出してください。

なお、経過的職域加算額（障害共済年金）が請求できる場合は、障害厚生年金と同時に請求したことになります。

また、審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合があります。

第4部 年金等給付

〈添付書類〉

項番	添付書類	必要な場合
①	請求者の生年月日に関する市区町村長の証明書又は「戸籍抄本」（加給年金対象者がいる場合は「戸籍謄本」） 対象者が外国籍の場合は「住民票」	すべての人 左記①の戸籍謄（抄）本は、P.454「マイナンバーを利用した添付書類の省略について」の書類の提出により省略できる場合があります。
②	請求者のマイナンバーについての番号確認書類及び身元確認書類の写し	
③	診断書〔注〕	
④	病歴・就労状況等申立書	
⑤	受診状況等証明書	初診時と現在の医療機関が相違しているとき
⑥	障害認定日における診断書を提出しない理由書	事後重症請求のとき
⑦	年金受給選択申出書	老齢・退職給付又は遺族給付を受けている、又は受けようするとき
⑧	労働基準監督署から交付された年金又は一時金「決定通知書」の写し等	障害の原因が業務上のとき
⑨	第三者行為事故状況届	障害の原因が第三者行為のとき

- 〔注〕
- ・診断書は、年金請求用に所定の用紙があります。記載内容が揃っていれば、医療機関等が用意する診断書を利用することもできますが、そのときは両面印刷又はホチキス留めする等、必ず表裏を組み合わせてください。
 - ・障害認定日請求のときは障害認定日及び請求時点（障害認定日から1年以上経過している場合）の診断書、事後重症請求の場合は請求時点の診断書を添付してください。

1) 請求書等の記入上の注意

(1) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）

- ① 「請求者の個人番号」欄・「請求者の基礎年金番号」欄（1ページ）
請求者本人のマイナンバー及び基礎年金番号を記入してください。
- ② 「年金受取機関」欄（1ページ）
金融機関又はゆうちょ銀行（郵便局）の証明を受けてください。（口座名義人・口座番号等が確認できる通帳等の写しで代えることができます）。なお、公金受取口座を利用する場合、証明等は不要です。
- ③ 「障害給付の請求事由 その他」欄（3ページ）

障害の原因が業務上によるものか、第三者行為によるものか等について記入してください。

④ 「配偶者 及び 子」欄（5 ページ）

生計を同じくしている配偶者又は子がいる場合は記入してください。

*子の年齢要件は次のいずれかとなります。

- ・18歳到達年度の末日まで
- ・国民年金法施行令に定める障害等級1・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

⑤ 「生計維持申立」欄（5 ページ）

生計を同じくしている配偶者又は子がいる場合は記入してください。

請求者が申し立てる場合は、同居の事実が明らかに出来る住民票（世帯全員が記載されているもの）の添付が必要です。

(2) 病歴・就労状況等申立書

発病から初診までの経過、その後の受診状況及び就労状況などについて請求者が記入するもので、病状の経過などを把握するための資料になります。医学的・専門的に記載する必要はありませんが、各欄ともできるだけ具体的に記入してください。

なお、複数の傷病があるときは、傷病ごとに別用紙に記入してください。

2) 添付書類についての注意

(1) 請求者の生年月日を明らかにできる書類

請求者の生年月日に関する市区町村長の証明書（戸籍抄本、住民票等）が必要となります。ただし、加給年金額の対象者がいるときは、戸籍謄本を添付してください。

(2) 加給年金額の対象者となる配偶者がいるとき

戸籍謄本、住民票（世帯全員が記載されているもの）、配偶者の所得に関する証明が必要となります。

なお、戸籍謄本等がホチキスで綴じられている場合は、外さないで

ください。万が一ホチキスを外してしまうと、原本としての証拠価値を失ってしまいます。ホチキスが外された戸籍謄本等が添付されていた場合、改めて新しい戸籍謄本等を取得していただく必要があります。

〔注〕 (1)請求者の生年月日を明らかにできる書類, (2)加給年金額の対象者となる配偶者がいるときの住民票, 配偶者の所得に関する証明の書類は, P.455 マイナンバーを利用した添付書類の省略についてのA又はBの書類を提出することで省略できることがあります。

(3) 請求者のマイナンバーについての番号確認書類及び身元確認書類, 請求者本人の「マイナンバーカード」表裏両面の写し等

(4) 診断書

障害認定日及び請求時点(障害認定日より1年以上経過している場合)の症状を記載したものが各々必要です。障害認定日以降3か月以内の現症年月日のものを添付してください。請求時点については、請求手続き以前3か月以内の現症年月日のものを添付してください。

診断書は、障害状態に応じて次の各用紙の中から選択して使用します。したがって、障害状態によって複数の診断書を必要とする場合があります。

① 眼の障害用

② 聴覚, 鼻腔機能, 平衡機能, そしゃく・嚥下機能・言語機能の障害用

③ 肢体の障害用

④ 精神の障害用

⑤ 呼吸器疾患の障害用

⑥ 循環器疾患の障害用

⑦ 腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用

⑧ 血液・造血器・その他の障害用

(5) その他

① 障害の原因が結核性の呼吸器系疾患又は心疾患, 上・下肢の離切

断等の場合は、障害認定日当時のレントゲンフィルムを必要とする場合があります。その他、傷病により障害認定日当時の心電図、諸検査結果表を必要とする場合があります。

- ② 新たに給付事由の異なる年金を受けることができるようになった場合は、年金受給選択申出書を提出してください。すでに他の実施機関から年金証書の交付を受けている場合は、年金証書の写しを添付してください。また、加給年金額対象者となる配偶者がすでに他の実施機関から年金証書の交付を受けている場合も同様に写しを添付してください。
- ③ 請求者が労働基準法の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法の規定による傷病補償年金等の給付を受けている場合は、その事実を証明する決定通知書の写しを添付してください。ただし、障害認定日において、前記年金の決定を受けていない場合は、休業補償給付等の決定通知書の写しを添付してください。
- ④ 障害の原因となった傷病にかかる初診日については、傷病の発生後初めて受診した医療機関による初診日に関する証明書（「受診状況等証明書」）の添付が必要です。

3) 事後重症による障害厚生年金を請求する場合の手続き

障害認定日に軽症であった等により、事後重症による請求を行う場合は、障害認定日における診断書を提出しない理由書（用紙は任意）を添付してください。

また、私学事業団に障害厚生年金を請求し、障害の程度が1級から3級に該当しなかった場合は、不支給決定通知を送付しますが、その後65歳に達する日の前日までに障害の程度が増進して事後重症による請求を行う場合には、改めて障害厚生年金を請求する必要があります。不支給決定通知（写し）を添付のうえ同請求書で請求してください。

事後重症による障害の程度を認定する時期は、「請求日」（私学事業

団での受付日) となります。

その他の請求上の注意は、前記1)、2) を参照してください。

4) 障害の程度が変わった場合の年金額の改定を請求する場合の手続き

障害厚生年金の受給権者は、障害の状態の現況を確認するため、定期的に再認定を行い、障害の程度を確認します。これにより、障害の程度が増進又は減退した場合は、変わった後の障害の等級に応じて年金額を改定しますが、障害の状態が悪化した場合は申し出により額改定の請求ができます。

「障害給付額改定請求書」を提出してください。

〈添付書類〉

- ① 診断書
- ② その他、必要とする書類

〈提出上の注意〉

次の日を過ぎていないと請求できません。

- ① 年金を受ける権利が発生した日から1年を経過した日
- ② 障害の程度の診査を受けた日から1年を経過した日

※ 省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には1年を待たずに請求することができます。

5) 退職に伴う支給停止の解除について

障害厚生年金は、在職中の支給停止はありません。経過的職域加算額（障害共済年金）については、私学に在職中は全額支給停止となりますが、退職した場合は、支給停止が解除されます（手続き不要）。

なお、障害厚生年金は障害認定日までの加入期間を基礎（最低保障300月）に算定しますので、退職日までの加入期間を含めた年金額の改定は行いません。

6) 障害不該当の届け出

受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなった場合は、速

やかに「障害給付受給権者 障害不該当届」を提出してください。

7) 受給権を取得した後に加給年金額に該当する配偶者を有したとき

障害等級が1級又は2級に該当する障害厚生年金の受給権者が、受給権を取得した後に生計維持関係の要件を満たした65歳未満の配偶者を有することとなったときは、「障害給付加算額・加給年金加算開始事由該当届」を提出してください。添付書類として戸籍謄本・住民票（世帯全員が記載されているもの）及び配偶者の所得に関する証明書が必要です。

8) 加給年金額対象者の失権届等

加給年金額の対象者（配偶者）が次のいずれかに該当した場合は、加給年金額に該当しないものとして年金額を改定しますので、次の①～③に該当する場合は「加算額・加給年金額対象者不該当届」を提出してください。

- ① 死亡したとき
- ② 受給権者によって生計維持されている状態でなくなったとき
- ③ 離婚又は婚姻の取り消しをしたとき
- ④ 65歳に達したとき

加給年金額の対象者である配偶者自身の年金が受給できることとなった場合は、「障害給付加給年金額支給停止事由該当届」を提出してください。また、配偶者自身の年金が受給できなくなった場合については、「障害給付加給年金額支給停止事由消滅届」を提出してください。

第4部 年金等給付

〔国年施行令別表〕

障害の程度	障害の状態
1 級	1 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04, 他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果, 両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果, 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢の全ての指を欠くもの
	5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9 前各号に掲げるもののほか, 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって, 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10 精神の障害であって, 前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって, その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08, 他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果, 両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果, 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4 そしゃくの機能を欠くもの
	5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9 一上肢の全ての指を欠くもの
	10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	11 両下肢の全ての指を欠くもの
	12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか, 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって, 日常生活が著しい制限を受けるか, 又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障害であって, 前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって, その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は, 万国式試視力表によるものとし, 屈折異常があるものについては, 矯正視力によって測定する。

[厚年施行令別表第一]

障害の程度	障害の状態
3 級	1 イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI / 4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
	2 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	6 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの
	9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
	10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11 両下肢の十趾の用を廃したもの
	12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

備考1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては

指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

4 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

〈3級14号に掲げる「傷病が治らないで、労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって厚生労働大臣が定めるもの」[昭和61年厚生省告示第66号]〉

厚生年金保険法施行令別表第1の第14号の規定による障害厚生年金を支給すべき程度の障害の状態を次のように定め、昭和61年4月1日から適用する。

厚生年金保険法施行令別表第1の第14号の規定による障害厚生年金を支給すべき程度の障害の状態は、傷病が治らないで、次の表の左欄の各号のいずれかに該当し、かつ、同表の右欄の状態にあるものとする。

1 結核性疾患であって、次に掲げるもの イ 軽度の安静を継続すべきもののうち、化学療法、虚脱療法、直脱療法その他適切な療法が見当たらないもの又は特別の治療を必要としないものであって予後が良好であるもの ロ イ以外のものであって、長期にわたり軽度の安静を継続すべきもの	労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする。
2 けい肺であって、二度のレントゲン線所見があり、かつ、心肺機能が軽度に減退しているもの	
3 結核性疾患及びけい肺以外の傷病	

第4部 年金等給付

診断書様式（様式①～⑧）と傷病名の組み合わせ

	診 断 書		主 な 傷 病 名
様式 ①	眼		白内障，緑内障，網膜色素変性症，網膜剥離，糖尿病性網膜症，眼球癆，眼球萎縮，視神経萎縮，ブドウ膜炎，癒着性角膜白斑，網膜脈絡網膜萎縮，網膜血栓硬化症，網膜中心静脈血栓症
様式 ②	聴	覚	伝音系難聴，感音系難聴，突発性難聴，メニエール病，慢性中耳炎，耳硬化症，耳管狭窄症，音響外傷による内耳障害，顔面神経麻痺，鼓膜穿孔
	鼻	腔	外傷性鼻科疾患，術後性上顎嚢腫，鼻軟骨部欠損
	そしゃく・嚥下機能・言語機能		咽頭摘出術後後遺症，上下顎欠損，咽頭全摘術後後遺症
様式 ③	肢	体	上肢・下肢の離断・切断，上肢・下肢の外傷性
様式 ④	精	神	統合失調症，躁うつ病，てんかん，知的障害（精神遅滞），頭部外傷後遺症，アルコール精神病，中毒性精神病，老年・若年認知症
様式 ⑤	呼 吸 器 疾 患		肺結核，じん肺，気管支喘息，慢性気管支炎，膿胸，呼吸不全，肺炎，肺気腫，間質性肺線維症，慢性肺血栓塞栓症，原発性肺高血圧症，胸膜炎，気管支拡張症
様式 ⑥	循 環 器 疾 患		慢性心膜炎，リウマチ性心膜炎，慢性虚血性疾患，冠状動脈硬化症，狭心症，僧帽弁閉鎖不全症，心不全，大動脈弁狭窄症，心筋梗塞，連合弁膜症，不整脈，心房（室）中隔欠損症，動脈管開存症，肺動脈狭窄症，僧帽弁狭窄症，大動脈弁閉鎖不全症，発作性頻拍症，房室ブロック，細菌性内膜炎，拡張型心筋症

【注】 傷病名から障害（診断書）を限定することは困難であり，上記の表に該当しない事例もあります。

※様式⑦・⑧は次頁に掲載

	診 断 書	主 な 傷 病 名
様 式 ⑦	腎 疾 患	ネフローゼ症候群，慢性糸球体腎炎，慢性腎不全，慢性腎盂腎炎
	肝 疾 患	肝硬変，肝癌，慢性肝炎，肝機能障害
	糖 尿 病	I型糖尿病，II型糖尿病，糖尿病性と明示された合併症
様 式 ⑧	血 液 ・ 造 血 器	白血病，再生不良性貧血，溶血性貧血，多血症，血小板減少性紫斑病，凝固因子欠乏症，無顆粒球症，顆粒球減少症，ホジキン病，多発性骨髄腫，紫斑病，血友病，アミロイドーシス，悪性リンパ腫
	そ の 他	悪性新生物（癌・肉腫等），膠原病，サルコイドーシス，レイノー病，バセドウ病，副甲状腺機能低下症，腸閉塞（イレウス），ダンピング症候群，盲管症候群，腹膜癒着，慢性腹膜炎，直腸腫瘍，ベーチェット症候群など，その他の疾患

[注] 傷病名から障害（診断書）を限定することは困難であり，上記の表に該当しない事例もあります。

第4部 年金等給付

診断書の見本 (表面)

② 国民年金 診断書 (肢体の障害用)

様式第120号の3

氏名 (フリガナ)	昭和 年 月 日生 (歳)		性別	男・女	
住所	都道府県	市区			
① 障害の原因 となった 傷病名	② 傷病の発生日		昭和 年 月 日	診察記録で 本人の申立 で (年 月 日)	
	③ ①のため初めて医 師の診療を受けた日		昭和 年 月 日	診察記録で 本人の申立 で (年 月 日)	
④ 傷病の原因 又は誘因	初診年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日)	⑤ 既存 障害	⑥ 既往症		
⑦ 傷病が治った (症状が固定して 治療の効果が期待できない状態 を含む。) かどうか。	傷病が治っている場合 …… 治った日		平成 年 月 日	確 認 推 定	
	傷病が治っていない場合 …… 症状のよくなる見込		有 ・ 無 ・ 不明		
⑧ 診断書作成医療機関 における初診時 初診年月日	(昭和・平成・令和 年 月 日)				
⑨ 現在までの治療の内 容、期間、経過、その 他参考となる事項	診 療 回 数		年 間	回	
			月 平均	回	
⑩ 計 測	身長	cm	血 圧	最高 mmHg	
(平成・令和 年 月 日計測)	体 重	kg		最低 mmHg	
障 害 の 状 態 (平成・令和 年 月 日現症)					
⑪ 切 断 又 は 離 断 ・ 変 形 ・ 麻 痺	右		左		
	切断又は離断日 平成・令和 年 月 日		切断 離断 × 変形		
	創面治ゆ日 平成・令和 年 月 日		■ 感覚麻痺 ■ 運動麻痺		
	切断又は離断の場合の神経・運動障害		断端の痛み 有 ・ 無		
	起 因 部 位		脳性・脊髄性・末梢神経性・筋性・その他 (心因性のもと思われる場合は、その旨を右に記入してください。)		
	種類及びその程度		感覚麻痺 (脱失・鈍麻・過敏・異常) 運動麻痺		
	反 射		右 左		
	そ の 他		排尿障害 有 ・ 無 排便障害 有 ・ 無 褥創又はその瘻痕 有 ・ 無		
	⑫ 脊 柱 の 障 害	脊 柱 の 他 動 可 動 域		随伴する脊髄・根症状などの臨床症状	
部 位		前 屈 後 屈 右 側 屈 左 側 屈 右 回 旋 左 回 旋			
頸 部					
⑬ 人工骨頭・ 人工関節の 装着の状態	部 位	手術日 平成・令和 年 月 日		⑭ 握 力	
	手 術 日			右 kg 左 kg	
⑮ 手 他 足 指 間 節 の 域	部 位	母 指 示 指 中 指 小 指	屈 伸 屈 伸 屈 伸 屈 伸		
	中手 (足) 指節間関節 (MP)	右			
		左			
	近位指節間関節 (PIP) (母指では指節間関節)	右			
		左			

「診療録で確認」または「本人の申立て」は「本人の申立て」のどちらかを○で囲み、本人の申立ての場合は「それを記入してください」。

⑪ 太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

⑪ (お願ひ) 障害の状態は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

2104 1018 017 511-2

(裏面)

(お願い) 関節可動域は、健側についても記入してください。

障害の種類		状態 (平成・令和 年 月 日 現症)																																																																																																																			
部位	運動の種類	右						左																																																																																																													
		関節可動域 (角度)		筋力		関節可動域 (角度)		筋力																																																																																																													
		強直股位	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失	強直股位	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失																																																																																																						
⑯ 関節可動域及び筋力	肩 関節	屈曲																																																																																																																			
	伸展																																																																																																																				
	内転																																																																																																																				
	外転																																																																																																																				
	肘 関節	屈曲																																																																																																																			
	伸展																																																																																																																				
	前腕	回旋内																																																																																																																			
	回旋外																																																																																																																				
	手 関節	背屈																																																																																																																			
	掌屈																																																																																																																				
	股 関節	屈曲																																																																																																																			
	伸展																																																																																																																				
	内転																																																																																																																				
	外転																																																																																																																				
	膝 関節	屈曲																																																																																																																			
	伸展																																																																																																																				
	足 関節	背屈																																																																																																																			
	跖屈																																																																																																																				
⑰ 四肢長及び四肢囲		右						左																																																																																																													
		上肢長	上腕囲	前腕囲	下肢長	大腿囲	下腿囲	上肢長	上腕囲	前腕囲	下肢長	大腿囲	下腿囲																																																																																																								
		cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm																																																																																																								
⑱ 日常生活における動作の障害の程度		<p>補助用具を使用しない状態で判断してください。</p> <p>一人ですべてできる場合には 「○」 一人でできてもやや不自由な場合には 「○△」 一人でできるが非常に不自由な場合には 「△×」 一人で全くできない場合には 「×」</p> <p>該当する記号を下欄に記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">日常生活における動作</th> <th>右</th> <th>左</th> <th colspan="2">日常生活における動作</th> <th>右</th> <th>左</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>つまむ (新聞紙を引き抜かない程度)</td> <td></td> <td></td> <td>m</td> <td>片足で立つ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>握る (丸めた新聞紙が引き抜けない程度)</td> <td></td> <td></td> <td>n</td> <td>座る [正座、横すわり、あぐら、脚あげだし]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>タオルを絞る (水をまかれる程度)</td> <td>両手</td> <td></td> <td colspan="4">(このような姿勢を継続する)</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>ひもを結ぶ</td> <td>両手</td> <td></td> <td>o</td> <td>深くおしぎ (敬教礼) をする</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>e</td> <td>さじで食事をする</td> <td></td> <td></td> <td>p</td> <td>歩く (屋内)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>f</td> <td>顔を洗う (顔に手のひらをつける)</td> <td></td> <td></td> <td>q</td> <td>歩く (屋外)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>g</td> <td>用便の処置をする (ズボンの前ところに手をやる)</td> <td></td> <td></td> <td>r</td> <td>立ち上がる</td> <td>ア 支持なし イ 支持があればできる ウ 支持がやや不自由</td> <td>エ 支持があってもできない</td> </tr> <tr> <td>h</td> <td>用便の処置をする (尻のところに手をやる)</td> <td></td> <td></td> <td>ウ 支持があれば非常に不自由</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>i</td> <td>上衣の着脱 (かぶりシャツを着て脱ぐ)</td> <td>両手</td> <td></td> <td>s</td> <td>階段を上る</td> <td>ア 手すりなし イ 手すりがあればできる ウ 手すりがあれば非常に不自由</td> <td>エ 手すりがあってもできない</td> </tr> <tr> <td>j</td> <td>上衣の着脱 (ワイシャツを着てボタンをとめる)</td> <td>両手</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>k</td> <td>ズボンの着脱 (どのような姿勢でもよい)</td> <td>両手</td> <td></td> <td>t</td> <td>階段を下りる</td> <td>ア 手すりなし イ 手すりがあればできる ウ 手すりがあれば非常に不自由</td> <td>エ 手すりがあってもできない</td> </tr> <tr> <td>l</td> <td>靴下を履く (どのような姿勢でもよい)</td> <td>両手</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 閉眼での起立・立位保持の状態 2 閉眼での直線の10m歩行の状態 3 自覚症状・他覚所見及び検査所見</p> <p>ア 可能である。 ア まっすぐ歩き通す。 イ 不安定である。 イ 多少転倒しそうになったりよろめいたりするがどうにか歩き通す。 ウ 不可能である。 ウ 転倒あるいは著しくよろめいて、歩行を中断せざるを得ない。</p>												日常生活における動作		右	左	日常生活における動作		右	左	a	つまむ (新聞紙を引き抜かない程度)			m	片足で立つ			b	握る (丸めた新聞紙が引き抜けない程度)			n	座る [正座、横すわり、あぐら、脚あげだし]			c	タオルを絞る (水をまかれる程度)	両手		(このような姿勢を継続する)				d	ひもを結ぶ	両手		o	深くおしぎ (敬教礼) をする			e	さじで食事をする			p	歩く (屋内)			f	顔を洗う (顔に手のひらをつける)			q	歩く (屋外)			g	用便の処置をする (ズボンの前ところに手をやる)			r	立ち上がる	ア 支持なし イ 支持があればできる ウ 支持がやや不自由	エ 支持があってもできない	h	用便の処置をする (尻のところに手をやる)			ウ 支持があれば非常に不自由				i	上衣の着脱 (かぶりシャツを着て脱ぐ)	両手		s	階段を上る	ア 手すりなし イ 手すりがあればできる ウ 手すりがあれば非常に不自由	エ 手すりがあってもできない	j	上衣の着脱 (ワイシャツを着てボタンをとめる)	両手						k	ズボンの着脱 (どのような姿勢でもよい)	両手		t	階段を下りる	ア 手すりなし イ 手すりがあればできる ウ 手すりがあれば非常に不自由	エ 手すりがあってもできない	l	靴下を履く (どのような姿勢でもよい)	両手					
日常生活における動作		右	左	日常生活における動作		右	左																																																																																																														
a	つまむ (新聞紙を引き抜かない程度)			m	片足で立つ																																																																																																																
b	握る (丸めた新聞紙が引き抜けない程度)			n	座る [正座、横すわり、あぐら、脚あげだし]																																																																																																																
c	タオルを絞る (水をまかれる程度)	両手		(このような姿勢を継続する)																																																																																																																	
d	ひもを結ぶ	両手		o	深くおしぎ (敬教礼) をする																																																																																																																
e	さじで食事をする			p	歩く (屋内)																																																																																																																
f	顔を洗う (顔に手のひらをつける)			q	歩く (屋外)																																																																																																																
g	用便の処置をする (ズボンの前ところに手をやる)			r	立ち上がる	ア 支持なし イ 支持があればできる ウ 支持がやや不自由	エ 支持があってもできない																																																																																																														
h	用便の処置をする (尻のところに手をやる)			ウ 支持があれば非常に不自由																																																																																																																	
i	上衣の着脱 (かぶりシャツを着て脱ぐ)	両手		s	階段を上る	ア 手すりなし イ 手すりがあればできる ウ 手すりがあれば非常に不自由	エ 手すりがあってもできない																																																																																																														
j	上衣の着脱 (ワイシャツを着てボタンをとめる)	両手																																																																																																																			
k	ズボンの着脱 (どのような姿勢でもよい)	両手		t	階段を下りる	ア 手すりなし イ 手すりがあればできる ウ 手すりがあれば非常に不自由	エ 手すりがあってもできない																																																																																																														
l	靴下を履く (どのような姿勢でもよい)	両手																																																																																																																			
⑲ 補助用具		該当する数字を○で囲み、右のA・Iのいずれかの使用状況を選び、()内に記載してください。 1 () 上肢補装具 2 () 下肢補装具 (左・右) 3 () 杖 () 4 () 松葉杖 (左・右) [A 常時 (起床より就寝まで) 使用 5 () 車椅子 6 () 歩行車 [I 常時ではないが使用 7 () その他 (具体的に) 8 補助用具は使用していない						使用状況を詳しく記入してください。																																																																																																													
⑳ その他の精神・身体の障害の状態																																																																																																																					
㉑ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)		(補助用具を使用しない状態で判断してください。)																																																																																																																			
㉒ 予後 (必ず記入してください。)																																																																																																																					
㉓ 備考																																																																																																																					

肢関節屈曲は次のどちらですか、
1 膝屈曲位
2 膝伸展位

障害給付

上記のとおり、診断します。 年 月 日

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所在地

医師氏名

第8節 障害手当金

1 受給要件

第4号厚生年金被保険者である間に初診日のある病気やケガにより、初診日から5年を経過するまでの間に治ゆ又は固定し障害表（P.526参照）に掲げる障害の状態に該当するときに支給されます。なお、障害厚生年金同様、保険料納付要件（P.494参照）を満たしていることが必要です。また、第1号～第4号の厚生年金被保険者期間がある場合、基本的に初診日に被保険者であった種別の実施機関が取りまとめ実施機関となり、他号の被保険者期間分も含めて障害手当金を決定・支給します。〔被用者年金一元化法附則第19条、厚年法第55条、第78条の31、平成27年厚年経過措置政令第63条第3項〕

2 支給調整

障害手当金は、その受給権が生じたとき次の事項に該当している場合は、障害手当金は支給されません。

- ① 公的年金制度の年金を受けることができるとき（障害の程度が軽快し、3級以上の障害等級に該当しなくなってから3年経過している障害基礎年金や障害厚生年金を除きます）
- ② その傷病について、職務上災害や通勤災害により労働基準法の障害補償や労働者災害補償保険法の障害補償給付等を受けることができるとき〔厚年法第56条〕

3 支給額

障害等級3級の障害厚生年金の年金額×200/100

上記金額が、障害等級3級の障害厚生年金の最低保障額の2倍の額に満たないときは、当該額が保障されます。（1,171,400円。この額は毎年度改定されます。令和7年度の金額についてはP.360参照）〔厚年法第57条、

第78条の31, 厚年法政令第3条の9の2]

〔注〕 障害認定日において、2以上の異なる種別の被保険者期間を有する場合は、障害厚生年金同様、1の期間とみなして計算します。〔厚年法第78条の31, 厚年政令第3条の13の5〕

4 請求手続き

障害手当金を請求する人は「年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）」に次の書類を添えて提出してください。

〈添付書類〉

- ① 請求者の生年月日に関する市区町村長の証明書又は戸籍抄本
- ② 診断書（傷病により診断書が異なります）
- ③ 病歴・就労状況等申立書

〈記入上・提出上の注意〉

障害厚生年金の場合と同様です。

第4部 年金等給付

〔厚年施行令別表第二〕

番号	障 害 の 状 態
1	両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの
2	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
5	両眼の調節機能及び ^{ふくそう} 輻輳機能に著しい障害を残すもの
6	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
11	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
12	一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14	一上肢の二指以上を失ったもの
15	一上肢のひとさし指を失ったもの
16	一上肢の三指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの
18	一上肢のおや指の用を廃したもの
19	一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの
20	一下肢の五趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備 考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節もしくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

第6章 遺族給付

第1節 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給資格期間^{*}を満たした人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子又は子のいる配偶者に支給されます。

※ 遺族給付については、受給資格期間が10年に短縮される法律改正は適用されず、原則25年以上の受給資格期間が必要です。

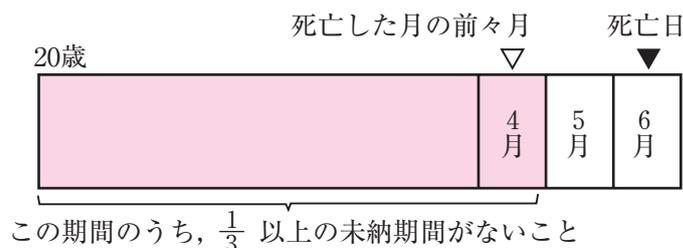
1 受給要件

遺族基礎年金は、死亡した人の死亡日前に、国民年金の保険料を納付しなければならない期間（強制適用期間）があるときには、保険料納付要件を満たさなければ支給されません。

〈保険料納付要件〉

死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月以前の期間について、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、国民年金の保険料を納付しなければならない期間の3分の2以上あることが必要です。つまり、保険料未納期間が3分の1未満であることが要件となります。〔国年法第37条〕

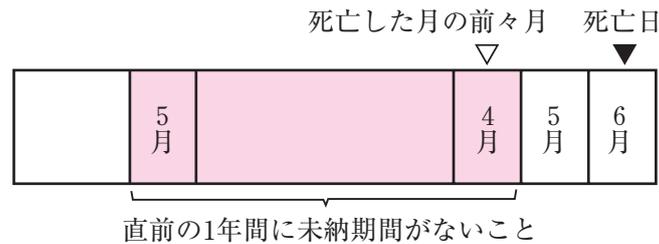
〈事例〉



第4部 年金等給付

なお、死亡日が令和8年4月1日前の場合は、前記の要件を満たさないときであっても、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料未納期間がなければよいことになっています。
〔昭和60年国年等改正法附則第20条第2項〕

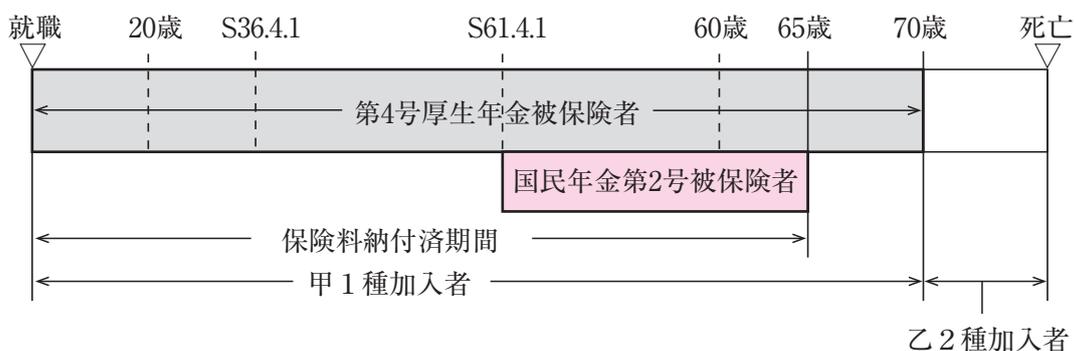
〈事例〉



※ 国民年金の保険料納付済期間とは

遺族基礎年金及び障害基礎年金の場合の「国民年金の保険料納付済期間」とは次の期間をいいます。〔国年法第5条第2項，附則第5条第10項，昭和60年国年等改正法附則第8条第9項〕

- ① 国民年金の第1号被保険者期間及び昭和61年3月31日以前の国民年金の被保険者期間のうち、保険料を納付した期間
- ② 国民年金の第2号被保険者期間（老齢基礎年金の場合と異なり，20歳前と60歳以降の期間も保険料納付済期間となります）
- ③ 国民年金の第3号被保険者期間
- ④ 昭和61年4月1日前の被用者年金制度の加入期間（老齢基礎年金の場合と異なり，昭和36年4月1日以前の期間及び20歳前と60歳以降の期間も保険料納付済期間となります）

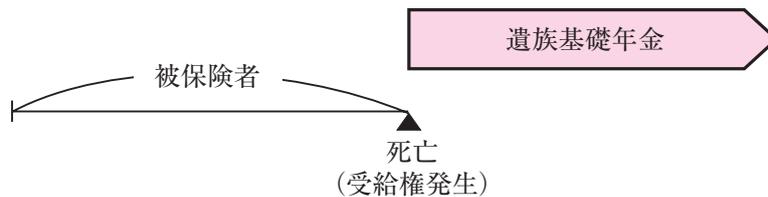


〔注〕 自営業者など第1号被保険者として国民年金に加入すべき人が加入手続きを怠って加入しなかった期間及び第2号被保険者の被扶養配偶者である人が第3号被保険者としての加入手続きを怠った期間は、すべて「保険料未納期間」として扱われますので注意してください。

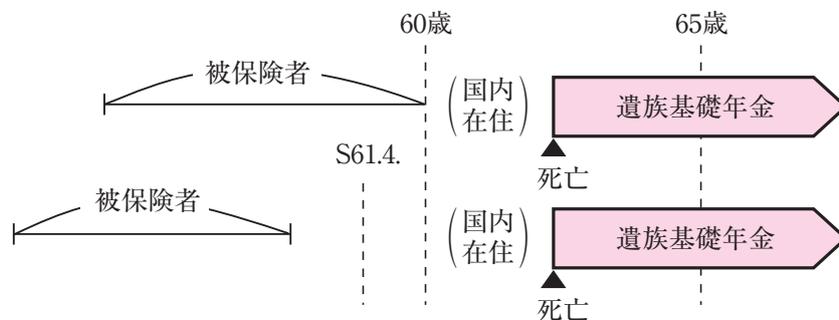
1) 一般的な受給要件

遺族基礎年金は、次の①～④のいずれかの事由に該当する人が死亡したときに、死亡した人の遺族（子又は子のいる配偶者）に支給されます。ただし、平成26年3月31日までに死亡した場合は、死亡した人の遺族に夫は含まれません。〔国年法第37条，昭和61年国年等経過措置政令第45条〕

① 国民年金の被保険者（第1号・第2号・第3号被保険者）が死亡したとき



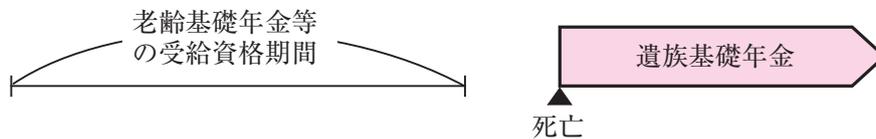
② 国民年金の被保険者であった人（昭和61年4月1日前に、厚生年金の被保険者であった人（被用者年金一元化法により被保険者とみなされた共済組合員や私学の加入者等を含みます））で、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人が死亡したとき



③ 老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき



④ 老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている人（保険料納付済期間，保険料免除期間，合算対象期間を合算して25年以上ある人。資格期間短縮の特例の適用を受けている人を含みます）が死亡したとき



2) 受給要件の特例

次に掲げる人が死亡したときにも，遺族基礎年金が支給されます。〔昭和61年国年等経過措置政令第44条〕

- ① 大正15年4月1日以前に生まれた人で，
 - ・ 被用者年金制度の障害年金（1級又は2級に限ります）の受給権者が死亡したとき
 - ・ 昭和61年4月1日以降の被用者年金制度加入期間中に初診日のある傷病により，資格喪失後その初診日から5年以内に死亡したとき
 - ・ 昭和61年3月31日以前の厚生年金保険又は旧船員保険の加入期間中に発した傷病にかかる初診日から，5年以内に死亡したとき
 - ・ 旧厚生年金保険もしくは旧船員保険の老齢年金，通算老齢年金又は共済制度の退職年金，減額退職年金もしくは通算退職年金の受給資格期間を満たしている人が死亡したとき
 - ・ 旧国民年金の老齢年金，通算老齢年金の受給資格期間を満たしている人が死亡したとき

- ② 大正15年4月2日以後に生まれた人で、旧厚生年金保険もしくは旧船員保険の老齢年金又は共済制度の退職年金、減額退職年金の受給権者が死亡したとき

2 遺族の範囲

遺族基礎年金を受けることができる遺族は、被保険者等の死亡の当時、死亡した人によって生計を維持されていた次の人です。〔国年法第37条の2〕

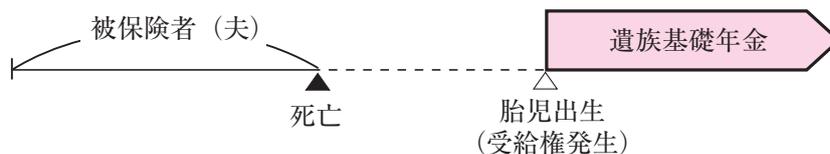
- ① 死亡した人の18歳到達年度の末日までの間の子又は20歳未満で障害の状態（1級又は2級に該当する障害の状態に限ります）の子（現に婚姻していない子に限ります）
- ② 死亡した人の配偶者（内縁の配偶者を含みます）であって、前記①の子と生計を同じくしている人

〈生計維持要件〉

死亡した当時、死亡した人と生計を共にしていた子又は配偶者の年間収入850万円未満であるか、又は年間所得655万5千円未満である場合は、生計維持関係があったものとみなされます。

子には、養子や認知された子、死亡したとき胎児だった子を含みます。なお、胎児については、出生したときに遺族とされます。

子（胎児）1人のみの妻の例



3 年金額

1) 子のいる配偶者に支給される遺族基礎年金の額

遺族基礎年金の額は定額で、配偶者の分として780,900円、子の加算額として2人の子がいるときは子1人につき224,700円、3人以上の子がいるときは1人増すごとに74,900円を加えた額が加算されます。

第4部 年金等給付

受給権者の人数	基本額	加算額	合計
子が1人いる配偶者	780,900円	224,700円	1,005,600円
子が2人いる配偶者	780,900円	449,400円	1,230,300円
子が3人いる配偶者	780,900円	524,300円	1,305,200円

2) 子に支給される遺族基礎年金額

子が1人のときの基本額は780,900円で、子が2人のときは基本額に224,700円が加算され、子が3人以上のときは、子1人につき74,900円が加算されます。

受給権者の人数	基本額	加算額	合計
子が1人のとき	780,900円	—	780,900円
子が2人のとき	780,900円	224,700円	1,005,600円
子が3人のとき	780,900円	299,600円	1,080,500円

〔注〕 支給に際しては、合計額が子の人数で等分されます。

なお、子のいる配偶者に支給される遺族基礎年金額は、加算額対象となる子の数に増減が生じたときには、年金の額が改定されます。また、子に支給される遺族基礎年金は、受給権のある子の数に増減が生じたときには、年金の額が改定されます。

※遺族基礎年金の基本額及び加算額は毎年度改定されます。令和7年度の金額についてはP.360参照。

4 支給停止

- (1) 遺族基礎年金は、その死亡について労働基準法による遺族補償が受けられるときには、6年間支給が停止されます。〔国年法第41条第1項〕
- (2) 子に対する遺族基礎年金は、配偶者に遺族基礎年金の受給権があるとき、又は生計を同じくするその子の父もしくは母がいるときには、その間支給が停止されます。〔国年法第41条第2項〕

5 失権

- (1) 遺族基礎年金の受給権は、受給権者が次のいずれかの事由に該当したときには消滅します。〔国年法第40条第1項〕

- ① 死亡したとき
 - ② 婚姻（事実上の婚姻関係を含みます）したとき
 - ③ 直系血族又は直系姻族以外の人の養子になったとき
- (2) 配偶者の有する遺族基礎年金の受給権は前記(1)のいずれかの事由によって消滅するほか、生計を同じくする子（18歳到達年度の末日までの間の子又は20歳未満の1級又は2級に該当する障害の状態にある子）のすべてが、次の事由のいずれかに該当したとき消滅します。〔国年法第40条第2項〕
- ① 死亡したとき
 - ② 婚姻（事実上の婚姻関係を含みます）したとき
 - ③ 配偶者以外の人の養子（事実上の養子縁組みを含みます）となったとき
 - ④ 離縁によって、死亡した被保険者又は被保険者であった人の子でなくなったとき
 - ⑤ 配偶者と生計を同じくしなくなったとき
 - ⑥ 18歳到達年度の末日になったとき（1級又は2級に該当する障害の状態にあるときを除きます）
 - ⑦ 1級又は2級に該当する障害の状態にある子が、その事情がなくなったとき（18歳到達年度の末日までの間にあるときを除きます）
 - ⑧ 1級又は2級に該当する障害の状態にある子が20歳に達したとき
- (3) 子の有する遺族基礎年金は、前記(1)のいずれかの事由によって消滅するほか、次のいずれかに該当したとき消滅します。〔国年法第40条第3項〕
- ① 離縁によって、死亡した被保険者又は被保険者であった人の子でなくなったとき
 - ② 18歳到達年度の末日になったとき（1級又は2級に該当する障害の状態にあるときを除きます）

- ③ 1級又は2級に該当する障害の状態にある子が、その事情がなくなつたとき（18歳到達年度の末日までの間にあるときを除きます）
- ④ 1級又は2級に該当する障害の状態にある子が20歳に達したとき

6 請求手続き

1) 裁定及び支払い

遺族基礎年金の裁定等の事務は年金事務所及び日本年金機構が、支払いは日本年金機構が行います。

2) 請求書の提出先

遺族基礎年金の請求書の提出先は、原則として年金事務所になります。ただし、年金制度の加入経歴が私学共済のみ加入の人が死亡した場合は提出先が私学事業団になります。

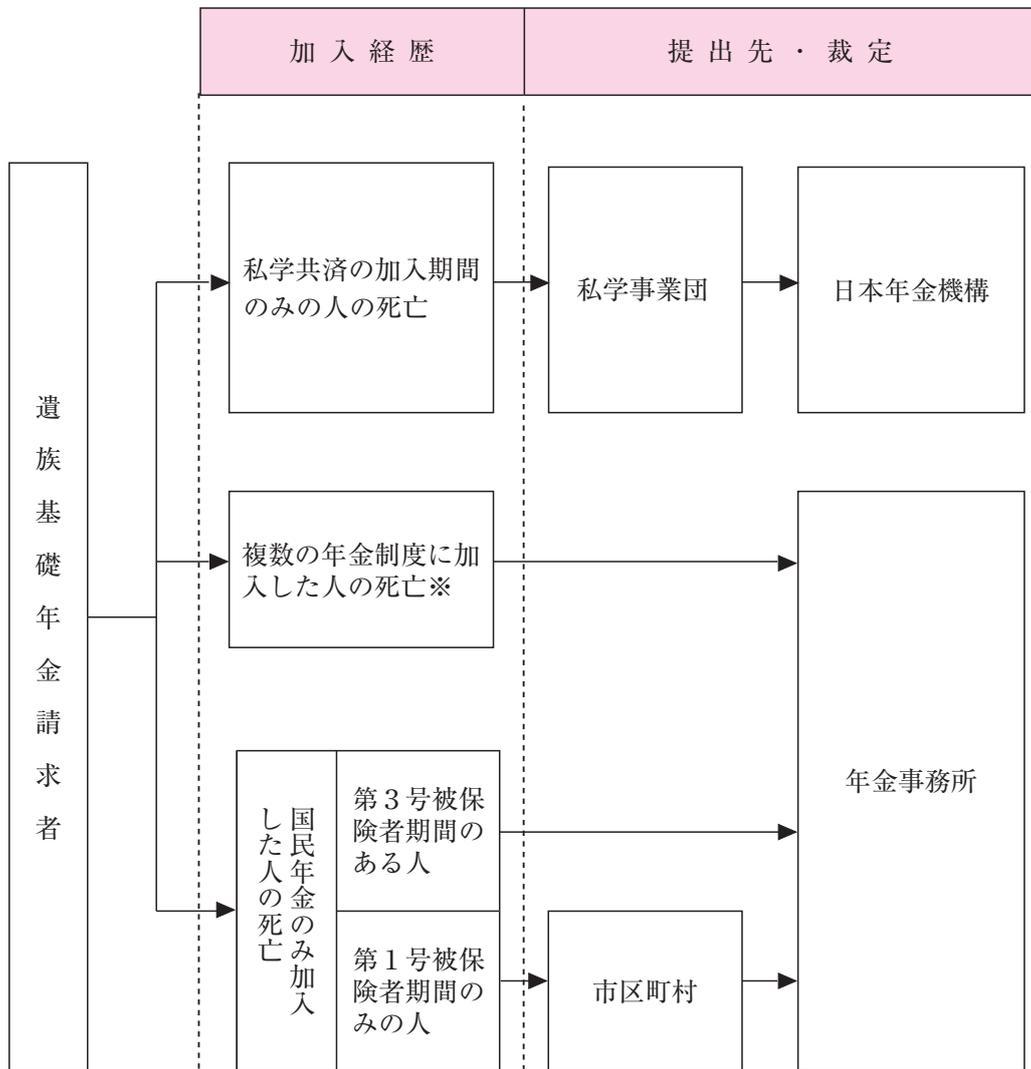
なお、遺族厚生年金の請求と併せて行う場合は、各実施機関に提出することができます。

〔注〕 私学共済のみ加入の人の範囲（P.393～394参照）

3) 提出書類

「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」に必要な書類を添えて提出してください。年金を受ける権利がある人が2人以上いるときは、2人目以降の請求者は各々「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）（別紙）」で請求してください。請求書の用紙は、年金事務所及び私学事業団にあります。

遺族基礎年金の裁定請求書の提出先



※ 遺族基礎年金の請求を遺族厚生年金の請求と併せて行う場合は、遺族厚生年金を請求する実施機関へ提出することができます。

第2節 遺族厚生年金と経過的職域加算額 (遺族共済年金) の概要

1 遺族厚生年金の概要

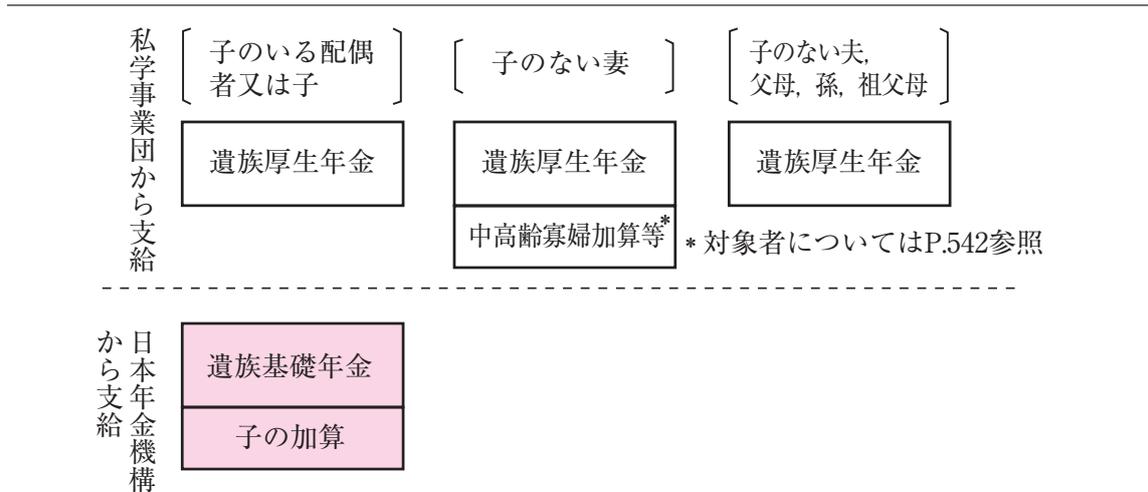
私学事業団が支給する遺族厚生年金は、第4号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者（一元化前の厚生年金被保険者とみなされた私学共済の加入者を含みます）であった人が平成27年10月1日以降死亡した場合に、その遺族の生活の安定のために支給される給付です。

また、老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合のほか、一元化前の既裁定の退職共済年金や障害共済年金等の共済年金受給権者が一元化後に死亡した場合にも遺族厚生年金が支給されます。〔厚年法第58条，被用者年金一元化法附則第20条，平成27年厚年経過措置政令第64条〕

なお、従来の遺族共済年金の受給要件にはなかった保険料納付要件が必要になったことや、共済年金にあった先順位の遺族が死亡した場合の次順位の遺族への転給制度が廃止されたことなど、受給要件や遺族の範囲等は、一元化による改正前の厚生年金保険法による「遺族」に合わせられています。〔厚年法第59条，被用者年金一元化法附則第36条，平成27年国共済経過措置政令第12条〕

2 遺族基礎年金との関係

遺族厚生年金と遺族基礎年金の関係は、受給する遺族によって次頁のとおりとなります。



[注] 父又は母と生計を同じくする子が受給権者の場合の遺族基礎年金は、支給停止となります。

3 一元化後の遺族厚生年金の事務

2以上の異なる種別の厚生年金被保険者期間を有していた人が死亡した場合、遺族厚生年金の受給要件が「短期要件」（被保険者期間中の死亡等加入期間の長さに関係がないもの）の場合と「長期要件」（老齢厚生年金に必要な資格期間を満たすもの）の場合では、年金額の計算方法が異なるほか、遺族厚生年金を支給する実施機関の事務も異なります。

(1) 短期要件

死亡した人が有していた厚生年金被保険者期間を合算して、一つの被保険者期間を有するものとみなして年金額を計算します。その場合、基本的に死亡した日に被保険者期間であった種別の実施機関が、取りまとめ実施機関として遺族厚生年金の決定・支給を行います。〔厚年法第78条の33〕

死亡した人が障害厚生年金等の受給権者であるとき、又は被保険者であった者が資格を喪失した後に、被保険者期間中に初診日のある傷病によりその初診日から5年以内に死亡したときは、障害厚生年金等を支給していた実施機関や初診日に被保険者期間であった種別の実施機関が取りまとめ実施機関となりますが、その障害の初診日の属する

月に被保険者の種別の変更があった場合には、変更後の種別の実施機関が事務を行います。初診日の属する月が国民年金の被保険者期間である場合には、その人が有する厚生年金被保険者期間の種別の実施機関が事務を行うこととなりますが、2以上の異なる種別の被保険者期間がある場合には、被保険者期間の長さで取りまとめ実施機関となる優先順位が定められています。

また、共済の期間で退職一時金を受給していた期間があり、死亡日とその退職一時金を支給した実施機関ではなく、他の種別の実施機関である場合については、その退職一時金を支給した期間を有する実施機関が取りまとめ実施機関になります。

そのほか、年金額の計算上、特殊な計算を必要とする追加費用対象期間、沖縄農林共済期間、沖縄控除期間、沖縄特例納付期間、地方公共団体の長の特例加算を有する期間を有する場合について、事務を行う実施機関を定める特例措置があります。〔厚年法第78条の33、厚年政令第3条の12、第3条の13の11、平成27年厚年経過措置政令第76条〕

(2) 長期要件

2以上の異なる種別の厚生年金被保険者期間を有している人が死亡した場合、それぞれの被保険者期間に基づいて年金額を計算・決定し、それぞれの実施機関から支給します。

4 経過的職域加算額（遺族共済年金）の概要

一元化前の第4号厚生年金被保険者期間を有する人が一元化後に死亡した場合、一元化前の第4号厚生年金被保険者期間を基礎として経過的職域加算額（遺族共済年金）を支給します。

なお、保険料納付要件が付されたことで、2階部分に当たる遺族厚生年金と受給要件は一致しています。〔被用者年金一元化法附則第78条、平成27年国共済経過措置政令第7条〕

また、経過的職域加算額（遺族共済年金）の年金額は、死亡の原因が

職務外か職務上かによって計算方式が異なります。

第3節 遺族厚生年金

1 遺族の範囲と順位

遺族厚生年金は、「2 受給要件」(P.540参照)に該当する厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった人が死亡した場合に、その人によって生計を維持されていたその人の配偶者(事実上の婚姻関係を含みます)、子、父母、孫、又は祖父母に支給され、順位は次のとおりとなります。

- 第1順位 配偶者及び子
- 第2順位 父母
- 第3順位 孫
- 第4順位 祖父母

1) その人によって生計を維持されていた人とは、加入者又は加入者であった人の死亡の当時、その人と生計を共にしており、かつ将来にわたる恒常的な年間収入が850万円未満であるか、又は年間所得が655万5千円未満である人をいいます。

なお、加入者又は加入者であった人の死亡当時に収入(所得)が上記の基準を超過していても、生計を共にしており、近い将来(おおむね5年以内)に定年退職等によりその恒常的な収入(所得)が基準未満に減少することが就業規則等で客観的に確認できる場合は、遺族として認められることがあります。

- 2) 配偶者と子は同順位者となりますが、一般的に、配偶者が優先して遺族厚生年金を受給し、配偶者が受給している間、子に対する遺族厚生年金は支給停止となります。
- 3) 子と孫は、18歳到達年度の末日までの間にある人又は20歳未満で障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある人であり、かつ婚姻

していない人に限られます。

- 4) 夫と父母，祖父母については55歳以上の人に限られ，55歳以上であっても60歳になるまで支給停止されます。
- 5) 遺族厚生年金を受けられる遺族に該当する場合でも，先順位者に遺族厚生年金の受給権があるとき，次順位者以下の人は遺族厚生年金を受けられる遺族となりません。

また，先順位者が遺族厚生年金の受給権を失った場合でも，次順位の人には受給権を取得できません（転給はありません）。

2 受給要件

- ① 厚生年金保険の被保険者が死亡したとき
- ② 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病により，被保険者の資格を喪失した後に，その初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 1級又は2級の障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき
- ④ 受給資格期間が25年以上である老齢厚生（退職共済）年金の受給権者又は受給資格期間が25年以上である人が死亡したとき

※ ①～②については保険料納付要件があります。保険料納付要件は遺族基礎年金と同じです（P.527参照）。

※ ④については，受給資格期間が10年に短縮される法律改正は適用されません。

短期要件と長期要件

遺族厚生年金では，受給要件の①～③に該当したときは短期要件の遺族厚生年金，要件④に該当したときは長期要件の遺族厚生年金といい，年金額の計算や請求先，支払機関などの扱いが異なります。

1) 短期要件の事例

〈例1〉



死亡日の属する実施機関（最終）である私学事業団が取りまとめ実施機関となり，A + B + C期間をまとめて計算・決定し，支払いを行います。

ただし，短期要件の遺族厚生年金は，A + B + Cの合計が300月未満の場合は，300月として決定します。

〈例2〉

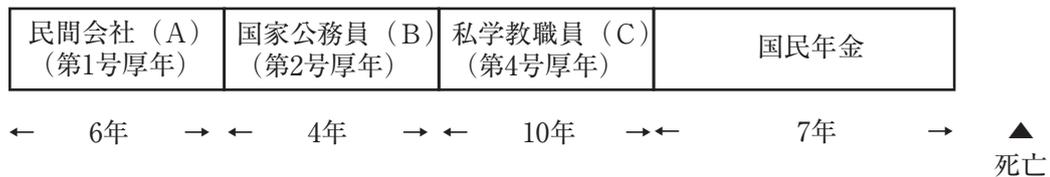


死亡日の属する実施機関である地方公務員等共済組合が，A + B + C期間をまとめて計算・決定し，支払いを行います。

私学事業団は期間Bの3年間分について，加入期間等の情報を地方公務員等共済組合へ提供します。

2) 長期要件の事例

〈例3〉



老齢厚生年金と同様に，実施機関ごとに遺族厚生年金を計算・決定し，支払いを行います。

期間A（第1号厚年）分は日本年金機構が決定，支払いを行います。

期間B（第2号厚年）分は国家公務員共済組合連合会が決定，支払いを行います。

期間C（第4号厚年）分は私学事業団が決定，支払いを行います。

なお，請求手続きについては，いずれか一つの実施機関へ請求することで，すべての遺族厚生年金の請求が行われたことになります（ワンストップサービス）。

3 年金額の構成

遺族厚生年金の額は、原則として老齢厚生年金の報酬比例額に4分の3を乗じて算定した額と寡婦加算等の合計額となりますが、短期要件、長期要件の違いや、遺族の年齢などによって異なります。

寡婦加算額

遺族厚生年金の受給権者である40歳以上の妻については、一定額の加算が行われます。

以下1)と2)の加算額は、短期要件の遺族厚生年金又は長期要件の遺族厚生年金で厚生年金保険の被保険者期間が20年以上の人が死亡した場合に限られ、長期要件の場合では、一番長い期間を有する実施機関（前記〈例3〉の場合は私学事業団）の遺族厚生年金に加算されます。

1) 40歳～65歳未満の妻の場合（中高齢寡婦加算額）

18歳到達年度の末日までの間にある子がいなかったため遺族基礎年金が受けられず、遺族厚生年金だけが支給される妻や、子が18歳到達年度の末日となって遺族基礎年金が失権した妻には、40歳（40歳以上で遺族基礎年金が失権したとき）から65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算額として、585,700円（定額）が加算されます。〔厚年法第62条〕

2) 65歳以上の妻の場合（経過的寡婦加算額）

昭和31年4月1日以前に生まれた妻については、一般的に国民年金への加入期間が短いため老齢基礎年金の額が低くなることから、妻の生年月日に応じた経過的寡婦加算額（585,700円～19,547円）が加算されます。〔昭和60年国年等改正法附則第73条〕

※ 寡婦加算額は毎年度改定されます。令和7年度の各金額についてはP.360参照。

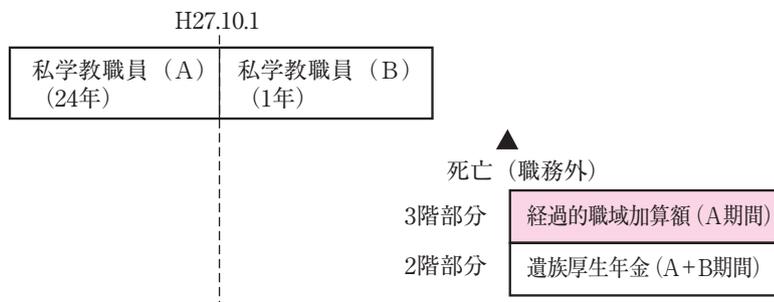
第4節 経過的職域加算額（遺族共済年金）

平成27年10月1日以前の第4号厚生年金被保険者期間がある人が平成27年10月1日以降に死亡した場合、条件によって、旧3階部分としての経過的職域加算額（遺族共済年金）が発生します。ただし、遺族厚生年金と同様に、保険料納付要件（P.527参照）があります。

なお、経過的職域加算額（遺族共済年金）が職務によらない死亡事由で、かつ受給権の発生が令和7年10月1日以降の場合、死亡日に応じて給付水準が段階的に引き下げられます。〔被用者年金一元化法附則第36条第6項〕

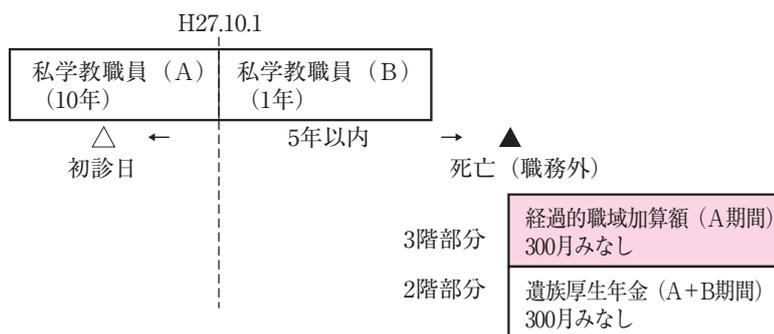
〈例1〉長期要件，職務外死亡

死亡日が平成27年10月1日以降であれば、2階部分は遺族厚生年金となり、長期要件のため、平成27年9月までの私学期間で経過的職域加算額（遺族共済年金）が発生する。



〈例2〉短期要件，職務外死亡

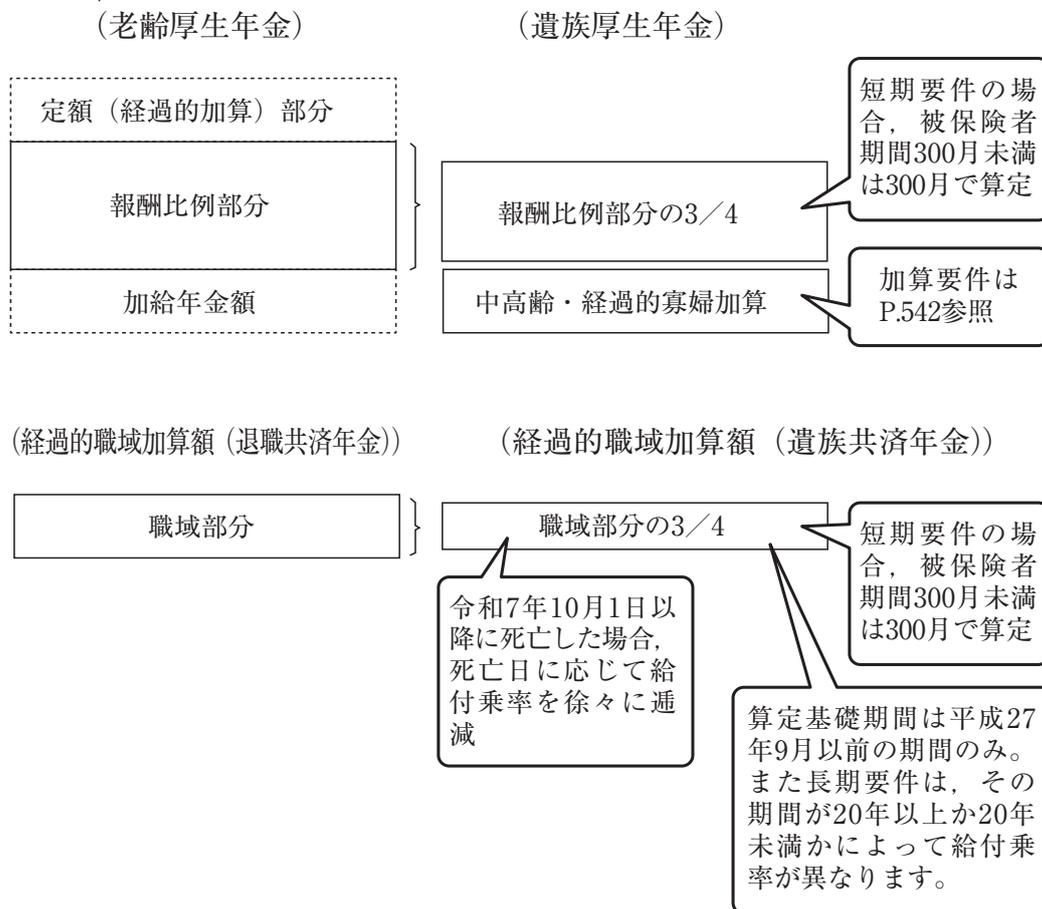
死亡日が平成27年10月1日以降であれば、2階部分は遺族厚生年金となり、短期要件のため、平成27年9月までの私学期間（300月みなし）で経過的職域加算額（遺族共済年金）が発生する。



第5節 年金額等（遺族厚生年金、経過的職域加算額（遺族共済年金））

1 遺族厚生年金と経過的職域加算額（遺族共済年金）に共通する年金額計算

〈一般的な老齢厚生年金及び経過的職域加算額（退職共済年金）と、遺族厚生年金及び職務外経過的職域加算額（遺族共済年金）の年金額構成のイメージ〉



2 遺族厚生年金の年金額

1) 共通的な年金額計算

遺族厚生年金は、原則として老齢厚生年金（報酬比例部分）に4分の3を乗じて計算した額と寡婦加算等の合計額になりますが、短期要

件か、長期要件かによって計算の内容が異なります。〔厚年法第60条、第62条〕

短期要件においては、第1号～第4号の厚生年金被保険者期間がある場合、基本的に死亡日又は障害給付を決定している実施機関が取りまとめとなり、他号の被保険者期間分も含めて遺族厚生年金を決定します。

なお、短期要件において、第1号～第4号の厚生年金被保険者期間の合計が300月（25年）未満のときは、300月として計算します。

長期要件においては、第1号～第4号の厚生年金被保険者期間について、それぞれの実施機関が遺族厚生年金を決定します。

また、平成16年の法律改正により、年金額の計算方法は複数行われるしくみに改正されました。(1)、(2)の方式でそれぞれ計算を行い、高い方の計算を年金額として採用します。〔平成12年国年等改正法附則第21条〕

(1) H16計算

〈短期要件に該当した場合〉

① 報酬比例部分（イ～ハを合算します）〔注〕

第4号厚年被保険者期間分（私学加入期間）

イ $H16平均標準報酬月額 \times 7.125 / 1000 \times 平成15年3月以前の被保険者期間 \times 3 / 4$

ロ $H16平均標準報酬額 \times 5.481 / 1000 \times 平成15年4月以降の被保険者期間 \times 3 / 4$

第1号～第3号厚年被保険者期間分（加入期間がある場合に限る）

ハ 第1号～第3号厚年被保険者期間における、上記イ、ロと同等の計算（各実施機関から提供を受けます）

〔注〕 イ～ハの合算月数が300月未満である場合、次の計算を行います。

(イ + ロ + ハ) × 300月 / (第1号～第4号厚年被保険者期間の合算月数)

② 寡婦加算等

- ・ 遺族厚生年金受給権者が65歳未満の妻の場合
中高齢寡婦加算 585,700円
- ・ 遺族厚生年金受給権者が65歳以上の妻の場合
経過的寡婦加算 別表P.361参照

〈長期要件に該当した場合〉

① 報酬比例部分 (イ, ロを合算します)

イ H16平均標準報酬月額 × 被保険者であった人の生年月日に応じた乗率 (A 1) × 平成15年3月以前の被保険者期間 × 3 / 4

ロ H16平均標準報酬額 × 被保険者であった人の生年月日に応じた乗率 (A 2) × 平成15年4月以降の被保険者期間 × 3 / 4

② 寡婦加算等 [注]

- ・ 遺族厚生年金受給権者が65歳未満の妻の場合
中高齢寡婦加算 585,700円
- ・ 遺族厚生年金受給権者が65歳以上の妻の場合
経過的寡婦加算 別表P.361参照

[注] 被保険者であった人が、私学以外の厚生年金被保険者期間を有している場合、基本的に一番長い期間を持つ実施機関における遺族厚生年金に加算されます (複数の遺族厚生年金に加算されることはありません)。

※ 寡婦加算等は毎年度改定されます。令和7年度の各金額についてはP.360, 361参照。

(2) H16従前計算

〈短期要件に該当した場合〉

① 報酬比例部分（イ～ハを合算します）〔注〕

第4号厚年被保険者期間分（私学加入期間）

イ H16平均標準報酬月額（従前） $\times 7.5 / 1000 \times$ 平成15年3月以前の被保険者期間 $\times 3 / 4 \times$ 従前額改定率

ロ H16平均標準報酬額（従前） $\times 5.769 / 1000 \times$ 平成15年4月以降の被保険者期間 $\times 3 / 4 \times$ 従前額改定率

第1号～第3号厚年被保険者期間分（加入期間がある場合に限る）

ハ 第1号～第3号厚年被保険者期間における，上記イ，ロと同等の計算（各実施機関から提供を受けます）

〔注〕 イ～ハの合算月数が300月未満である場合，次の計算を行います。

$(イ + ロ + ハ) \times 300月 / (第1号 \sim 第4号厚年被保険者期間の合算月数)$

② 寡婦加算等

- ・ 遺族厚生年金受給権者が65歳未満の妻の場合
中高齢寡婦加算 585,700円
- ・ 遺族厚生年金受給権者が65歳以上の妻の場合
経過的寡婦加算 別表P.361参照

〈長期要件に該当した場合〉

① 報酬比例部分（イ，ロを合算します）

イ H16平均標準報酬月額（従前） \times 被保険者であった人の生年月日に応じた乗率（B 1） \times 平成15年3月以前の被保険者期間 $\times 3 / 4 \times$ 従前額改定率

ロ H16平均標準報酬額（従前） \times 被保険者であった人の生年月日に応じた乗率（B 2） \times 平成15年4月以降の被保険者期間 $\times 3 / 4 \times$ 従前額改定率

② 寡婦加算等〔注〕

- ・ 遺族厚生年金受給権者が65歳未満の妻の場合
中高齢寡婦加算 585,700円
- ・ 遺族厚生年金受給権者が65歳以上の妻の場合
経過的寡婦加算 別表P.361参照

〔注〕 被保険者であった人が、私学以外の厚生年金被保険者期間を有している場合、基本的に一番長い期間を持つ実施機関における遺族厚生年金に加算されます（複数の遺族厚生年金に加算されることはありません）。

※ 従前額改定率はP.358参照。寡婦加算等は毎年度改定されます。
令和7年度の各金額についてはP.360, 361参照。

第6章 遺族給付

長期要件遺族厚生年金額計算給付乗率 A 1
(5%適正化後)
平成15年3月以前の被保険者期間

生年月日	報酬比例 部分乗率
～昭和2年4月1日	1000分の 9.5
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	9.367
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	9.234
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	9.101
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	8.968
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	8.845
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	8.712
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	8.588
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	8.465
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	8.351
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	8.227
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	8.113
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	7.990
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	7.876
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	7.771
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	7.657
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	7.543
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	7.439
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	7.334
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	7.230
昭和21年4月2日～	7.125

長期要件遺族厚生年金額計算給付乗率 A 2
(5%適正化後)
平成15年4月以降の被保険者期間

生年月日	報酬比例 部分乗率
～昭和2年4月1日	1000分の 7.308
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	7.205
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	7.103
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	7.001
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	6.898
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	6.804
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	6.702
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	6.606
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	6.512
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	6.424
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	6.328
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	6.241
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	6.146
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	6.058
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	5.978
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	5.890
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	5.802
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	5.722
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	5.642
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	5.562
昭和21年4月2日～	5.481

第4部 年金等給付

長期要件遺族厚生年金額計算給付乗率 B 1
(5%適正化前保障)
平成15年3月以前の被保険者期間

生年月日	報酬比例 部分乗率
～昭和2年4月1日	1000分の 10
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	9.86
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	9.72
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	9.58
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	9.44
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	9.31
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	9.17
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	9.04
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	8.91
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	8.79
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	8.66
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	8.54
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	8.41
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	8.29
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	8.18
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	8.06
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	7.94
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	7.83
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	7.72
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	7.61
昭和21年4月2日～	7.50

長期要件遺族厚生年金額計算給付乗率 B 2
(5%適正化前保障)
平成15年4月以降の被保険者期間

生年月日	報酬比例 部分乗率
～昭和2年4月1日	1000分の 7.692
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	7.585
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	7.477
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	7.369
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	7.262
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	7.162
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	7.054
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	6.954
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	6.854
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	6.762
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	6.662
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	6.569
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	6.469
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	6.377
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	6.292
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	6.200
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	6.108
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	6.023
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	5.938
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	5.854
昭和21年4月2日～	5.769

2) 配偶者死亡による遺族厚生年金で65歳からの年金額計算

配偶者死亡による遺族厚生年金で、65歳からの年金額については、当該遺族厚生年金の受給権者が被用者年金制度の老齢・退職給付の受給権を持つ場合、次のいずれかのうち高い方の額が年金額となります。

[厚年法第60条]

(1) 私学における遺族厚生年金のみの場合（図1参照）

- ① 「1）共通的な年金額計算」（P.544）により算出した額
- ② ①の3分の2と、被用者年金制度の老齢・退職給付の合計額の2分の1を合算した額

(2) 私学以外の遺族厚生年金の受給権を有する場合（図2参照）

- ③ 「1）共通的な年金額計算」（P.544）により算出した額と、他実施機関における遺族厚生年金の合算額
- ④ ③の3分の2と、被用者年金制度の老齢・退職給付の合計額の2分の1を合算した額

なお、④に該当した場合は、①の額と、他実施機関における遺族厚生年金の合算額の割合を乗じた額が、私学における実際の遺族厚生年金の年金額になります。

ただし、遺族基礎年金の受給権を有する場合は、その受給する間、「1）共通的な年金額計算」（P.544）によってのみ算出します。

なお、被用者年金制度の老齢・退職給付の受給権を持つ場合、遺族厚生年金のうち老齢・退職給付相当分が支給停止となり、遺族厚生年金はその差額分が支給されることとなります。これは、自身の保険料納付実績を年金受給に反映させることを趣旨として、老齢・退職給付を優先するためであり、平成19年4月1日から実施されています。

[注] 平成19年3月31日までの経過措置として、次のいずれかに該当する場合は、従前の例とすることとなっています。〔平成16年国年等改正法附則第44条〕

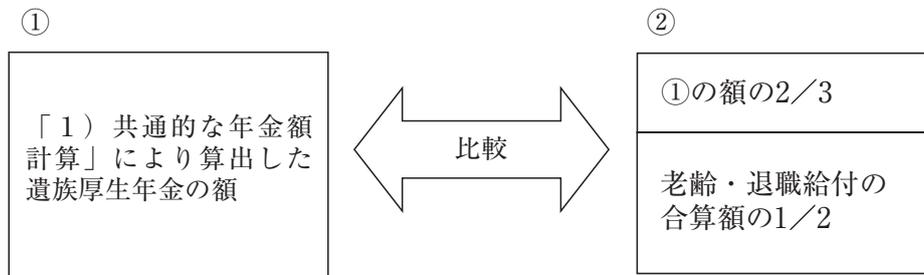
第4部 年金等給付

- ・ 昭和17年4月1日以前生まれで平成19年3月31日以前にすでに遺族給付の受給権が発生している場合
- ・ 老齢・退職給付が旧年金（昭和61年3月以前に給付事由が発生している年金）である場合

これらの場合、遺族給付は「1）共通的な年金額計算」(P.544)により算出し、遺族給付と老齢・退職給付の間では従前の併給調整が適用されます。

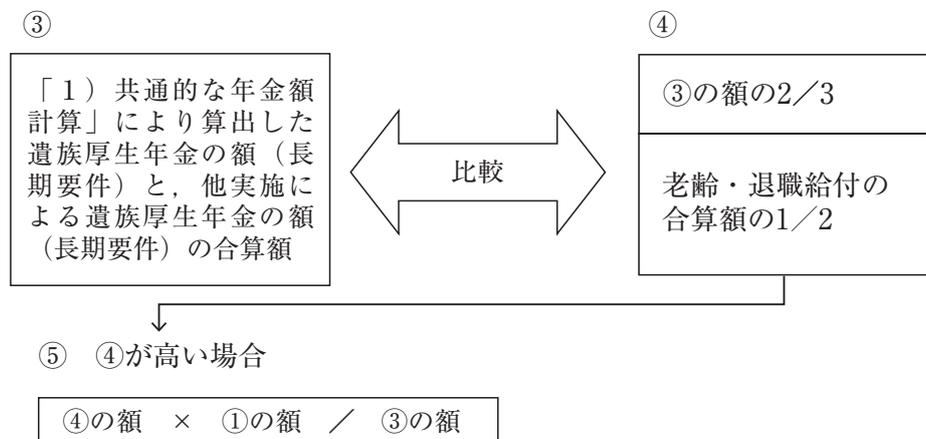
《図1》

①、②のいずれか高い方が遺族厚生年金の年金額になります。



《図2》

③、④を比較し、③が高い場合は「1）共通的な年金額計算」(P.544)により算出した額が、④が高い場合は⑤の額が私学における遺族厚生年金の年金額になります。



3 経過的職域加算額（遺族共済年金）の年金額

1) 共通的な年金額計算

経過的職域加算額（遺族共済年金）は、一元化前（平成27年9月まで）の第4号厚生年金被保険者期間が、年金額の算定基礎になります。〔被用者年金一元化法附則第78条，平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第89条〕

また、経過的職域加算額（遺族共済年金）の額は、原則として経過的職域加算額（退職共済年金）の額に4分の3を乗じて計算した額となりますが、死亡の要因（職務上、職務外^{〔注〕}）や短期要件、長期要件によって、計算内容が異なります。

なお、職務によらない死亡事由で、かつ受給権の発生が令和7年10月1日以降の場合、下表の区分に応じた割合を乗じます。

給付事由発生日	割合
令和7年10月1日～令和8年9月30日	29/30
令和8年10月1日～令和9年9月30日	28/30
令和9年10月1日～令和10年9月30日	27/30
令和10年10月1日～令和11年9月30日	26/30
令和11年10月1日～令和12年9月30日	25/30
令和12年10月1日～令和13年9月30日	24/30
令和13年10月1日～令和14年9月30日	23/30
令和14年10月1日～令和15年9月30日	22/30
令和15年10月1日～令和16年9月30日	21/30
令和16年10月1日～	20/30

〔注〕 職務上とは、職務上災害又は通勤災害による傷病で死亡したとき、職務外とは、職務上災害又は通勤災害によらない傷病で死亡したときです。

ただし、初診日が一元化後（平成27年10月1日以降）の職務傷病による死亡の場合、経過的職域加算額（遺族共済年金）には該当しません。

また、平成16年の法律改正により、年金額の計算方法は複数行われるしくみに改正されました。(1)、(2)の方式でそれぞれ職務上、職務外

に応じた計算を行い、高い方の計算を年金額として採用します。

(1) H16計算

〈職務外の場合〉

① 短期要件（イ、ロを合算します）

イ $H16平均標準給与月額 \times 1.425 / 1000 \times 平成15年3月以前の加入者期間 \times 3 / 4$ （ $\times 300月 / 加入者期間$ ）〔注〕

ロ $H16平均標準給与額 \times 1.096 / 1000 \times 平成15年4月以降の加入者期間 \times 3 / 4$ （ $\times 300月 / 加入者期間$ ）〔注〕

〔注〕（ $\times 300月 / 加入者期間$ ）は加入者期間が300月未満のときに限り算定します。

② 長期要件（イ、ロを合算します）

イ $H16平均標準給与月額 \times 生年月日に応じた乗率（A1）$ 〔注〕
 $\times 平成15年3月以前の加入者期間 \times 3 / 4$

ロ $H16平均標準給与額 \times 生年月日に応じた乗率（A2）$ 〔注〕
 $\times 平成15年4月以降の加入者期間 \times 3 / 4$

〔注〕生年月日に応じた乗率は、加入者期間が20年以上ある場合とない場合で異なります。

〈職務上の場合〉

① 短期要件（イ、ロを合算します）

イ $H16平均標準給与月額 \times 3.206 / 1000 \times 平成15年3月以前の加入者期間$ （ $\times 300月 / 加入者期間$ ）〔注〕

ロ $H16平均標準給与額 \times 2.466 / 1000 \times 平成15年4月以降の加入者期間$ （ $\times 300月 / 加入者期間$ ）〔注〕

〔注〕（ $\times 300月 / 加入者期間$ ）は加入者期間が300月未満のときに限り算定します。

② 長期要件（イ、ロを合算します）

- イ H16平均標準給与月額×生年月日に応じた乗率（A1）×平成15年3月以前の加入者期間（×300月／加入者期間）〔注〕
- ロ H16平均標準給与額×生年月日に応じた乗率（A2）×平成15年4月以降の加入者期間（×300月／加入者期間）〔注〕
- 〔注〕（×300月／加入者期間）は加入者期間が300月未満のときに限り算定します。

〔職務上最低保障〕

職務上に該当する場合において、算出した額が、1,038,100円（毎年度改定されます。令和7年度の金額については、P.360参照。）から厚生年金給付相当額〔*〕を控除して得た金額に満たないときは、当該控除して得た金額が保障されます。〔平成27年国共済経過措置政令第8条による読み替え後の改正前国共済法第89条第4項〕

〔*〕厚生年金給付相当額についての概要はP.507参照

(2) H16従前計算

〈職務外の場合〉

① 短期要件（イ，ロを合算します）

- イ H16平均標準給与月額（従前）×1.5／1000×平成15年3月以前の加入者期間×3／4×従前額改定率（×300月／加入者期間）〔注〕
- ロ H16平均標準給与額（従前）×1.154／1000×平成15年4月以降の加入者期間×3／4×従前額改定率（×300月／加入者期間）〔注〕

〔注〕（×300月／加入者期間）は加入者期間が300月未満のときに限り算定します。

② 長期要件（イ，ロを合算します）

- イ H16平均標準給与月額(従前)×生年月日に応じた乗率(B1)〔注〕
×平成15年3月以前の加入者期間×3/4×従前額改定率
- ロ H16平均標準給与月額(従前)×生年月日に応じた乗率(B2)
〔注〕×平成15年4月以降の加入者期間×3/4×従前額改定率
- 〔注〕 生年月日に応じた乗率は、加入者期間が20年以上ある場合とない
場合で異なります。

〈職務上の場合〉

① 短期要件(イ, ロを合算します)

- イ H16平均標準給与月額(従前)×3.375/1000×平成15年3月
以前の加入者期間×従前額改定率(×300月/加入者期間)〔注〕
- ロ H16平均標準給与月額(従前)×2.596/1000×平成15年4月以
降の加入者期間×従前額改定率(×300月/加入者期間)〔注〕
- 〔注〕 (×300月/加入者期間)は加入者期間が300月未満のときに限り算
定します。

② 長期要件(イ, ロを合算します)

- イ H16平均標準給与月額(従前)×生年月日に応じた乗率(B1)
×平成15年3月以前の加入者期間×従前額改定率(×300月/
加入者期間)〔注〕
- ロ H16平均標準給与月額(従前)×生年月日に応じた乗率(B2)
×平成15年4月以降の加入者期間×従前額改定率(×300月/
加入者期間)〔注〕
- 〔注〕 (×300月/加入者期間)は加入者期間が300月未満のときに限り算
定します。

※ 従前額改定率はP.358参照

〔職務上最低保障〕

職務上に該当する場合において、算出した額が、1,038,100円(毎年度改定されます。令和7年度の金額については、P.360参照)から厚

生年金給付相当額〔*〕を控除して得た金額に満たないときは、当該控除して得た金額が保障されます。〔平成27年国共済経過措置政令第8条による読み替え後の改正前国共済法第89条第4項〕

〔*〕厚生年金給付相当額についての概要はP.507参照

第4部 年金等給付

長期要件経過的職域加算額（遺族共済年金）計算給付乗率A1（5%適正化後）
平成15年3月以前の加入者期間

生年月日	加入者期間 20年未満	加入者期間 20年以上	職務上
～昭和2年4月1日	1000分の 0.238	1000分の 0.475	2.85000
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	0.276	0.551	2.89275
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	0.314	0.627	2.93550
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	0.352	0.694	2.96925
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	0.380	0.760	3.00200
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	0.409	0.817	3.02825
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	0.437	0.874	3.05200
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	0.466	0.931	3.07800
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	0.494	0.979	3.09525
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	0.523	1.036	3.12375
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	0.542	1.074	3.13075
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	0.561	1.121	3.14925
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	0.580	1.159	3.15650
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	0.608	1.207	3.17600
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	0.618	1.235	3.17775
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	0.637	1.273	3.18725
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	0.656	1.311	3.19675
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	0.675	1.340	3.19975
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	0.684	1.368	3.20150
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	0.703	1.397	3.20450
昭和21年4月2日～	0.713	1.425	3.20600

長期要件経過的職域加算額（遺族共済年金）計算給付乗率A2（5%適正化後）
平成15年4月以降の加入者期間

生年月日	加入者期間 20年未満	加入者期間 20年以上	職務上
～昭和2年4月1日	1000分の 0.183	1000分の 0.365	2.19200
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	0.212	0.424	2.22525
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	0.242	0.482	2.25775
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	0.271	0.534	2.28425
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	0.292	0.585	2.30950
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	0.315	0.628	2.32900
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	0.336	0.672	2.34750
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	0.358	0.716	2.36750
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	0.380	0.753	2.38100
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	0.402	0.797	2.40300
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	0.417	0.826	2.40800
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	0.432	0.862	2.42225
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	0.446	0.892	2.42850
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	0.468	0.928	2.44250
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	0.475	0.950	2.44450
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	0.490	0.979	2.45150
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	0.505	1.008	2.45850
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	0.519	1.031	2.46150
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	0.526	1.052	2.46250
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	0.541	1.075	2.46550
昭和21年4月2日～	0.548	1.096	2.46600

第4部 年金等給付

長期要件経過的職域加算額（遺族共済年金）計算給付乗率B1（5%適正化前保障）
平成15年3月以前の加入者期間

生年月日	加入者期間 20年未満	加入者期間 20年以上	職務上
～昭和2年4月1日	1000分の 0.25	1000分の 0.50	3.00000
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	0.29	0.58	3.04500
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	0.33	0.66	3.09000
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	0.37	0.73	3.12500
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	0.40	0.80	3.16000
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	0.43	0.86	3.18750
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	0.46	0.92	3.21250
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	0.49	0.98	3.24000
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	0.52	1.03	3.25750
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	0.55	1.09	3.28750
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	0.57	1.13	3.29500
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	0.59	1.18	3.31500
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	0.61	1.22	3.32250
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	0.64	1.27	3.34250
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	0.65	1.30	3.34500
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	0.67	1.34	3.35500
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	0.69	1.38	3.36500
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	0.71	1.41	3.36750
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	0.72	1.44	3.37000
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	0.74	1.47	3.37250
昭和21年4月2日～	0.75	1.50	3.37500

長期要件経過的職域加算額（遺族共済年金）計算給付乗率B2（5%適正化前保障）
平成15年4月以降の加入者期間

生年月日	加入者期間 20年未満	加入者期間 20年以上	職務上
～昭和2年4月1日	1000分の 0.192	1000分の 0.385	2.30800
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	0.223	0.446	2.34225
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	0.254	0.508	2.37725
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	0.285	0.562	2.40425
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	0.308	0.615	2.43050
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	0.331	0.662	2.45250
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	0.354	0.708	2.47150
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	0.377	0.754	2.49250
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	0.400	0.792	2.50550
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	0.423	0.838	2.52850
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	0.438	0.869	2.53450
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	0.454	0.908	2.55025
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	0.469	0.938	2.55525
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	0.492	0.977	2.57125
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	0.500	1.000	2.57300
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	0.515	1.031	2.58100
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	0.531	1.062	2.58900
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	0.546	1.085	2.59075
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	0.554	1.108	2.59250
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	0.569	1.131	2.59450
昭和21年4月2日～	0.577	1.154	2.59600

2) 配偶者死亡による経過的職域加算額（遺族共済年金）で65歳からの年金額計算

経過的職域加算額（遺族共済年金）の受給権者が私学共済の退職共済年金の職域部分又は経過的職域加算額（退職共済年金）の年金受給権を持つ場合、次の①、②のうち高い方の額が年金額となります。〔平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第89条の2〕

- ① 「1）共通的な年金額計算」（P.553）により算出した額
- ② ①の3分の2と、私学共済の退職共済年金の職域部分又は経過的職域加算額（退職共済年金）の2分の1を合算した額

ただし、遺族基礎年金の受給権を有する場合は、その受給する間、「1）共通的な年金額計算」（P.553）によってのみ算出します。

なお、私学共済の退職共済年金の職域部分又は経過的職域加算額（退職共済年金）の受給権を持つ場合、経過的職域加算額（遺族共済年金）のうち私学共済の退職共済年金の職域部分又は経過的職域加算額（退職共済年金）相当分が支給停止となり、経過的職域加算額（遺族共済年金）はその差額分が支給されることとなります。これは、自身の保険料納付実績を年金受給に反映させることを趣旨として、老齢・退職給付を優先するためであり、平成19年4月1日から実施されています。

〔注〕平成19年3月31日までの経過措置として、次のいずれかに該当する場合は、従前の例とすることとなっています。〔被用者年金一元化法附則第78条、平成16年国共済改正法附則第18条〕

- ・ 昭和17年4月1日以前生まれで平成19年3月31日以前にすでに遺族給付の受給権が発生している場合
- ・ 老齢・退職給付が旧年金（昭和61年3月以前に給付事由が発生している年金）である場合

これらの場合、遺族給付は「1）共通的な年金額計算」（P.553）により

算出し、遺族給付と老齢・退職給付の間では従前の併給調整が適用されます。

4 遺族補償との調整

遺族厚生年金は、労働基準法による遺族補償が行われるときは、死亡の日から6年間支給が停止されます。〔厚年法第64条〕

また、職務等による経過的職域加算額（遺族共済年金）は、労働者災害補償法による遺族補償年金又は遺族年金が支給されるときは支給されている間、労働基準法による遺族補償が行われるときは6年間、次の額が支給停止されます。〔平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第93条の3〕

〈経過的職域加算額（遺族共済年金）の調整額〉

(1) 短期要件に該当した場合

①と②の合計額（平成16年計算）

① $H16\text{平均標準給与月額} \times 3.206/1000 \times \text{平成15年3月以前の第4号厚生年金被保険者期間月数} \times 300\text{月} / \text{第4号厚生年金被保険者期間月数}$

② $H16\text{平均標準給与額} \times 2.466/1000 \times \text{平成15年4月以降の第4号厚生年金被保険者期間月数} \times 300\text{月} / \text{第4号厚生年金被保険者期間月数}$

(2) 長期要件に該当した場合

①と②の合計額（平成16年計算）

① $H16\text{平均標準給与月額} \times \text{加入者であった人の生年月日に応じた乗率} (A1\ 2.85000 \sim 3.20600/1000) \times \text{平成15年3月以前の第4号厚生年金被保険者期間月数} \times 300\text{月} / \text{第4号厚生年金被保険者期間月数}$

② $H16\text{平均標準給与額} \times \text{加入者であった人の生年月日に応じた乗率} (A2\ 2.19200 \sim 2.46600/1000) \times \text{平成15年4月以降の第4号厚生年金被保険者期間月数} \times 300\text{月} / \text{第4号厚生年金被保険者期間月数}$

5 年齢による支給停止

夫、父母、祖父母に対する遺族厚生年金は、受給権者が60歳に達するまで支給停止されます。ただし、夫に遺族基礎年金の受給権がある場合

は、その間支給停止は行われません。経過的職域加算額（遺族共済年金）も同様です。〔厚年法第65条の2，平成27年国共済経過措置政令第12条による読み替え後の厚年法第65条の2〕

6 配偶者と子の間の支給停止

同順位者である配偶者と子の間の受給の優先順位は、一般的には配偶者、子の順となっています（P.539「1 遺族の範囲と順位」参照）。

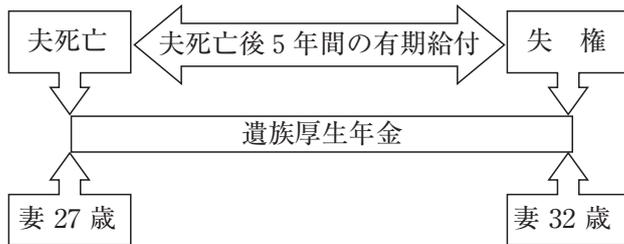
- ① 子に対する遺族厚生年金は、配偶者が遺族厚生年金を受けられるときは、その間支給を停止され、配偶者に対して遺族厚生年金が支給されます。ただし、配偶者に対する遺族厚生年金が年齢による停止、1年以上所在不明により停止になっている間は子に支給されます。
- ② 配偶者に対する遺族厚生年金は、配偶者に遺族基礎年金の受給権がなく、子に遺族基礎年金の受給権があるときは、その間支給が停止され、子に対して遺族厚生年金が支給されます。ただし、子に対する遺族厚生年金が1年以上所在不明により停止になっている間は配偶者に支給されます。

経過的職域加算額（遺族共済年金）も同様です。〔厚年法第66条第1項，第2項及び第67条，平成27年国共済経過措置政令第12条による読み替え後の厚年法第66条第1項，第2項及び第67条〕

7 30歳未満の妻に対する遺族給付（有期給付）

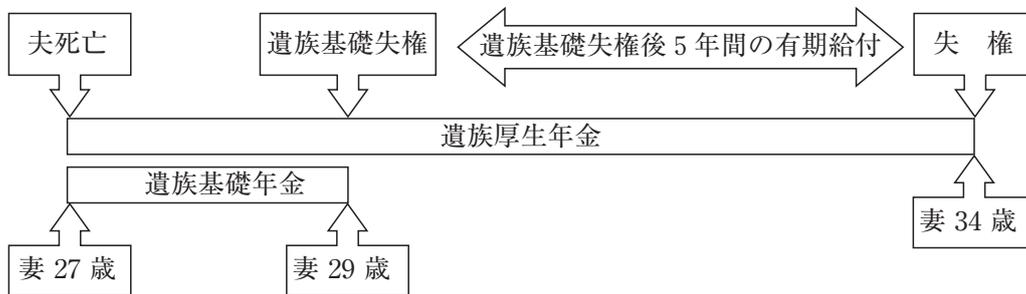
妻に支給する遺族厚生年金は以下の場合，5年間の有期給付となります。経過的職域加算額（遺族共済年金）も同様です。

- ① 夫の死亡時に妻が30歳未満で，遺族基礎年金の受給権がない場合



遺族基礎年金受給権発生せず

- ② 夫の死亡時には遺族基礎年金の受給権があったが，妻が30歳に達する前に遺族基礎年金の受給権が消滅した場合



〔厚年法第63条，平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第93条の2〕

第6節 遺族厚生年金の請求手続き

遺族厚生年金の決定を受けようとする人は、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」に次の書類を添えて私学事業団に提出してください。

なお、経過的職域加算額（遺族共済年金）が請求できる場合は、遺族厚生年金と同時に請求したことになります。

＜添付書類＞

項番	添付書類	必要な場合
①	市区町村長に提出した死亡診断書（又は死体検案書）の写し又は市区町村長発行の死亡に関する記載事項証明書（原本）	すべての人 〔注1〕外国籍の場合は、本国での戸籍謄本・除籍抄本等
②	故人の死亡年月日の記載のある戸籍（除籍）謄本又は戸籍全部事項証明書又は法定相続情報一覧図（原本）〔注1〕	〔注2〕義務教育終了前は不要 請求者が全日制高等学校在学中の場合は「学生証（写し）」又は「在学証明書」でも可
③	故人の住民票の除票（死亡日の記載があるもの）及び請求者の世帯全員の住民票（原本）	〔注3〕写しの添付により請求書の「金融機関の証明」は省略できます
④	死亡した前年の請求者の「所得証明書」又は「非課税証明書」〔注2〕	〔注4〕戸籍・住民票がホチキスで綴じられている場合は外さないでください。ホチキスを外してしまうと原本としての証拠価値を失ってしまい、改めて新しい戸籍・住民票を取得していただく必要があります。
⑤	年金請求者のマイナンバーについての番号確認書類及び身元確認書類（詳細はP.454参照）	
⑥	故人の年金手帳、年金証書等の原本（受給権があるものすべて）	
⑦	請求者の給付金送金先の通帳の写し〔注3〕	
⑧	年金受給選択申出書	請求者が公的年金の決定を受けている 選択関係の年金受給権が発生する
⑨	請求者の障害認定用の「診断書」及び「病歴・就労状況等申出書」	請求者が20歳未満の子又は孫で、障害の状態にあり、かつ、配偶者がいない
⑩	「第三者行為事故状況届」、「確認書」及び「事故証明書」等	事故等で死亡した
⑪	労働基準法又は労働者災害補償保険法の規定による給付の「支給決定通知」の写し	労働基準法の規定による遺族補償、労働者災害補償法の規定による遺族補償年金又は遺族年金を受けている
⑫	その他 遺族の認定に必要な書類	遺族認定に必要な場合

○ 記入と提出上の注意

- ① 遺族厚生年金を受ける権利を持つ人が2人以上いる場合には、連名で請求することになります。そのうち1人については、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」を使用し、2人目以降の請求者は「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）（別紙）」を使用します。
- ② 請求書と添付書類は必ず一括して提出してください。
- ③ 在職中の死亡の場合は学校法人等を経由して提出してください（学校法人等代表者等証明欄はありません）。
- ④ <請求書の3ページ目>4. について、ほかの年金を請求手続き中の場合は必ず記入してください。
- ⑤ <請求書の5ページ目>(5)について、交通事故などで死亡の原因が第三者の行為による場合は、その旨を申し出ください。
- ⑥ 個人番号（マイナンバー）を私学事業団に届け出ることにより、添付書類の項番②、③、④を省略できることがあります（詳細はP.454〔注〕参照）。なお、項番②を省略できるのは、請求者が配偶者又は子の場合に限ります。
- ⑦ マイナポータルに登録済の口座（公金受取口座）を送金先に指定する場合、添付書類の⑦を省略できることがあります。

第7章 退職等年金給付

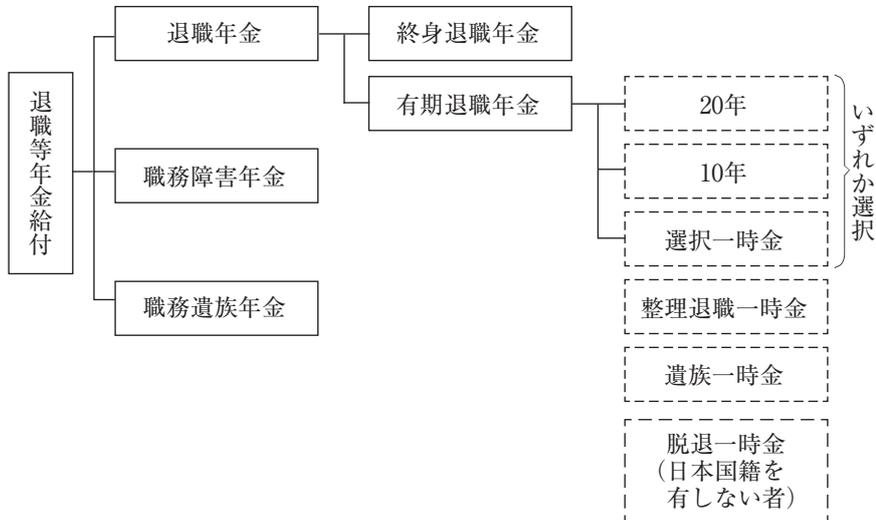
第1節 概要

被用者年金制度の一元化に伴い、これまで私学共済の年金制度にあった公的年金としての「職域部分」は廃止されました。〔被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）〕

この廃止された職域部分にかわって、平成27年10月以降の加入者期間については、私学教職員の新たな3階部分の年金として退職等年金給付が支給されることとなりました。〔私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成24年法律第98号）〕

退職等年金給付の制度運営は、財政運営については積立方式を、給付設計についてはキャッシュバランス方式を採用しています。このキャッシュバランス方式は、企業年金における受給額が安定している確定給付型と、掛金の積立額及びその運用結果によって受給額が決定される確定拠出型のそれぞれの長所を併せ持った方式となっています。

<退職等年金給付の種類>



第2節 共通事項及び用語の説明等

1 共通事項

- 1) 退職等年金給付の決定は、受給権者からの請求に基づいて私学事業団が行います。
- 2) 退職等年金給付の額や掛金の算定の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額については、厚生年金保険法における標準報酬月額（第1級（8万8,000円）から第32級（65万円））及び標準賞与額（150万円を上限）と同様です。
- 3) 加入者及び学校法人等は、厚生年金保険料とは別に、退職等年金給付の掛金を納付することになります。
- 4) 退職等年金給付は、厚生年金給付と一体的に課税しますので、送金先は厚生年金給付と同じ口座となります。
- 5) 厚生年金保険とは異なり、退職等年金給付は、離婚に伴う標準報酬月額及び標準賞与額の分割制度はありません。

6) 端数計算

退職等年金給付の年金額に50円未満の端数がある時はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある時はこれを100円に切り上げます。

〔法第24条第3項〕

7) 退職等年金給付は、給付事由が生じた月の翌月からその事由がなくなった月までの分を支給します。なお、年金の支給期月は、厚生年金給付と同様に偶数月に、それぞれ各支給期月の前月までの2か月分を支給します。〔国共済法第75条の2〕

8) 子を養育する者等の給付算定基礎額の特例

3歳未満の子を養育することとなった日の属する月からその子が3歳に達した日等の属する月までの標準報酬月額がその養育前の額より下回る場合は、本人の申し出に基づき、下回る前の額を、その間の付与額の算定の基礎となる標準報酬月額とすることができます。〔国共済法第75条の3〕

9) 併給調整

複数の退職等年金給付の受給権が生じた場合には、本人の選択によりいずれかを受給することとなります。ただし、退職年金と職務遺族年金については併給ができます。〔国共済法第75条の4〕

また、退職等年金給付のほかに、平成27年10月1日前に既に私立学校教職員共済法に基づき受給権が発生している年金（既裁定年金）や同日以降に受給権が生じる経過的職域加算額（共済年金）についても、本人の選択によりいずれかを受給することになります。〔被用者年金一元化法附則第37条の2〕

なお、退職等年金給付と厚生年金給付は、給付事由が異なっても併給が可能となる場合があります（例：経過的職域加算額（共済年金）が発生しない障害厚生年金（職務外）と退職年金は併給可能）。

詳しくは、P.641～645を参照してください。

10) 受給権者の申し出による支給停止

受給権者の申し出により，退職等年金給付の支給を停止することができます（この法律の他の規定により停止されているものを除きます）。

この場合，支給停止された年金については，遡って受給することはできません。また，この申し出は，将来に向かって撤回することができます。

なお，この場合の有期退職年金については，支給停止中であっても支給残月数は毎月減少します。〔国共済法第75条の5〕

詳しくは，P.649を参照してください。

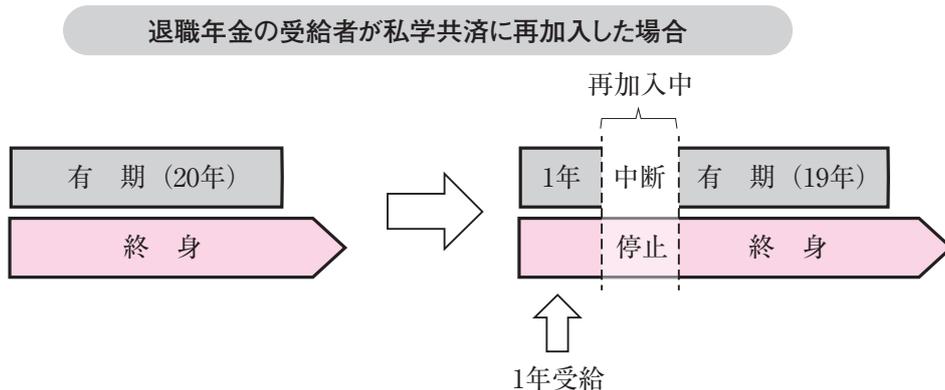
11) 在職中の支給停止

退職年金と職務障害年金については，私学に在職中のときは全額支給停止となります。〔国共済法第81条，第87条〕

私学に在職中のときであっても70歳以降は支給されます。

ただし，有期退職年金については，上記10)とは異なり，私学に在職中のときに支給停止となっている場合，支給残月数は減少しません。

また，退職年金は，退職をした時点で請求により年金額は改定されます（P.589「2）退職年金の退職改定」参照）。



12) 給付制限

故意や重大な過失などによって給付事由を生じさせたり，私学事業

団が給付の支給上必要と認める診断に正当な理由がなくて応じなかった場合、又は禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられた場合などは、それぞれの程度に応じて給付が制限されます。〔国共済法第94条、第95条、第97条〕

(1) 故意に給付事由を生じさせた場合

- ・ 給付を受けるべき人が故意の犯罪行為又は故意に事故を生じさせ、その事故によって給付事由が生じた場合（遺族給付を除きます）、その人に対する障害又は死亡にかかる給付は行いません。
- ・ 遺族給付又は未支給年金を受けるべき人が、故意の犯罪行為又は故意に加入者、加入者であった人又は現に遺族給付を受けている人を死亡させたときや、遺族給付を受けられる先順位又は同順位の人を死亡させたときには、その死亡させた人が遺族給付の受給者となっても、その人に対する遺族給付は行いません。ただし、他の遺族があれば、その人に給付することになります。
- ・ 給付を受けるべき人が重大な過失又は療養に関する指示に従わなかったことにより事故を生じさせた場合や、故意に障害の程度を増進させたりその回復を妨げたりしたときは、障害給付の全部又は一部の支給を制限します。また、障害の程度が増進していても障害等級の改定を制限したり、現状の障害等級より軽度の等級に改定することがあります。
- ・ 私学事業団が障害の状態の診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくその求めに応じないときは、その人にかかる給付について、全部又は一部の支給を制限することがあります。

(2) 給付を受ける人が禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられた等の場合

加入者又は加入者であった人が、禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられた場合又はその刑の執行が猶予されている場合、あるいは公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された場合には、

その人が受ける退職年金又は職務障害年金の全部又は一部が、支給停止となります。また、職務遺族年金の受給権者が禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられた場合には、その人が受ける職務遺族年金の一部が支給停止となります。

(3) 給付を受ける人が禁錮（拘禁刑）以上の刑の執行を受ける場合

退職年金又は職務障害年金の受給権者が、禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられて、その刑の執行（実刑）を受けるときは、その刑の執行を受ける間、全額支給停止となります。

なお、刑の執行期間が通算して60か月に満たない場合は、60か月に不足する期間についても、前項(2)の例により退職年金、職務障害年金又は職務遺族年金の額の全部又は一部が支給停止となります。その場合、当該給付の制限を開始すべき月から、退職年金、職務障害年金又は職務遺族年金の額が停止されている月を除き、通算して60か月に達するまで支給停止を行うこととなります。

(4) 給付の全部又は一部が制限される場合の給付制限額

① 加入者が禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられた場合

退職年金：給付制限額 = 終身退職年金 × 100/100

職務障害年金：給付制限額 = 職務障害年金 × 50/100

② 加入者が公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された場合

退職年金：給付制限額 =

$$\text{終身退職年金} \times \frac{\text{懲戒解雇に引き続く加入者期間の月数}}{\text{年金の計算の基礎となった加入者期間の月数}} \times 100/100$$

職務障害年金：給付制限額 =

$$\text{職務障害年金} \times \frac{\text{懲戒解雇に引き続く加入者期間の月数}}{\text{年金の計算の基礎となった加入者期間の月数}} \times 50/100$$

③ 退職年金、職務障害年金又は職務遺族年金の受給権者が禁錮（拘

禁刑) 以上の刑に処せられた場合

退職年金：給付制限額 = 終身退職年金 × 100/100

職務障害年金：給付制限額 = 職務障害年金 × 50/100

職務遺族年金：給付制限額 = 職務遺族年金 × 50/100

- ④ 退職年金又は職務障害年金の受給権者が禁錮（拘禁刑）以上の刑の執行を受けた場合

退職年金：給付制限額 = 終身退職年金 × 100/100

有期退職年金 × 100/100

職務障害年金：給付制限額 = 職務障害年金 × 100/100

13) 年金の課税

(1) 掛金

報酬又は賞与等を受けるたびに加入者が納付する掛金は、所得税法上、全額が社会保険料控除の対象となります。〔所得税法第74条第2項第11号〕

(2) 退職年金（遺族に対する一時金を除きます）

私学事業団が支給する退職年金（選択一時金又は整理退職一時金を除きます）は、所得税法上「雑所得（公的年金等控除の対象）」となり、源泉徴収義務者である私学事業団が支払いのつと所得税を徴収します。〔所得税法第35条〕

ただし、退職年金と私学事業団が支給する老齢・退職の給付を合算した支払額が、所得税法に定める「源泉徴収を要しない額」であるときは、所得税は徴収しません（P.656「3年金の課税」参照）。

また、選択一時金又は整理退職一時金については、所得税法に規定する「退職手当等」とみなされます。〔所得税法第31条第1号〕

(3) 職務障害年金

職務障害年金は、所得税法上、非課税となります。〔法第5条〕

(4) 遺族に対する一時金及び職務遺族年金

遺族に対する一時金及び職務遺族年金は、定期金に関する権利とし

て相続により取得したものとみなされ、所得税法上「退職手当等」と取り扱われ、相続税の課税対象となります。〔相続税法第3条第1項第2号〕

ただし、年金給付そのものは、相続時に相続税を支払うことにはなりません。〔所得税法第9条第1項第17号〕

2 用語の説明

(1) 付与率

加入者期間である各月の標準報酬月額及び標準賞与額に基づき、積立額（付与額）を算定するための率です（令和6年10月現在「1.50%」）。〔国共済法第75条第2項〕

なお、掛金等の長期滞納がある場合は、滞納期間中における付与率は半減したもので算定し、当該滞納掛金等が納付された場合は、原則として本来のものに回復します。

(2) 基準利率

積立額に対する利子や年金現価率を算定するための率です（令和6年10月現在「0.19%」）。この基準利率は、国債の利回りを基礎として、積立金の運用の状況及び見通しを勘案して設定します。〔国共済法第75条第4項〕

具体的には、10年国債応募者利回りの直近1年間又は5年間の平均のいずれか低い率を基礎とします。

(3) 年金現価率（終身年金現価率，有期年金現価率）

基準利率や死亡率を勘案し、終身にわたり又は支給残月数の期間において一定の年金額となるように定める率です（P.582参照）。〔国共済法第78条第5項，第79条第5項〕

(4) 給付算定基礎額

退職等年金給付の受給権が生じた時点において、その算定基礎とな

第4部 年金等給付

るべき加入者個人ごとの額として算定される額で、各月の標準報酬月額及び標準賞与額に付与率を乗じて得た額を、利子とともに積み立てた額の総額をいいます。〔国共済法第75条〕

(5) 終身退職年金算定基礎額

給付算定基礎額に2分の1を乗じて得た額で、終身退職年金の原資となるものです。〔国共済法第78条第1項、第2項〕

(6) 有期退職年金算定基礎額

給付算定基礎額に2分の1を乗じて得た額で、有期退職年金の原資となるものです。〔国共済法第79条第1項、第2項〕

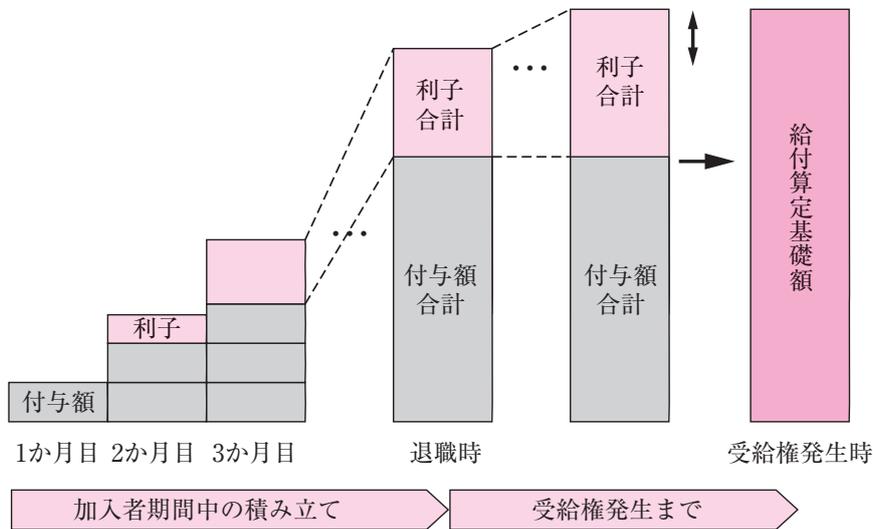
※上記の「(1)付与率」, 「(2)基準利率」及び「(3)年金現価率」は、日本私立学校振興・共済事業団共済規程で定められており、毎年10月に見直しされます。

第3節 給付算定基礎額

「加入者期間中の積み立て」と「給付算定基礎額」

退職等年金給付は、将来の年金給付に必要な原資を積み立てる「積立方式」による給付になります。

退職後も基準利率に基づいた利子が付与されます。



退職等年金給付

- ・ 付与額は、各月の標準報酬月額及び標準賞与額に付与率を乗じて計算します。
- ・ 利子は、各月の付与額に対し基準利率により複利計算で計算します。

給付算定基礎額の計算式は以下のとおりです。

給付算定基礎額 =

「加入者期間の計算基礎となる各月の標準報酬月額・標準賞与額」
 × 「当該各月の付与率」 + 「当該各月の翌月から給付事由発生日の前日の属する月までの期間に応じた利子相当額 (基準利率に基づき算定)」
 ※付与率 1.50% (令和6年10月現在)
 ※基準利率 0.19% (令和6年10月現在)

なお、加入者期間中に積み立てた額 (付与額と利子の累計額) については、

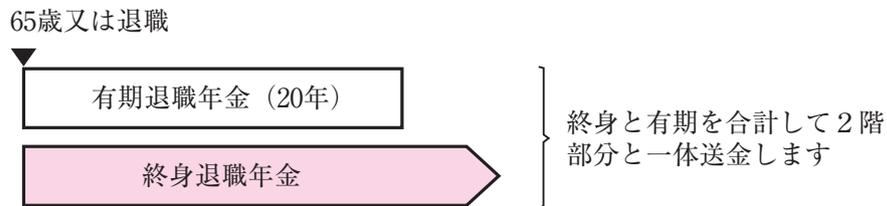
「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」によりお知らせします
(P.707参照)。

第4節 退職年金

1 支給形態

退職年金は、生涯にわたって支給される終身退職年金と、一定期間支給される有期退職年金に分けられます。〔国共済法第76条〕

【退職年金の受給イメージ】



(1) 終身退職年金

給付算定基礎額の半分を原資として、終身退職年金を生涯受給することになります。

(2) 有期退職年金

給付算定基礎額の半分を原資として、有期退職年金を原則として支給期間20年で受給することになります。

- ① 本人の申し出により支給期間を10年に短縮することができます。
- ② 年金に代えて一時金による受給を選択できます (選択一時金)。
- ③ 国家公務員の場合における国家公務員法第78条第4号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇された場合は、解雇日における給付算定基礎額の半분을整理退職一時金として請求することができます。
- ④ 受給開始前又は受給開始後に本人が死亡した場合は、未支給期間

分を遺族に一時金として支払います。ただし、当該一時金と職務遺族年金（P.607参照）を受けることができる場合は、遺族が選択するいずれか一方を受給することとなります。なお、遺族の範囲と順位については、厚生年金保険法と同様になります（P.539参照）。

※①、②での受給方法については、給付事由が発生した時点から6か月以内に申し出をした場合に限り、選択することができます。

2 受給要件

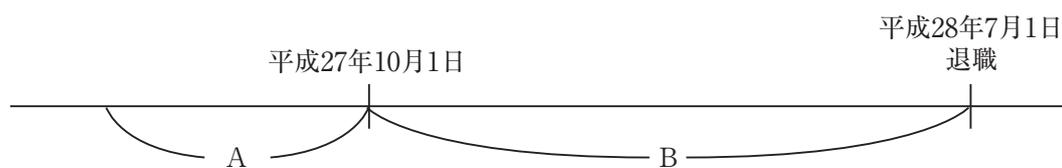
次のすべての要件に該当した場合、請求に基づき支給されます。〔国共済法第77条〕

- ① 1年以上の引き続き加入者期間を有すること〔注1〕
- ② 65歳以上であること〔注2〕
- ③ 退職していること（70歳みなし退職を含みます）

〔注1〕 「1年以上の引き続き加入者期間」とは、一元化後の加入者期間だけでなく、平成27年10月1日をまたいで引き続き一元化前の加入者期間も対象となります（算定される期間は平成27年10月以降の期間）。

〈事例〉平成28年7月1日に退職する場合

→ A + Bが1年以上引き続けば、①の要件を満たしていることとなります。



〔注2〕 本人の申し出により、60歳から64歳までの間に支給を繰り上げることができます。また、受給権発生日から最長10年（昭和27年4月1日以前に生まれた人は70歳まで）支給を繰り下げることができます（P.584参照）。

3 終身退職年金の額

(1) 新規決定時の年金額

新規決定時の終身退職年金の額は、次の計算式で計算され、その年の9月30日まで（給付事由が9月1日から12月31日までの間に生じた

第4部 年金等給付

場合は、翌年の9月30日まで)の適用となります。〔国共済法第78条〕

$$\text{終身退職年金額} = \frac{\text{終身退職年金算定基礎額}}{\text{受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率}}$$

※終身年金現価率は、年齢区分に応じて、基準利率、死亡率を勘案して毎年10月1日に改定されます。

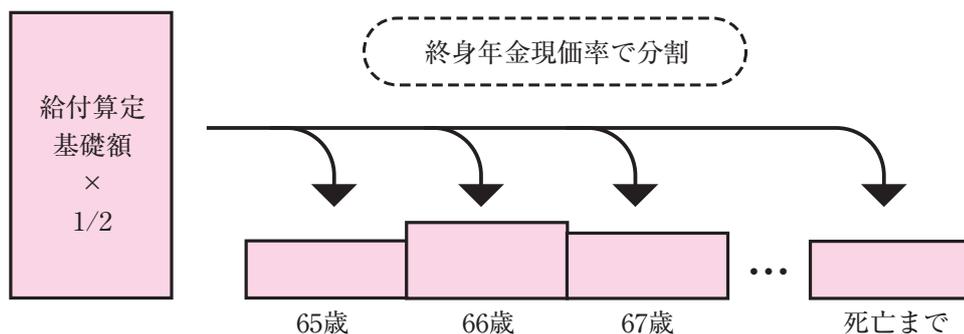
(2) 10月1日改定時の年金額

終身退職年金は、毎年10月1日に、受給権者の年齢区分(同年3月31日現在の年齢に1歳を加えた年齢を基準とした区分)に応じた終身年金現価率により、次の算式を用いて改定されます。〔国共済法第78条第3項〕

$$\text{終身退職年金額} = \frac{\text{9月30日における終身退職年金算定基礎額〔注〕}}{\text{10月1日における受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率}}$$

〔注〕 終身退職年金算定基礎額 = 9月30日における終身退職年金額 × 同年3月31日現在の年齢に1歳を加えた年齢の者に対して適用される終身年金現価率

<終身退職年金のイメージ(65歳から死亡まで)>



4 有期退職年金の額

(1) 新規決定時の年金額

新規決定時の有期退職年金の額は、次の計算式で計算され、その年の9月30日まで(給付事由が9月1日から12月31日までの間に生じた

場合は、翌年の9月30日まで)の適用となります。〔国共済法第79条〕

$$\text{有期退職年金額} = \frac{\text{有期退職年金算定基礎額}}{240\text{月 (又は120月) に対する支給残月数に応じた有期年金現価率}}$$

※有期年金現価率は、基準利率を勘案して毎年10月1日に改定されます。

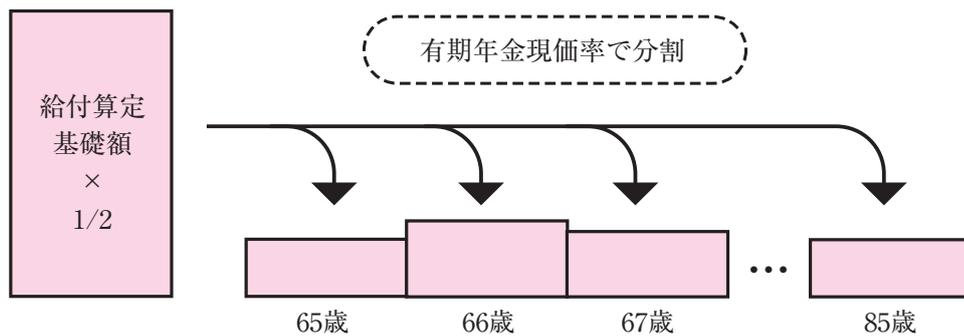
(2) 10月1日改定時の年金額

有期退職年金は、毎年10月1日に、同日における受給権者の支給残月数の区分に応じた有期年金現価率により、次の算式を用いて改定されます。〔国共済法第79条第3項〕

$$\text{有期退職年金額} = \frac{\text{9月30日における有期退職年金算定基礎額 [注]}}{10\text{月1日における240月 (又は120月) に対する支給残月数に応じた有期年金現価率}}$$

[注] 有期退職年金算定基礎額 = 9月30日における有期退職年金額 × 支給残月数の区分に応じた有期年金現価率

<有期退職年金のイメージ (65歳から20年選択の場合)>



第4部 年金等給付

退職年金現価率表

本表について

本表における諸率は、令和6年10月1日以降のものです。また、これらの諸率は共済規程で定められ、毎年10月に見直しされます。

付与率	基準利率
1.50%	0.19%

終身年金現価率

*終身退職年金の改定で適用される現価率は、下表中、受給権者の本年3月31日における年齢に1年を加えた年齢の箇所になります。

年齢	現価率	年齢	現価率	年齢	現価率	年齢	現価率
59歳	29.015851	73歳	17.466491	87歳	7.502949	101歳	2.617600
60歳	28.178724	74歳	16.657744	88歳	6.960023	102歳	2.450554
61歳	27.346322	75歳	15.858365	89歳	6.448377	103歳	2.299729
62歳	26.518943	76歳	15.070596	90歳	5.969932	104歳	2.162634
63歳	25.697071	77歳	14.295012	91歳	5.529252	105歳	2.035993
64歳	24.881226	78歳	13.531543	92歳	5.121123	106歳	1.918695
65歳	24.072022	79歳	12.780920	93歳	4.741193	107歳	1.809543
66歳	23.270132	80歳	12.045643	94歳	4.388304	108歳	1.707064
67歳	22.425008	81歳	11.328506	95歳	4.061732	109歳	1.609130
68歳	21.585571	82歳	10.631856	96歳	3.761123	110歳	1.512113
69歳	20.751673	83歳	9.957195	97歳	3.486016	111歳	1.408913
70歳	19.923694	84歳	9.305402	98歳	3.235512	112歳	1.284341
71歳	19.100793	85歳	8.677802	99歳	3.008332	113歳	1.103739
72歳	18.281647	86歳	8.076347	100歳	2.802923	114歳	0.783681
						115歳以上	0.541548

有期年金現価率

*有期退職年金の改定で適用される現価率は、下表中、受給権発生時における支給残月数(240月又は120月)から本年9月までの月数を控除した箇所になります。

支給残月数	現価率	支給残月数	現価率	支給残月数	現価率	支給残月数	現価率								
1月	0.083320	31月	2.576609	61月	5.058093	91月	7.527830	121月	9.985874	151月	12.432282	181月	14.867107	211月	17.290406
2月	0.166614	32月	2.659508	62月	5.140600	92月	7.609946	122月	10.067602	152月	12.513623	182月	14.948063	212月	17.370978
3月	0.249908	33月	2.742408	63月	5.223107	93月	7.692063	123月	10.149330	153月	12.594963	183月	15.029019	213月	17.451550
4月	0.333175	34月	2.825281	64月	5.305588	94月	7.774153	124月	10.231032	154月	12.676278	184月	15.109949	214月	17.532097
5月	0.416443	35月	2.908154	65月	5.388069	95月	7.856244	125月	10.312733	155月	12.757593	185月	15.190879	215月	17.612644
6月	0.499684	36月	2.991001	66月	5.470524	96月	7.938308	126月	10.394409	156月	12.838882	186月	15.271783	216月	17.693166
7月	0.582925	37月	3.073848	67月	5.552979	97月	8.020373	127月	10.476085	157月	12.920172	187月	15.352687	217月	17.773687
8月	0.666140	38月	3.156669	68月	5.635408	98月	8.102411	128月	10.557735	158月	13.001435	188月	15.433566	218月	17.854183
9月	0.749354	39月	3.239490	69月	5.717836	99月	8.184450	129月	10.639385	159月	13.082699	189月	15.514445	219月	17.934679
10月	0.832543	40月	3.322284	70月	5.800239	100月	8.266462	130月	10.721010	160月	13.163937	190月	15.595298	220月	18.015149
11月	0.915731	41月	3.405079	71月	5.882642	101月	8.348475	131月	10.802634	161月	13.245175	191月	15.676152	221月	18.095620
12月	0.998893	42月	3.487847	72月	5.965018	102月	8.430461	132月	10.884232	162月	13.326387	192月	15.756979	222月	18.176065
13月	1.082056	43月	3.570616	73月	6.047395	103月	8.512448	133月	10.965831	163月	13.407599	193月	15.837807	223月	18.256510
14月	1.165191	44月	3.653358	74月	6.129745	104月	8.594408	134月	11.047403	164月	13.488785	194月	15.918609	224月	18.336929
15月	1.248327	45月	3.736100	75月	6.212096	105月	8.676369	135月	11.128976	165月	13.569972	195月	15.999411	225月	18.417349
16月	1.331437	46月	3.818816	76月	6.294420	106月	8.758304	136月	11.210523	166月	13.651132	196月	16.080188	226月	18.497743
17月	1.414546	47月	3.901533	77月	6.376745	107月	8.840239	137月	11.292070	167月	13.732293	197月	16.160964	227月	18.578137
18月	1.497630	48月	3.984222	78月	6.459043	108月	8.922147	138月	11.373591	168月	13.813428	198月	16.241715	228月	18.658506
19月	1.580713	49月	4.066912	79月	6.541342	109月	9.004056	139月	11.455112	169月	13.894563	199月	16.322466	229月	18.738874
20月	1.663770	50月	4.149576	80月	6.623614	110月	9.085939	140月	11.536607	170月	13.975673	200月	16.403192	230月	18.819218
21月	1.746827	51月	4.232240	81月	6.705886	111月	9.167822	141月	11.618102	171月	14.056782	201月	16.483917	231月	18.899561
22月	1.829858	52月	4.314878	82月	6.788133	112月	9.249679	142月	11.699572	172月	14.137866	202月	16.564617	232月	18.979879
23月	1.912888	53月	4.397515	83月	6.870379	113月	9.331536	143月	11.781041	173月	14.218950	203月	16.645317	233月	19.060197
24月	1.995893	54月	4.480127	84月	6.952600	114月	9.413367	144月	11.862485	174月	14.300008	204月	16.725991	234月	19.140489
25月	2.078897	55月	4.562738	85月	7.034820	115月	9.495198	145月	11.943929	175月	14.381066	205月	16.806666	235月	19.220782
26月	2.161875	56月	4.645323	86月	7.117014	116月	9.577004	146月	12.025347	176月	14.462099	206月	16.887314	236月	19.301049
27月	2.244853	57月	4.727909	87月	7.199209	117月	9.658809	147月	12.106765	177月	14.543131	207月	16.967963	237月	19.381316
28月	2.327805	58月	4.810468	88月	7.281377	118月	9.740588	148月	12.188157	178月	14.624138	208月	17.048587	238月	19.461557
29月	2.410757	59月	4.893027	89月	7.363545	119月	9.822368	149月	12.269549	179月	14.705145	209月	17.129210	239月	19.541799
30月	2.493683	60月	4.975560	90月	7.445688	120月	9.904121	150月	12.350915	180月	14.786126	210月	17.209808	240月	19.622015

5 有期退職年金に代わる一時金等

有期退職年金に代わる一時金等には、以下の(1)~(3)があります。

(1) 選択一時金

有期退職年金に代わって有期退職年金算定基礎額に相当する額を一時金で受給することができるもので、請求が要件となります。〔国共済法第79条の2〕

一時金額 = 給付事由発生日における有期退職年金算定基礎額

(2) 整理退職一時金

1年以上の引き続き加入者期間を有し、65歳未満（当分の間60歳未満〔国共済法附則第14条〕）で、国家公務員の場合における国家公務員法第78条第4号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇された者が、解雇日から6か月以内に請求した場合に支給される給付です。〔国共済法第79条の3〕

一時金額 = 解雇日における給付算定基礎額 × 1/2

(3) 遺族一時金

1年以上の引き続き加入者期間を有する者で、退職年金を受給していない者又は有期退職年金受給者が死亡した場合に、その遺族に対して支給される給付です。ただし、職務遺族年金を受給できる場合は、当該一時金と職務遺族年金のいずれかを選択することとなります。

遺族一時金の額は、有期退職年金の算定基礎となる有期退職年金算定基礎額に相当する額となります（整理退職一時金の場合を除く）。〔国共済法第79条の4〕

第4部 年金等給付

	事 象	遺族一時金の額
①	②及び③以外の場合	死亡日における給付算定基礎額×1/2
②	退職年金の受給権者が死亡（③の場合を除く）した場合	死亡日における有期退職年金の額×240月（120月）から当該有期退職年金の事由発生月の翌月から死亡月までの月数を控除して得た月数に応じた有期退職年金現価率
③	退職年金の受給権者である加入者が死亡した場合	死亡日を退職日とみなして算定した給付算定基礎額×1/2

6 退職年金の支給繰上げ又は支給繰下げ

退職年金は、原則として65歳到達月の翌月分から支給することになっていますが、受給権者の申し出により退職年金の支給開始の時期を繰り上げて年金額を受給することができます。〔国共済法附則第13条〕

また、受給権者の申し出により退職年金の支給開始の時期を繰り下げても年金額を受給することもできます。〔国共済法第80条〕

なお、退職年金の受給権発生から5年経過後に、支給繰下げの申し出を行わず受給権発生時点に遡って受け取る請求を行った場合、請求日の5年前の日に支給繰下げの申し出があったものとみなします（昭和27年4月2日以後に生まれた人に限ります）。〔国共済法第80条第4項〕

支給繰上げ	支給繰下げ
1年以上の引き続き加入者期間を有する者が、退職して60歳以上65歳未満である場合、退職年金の支給繰上げの請求ができます。	退職年金の受給権者であって、退職年金の請求をしていない者は、受給権発生から最長10年（昭和27年4月1日以前に生まれた人は70歳まで）退職年金の支給繰下げの申し出ができます。
<p><年金額></p> <p>65歳からの受給に比べて、退職年金を受給開始する時点の給付算定基礎額が少なく、終身退職年金については年金現価率が高いので、1年間に受給できる年金額は少なくなります。</p>	<p><年金額></p> <p>65歳からの受給に比べて、退職年金を受給開始する時点の給付算定基礎額が多く、終身退職年金については年金現価率が小さいので、1年間に受給できる年金額は多くなります。</p>

<p><手続き> 支給繰上げを希望される場合には、希望する旨を私学事業団宛てに連絡してください。その場合、「退職年金決定請求書（繰上げ用）」及び「状況報告書」を送付しますので、受給開始を希望する月の前月までに提出してください。</p>	<p><手続き> 支給繰下げを希望される場合は、送付された「退職年金決定・改定請求書」及び「状況報告書」は、お手元に保管していただきます。将来、繰り下げた退職年金を請求するときは、受給を開始したい月の前月にこれらの請求書一式を提出いただくことになります。 この場合、別途請求に必要な書類を送付しますので、余裕を持って私学事業団に連絡してください。</p>
---	---

※ 請求については、終身退職年金と有期退職年金を同時に行う必要があり、どちらか一方のみを繰り上げて、又は繰り下げて受給することはできません。

7 退職改定

退職年金の受給者が70歳未満で私学共済に再加入した場合は、新たに退職等年金給付の掛金を納付することになります。この間、退職年金は全額支給停止となります。

再加入中は、これまで受給していた終身（有期）退職年金額から算出した終身（有期）退職年金算定基礎額に対して利子が加算されます。退職後は、再加入期間にかかる給付算定基礎額に基づく終身（有期）退職年金算定基礎額を合算して年金額を算出します。〔国共済法第81条〕

(1) 終身退職年金額

退職時の終身退職年金の額は、次の計算式で計算され、その年の9月30日まで（退職日が9月1日から12月31日までの間に生じた場合は、翌年の9月30日まで）の適用となります。

$$\begin{aligned} &\cdot \text{再加入前の期間にかかる終身退職年金算定基礎額 (A)} = \\ &\quad \text{「再加入日の前日における終身退職年金算定基礎額」〔注〕} + \\ &\quad \text{「再加入日の属する月から退職日の前日の属する月までの利子」} \\ &\quad \text{〔注〕 再加入日の前日における終身退職年金額} \times \end{aligned}$$

再加入時における受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率

第4部 年金等給付

- ・ 再加入した期間にかかる終身退職年金算定基礎額 (B) =
再加入した期間にかかる給付算定基礎額に2分の1を乗じて得た額
- ・ 終身退職年金額 =
{ (A) + (B) } ÷ 退職時における受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率

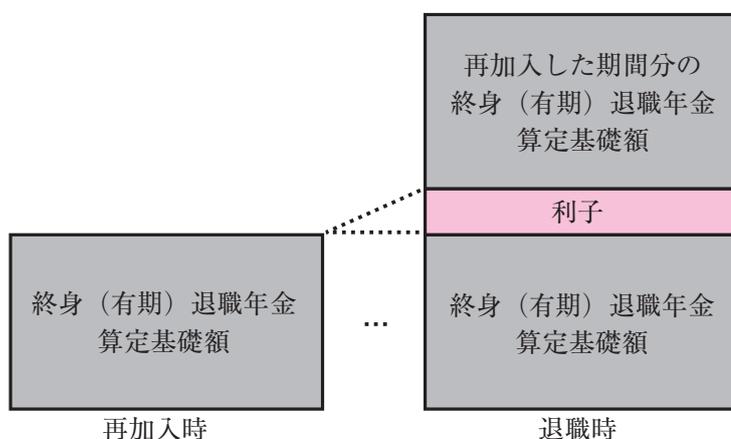
(2) 有期退職年金額

退職時の有期退職年金の額は、次の計算式で計算され、その年の9月30日まで（退職日が9月1日から12月31日までの間に生じた場合は、翌年の9月30日まで）の適用となります。

- ・ 再加入前の期間にかかる有期退職年金算定基礎額 (A) =
「再加入日の前日における有期退職年金算定基礎額」〔注〕 +
「再加入日の属する月から退職日の前日の属する月までの利子」
〔注〕 再加入日の前日における有期退職年金額 ×
240月（又は120月）に対する支給残月数に応じた有期年金現価率
- ・ 再加入した期間にかかる有期退職年金算定基礎額 (B) =
再加入した期間にかかる給付算定基礎額に2分の1を乗じて得た額
- ・ 有期退職年金額 =
{ (A) + (B) } ÷ 退職時における240月（又は120月）に対する
支給残月数に応じた有期年金現価率

※ 退職時の有期退職年金の受給方法は、新規決定時に選択していた方法（20年，10年）で受給していただくこととなります。なお、新規決定時に有期退職年金に代わって選択一時金で受け取った場合は、退職時に改めて有期退職年金の受給方法（20年，10年，選択一時金）を選択していただきます。

【退職改定のイメージ】



8 退職年金の失権

- (1) 終身退職年金及び有期退職年金共通〔国共済法第82条第1項〕
 - ・受給権者の死亡
- (2) 有期退職年金〔国共済法82条第2項〕
 - ・支給期間（20年又は10年）が終了したとき
 - ・選択一時金又は整理退職一時金を請求したとき

9 請求手続き

1) 退職年金の新規決定

受給要件（P.579参照）を満たした人には、「退職年金決定・改定請求書」（P.591参照）及び「状況報告書」（P.592参照）等を送付しますので、速やかに手続きをしてください。

ただし、外国に居住している人には請求書等を送付できませんので、受給要件に該当する場合は、私学事業団へ連絡してください。

なお、請求をしないまま5年を経過すると、時効により給付を受ける権利が消滅しますので注意してください。

(1) 請求書等の送付時期

- ・65歳以上で退職した場合は、退職した月の翌月の月末（学校法人等からの退職の届け出が遅れた場合は、加入者資格の喪失を私学事業団が確認できた時点の翌月の月末）

- ・すでに退職している人が65歳になる場合は、65歳到達月の前月の月末
- ・70歳みなし退職の場合は、みなし退職日（誕生日の前々日）のある月の翌月の月末

(2) 請求書の記入上の注意

① 太枠内を記入してください。私学事業団が決定する老齢厚生年金を決定していない人は、給付金の送金先も記入してください。この場合、添付書類として住民票と送金先の口座番号・口座名義人等が確認できる通帳等の写しが必要です（ただし、請求書の送金先欄に金融機関等の証明を受ける場合、もしくはマイナポータルに登録済の口座（公金受取口座）を送金先に指定する場合は、通帳等の写しは不要です）。なお、老齢厚生年金と同時に退職年金を請求する場合は、添付書類を兼用することができます。

② 「退職年金決定・改定請求書」(P.591参照)に、有期退職年金の受給方法（20年，10年，選択一時金）を選択する欄がありますので、希望する項目に丸をつけて提出してください。

なお、選択一時金を希望された場合は、請求書に同封されている「退職所得の受給に関する申告書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

※選択一時金を請求する人で、退職金（手当）の支給があった場合は、これらが一体での課税となることから、源泉徴収票の写しを添付してください。また、退職金（手当）の支給があった時点で、支給要件を満たしていない人については、将来、退職年金を一時金として受給する場合に備えて、源泉徴収票を必ず保管するようご指導ください。

※支給期間の短縮又は選択一時金で受給するための申し出は、給付事由が発生した時点から6か月以内である場合に限ります。

※有期退職年金を選択一時金で受給した場合でも、終身退職年金は生

涯受給していくことになります。

(3) 状況報告書の記入上の注意

① 障害の年金の受給権について

障害共済年金又は職務障害年金の受給状況を確認します。障害の年金の受給権がある場合、退職年金と障害の年金のうち、いずれか一つの年金を選択していただくこととなります。この選択は将来に向かって変更することができます。

② 給付制限の事項について

平成27年10月以降の加入者期間内に懲戒解雇処分又は平成27年10月以降の加入者期間内もしくは退職後に禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられたことがあるかを確認します。該当する場合は、加入者として所属していた学校法人等名称を記入してください。

実刑の場合は在所証明書等、執行猶予の場合は判決文の写し等を添付してください。

③ 整理退職一時金の受給について

整理退職一時金を受給したことがある場合に記入していただきます。記入内容は、退職年月日と学校法人等名称になります。

2) 退職年金の退職改定

退職（みなし退職を含みます）したことが私学事業団で確認できた時点で、「退職年金決定・改定請求書」を年金受給権者の自宅宛てに送付します。

(1) 記入上の注意

① 太枠内を記入してください。

② 新規決定時に有期退職年金に代わって選択一時金を受け取った場合は、改めて有期退職年金の受給方法（20年，10年，選択一時金）を選択していただきます。希望する項目に丸をつけて提出してください。

第4部 年金等給付

なお、選択一時金を希望された場合は、請求書に同封されている「退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

- ※ 選択一時金を請求する人で、退職金（手当）の支給があった場合は、これらが一体での課税となることから、源泉徴収票の写しを添付してください。
- ※ 支給期間の短縮又は選択一時金で受給するための申し出は、給付事由が発生した時点から6か月以内である場合に限ります。
- ※ 退職改定時に有期退職年金を選択一時金で受給した場合でも、新規決定時と同様に終身退職年金は生涯受給していくことになります。

3) 遺族一時金について

遺族一時金の決定を受けようとする人は、「遺族一時金決定請求書」(P.593参照)に次の書類を添えて私学事業団に提出してください。

(1) 添付書類

添付書類は遺族厚生年金の請求と同様です (P.566参照)。なお、「年金請求書 (国民年金・厚生年金保険遺族給付)」に添えた書類については省略することができます。

(2) 提出上の注意

「年金請求書 (国民年金・厚生年金保険遺族給付)」の提出がある時は、同時に提出してください。

退職年金決定・改定請求書の記入例

(切り取り線)

退職年金決定・改定請求書

1. 次の印字内容をご確認のうえ、太枠内(①~⑤)をご記入ください。

44361	コード	基礎年金番号	加入者番号	年金証書記号番号
001		課所符号 9500 番号 999999	県庁庁舎学校番号 13A 個人番号 9999999999	種別 61 記号番号 区分 枝番
5070331	給付事由発生日	30 350115	生年月日	① 学校法人等名称 湯島大学 退職年月日 5070331
01	② 氏名	漢字 シガク 太郎	③ 個人番号 (マイナンバー) 999999999999	
02	④ 住所	郵便番号 113-0034 都道府県名・市区町村名 漢字 東京都 文京区 町名・字名以下 漢字 ユシマ1-7-5 湯島1-7-5 電話番号 03 3813 5321	〒 トウキョウ プンキョウ 漢字 東京 市 文京 町	
03	⑤ 給付金の送金先	口座名義人 (姓) シガク タロウ 金融機関名 (カタカナで記入) ユシマ 店名 (カタカナで記入) オチャノミズ 種目 ①普通 ②当座 口座番号 (右づめ) 1234567	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 銀湯行島	

2. 有期退職年金は、申し出により「20年」、「10年」、「選択一時金」で受給することができます。下記の年金額をご参考のうえ、次の1~3のいずれかの受給方法を選んで○で囲んで下さい。

有期退職年金	①. 20年	2. 10年	3. 選択一時金
--------	--------	--------	----------

*2または3の受給方法の申し出は、退職年金の給付事由発生日6か月以内である場合に限ります。

あなたの退職年金予定額

終身退職年金 年金額	2,700 円
有期退職年金 年金額	
1. 20年で受給する場合の年金額	3,400 円
2. 10年で受給する場合の年金額	6,700 円
3. 選択一時金で受給する場合の額	67,200 円

上記のとおり、退職年金を請求します。
令和〇〇年〇〇月〇〇日
日本私立学校振興・共済事業団 理事長殿

私学事業団記入欄 (以下は記入しないでください。)

21	有期 請求 請求 請求 請求 請求	中有 届	90	受付年月日	内宛 通知 制御
----	-------------------	------	----	-------	----------

確認	審査
----	----

状況報告書の記入例

状況報告書

以下の1～3について、該当する内容をご記入ください。

(1は全員、2および3は該当する人のみ)

記入日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
基礎年金番号 ()	9500 — 999999
請求者氏名	私学太郎

1. 現在、私学事業団から障害を事由とする年金(下記参照)を受給(請求)していますか。

次のアまたはイを○で囲んでください。

<input checked="" type="radio"/> ア	受給(請求)していない
<input type="radio"/> イ	受給(請求)している (支給停止となっている場合を含む)

<障害を事由とする年金>
 ・障害共済年金(年金証書記号番号のアルファベットがBまたはC)
 ・職務障害年金(年金証書記号番号のアルファベットがE)
 ※ 障害厚生年金(年金証書記号番号のアルファベットがD)のみ受給(請求)している人は、選択の必要がありませんので、「ア」を○で囲んでください。

イを○で囲んだ人は、次の(1)(2)をご記入ください。
 アを○で囲んだ人は記入不要です。

(1) 次の欄に、障害を事由とする年金の種類等の項目をご記入ください。

年金の種類	受給状況	年金証書記号番号	支給開始年月
障害共済年金 ・ 職務障害年金	受給中 ・ 請求中	64— ※請求中の場合は記入不要です	昭和 ・ 平成 年 月 ・ 令和

(2) 今回請求された退職年金と障害を事由とする年金は、一方を選択して受給することになります。
 あなたが選択する年金について、次のア～ウのいずれかを○で囲んでください。

<input type="radio"/> ア	年金額が高い方を受給する
<input type="radio"/> イ	今回請求した退職年金を受給する
<input type="radio"/> ウ	障害を事由とする年金を受給する

2. 次のアまたはイに該当する場合、該当する項目を○で囲んでください。

該当しない場合は記入不要です。

<input type="radio"/> ア	加入者期間内に懲戒解雇処分を受けたことがある
<input type="radio"/> イ	加入者期間内または退職後に禁錮以上の刑に処せられたことがある

該当する加入者期間に所属していた学校法人等名称

※ アまたはイに該当する場合、退職年金に給付制限がかかることがあります。
 実刑の場合は在所証明書等、執行猶予の場合は判決文の写し等を添付してください。

3. 過去に整理退職一時金を受給した場合、次の項目をご記入ください。該当しない場合は記入不要です。

退職年月日	平成 令和	年	月	日	学校法人等名称
-------	----------	---	---	---	---------

記入内容は以上です。「退職年金決定・改定請求書」と一緒に必ずご提出ください。

10 日本国籍を有しない人に対する脱退一時金

短期在留の外国人について、退職等年金給付の年金額が少額になると支給額が送金手数料を下回ってしまい送金ができない等の不都合が生じていることから、令和4年4月1日より厚生年金保険に即して脱退一時金の制度が設けられました。〔国共済法附則第13条の2〕

1) 受給要件

次の①～⑤のすべての要件に該当した場合、請求に基づき支給します。

- ① 日本国籍を有しないこと
- ② 平成27年10月以降の加入者期間が引き続き1年以上あって退職していること
- ③ 退職等年金給付の請求を行っていないこと
- ④ 厚生年金保険の脱退一時金を請求していること
- ⑤ 職務障害年金、経過的職域加算額（障害共済年金）または障害共済年金の受給権を有したことがないこと

〔注1〕 令和4年3月以前に厚生年金保険の脱退一時金を請求した人も、令和4年4月以降に退職等年金給付の脱退一時金を請求することができます。

〔注2〕 この脱退一時金の算定基礎となった加入者であった期間は、退職等年金給付に関する規定の適用については加入者期間でなかったものとみなされますので、ご注意ください。

2) 脱退一時金の計算方法

退職日における給付算定基礎額（P.577）の1/2に相当する金額を支給します。

3) 請求手続き

厚生年金保険の脱退一時金の請求にかかる取りまとめ実施機関（P.469）が私学事業団の場合は、脱退一時金請求書（厚生年金給付／退職等年金給付）の「4. 私学共済の退職等年金給付にかかる脱退一時金の請求意思の確認」欄の「I claim the payment 請求する」を○で囲むことで、

厚生年金保険の脱退一時金と同時に請求することができます。

〔注〕脱退一時金は、所得税法では退職所得として課税の対象となります（P.468参照）。

厚生年金保険の脱退一時金の請求にかかる取りまとめ実施機関（P.469参照）が私学事業団以外の場合は、他実施機関で厚生年金保険の脱退一時金を請求後に、別途、退職等年金給付の脱退一時金の請求を行う必要があります。

〔注〕令和4年3月以前に厚生年金保険の脱退一時金を請求した場合は、上記の区分けによらず、私学事業団へ請求してください。

〈添付書類〉

私学事業団へ厚生年金保険の脱退一時金と同時に退職等年金給付にかかる脱退一時金の請求をする場合は、添付書類を省略できます。

他実施機関に厚生年金保険の脱退一時金の請求を行った場合や、令和4年3月以前に厚生年金保険の脱退一時金を請求した場合は、請求書にP.470の①と②を添付してください。

〈提出上の注意〉

- ・脱退一時金請求書（厚生年金給付／退職等年金給付）の「4. 私学共済の退職等年金給付にかかる脱退一時金の請求意思の確認」欄の○がない場合、退職等年金給付にかかる脱退一時金の請求意思はなかったものとみなします。
- ・厚生年金保険の脱退一時金のみ請求し、退職等年金給付にかかる脱退一時金は請求しないこともできます。その場合は、原則65歳以降、退職年金の受給要件（P.579参照）を満たしたときに退職年金の請求をしてください。

第5節 職務障害年金

1 受給要件〔国共済法第83条〕

加入者又は加入者であった者が、次の(1)～(3)いずれかの職務による病気又は負傷にかかる傷病（以下「職務傷病」といいます）が原因で障害の状態になったときに支給されます。ただし、通勤災害は除きます。

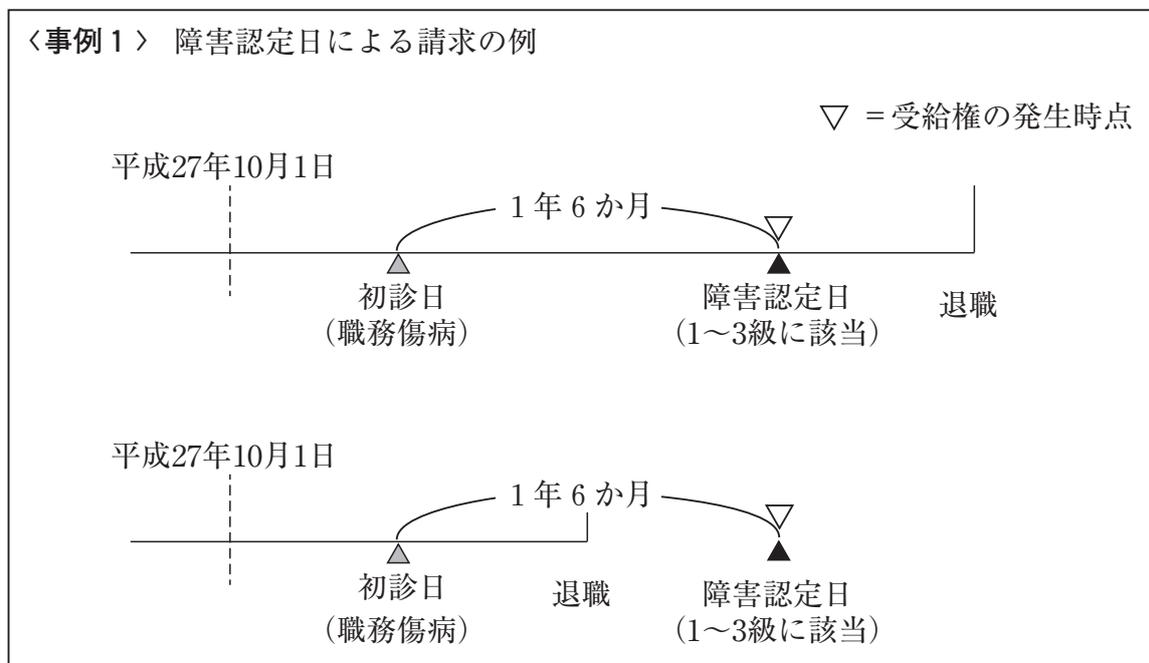
なお、障害厚生年金と異なり、保険料納付要件はありません。

(1) 障害認定日による請求

加入者である間に初診日〔注〕がある職務傷病が原因で、障害認定日（P.473参照）に障害等級1級から3級の障害の状態に該当したとき

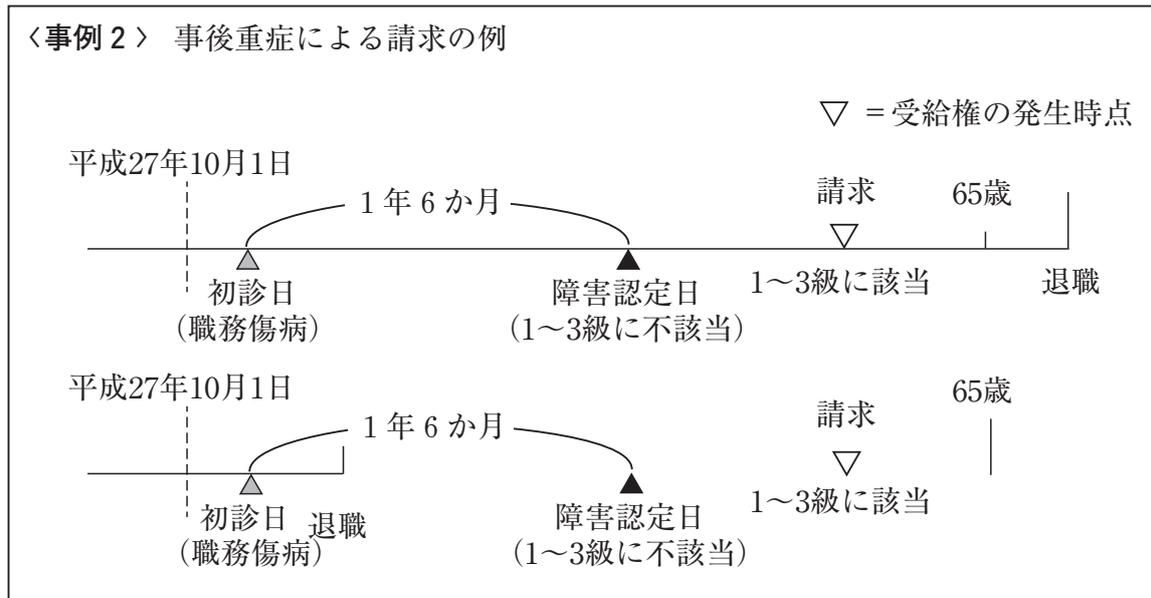
〔注〕平成27年10月1日以降に初診日のある傷病に限られます。なお、同日前に初診日がある傷病（通勤災害による傷病や職務によらない傷病も含みます）については、経過的職域加算額（障害共済年金）が支給されます。

〈事例1〉 障害認定日による請求の例



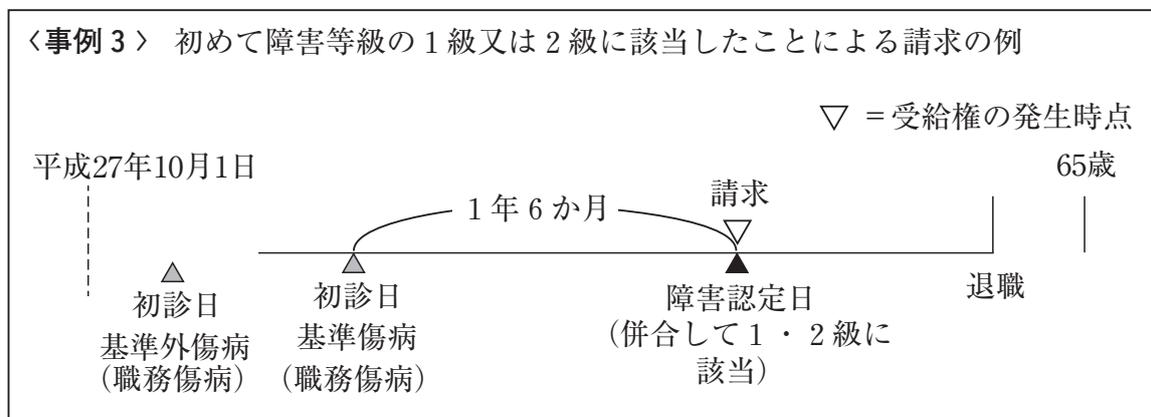
(2) 事後重症による請求

加入者である間に初診日がある職務傷病が原因で、障害認定日において障害等級に該当しなかった人が、その後65歳に達するまでの間に障害等級に該当し請求したとき



(3) 初めて障害等級の1級又は2級に該当したことによる請求

加入者である間に初診日がある職務傷病（基準傷病）による障害と、それ以外の職務傷病（基準外傷病）による障害とを併合して、障害認定日以後65歳に達するまでの間に初めて1級又は2級の障害の状態に該当し請求したとき



※(1)~(3)のいずれの場合も通勤災害によるものは、対象となりません。

2 職務障害年金の額〔国共済法第84条，平成27年国共済経過措置政令第153条〕

職務障害年金の額は，次の①～③の計算を行い，一番高くなる計算を年金額として採用します。

$$\textcircled{1} \text{ 職務障害年金額} = \frac{\text{職務障害年金算定基礎額〔注1〕}}{\text{受給者の年齢区分に応じた終身年金現価率〔注2〕}} \times \text{調整率〔注3〕}$$

② 障害等級に応じた年金額の最低保障額（一元化前の職務上最低保障額に相当します）〔注4〕

①の額が，障害等級に応じた次の金額から厚生年金給付相当額〔注5〕を控除して得た金額に満たないときは，当該控除して得た金額が保障されます。

- ・ 1級 4,152,600円
- ・ 2級 2,564,800円
- ・ 3級 2,320,600円

※上記の各金額は毎年度改定されます。令和7年度の各金額についてはP.360参照

③ 経過的職域加算額（障害共済年金）の年金額

平成27年9月以前の加入者期間がある場合に限りです。（計算についてはP.504～507職務上の場合を参照）

〔注1〕 職務障害年金算定基礎額は，次の①又は②のいずれかになります。

なお，いずれの場合も，加入者期間は平成27年10月1日以降の期間に限られます。また，給付事由発生日において退職年金の受給権者である場合の給付算定基礎額は，終身退職年金算定基礎額に2を乗じて得た額です。

① 加入者期間が300月以下の場合

$$\text{給付算定基礎額} \times 5.334 \text{（1級は8.001）} \div \text{加入者期間} \times 300\text{月}$$

② 加入者期間が300月を超える場合

(給付算定基礎額×5.334(1級は8.001)÷加入者期間×300月) + (給付算定基礎額(1級は×1.25)÷加入者期間) × (加入者期間 - 300月)

〔注2〕 給付事由発生日における年齢(59歳に満たない場合は生年月日により以下の表の年齢)に応じた率を受給権が消滅するまで使用します。(国共済法第84条第1項, 附則第14条, 国共済政令附則第7条の2)

生年月日	年齢
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	61歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	62歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	63歳
昭和36年4月2日～	64歳

〔注3〕 職務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度の調整率を基準とし, 翌年度以降は国民年金の改定率により年金額が改定されます。なお, 次の計算により求めた率になります。

$$\text{調整率} = \frac{\text{職務障害年金を支給する各年度における国民年金法の改定率}}{\text{職務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度における国民年金法の改定率}}$$

〔注4〕 退職等年金給付は, 公的年金たる2階部分とは異なる制度ですが, 一元化前の職務上最低保障の水準を保障する観点から, 職務障害年金と公的年金たる2階部分とを合わせた額で最低保障額を設定しています。

〔注5〕 厚生年金給付相当額とは, 各制度から給付される厚生年金, 共済年金の年金額のうち, 定額部分の額, 職域相当部分の額, 加給年金額や基礎年金に相当するものとして加算された額等を除いた額をいいます。また, これら2以上の厚生年金相当部分の給付額を併せて受けることができる場合は, その合計額とし, 最も高い厚生年金給付相当額を最低保障額から控除することとなります。〔国共済法第84条第7項, 国共済政令第20条, 私学共済法施行規則第18条の10〕

3 障害の程度が変わった場合の年金額の改定等〔国共済法第85条〕

障害程度が減退したとき, 又は増進した場合において, その人から請

求があったときはその障害の程度に応じて職務障害年金の額を改定します。

また、障害等級が1級又は2級の職務障害年金の受給権者が、さらに別の職務障害により3級以下の障害状態になり、かつ、これらの障害を併合した障害の程度が当初の職務障害年金の程度より増進したとき（2級から1級になる場合）は、増進した後の障害程度に応じて職務障害年金の額を改定します。ただし、障害等級3級の受給権者で、障害の程度が65歳以降になって増進したときには、その額の改定は行いません。

4 2以上の障害がある場合〔国共済法第86条〕

障害等級が1級又は2級の職務障害年金の受給権者に対して、さらに別の障害等級が1級又は2級の職務障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による職務障害年金を支給します。ただし、前後の障害を併合した障害の程度による職務障害年金を受ける権利を取得したときには、従前の職務障害年金を受ける権利は消滅することとなります。

なお、前後の障害を併合した障害の程度による職務障害年金が、消滅した従前の職務障害年金の額に満たないときは、従前の職務障害年金額を保障します。

5 職務障害年金の支給停止〔国共済法第87条〕

職務障害年金は、次に掲げる場合に該当するときは、支給停止をします。

- (1) 加入者である間
- (2) 職務障害年金の障害程度が障害等級に該当しなくなったときは、その該当しない間。ただし、支給停止された職務障害年金の受給権者が、後発の職務傷病の初診日において加入者であり、65歳に達する前日までに併合して障害等級が1級又は2級になったときは支給停止を解除します。

6 職務障害年金の失権〔国共済法第88条〕

職務障害年金を受けている人が、次のいずれかに該当したときは、職

務障害年金を受ける権利が消滅します。

- (1) 死亡したとき
- (2) 障害等級が1級～3級に該当しない障害の状態の者が65歳に達したとき（3年経過時点が65歳を超える場合は、3年経過時点となります）

7 請求手続き

「職務障害年金決定・改定請求書」（P.603参照）、「状況報告書（職務障害年金用）」（P.604参照）及び「職務障害年金請求に関する確認書（学校法人等用）」（P.605参照）に次の書類を添えて提出してください。

(1) 記入上の注意

- ① 「加入者等記号・番号」欄は、「資格情報のお知らせ」又は「年金等給付加入者記録票」等に記載されている最終加入者等記号・番号を記入してください。
- ② 「年金証書記号番号」欄は、「年金証書」又は「支給年金額変更通知書」に記載されている年金証書記号番号を記入してください。未決定の場合は空欄にしてください。
- ③ 「基礎年金番号」欄は、日本年金機構から交付された「基礎年金番号通知書」等に記載されている番号を記入してください。

(2) 状況報告書（職務障害年金用）について

- ① 障害の発生した原因が第三者の行為によるものか確認します。
- ② 職務障害年金以外の年金の決定状況について確認します。
他の事由による年金を受けている場合、いずれか一つの年金を選択していただくこととなります。
- ③ 給付制限の事項について
加入者期間内に懲戒免職の処分又は加入者期間内もしくは退職後に禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられたことがあるかを確認します。該当する場合は、加入者として所属していた学校法人等名称を記入してください。

また、実刑の場合は在所証明書等、執行猶予の場合は判決文の写し等を添付してください。

(3) 職務障害年金請求に関する確認書（学校法人等用）

請求者から職務障害年金請求書の提出を受けた後に、障害の原因等について労働基準法による障害補償等の決定状況等について確認するものです。

(4) 添付書類

労働基準法又は労働者災害補償保険法の規定による給付にかかる「支給決定通知」の写し

その他の添付書類は厚生年金保険障害給付と同様です（P.512参照）。なお、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）」に添えた書類については、省略することができます。

(5) 障害の程度が変わった場合の年金額の改定を請求する場合の手続き

職務障害年金受給権者の障害の程度が増進又は減退したときは、変わった後の障害の等級に応じて年金額を改定しますので、「職務障害年金決定・改定請求書」を提出してください。

〈添付書類〉

① 診断書

② その他、必要とする書類

(6) 退職に伴う支給停止の解除について

在職中のため年金の支給が停止されていた受給権者が退職した場合は、年金の支給停止が解除されます。なお、障害の年金は障害認定日までの加入者期間を基礎（最低保障300月）に算定することとなっていますので、退職日までの加入者期間等を含めた年金額の改定は行いません。

(7) 職務障害年金の障害非該当の届け出

障害の程度が障害等級に該当しなくなった場合、速やかに「職務障害年金 障害非該当届」（P.606参照）を提出してください。

職務障害年金決定・改定請求書の記入例

職務障害年金決定・改定請求書

44364	裁定コード	①基礎年金番号				②加入者等記号・番号				年金証書番号			
	00	課所符号	番号	県	学種	学校番号	個人番号	種別	番号	区分	校番		
		9	9500999999	9	131	9999999999	64				E		
給付事由発生年月日		③生年月日		④性別		⑤個人番号(マイナンバー)							
4平	5令	4平	5令	4平	5令	1	2	9	9	9	9	9	9
						男	女						
⑥退職年月日		⑦退職している場合、退職時の所属学校法人等の名称											
4平	5令	湯島学園											

下記のとおり請求します。

令和 ○年 ○月 ○日

日本私立学校振興・共済事業団 理事長 殿

⑧請求事由(番号を○で囲んでください)

①障害認定日の請求
 2. 事後重症による請求
 3. 初めて1・2級に該当したことによる請求
 4. 年金の改定による請求

以下、請求者ご自身について記入してください。

01 ⑨氏名

フリガナ	シ ガク	(名)	タ ロウ
漢字	私 学	(名)	太 郎

⑩初診日

4平 5令 050510

⑪障害認定日

4平 5令 061110

02 ⑫住所

郵便番号	都道府県名・市区町村名	フリガナ	都道府県	市	郡	町村
113-0034	東京都文京区	トウキョウシブンキョウ	東京	文京		区
		ユシマ 1-7-5				
町名・字名以下	漢字					
		湯島1-7-5				
電話番号	292(市外局番)	297(局番)	292(番号)			
	03	3813	5321			

03 ⑬給付金の送金先

口座名義人(かたかな)	シガク	(名)	タロウ	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄		
金融機関	金融機関名(カタカナで記入)	店名(カタカナで記入)	種目	口座番号(右づめ)	送金	受取機関の証明
	銀行・金庫 信組・農協 信連・信協 信濃連	本店 支店 出張所 本所 支所	122 123 2		106	
ゆうちょ銀行	預金通帳の記号番号		<input checked="" type="checkbox"/> マイナポータル等で登録済の公金受取口座を指定 (指定する場合は○してください。この場合、右欄の証明又は通帳等コピーの添付は不要です。)	送金	143	
	記号	再発番号				
	19990	09999999				

証明欄は、口座が確認できる通帳のコピー等の添付で代えることができます。

第4部 年金等給付

状況報告書（職務障害年金用）の記入例

状況報告書（職務障害年金用）

1. 傷病の発生した原因は、第三者の行為（交通事故等）によるものですか。次のア、イのいずれかを○で囲んでください。

ア	はい
イ	いいえ

2. 年金受給について、以下（1）～（3）にお答えください。

（1）この年金の請求以外で、以下の表1の公的年金制度から年金（退職・老齢・障害、遺族）の年金の決定を受けていますか（請求中を含む）。番号を○で囲んでください。

<input checked="" type="radio"/> 1	決定を受けている	<input type="radio"/> 2	決定を受けていない
------------------------------------	----------	-------------------------	-----------

記号	公的年金制度名
ア	国家公務員共済組合法（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む。）
イ	地方公務員等共済組合法（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む。）
<input checked="" type="radio"/> ウ	私立学校教職員共済法
<input checked="" type="radio"/> エ	国民年金法
オ	厚生年金保険法

（2）上記（1）で1を○印で囲んだ方は、決定を受けている全ての年金について次の欄に記入してください。現在請求中で、まだ決定を受けていない年金については、年金証書記号番号欄に「請求中」と記入してください。

公的年金制度名 (表1より記号を選択してください)	年金の種類(退職・老齢・遺族・障害など)	年金証書記号番号	支給開始年月
ウ	障害	請求中	昭和 平成 令和 年 月
エ	障害	請求中	昭和 平成 令和 年 月
			昭和 平成 令和 年 月

2. 給付制限の事項についてお答えください。
次のア～ウのいずれか該当するものを○印で囲んでください。

ア	加入者期間内（※1）に懲戒免職または停職処分を受けたことがある
イ	加入者期間内（※1）または退職後に禁錮以上の刑に処せられたことがある（※2）
<input checked="" type="radio"/> ウ	ア、イのいずれにも該当しない

（※1）該当する加入者期間に所属していた学校法人等名称を記入してください。

→ 学校法人等名称

添付書類

（※2）イを○印で囲んだ方 → 実刑の場合は在所証明書等、執行猶予の場合は判決文の写し等を添付してください。

上記のとおり請求します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

日本私立学校振興・共済事業団 理事長 殿

届出者氏名

私学 太郎

職務障害年金請求に関する確認書(学校法人等用)の記入例

職務障害年金請求に関する確認書(学校法人等用)

このたび、以下の請求者より、障害の原因が職務上によるものであるとして、「職務障害年金請求書」が提出されました。つきましては、お手数ではございますが、以下についてご回答をお願いします。

(私立学校教職員共済法施行規則第二十七条第三項)

請求者について

①加入者等記号・番号			
県	学種	学校番号	個人番号
13	I	9:9:9:9:9:9:9:9	9:9:9:9

④氏名
私学 太郎

③生年月日			
年	月	日	時
昭和 45	4	0	10
	1	0	1

- 障害の原因は「職務上」によると請求者本人から申し出がありますが、学校を通して労災等の請求をしたことはありますか。(以下、該当するものについて、○で囲んでください。)

はい いいえ
1. で「はい」に○をした場合、労災等の給付は決定したでしょうか。

決定した → (保険給付名をご記入ください。: 療養補償給付)

決定していない → (理由をご記入ください。:)
- きっかけとなる事件・事故等がありましたか。

はい いいえ 不明
3. で「はい」に○をした場合、その内容について具体的に記述してください。

上記の者の障害の原因となった事故又は災害の発生日及び発生日時刻	平成 令和	年	月	日	午前 午後	時	分	頃
	令和	5	5	10	午前	10	00	

発生原因及び発生状況

体育の授業の指導中に転倒し負傷した。

- 請求者の職務上災害の申立て等について、学校法人等のご意見等がありましたら、ご記入ください。

以上、回答します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

日本私立学校振興・共済事業団 理事長 殿

学校法人等所在地 〒102-0071

電話番号 03 (9999) 9999

東京都千代田区富士見 1-10-12

名称

湯島学園

代表者名

湯島 一郎

(記入者名: 湯島 花子)

職務障害年金 障害非該当届の記入例

日本私立学校振興・共済事業団

職務障害年金 障害非該当届

(障害の状態が回復し、障害の等級に該当しなくなった届)

氏名	私学 次郎	生年月日	<input checked="" type="radio"/> 昭和 42年 1月 1日
基礎年金番号	9500-999990		
年金証書の記号番号	64-999990E		
傷病名	〇〇〇損傷		
障害の程度が障害等級に該当しなくなった年月日	令和 6年 6月 1日		
障害等級に該当する状態でなくなった理由			
障害状態が軽快したため			
(添付書類)		イ 診断書	
<input checked="" type="radio"/> 不要		2. 〇印の書類	
		ロ レントゲン	
		ハ その他	

令和 〇年 〇月 〇日 提出

受給権者 郵便番号 113-0034
 住所 東京都文京区湯島町 1-7-5
 氏名 私学 次郎
 電話番号 03-3813-5321

第6節 職務遺族年金

1 受給要件〔国共済法第89条〕

加入者又は加入者であった者が、次のいずれかに該当する場合は、その人の遺族に対して職務遺族年金を支給します。なお、遺族の範囲と順位については、厚生年金保険法と同様になりますが、保険料納付要件はありません。

- (1) 加入者が、職務傷病により死亡したとき（行方不明となり失踪宣告により死亡とみなされたときを含みます）
- (2) 加入者が退職後に、加入者であった間に初診日がある職務傷病によりその初診日から5年以内に死亡したとき
- (3) 1級又は2級の職務障害年金受給権者が、職務障害年金の給付事由となった職務傷病により死亡したとき

また、1年以上の加入者期間があり、保険料納付済期間等が25年以上ある者が、次の①、②に該当したときも支給されます。

- ① 加入者が退職後に、加入者であった間に初診日がある職務傷病により死亡したとき
- ② 職務障害年金受給権者が、職務障害年金の給付事由となった職務傷病により死亡したとき

※いずれの場合も、通勤災害によるものは対象となりません。

※平成27年10月1日以降に初診日がある傷病に限られます。

2 職務遺族年金の額〔国共済法第90条、平成27年国共済経過措置政令第154条〕

職務遺族年金の額は、次の①～③の計算を行い、一番高くなる計算を年金額として採用します。

第4部 年金等給付

- ① 職務遺族年金額 = $\frac{\text{職務遺族年金算定基礎額〔注1〕}}{\text{死亡者の年齢区分に応じた終身年金現価率〔注2〕}} \times \text{調整率〔注3〕}$
- ② 年金額の最低保障額(一元化前の職務上最低保障額に相当します)〔注4〕
 ①の額が、1,038,100円(毎年度改定されます。令和7年度の金額についてはP.360参照)から厚生年金給付相当額〔注5〕を控除して得た金額に満たないときは、当該控除して得た金額が保障されます。
- ③ 経過的職域加算額(遺族共済年金)(平成27年9月以前の加入者期間を有する場合に限ります)
 経過的職域加算額(遺族共済年金)の年金額(職務上の場合)(P.553～561参照)

〔注1〕 職務遺族年金算定基礎額は、次のとおり計算します。この場合の加入者期間は、平成27年10月1日以降の期間に限ります。また、給付事由発生日において退職年金の受給権を有する場合の給付算定基礎額は、終身退職年金算定基礎額に2を乗じて得た額です。

- ① 加入者期間が300月以下の場合
 給付算定基礎額×2.25÷加入者期間×300月
- ② 加入者期間が300月を超える場合
 給付算定基礎額×2.25

〔注2〕 給付事由発生日における年齢(59歳に満たない場合は生年月日により以下の表の年齢)に応じた率を受給権が消滅するまで使用します。(国共済法第90条第1項、附則第14条、国共済政令附則第7条の2)

生年月日	年齢
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	61歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	62歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	63歳
昭和36年4月2日～	64歳

〔注3〕 職務遺族年金の給付事由が生じた日の属する年度の調整率を基準とし、翌年度以降は、国民年金の改定率により年金額が改定されます。な

お、次の計算により求めた率になります。

$$\text{調整率} = \frac{\text{職務遺族年金を支給する各年度における国民年金法の改定率}}{\text{職務遺族年金の給付事由が生じた日の属する年度における国民年金法の改定率}}$$

〔注4〕 退職等年金給付は、公的年金たる2階部分とは異なる制度ですが、一元化前の職務上最低保障の水準を保障する観点から、職務遺族年金と公的年金たる2階部分とを合わせた額で最低保障額を設定しています。

〔注5〕 厚生年金給付相当額とは、各制度から給付される厚生年金、共済年金の年金額のうち、定額部分の額、職域相当部分の額、加給年金額や基礎年金に相当するものとして加算された額等を除いた額をいいます。また、これら2以上の厚生年金相当部分の給付額を併せて受けることができる場合は、その合計額とし、最も高い厚生年金給付相当額を最低保障額から控除することとなります。〔国共済法第90条第7項、国共済政令第20条、私学共済法施行規則第18条の10〕

3 職務遺族年金の支給停止〔国共済法第91条〕

職務遺族年金は、次に掲げる場合に該当するときは、支給停止をします。

(1) 受給権者が夫、父母又は祖父母の場合

受給権者が60歳に達するまでは、支給停止となります。ただし、夫が遺族基礎年金を受ける権利を有する場合は、停止をしません。

(2) 受給権者が子の場合

配偶者が職務遺族年金を受給している間は支給停止をします。ただし、次に掲げる場合には、支給されます。

① 配偶者自らの申し出により職務遺族年金を支給停止している場合

② 配偶者が60歳未満の夫である場合

③ 配偶者が下記(3)に該当することにより職務遺族年金が支給停止されている場合

(3) 受給権者が配偶者である場合

その死亡について、配偶者が遺族基礎年金の受給権を有せず、かつ、

子が遺族基礎年金の受給権を有するときには、支給停止となり、職務遺族年金は子が受給することになります。

4 職務遺族年金の失権〔国共済法第93条〕

職務遺族年金を受けている人が、次のいずれかに該当したときは、職務遺族年金を受ける権利が消滅します。

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻（事実上の婚姻関係を含みます）をしたとき
- ③ 直系血族及び直系姻族以外の養子（事実上の養子縁組を含みます）となったとき
- ④ 死亡した加入者であった人との親族関係が離縁（養子縁組の解消）によって終了したとき
- ⑤ 遺族基礎年金を受給できない30歳未満の妻が、受給権を取得してから5年が経過したとき
- ⑥ 遺族基礎年金を受給していたが30歳前にその権利が消滅したときから5年経過したとき
- ⑦ 子又は孫が18歳到達年度の末日になったとき（1級又は2級に該当する障害の状態にあるときを除きます）
- ⑧ 1級又は2級に該当する障害の状態にある子又は孫について、その事情がなくなったとき（18歳到達年度の末日までの間にあるときを除きます）
- ⑨ 1級又は2級に該当する障害の状態にある子又は孫が20歳に達したとき

5 請求手続き

職務遺族年金の決定を受けようとする人は、「職務遺族年金決定請求書」（P.612参照）及び「状況報告書（職務遺族年金用）」（P.613参照）に次の書類を添えて私学事業団に提出してください。

また、別途学校法人等からは「職務遺族年金請求に関する確認書（学

校法人等用)」(P.614参照)を提出してください。

〈添付書類〉

労働基準法又は労働者災害補償保険法の規定による給付にかかる「支給決定通知」の写し

その他の添付書類は厚生年金保険遺族給付と同様です(P.566参照)。なお、「年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)」に添えた書類については、省略することができます。

職務遺族年金決定請求書の記入例

職務遺族年金決定請求書

44363	裁定コード 001	①請求者の基礎年金番号			②加入者等記号・番号			③年金証書番号			
		課所符号	番号	県	学種	学校番号	個人番号	種別	番号	区分	枝番
		1122345678	13	I	9999999999	63				E	

給付事由発生日 6月 07日 10年	④死亡した者の生年月日 6月 38日 20年	⑤性別 男	⑥請求者の個人番号(マイナンバー) 99999999999999
-----------------------	---------------------------	----------	-------------------------------------

⑦死亡した者の基礎年金番号 9500980999	⑧死亡年月日 6月 07日 10年
-----------------------------	----------------------

⑨退職年月日 6月 07日 10年	⑩学校法人等名称 学校法人 湯島学園
----------------------	-----------------------

フリガナ(姓) シ ガク	(名) タ ロウ
漢字(姓) 私 学	(名) 太 郎

⑫請求事由(番号を○で囲んでください)

- 加入者が、職務に起因する傷病により死亡したことによる請求
- 加入者であった者が、退職後に、加入者であった間に初診日がある職務傷病により、当該初診日から5年以内に死亡したことによる請求
- 障害等級1級または2級に該当する障害の状態にある職務障害年金の受給権者が当該職務障害の給付事由となった傷病により死亡したことによる請求
- 1年以上引き続き加入者期間、かつ、保険料納付期間・合算対象期間を合計して25年以上ある者が職務傷病により死亡したときの上記2. 3. については 2.「該当初診日から5年以内」を除き、3.「1級または2級」を「3級」とし、これによる請求

以下、請求者ご自身について記入してください。

01	フリガナ(姓) シ ガク	(名) キョウ コ
	漢字(姓) 私 学	(名) 共 子
⑬請求者氏名	フリガナ(姓) シ ガク	(名) キョウ コ
	漢字(姓) 私 学	(名) 共 子
⑭請求者生年月日	⑮性別	⑯続柄
6月 38日 20年	男	妻

02	郵便番号	都道府県名・市区町村名	フリガナ	都道府県	市	区
	113-8441	東京都 東京府 市 文京区	トウキョウ	都	市	区
⑰住所	フリガナ	漢字	ユシマ 1-7-5	湯島1-7-5		
	電話番号	3813	5321			

03	口座名義人(カタカナ) シガク	(名) キョウコ	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄	
	金融機関	店名(カタカナで記入)	種目	口座番号(右づめ)
ゆうちょ銀行	預金通帳の記号番号	19990/09999991	1 普通	106
	記号	再掲	番号	送金
	19990	09999991		1

※決定番号
63-

状況報告書（職務遺族年金用）の記入例

状況報告書（職務遺族年金用）

1. 死亡の発生原因についてお答えください。
死亡した原因は、第三者の行為（交通事故等）によるものですか。次のア、イのいずれかを○で囲んでください。

ア	はい
イ	いいえ

2. 年金受給について、以下（1）～（3）にお答えください。
（1）この年金の請求以外で、以下の表1の公的年金制度から年金（退職・老齢・障害・遺族）の年金の決定を受けていますか（請求中を含む）。番号を○で囲んでください。

1. 決定を受けている→（2）へ進んでください 2. 決定を受けていない

表1

記号	公的年金制度名
ア	国家公務員共済組合法（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む。）
イ	地方公務員等共済組合法（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む。）
ウ	私立学校教職員共済法
エ	国民年金法
オ	厚生年金保険法

（2）上記（1）で1を○印で囲んだ方は、決定を受けている全ての年金について次の欄に記入してください。
現在請求中で、まだ決定を受けていない年金については、年金証書記号番号欄に「請求中」と記入してください。

公的年金制度名 <small>（表1より記号を選択してください）</small>	年金の種類（退職・老齢・遺族・障害など）	年金証書記号番号	支給開始年月
			昭和 平成 令和 年 月
			昭和 平成 令和 年 月
			昭和 平成 令和 年 月

3. 給付制限にかかる項目
次の項目に関して該当する場合は、☑を行ってください。

禁錮以上の刑に処せられたことがある。

上記のとおり請求します。

令和〇〇年△△月××日

日本私立学校振興・共済事業団 理事長 殿

届出者氏名 私学 共子

職務遺族年金請求に関する確認書 (学校法人等用) の記入例

職務遺族年金請求に関する確認書 (学校法人等用)

このたび、以下の死亡した者の死亡原因が職務上によるものであるとして、「職務遺族年金請求書」が提出されました。つきましては、お手数ではございますが、以下についてご回答をお願いします。

死亡した者について

①加入者等記号・番号			
県	学種	学校番号	個人番号
13	I	99999999	9999999

②氏名
私学 太郎

③生年月日			
年	月	日	日
3	8	10	20

- 死亡の原因は「職務上」によるとの申し出がありますが、学校法人等を通して労災等（通勤災害を除く）の請求をしたことはありますか。（以下、該当するものについて、○で囲んでください。）
 はい いいえ
- 1で「はい」に○をした場合、労災等（通勤災害を除く）の給付は決定しましたか。
 決定した → （保険給付名をご記入ください。）
 決定していない → （理由をご記入ください。） 請求手続き中のため
- きっかけとなる事件・事故等がありましたか。
 はい いいえ 不明
- 3で「はい」に○をした場合、その内容について具体的に記述してください。

上記の者の死亡の原因となった事故又は災害の発生年月日及び発生時刻	平成 ○○年△△月××日 <input checked="" type="radio"/> 令和	午前 <input checked="" type="radio"/> 午後	3 時 30 分頃
発生原因及び発生状況 ××の授業のため校内を一人で移動中に、誤って階段から転落した。			

- 請求者の職務遺族年金の請求について、学校法人等のご意見がありましたら、ご記入ください。

勤務時間中に発生した事故による死亡であるため、職務上災害にあたるものではないかと考えます。

以上、回答します。

令和 ○○年 △△月 ○×日

日本私立学校振興・共済事業団 理事長 殿
〒113-8441

学校法人等 所在地 東京都文京区湯島 1-7-5 電話番号 03 (3813) 5321

名称 学校法人 湯島学園

代表者名 湯島 良男

(担当者名: ○○)

第8章 年金の支給停止及び給付の支払い

第1節 在職中の支給停止

1 基本的なしくみ

在職中の支給停止については、被用者年金一元化法の施行に伴い、下表のような点において変更が生じました。

一元化前	一元化後
他制度の老齢給付との基本月額を合算なし	各老齢給付の基本月額を合算して総停止額を基本月額の比率で按分する
加入している制度によって停止計算が異なる	停止計算の統一
昭和12年4月1日以前生まれの人は在職停止の対象外	左の生年月日の人も在職停止を適用
障害共済年金の給与比例部分は在職停止の対象	障害共済年金の給与比例部分、障害厚生年金は在職停止の対象外

また、停止額の急激な増加を抑制する目的で、緩和措置が設けられています（一定の条件あり）。〔厚年法第46条，第78条の29，厚年法附則第11条関係，第20条，被用者年金一元化法附則第13条第2項，第14条，第15条，第16条，第17条，平成27年国共済経過措置政令第18条，第31条，第32条，第37条～第43条，第51条〕

2 共通的な取り扱い

- ① 退職共済年金及び障害共済年金の職域部分，経過的職域加算額（退職共済年金・障害共済年金）は私学に在職中のときのみ支給停止となります。〔平成27年国共済経過措置政令第51条〕
- ② 経過的加算額，繰下げ加算額は在職停止の対象外となります。
- ③ 加給年金額は報酬比例部分（給与比例部分）の支給額がある場合

第4部 年金等給付

に限り支給されます。

- ④ 標準報酬月額，標準賞与額，高年齢雇用継続基本給付金等の受給による停止額の変動は当月支給分から適用されます。

3 用語の定義

1) 総報酬月額相当額

在職停止の計算対象となる月の標準報酬月額と，その月以前1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額の合計額です（標準報酬月額の上限は650,000円，標準賞与額の上限は1,500,000円）。

$$\text{総報酬月額相当額} = \left(\frac{\text{計算対象となる月の標準報酬月額}}{\text{標準報酬月額}} \right) + \left(\frac{\text{計算対象となる月以前1年間の標準賞与額の総額}}{12} \right)$$

例) 4月の総報酬月額相当額を算出する場合

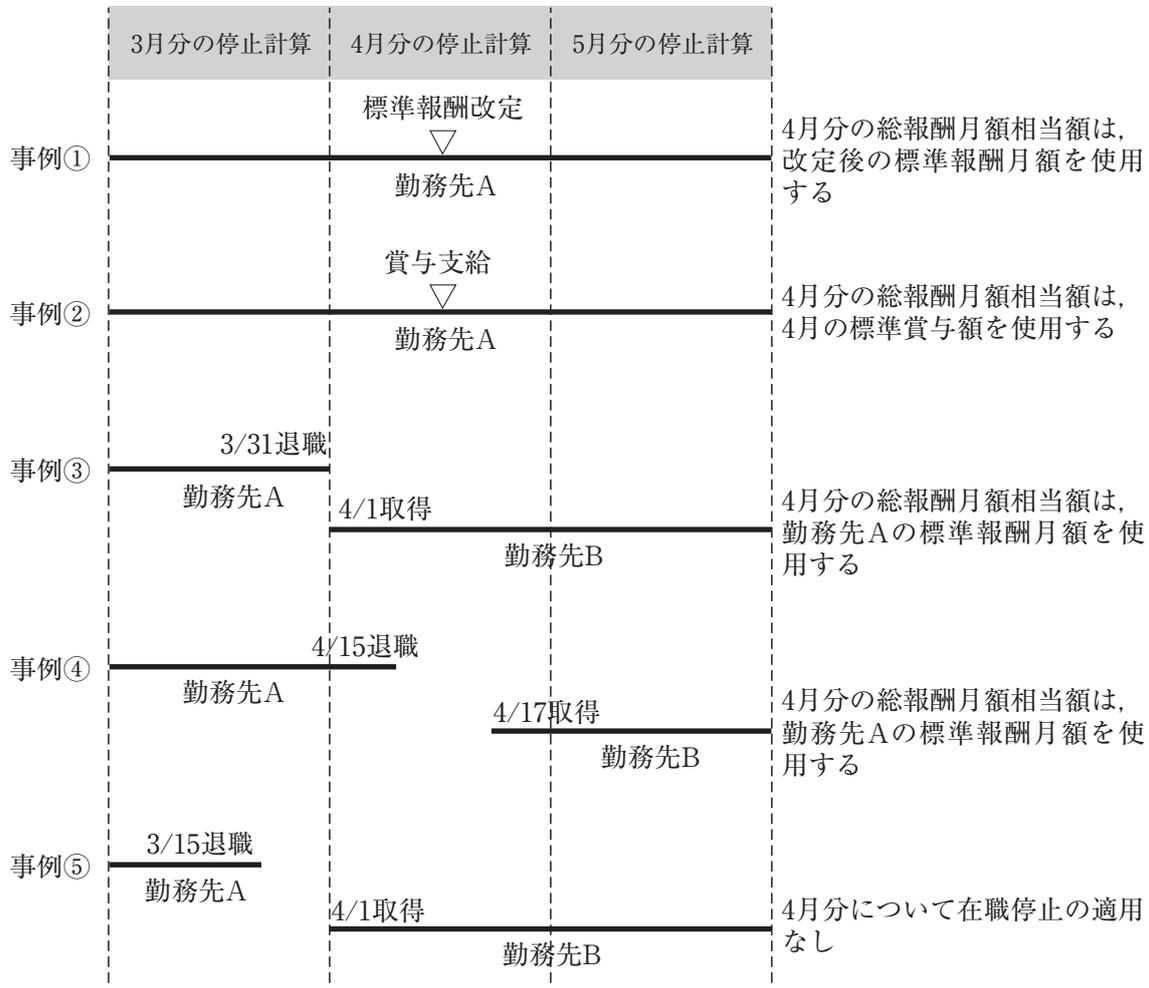
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
給与													標準報酬月額
賞与			標準賞与額						標準賞与額				

4月以前1年間に受けた標準賞与の額の総額

$$\text{上記例の総報酬月額相当額} = \left(\frac{\text{4月の標準報酬月額}}{\text{標準報酬月額}} \right) + \left(\frac{\text{前年6月の標準賞与額} + \text{前年12月の標準賞与額}}{12} \right)$$

第8章 年金の支給停止及び給付の支払い

*退職後1か月以内に再度厚生年金被保険者となった場合、総報酬月額相当額については原則として前勤務先のものを使用します。



年金支給停止・給付の支払い

2) 基本月額（私学共済）

私学共済における老齢厚生年金及び退職共済年金の報酬比例部分（給与比例部分）を12で除した額です。

3) 基本月額（他実施機関）

他実施機関における老齢厚生年金及び退職共済年金の報酬比例部分（給与比例部分）を12で除した額です。

4) 基本月額（合算）

基本月額（私学共済）と基本月額（他実施機関）を合計した額です。

5) 支給停止基準額

在職停止の計算にて算出される停止月額に12を乗じた額です。

6) 按分比率

支給停止基準額を各実施機関の停止額に割り振るための割合

$$\boxed{\text{按分比率}} = \text{基本月額（私学共済）} / \text{基本月額（合計）}$$

7) 支給停止調整額

支給停止調整額	
令和6年4月～令和7年3月	50万円
令和7年4月～	51万円

※賃金や物価の変動によって毎年度見直され、改定されることがあります。

4 65歳到達前の支給停止計算と緩和措置

1) 支給停止計算式（原則）

- (1) 在職停止計算〔厚年法附則第11条（平成27年国共済経過措置政令第18条により読み替えて適用する場合を含む）、第20条〕

<令和4年4月以降の支給停止計算>

総報酬月額相当額と基本月額（合算）の合計額が48万円以下のときは在職停止による停止額はありません。

合計額が48万円を超えるときは次の計算式となります。

$$\boxed{\text{私学の在職停止額}}$$

$$= (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額（合計）} - 48\text{万円}) \times \text{按分比率} \\ / 2 \times 12$$

※基準額（48万円）は法定の金額であり、毎年度改定されます。令和7年度の金額は上記「7）支給停止調整額」を参照。

- (2) 高年齢雇用継続基本給付金等を受給する場合〔厚年法附則第7条の5、第11条の6、厚年政令第8条の4、第8条の6〕

65歳到達前の老齢給付にのみ調整（以下「雇用停止額」といいます）が行われ、65歳以上となった場合は調整対象となることはありません。

この調整が行われる場合は原則として標準報酬月額^{〔注1〕}の6%が雇用停止額の月額（以下「雇用停止月額」といいます）となりますが、みなし賃金月額^{〔注2〕}からの低下割合に応じて次のようなしくみで調整されることとなり、雇用停止月額に12を乗じたものが雇用停止額となります。

〔注1〕 雇用保険法の改正に伴い、昭和40年4月2日以降の生年月日の対象者については、下記②の計算により調整されます。

〔注2〕 雇用保険法第61条に規定するみなし賃金日額に30を乗じた額

① 昭和40年4月1日以前生まれの場合

(ア) 標準報酬月額がみなし賃金月額の61%未満であるとき

$$\boxed{\text{雇用停止月額}} = \text{標準報酬月額} \times 6 / 100$$

(イ) 標準報酬月額がみなし賃金月額の61%以上75%未満

$$\boxed{\text{雇用停止月額}} = \text{標準報酬月額} \times \text{支給停止率}$$

$$\boxed{\text{支給停止率}}$$

$$= [\text{みなし賃金月額} \times 75 / 100 - \{ \text{標準報酬月額} + (\text{みなし賃金月額} \times 75 / 100 - \text{標準報酬月額}) \times 485 / 1400 \}] / \text{標準報酬月額} \times 6 / 15$$

(ウ) 標準報酬月額がみなし賃金月額の75%以上

$$\boxed{\text{雇用停止月額}} = \text{停止額はありませぬ}$$

上記(ア)(イ)の雇用停止月額 $\times 15 / 6 +$ 標準報酬月額 $>$ 支給限度額^{〔注3〕}であるときは、次の計算で算出された月額が雇用停止月額となります。

$$\boxed{\text{雇用停止月額}} = (\text{支給限度額} - \text{標準報酬月額}) \times 6 / 15$$

② 昭和40年4月2日以降生まれの場合

(ア) 標準報酬月額がみなし賃金月額の64%未満であるとき

$$\boxed{\text{雇用停止月額}} = \text{標準報酬月額} \times 4 / 100$$

(イ) 標準報酬月額がみなし賃金月額の64%以上75%未満

$$\boxed{\text{雇用停止月額}} = \text{標準報酬月額} \times \text{支給停止率}$$

$$\boxed{\text{支給停止率}}$$

$$= [\text{みなし賃金月額} \times 75 / 100 - \{ \text{標準報酬月額} + (\text{みなし賃金月額} \times 75 / 100 - \text{標準報酬月額}) \times 46 / 110 \}] / \text{標準報酬月額} \times 4 / 10$$

(ウ) 標準報酬月額がみなし賃金月額の75%以上

$\boxed{\text{雇用停止月額}} = \text{停止額はありません}$

上記(ア)(イ)の雇用停止額 $\times 10 / 4 + \text{標準報酬月額} > \text{支給限度額}^{\text{〔注3〕}}$ であるときは、次の計算で算出された月額が雇用停止月額となります。

$\boxed{\text{雇用停止月額}} = (\text{支給限度額} - \text{標準報酬月額}) \times 4 / 10$

〔注3〕 雇用保険法第61条で規定

2) 65歳到達前の緩和措置の条件

一元化前後での急激な支給停止基準額の増加を抑制する目的で設置されたもので、以下のすべてを満たすときに限られます。

- (1) 昭和25年10月2日～昭和30年10月1日までの生年月日であること
- (2) 65歳到達日前であること〔被用者年金一元化法附則第15条第1項〕
- (3) 一以上の老齢給付の受給権を平成27年9月30日以前に有していること〔被用者年金一元化法附則第15条第1項，平成27年厚年経過措置政令第48条，平成27年国共済経過措置政令第38条第3項〕
- (4) 厚年被保険者の資格が平成27年10月1日以前から継続していること〔被用者年金一元化法附則第15条第2項，平成27年厚年経過措置政令第50条，平成27年国共済経過措置政令第42条〕

5 65歳以上の支給停止計算と緩和措置

- 1) 支給停止計算式（原則）〔厚年法第46条（平成27年国共済経過措置政令第18条による読み替えの場合を含む），第78条の29〕

総報酬月額相当額と基本月額（合算）の合計額が48万円以下のときは在職停止による停止額はありません。

合計額が48万円を超えるときは次の計算式となります。

$\boxed{\text{私学の在職停止額}}$

$$= (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額 (合算)} - 48\text{万円}) \times \text{按分比率} / 2 \times 12$$

※基準額（48万円）は法定の金額であり，毎年度改定されます。令和7年度の金額は「7）支給停止調整額」（P.618）を参照。

2) 65歳以上の緩和措置の条件

一元化前後での急激な支給停止基準額の増加を抑制する目的で設置されたもので，以下のすべてを満たすときに限られます。

- (1) 昭和25年10月1日以前の生年月日であること
- (2) 65歳以上であること〔被用者年金一元化法附則第14条第1項〕
- (3) 一以上の老齢給付の受給権を平成27年9月30日以前に有していること〔被用者年金一元化法附則第14条第1項，平成27年厚年経過措置政令第40条，平成27年国共済経過措置政令第37条第4項〕
- (4) 厚年被保険者の資格が平成27年10月1日以前から継続していること〔被用者年金一元化法附則第14条第3項，平成27年厚年経過措置政令第43条，平成27年国共済経過措置政令第39条〕

*平成27年10月1日時点で65歳以上70歳未満の人は，70歳到達日時点で緩和措置が終了することになります。

6 旧共済年金の在職停止

旧共済法による退職年金，減額退職年金，通算退職年金についても在職停止の対象となります。

このとき，基本月額（私学共済）については次のように分類されます。

- (1) 私学に在職中であるとき

$$\boxed{\text{基本月額 (私学共済)}} = \text{給与比例部分に相当する額}$$

- (2) 私学以外に在職中であるとき

$$\boxed{\text{基本月額 (私学共済)}} = \text{決定された年金額} \times 45 / 100$$

このように基本月額（私学共済）の取り扱いが異なるだけであり，支給停止計算式や緩和措置の条件等は「5 65歳以上の支給停止計算と

緩和措置」(P.620参照)と同じです。〔被用者年金一元化法附則第37条第4項, 平成27年国共済経過措置政令第49条第3項, 平成27年厚年経過措置政令第40条第1項〕

7 退職等年金給付の在職停止

終身(有期)退職年金, 職務障害年金は, 私学に在職中のときのみ支給停止となります(P.571「11)在職中の支給停止」参照)。〔国共済法第81条第1項, 第3項, 第87条〕

第2節 雇用保険との調整

老齢厚生年金や退職共済年金の受給権者に雇用保険法や船員保険法の基本手当(失業給付)又は雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付金等が支給されることとなった場合, 老齢厚生年金や退職共済年金について調整が行われます。

〔注〕 ① 平成10年3月31日までに受給権が発生した退職共済年金については調整は行われません。

② 船員保険の失業部門は平成22年1月1日に雇用保険と統合されました。

1 老齢厚生年金と雇用保険の基本手当(失業給付)との調整〔厚年法附則第7条の4, 第8条, 第11条の5〕

1) 調整対象となる年金

老齢厚生年金(65歳未満に限る)が調整の対象となります。

2) 調整方法

(1) 調整の対象となる範囲

雇用保険の基本手当を受ける間は, 老齢厚生年金(65歳未満に限る)が支給停止となります。

〔注〕 経過的職域加算額(退職共済年金)は支給停止されません。

(2) 調整対象期間（老齢厚生年金（65歳未満に限る）が支給停止となる期間）

基本手当受給のため、求職の申し込みを行った日の属する月の翌月から基本手当の受給期間が経過した日の属する月まで（基本手当受給可能期間）が調整対象期間となります。基本手当受給可能期間中であっても、基本手当を1日も受給していない月は調整対象外となります。

ただし、待期期間、離職理由による給付制限期間等は調整対象期間となります。

[注] 基本手当を1日でも受給すると老齢厚生年金は1か月支給停止となります。

3) 調整の事後精算

調整対象期間中に1日でも基本手当を受給すると、1か月分の年金を支給停止することになります。このため、基本手当受給日数が同じでも、月をまたいで受給の場合、年金の支給停止月数が異なることがあります。

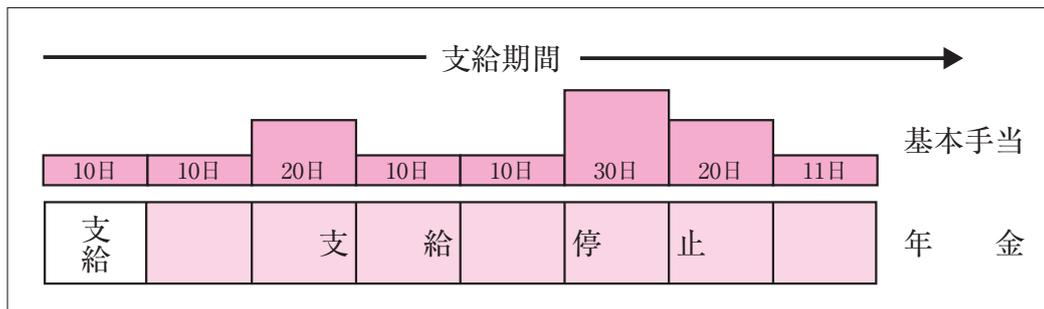
そのため、基本手当の受給が終了した後に、各月に受けた基本手当の日数を30日ずつにまとめて、事後精算を行います。

$$\begin{aligned} & \text{年金支給停止月数} - \text{基本手当受給日数} / 30 \text{（1未満切り上げ）} \\ & \qquad \qquad \qquad = \text{停止解除月数} \end{aligned}$$

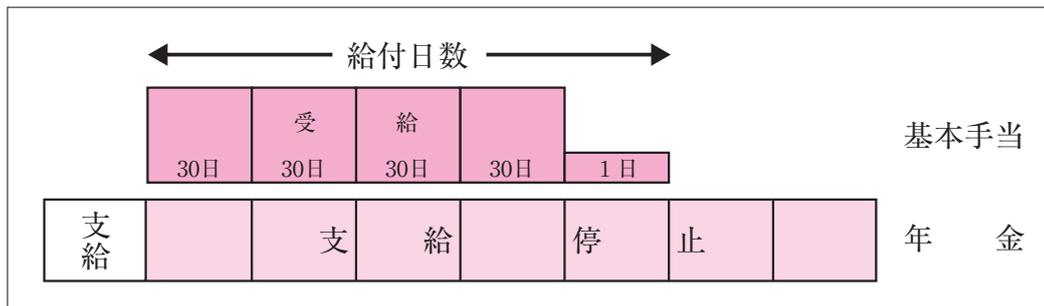
第4部 年金等給付

〈調整・事後精算の例〉

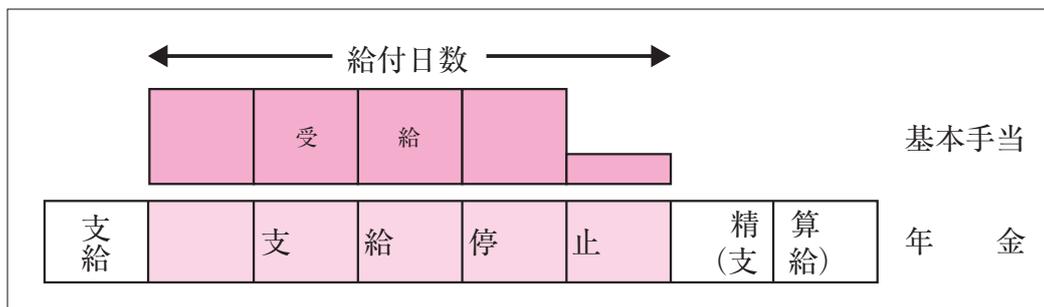
- ・基本手当受給日数 121日
- ・年金調整対象期間 7月
 $7\text{月} - 121\text{日}/30\text{日} = 2$
 $(121 \div 30 = 4.03 \rightarrow 5)$
- ・2か月分の老齢厚生（退職共済）年金が遡って支給されます。この精算の流れを図にすると次のとおりになります。



↓ 各月に受けた基本手当を30日ずつにまとめる



↓ 年金が支給停止されていた月について精算する



4) 基本手当受給時の年金手続き

老齢厚生年金の受給権者（65歳未満に限る）が、ハローワーク（公共職業安定所）に求職の申し込みをしたときは、手続きの必要はありません。ただし、雇用保険被保険者番号の届け出をしていない場合は、「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」に「雇用保険受給資格者証」のすべての面の写しまたは「雇用保険受給資格通知（全件版）」のすべての写しを添付して提出してください。

5) 雇用保険の基本手当の受給が満了したとき

私学事業団で確認後、事後精算を行い年金受給権者宛てに通知します。

2 退職共済年金と雇用保険の基本手当（失業給付）との調整〔被用者年金一元化法附則第37条，平成27年国共済経過措置政令第15条第1項による読み替え後の改正前国共済法附則第12条の8の2〕

1) 調整対象となる年金

退職共済年金（65歳未満に限る）が調整の対象となります。

2) 調整方法

(1) 調整の対象となる範囲

雇用保険の基本手当を受ける間は、退職共済年金（65歳未満に限る）が支給停止となります。

〔注〕 職域部分は支給停止されません。

(2) 調整対象期間

「1 老齢厚生年金と雇用保険の基本手当（失業給付）との調整」の「2)調整対象期間」（P.623）を参照してください。

3) 事後精算

「1 老齢厚生年金と雇用保険の基本手当（失業給付）との調整」の「3) 調整の事後精算」（P.623）を参照してください。

4) 基本手当受給時の年金手続き

退職共済年金の受給権者（65歳未満に限る）が、ハローワーク（公

共職業安定所)に求職の申し込みをしたときは、「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」に「雇用保険受給資格者証」のすべての面の写しまたは「雇用保険受給資格通知(全件版)」のすべての写しを添付して提出してください。

5) 雇用保険の基本手当の受給が満了したとき

私学事業団で確認後、事後精算を行い年金受給権者宛てに通知します。

3 その他雇用保険の基本手当(失業給付)との調整における共通事項

手続きが必要な人で、雇用保険の基本手当の申し込みをした後に「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」等の提出がない場合、年金の支払いを保留して、受給権者宛てに提出を依頼します。

また、求職の申し込みをした後に、ハローワークで基本手当の受給資格の取り消し手続き(求職取り消し)や受給期間の延長の手続きをしたときは、私学事業団への連絡が必要です。

4 老齢厚生年金と高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付^[注1]金との調整^[注2]〔厚年法附則第11条の6, 第13条の6〕

〔注1〕賃金が60歳時点に比べて75%未満となったときに支給される雇用保険法による給付

〔注2〕60歳以上65歳未満で雇用保険の基本手当を受給していた人が、支給日数を100日以上残して再就職し、再就職後の賃金が直前の離職日の賃金の75%未満に低下したときに支給される雇用保険法による給付

1) 調整対象となる年金

在職中の老齢厚生年金(65歳未満に限る)が調整の対象となります。

2) 調整方法

高年齢雇用継続基本給付金の支給率は、60歳到達時点の賃金と60歳以降の賃金の低下率、高年齢再就職給付金の支給率は直前の離職日の賃金と再就職時の賃金の低下率で算定されます。賃金の低下が75%未満の場合は最高で60歳以降の賃金の10%が支給されます。

具体的な高年齢雇用継続基本給付等を受給した場合の年金停止額の算出方法については、在職中の支給停止計算に組み込んで行うため、「465歳到達前の支給停止計算と緩和措置」(P.618)を参照してください。

3) 調整を行わない場合

- ① 標準報酬月額が、60歳時の賃金月額の75%以上であるとき
- ② 標準報酬月額が、支給限度額(376,750円)^[注]以上であるとき
- ③ 高年齢雇用継続基本給付金等が支給されないとき

高年齢雇用継続基本給付金等が不支給となった月については、年金が支給されることとなります。不支給となる場合であってもハローワークで支給申請の手続きを行ってください。

[注] 令和6年8月1日からの金額

4) 高年齢雇用継続基本給付金等受給時の年金手続き

在職中の老齢厚生年金の受給権者(65歳未満に限る)が、ハローワーク(公共職業安定所)で高年齢雇用継続基本給付金又は、高年齢再就職給付金の申請をしたときは手続きの必要はありません。ただし、雇用保険被保険者番号の届け出をしていない場合は、「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」に「高年齢雇用継続給付支給(不支給)決定通知書」の写しを添付して提出してください。

5 退職共済年金と高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金との調整〔平成27年国共済経過措置政令第18条第1項による読み替え後の厚年法附則第11条の6、第13条の6〕

[注1] 賃金が60歳時点に比べて75%未満となったときに支給される雇用保険法による給付

[注2] 60歳以上65歳未満で雇用保険の基本手当を受給していた人が、支給日数を100日以上残して再就職し、再就職後の賃金が直前の離職日の賃金の75%未満に低下したときに支給される雇用保険法による給付

1) 調整対象となる年金

在職中の退職共済年金（65歳未満に限る）が調整の対象となります。

2) 調整方法

「4 老齢厚生年金と高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金との調整」の「2) 調整方法」(P.626)を参照してください。

3) 調整を行わない場合

「4 老齢厚生年金と高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金との調整」の「3) 調整を行わない場合」(P.627)を参照してください。

4) 具体的な手続き

(1) はじめて在職中の退職共済年金の請求をするとき

すでにハローワーク（公共職業安定所）で高年齢雇用継続基本給付金等の申請をしている場合は、「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」に「高年齢雇用継続給付支給（不支給）決定通知書」の写しを添付して提出してください。

(2) 在職中の退職共済年金の受給権者（65歳未満に限る）がハローワーク（公共職業安定所）で高年齢雇用継続基本給付金等の申請をした場合

「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」に「高年齢雇用継続給付支給（不支給）決定通知書」の写しを添付して提出してください。

6 高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金との調整における共通事項

手続きが必要な人で、高年齢雇用継続基本給付金等の申請をした後に「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」等の提出がない人は、年金の支払いを保留して、受給権者宛てに提出を依頼します。

第3節 加給年金額の支給停止

被用者年金一元化法の施行に伴い、年金額の算定基礎となる厚生年金の被保険者期間（第1号厚生年金被保険者期間～第4号厚生年金被保険者期間を合算した期間）が20年以上あることが加給年金額を加算するための受給要件の一つとなりました。

このことに伴い、加給年金額の支給停止の要件にも変更がありました。

1 加給年金額の支給停止の要件

1) 年金受給権者本人の事由による支給停止〔厚年法第44条〕

障害基礎年金の支給を受けることができるようになった場合、子にかかる加給年金額の支給は停止となります（配偶者にかかる加給年金額の支給は停止なりません）。

2) 配偶者の事由による支給停止〔厚年法第46条第6項、第78条の29、厚年政令第3条の7、第3条の13の3〕

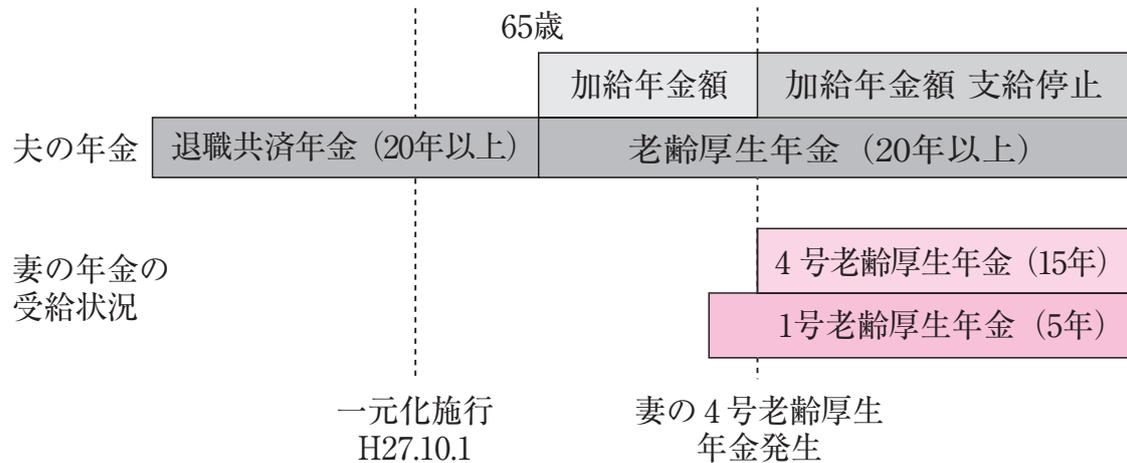
(1) 一元化後に加給年金額が加算される場合の加給年金額の支給停止

配偶者が算定期間が20年以上である^{〔注〕}老齢給付の決定を受け、給付を受けている場合や、障害給付を受けている場合に、加給年金額の支給が停止になります。

また、配偶者が一元化後、複数の老齢給付の算定期間を合算して20年以上になる老齢給付の決定を受け、給付を受けている場合には加給年金額の支給が停止になります（事例1）。

第4部 年金等給付

〈事例1〉 配偶者（妻）の4号老齢厚生年金（15年）と1号老齢厚生年金（5年）を合わせて20年以上の老齢厚生年金を受けるようになったため、加給年金額は支給停止となります。



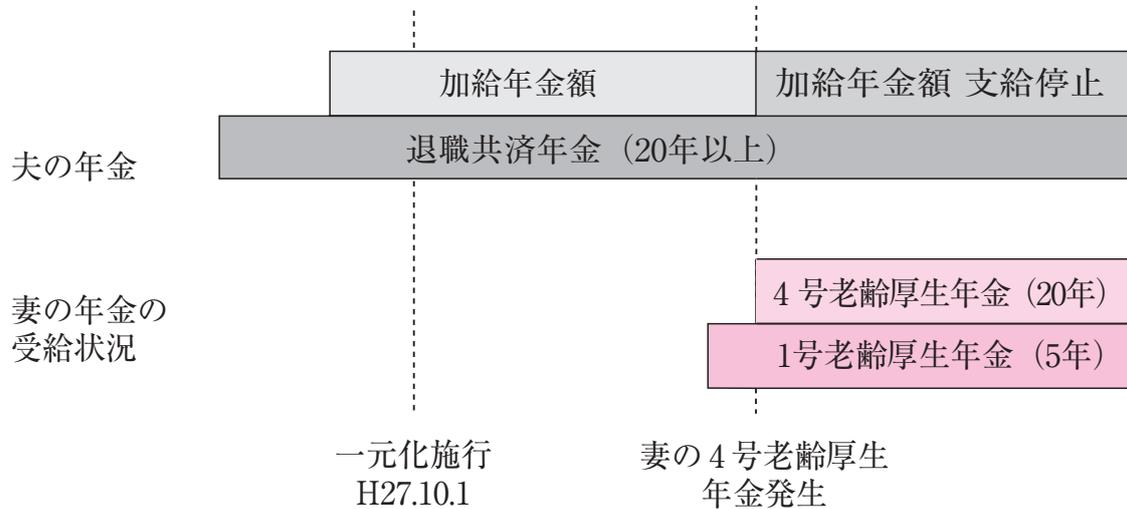
(2) 一元化前から加給年金額が加算されている場合の加給年金額の支給停止

配偶者が算定期間が20年以上である^{〔注〕}老齢給付の決定を受け、給付を受けている場合や、障害を事由とする年金の給付を受けている場合に支給停止となります（事例2）。

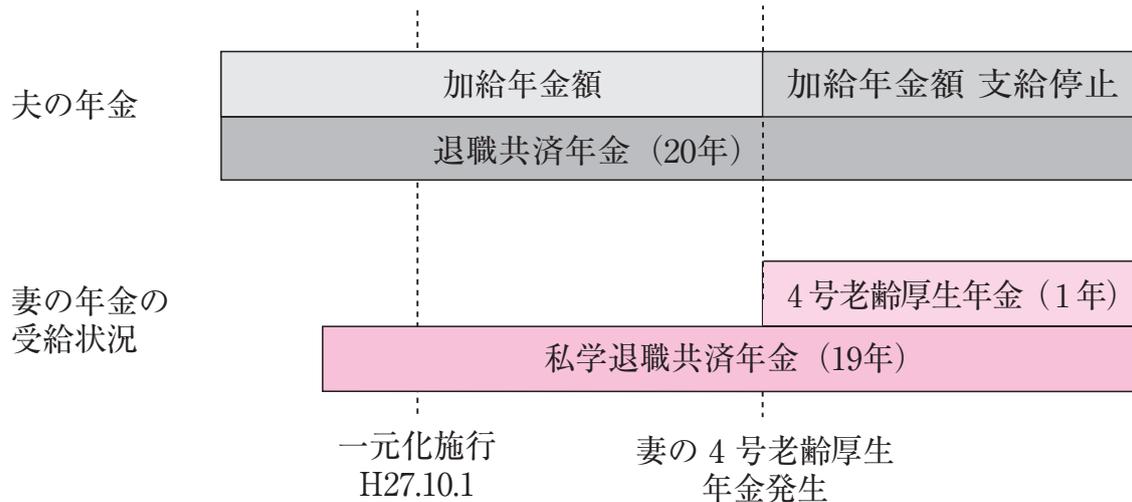
この場合（1）とは異なり、算定期間の合算による支給停止は行われません。

ただし、配偶者が在職中の退職共済年金の受給権者であり、一元化後に退職したことにより、退職共済年金と同一の実施機関の老齢厚生年金の決定を受け、算定期間を合算して20年以上になる給付を受けている場合には、加給年金額の支給が停止となります（事例3）。

〈事例2〉 配偶者（妻）の4号老齢厚生年金の算定期間が20年以上あるため、加給年金額は支給停止となります。



〈事例3〉 配偶者（妻）の私学の退職共済年金（19年）と4号老齢厚生年金（1年）を合わせて20年以上の年金を受けるようになったため、加給年金額は支給停止となります。



(3) 共通事項

〈令和4年3月以前の支給停止要件〉

配偶者が算定期間が20年以上である老齢給付や、障害給付のいずれかの年金の受給権を有していても、全額支給停止（配偶者本人の申し出による支給停止を除きます）の場合、加給年金額は支給停止となり

第4部 年金等給付

ません。また、算定期間が20年以上^(注)であっても国民年金の老齢年金又は老齢基礎年金は、加給年金額の停止事由の対象になりません。

なお、配偶者が退職、障害を事由とする恩給を受けている場合は、その間、加給年金額は支給停止となります。

〈令和4年4月以降の支給停止要件〉

配偶者が算定期間が20年以上^(注)である老齢給付の受給権を有している場合、支給の有無にかかわらず、加給年金額は支給停止となります。

それ以外の要件は令和4年3月以前と同じです。

令和4年4月前後の支給停止要件（比較）

配偶者の年金支給状況		年金受給権者の加給年金額の支給可否	
		令和4年3月以前	令和4年4月以降
老 齢 ・ 退 職 の 年 金	支給あり	支給停止	支給停止
	支給なし	支給	支給停止 (配慮措置あり)
障 害 の 年 金	支給あり	支給停止	支給停止
	支給なし	支給	支給

(4) 支給停止要件の変更に伴う経過措置

令和4年3月時点で加給年金額が加算された老齢厚生年金及び障害厚生（共済）年金の支給があるとき、配偶者が、算定期間が20年以上^(注)である老齢給付が全額支給停止（配偶者本人の申し出による支給停止を除きます）されている場合は、引き続き加給年金額が支給されます（事例4）。

〔注〕 算定期間が20年未満であっても、加入期間を合算する要件に該当し20年以上となる場合や、特例により20年とみなされる場合を含みます。

＜事例4＞ 配偶者（妻）の4号老齢厚生年金の算定期間が20年以上あり、令和4年3月時点では在職中で全額支給停止中の場合、経過措置に該当して引き続き加給年金額が支給となります。

	令和4年3月時点	令和4年4月～
夫の年金	加給年金額支給	加給年金額支給（経過措置）
妻の年金の 受給状況		在職中で全額支給停止

▲ 20年以上の老齢厚生年金の受給権発生

2 加給年金額の支給停止・支給停止解除の手続き

1) 加給年金額の支給停止の手続き

配偶者の事由により加給年金額の支給停止事由に該当した場合は、「老齢・障害給付 加給年金額支給停止事由該当届」の提出が必要です。

2) 加給年金額の支給停止解除の手続き

配偶者の事由により加給年金額が支給停止されていて、かつ加給年金額の支給停止事由に該当しなくなった場合は、「老齢・障害給付 加給年金額支給停止事由消滅届」に次の書類を添えて提出してください。

＜添付書類＞

- ① 戸籍謄本，又は配偶者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書
- ② 配偶者が老齢・退職又は障害を支給事由とする年金を受けられなくなったことを証する書類

なお、令和4年4月以降は、配偶者が障害を支給事由とする年金を受けられなくなった場合に限り、加給年金額の支給停止の解除を行います。

第4節 遺族加算の支給停止

中高齢寡婦に対する加算等の支給停止

- 1) 40歳以上65歳未満の妻の場合（中高齢寡婦加算の支給停止）〔厚年法第65条，改正前国共済法第93条〕
 - (1) 同一の事由による遺族基礎年金を受けるとき
 - (2) 遺族厚生年金又は公務員共済の遺族共済年金から，当該加算がされた年金を受けるとき
- 2) 65歳以上の妻の場合（経過的寡婦加算の支給停止）〔被用者年金一元化法附則第37条，昭和60年国共済改正法附則第28条第4項，第5項，昭和60年国年等改正法附則第37条第2項〕
 - (1) 同一の事由による遺族基礎年金を受けるとき
 - (2) 遺族厚生年金又は公務員共済の遺族共済年金から，当該加算がされた年金を受けるとき
 - (3) 障害基礎年金又は旧国民年金法による障害年金を受けるとき

第5節 複数種別の年金受給権がある場合の 併給調整及び支給停止

1 併給調整の内容

老齢を給付事由とする老齢基礎年金と老齢厚生年金等，同一の給付事由に基づく各実施機関の年金は，それらを一体のものとして考える1人1年金の原則から併給されます。

老齢厚生年金と障害厚生年金等，給付事由の異なる二つ以上の年金受給権がある場合は，過剰給付防止の観点から，原則として一方の同一の給付事由に基づく各年金が支給され，他方の各年金は併給調整として支

給停止となります。〔厚年法第38条第1項，改正前国共済法第74条第1項，平成27年国共済経過措置政令第8条第1項で読み替え後の改正前国共済法第74条第1項〕

1) 同一の給付事由に基づく年金の併給

(1) 老齢・退職給付

老齢又は退職給付（老齢基礎年金，老齢厚生年金，退職共済年金，経過的職域加算額（退職共済年金）等）は併給できます。

(2) 同一人の死亡に基づく遺族給付

同一人の死亡に基づく遺族給付（遺族基礎年金，遺族厚生年金，遺族共済年金，経過的職域加算額（遺族共済年金）等）は併給できます。異なる人の死亡に基づく遺族給付が二つ以上ある場合は，いずれか一方の選択となります。

(3) 同一傷病に基づく障害給付

給付事由が加入者である間に初診日のある傷病に基づく障害給付（障害基礎年金，障害厚生年金，障害共済年金，経過的職域加算額（障害共済年金）等）は併給できます。異なる傷病に基づく障害給付が二つ以上ある場合は，いずれか一方の選択となります。

2) 給付事由の異なる年金支給の特例（併給される場合）

(1) 遺族給付と老齢基礎年金

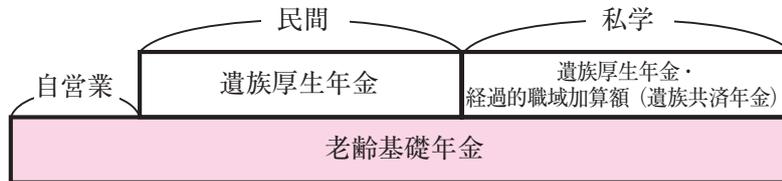
遺族基礎年金の受給権がない場合は，65歳から遺族厚生（共済）年金と老齢基礎年金は併給できます。

〈事例1〉 短期要件

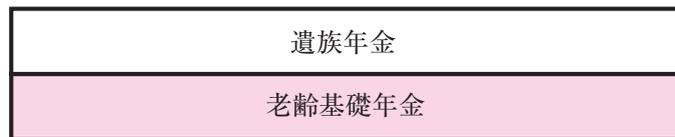
遺族厚生年金
老齢基礎年金

第4部 年金等給付

〈事例2〉 長期要件



〈事例3〉 旧共済法の遺族年金の受給権者が65歳になったとき (大正15年4月2日以後に生まれた人)

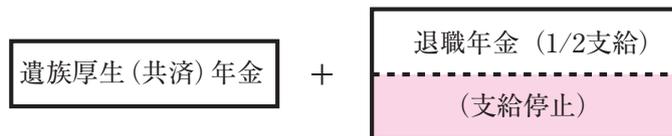


(2) 遺族厚生(共済)年金にかかわる選択

① 旧共済法等の老齢給付との選択

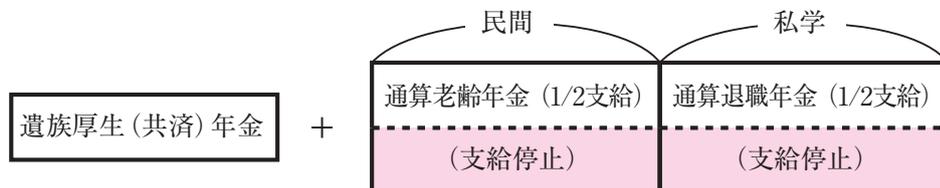
旧共済法等の退職年金，減額退職年金，通算退職（老齢）年金又は老齢年金の受給権者が遺族厚生（共済）年金を選択した場合，65歳からは旧共済法等の老齢給付の年金額の2分の1が支給されます。

〈事例1〉 退職年金の受給権者が遺族厚生（共済）年金を選択したとき



〔注〕 65歳未満のときは，退職年金の全額が支給停止

〈事例2〉 通算退職（老齢）年金の受給権者が遺族厚生（共済）年金を選択したとき



〔注〕 65歳未満のときは，通算退職（老齢）年金の全額が支給停止

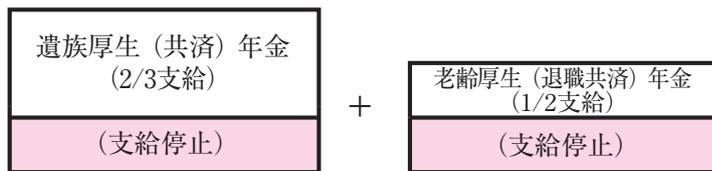
② 老齢厚生（退職共済）年金との選択（平成7年4月1日以降）

〈平成19年3月31日までに配偶者の死亡を事由とする遺族厚生（共

済) 年金の受給権があり、かつ昭和17年4月1日以前に生まれた人)

遺族厚生(共済)年金の3分の2と老齢厚生(退職共済)年金の2分の1の割合で併給できます。

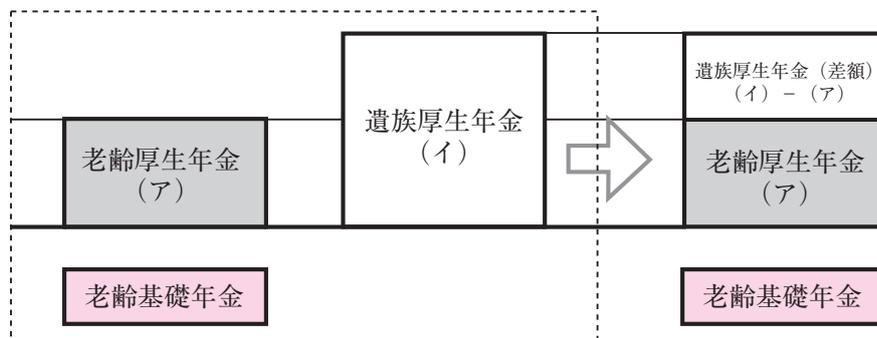
ただし、特定受給権者(P.644〔注5〕参照)は、この選択方法の対象外です。



〈平成19年3月31日までに遺族厚生(共済)年金の受給権がある人で、昭和17年4月2日以後に生まれた人、又は平成19年4月1日以降に遺族厚生(共済)年金の受給権を得た人で、65歳以上の人〉

老齢厚生(退職共済)年金が優先して支給され、遺族厚生(共済)年金の方が高額な場合に差額が遺族厚生(共済)年金として支給されます。このしくみを、老齢給付の先充てと呼びます。〔厚年法第64条の2、平成27年厚年経過措置政令第21条、改正前国共済法第91条の2第1項、被用者年金一元化法附則第37条による読み替え後の改正前国共済法第91条の2第1項〕

〈例〉65歳からの受給方法



- ① 老齢厚生年金(ア)は原則全額支給されます。
- ② 遺族厚生年金(イ)と(ア)を比較し、(イ)の方が高額な場合は

第4部 年金等給付

その差額が遺族厚生年金として支給されます。なお、(ア)の方が高額な場合は遺族厚生年金(差額)の支給はありません。

〔注1〕 遺族厚生年金(イ)の年金額の決定については、P.544を参照

〔注2〕 「年金受給選択申出書」の提出は必要ありません。

(3) 障害基礎年金との併給(平成18年4月1日以降)

老齢厚生(退職共済)年金、遺族厚生(共済)年金の受給権者が、障害基礎年金の受給権を有している場合は、65歳から障害基礎年金と併給ができます。

ただし、障害基礎年金を受ける場合、老齢基礎年金は支給停止となります。

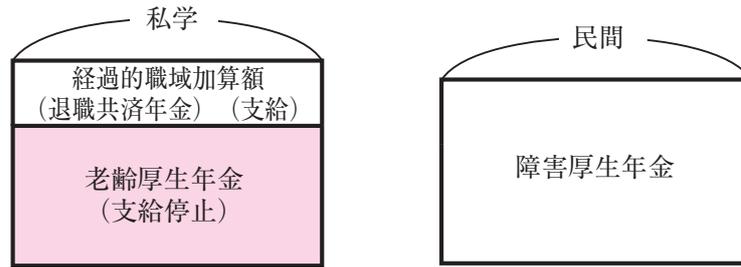
〔注〕 加給年金額の支給停止(P.629参照)、遺族加算の支給停止(P.634参照)

老齢厚生(退職共済)年金	遺族厚生(共済)年金
障害基礎年金	障害基礎年金

3) 支給停止とならない年金の部分

給付事由の異なる他実施機関の年金の受給を選択した場合、私学共済が支給する年金は併給調整として支給停止となります。しかし、退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金の職域部分及び経過的職域加算額(共済年金)は併給調整の対象外となり支給されます。

ただし、私学共済内で給付事由の異なる二つ以上の受給権がある場合は、職域部分及び経過的職域加算額(共済年金)を含め支給停止となります。〔改正前国共済法第74条第2項、平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第74条第2項〕

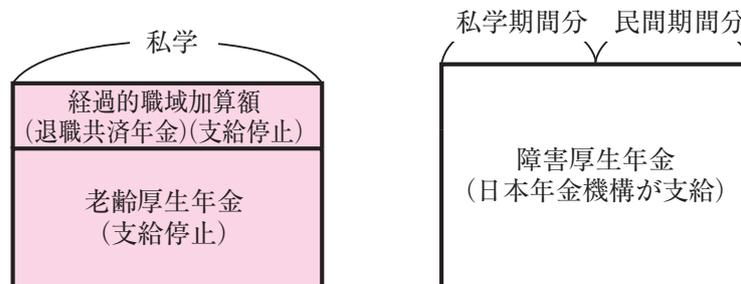


〔注〕 老齢厚生（退職共済）年金を繰り下げて受給している場合，職域部分及び経過的職域加算額（退職共済年金）は繰下げ加算後の額になります。

また，退職等年金給付は他実施機関の年金の支給を選択した場合でも併給調整の対象にはならず，支給停止はかかりません。私学共済が支給する退職等年金給付及び経過的職域加算額（共済年金）間では，併給調整がかかる場合があります（P.641参照）。

＜遺族給付（短期要件）及び障害給付の特例＞

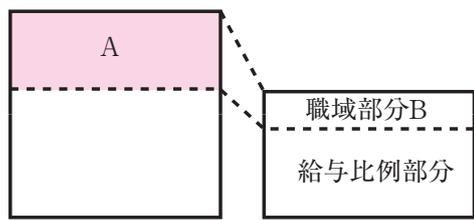
平成27年10月1日以降に受給権が発生した，他実施機関が支給する遺族厚生年金（短期要件に限る）又は障害厚生年金に，私学共済加入期間分の額（中間額）が含まれている場合，併給調整の規定上それらの給付は私学共済が支給する給付とみなされます。そのため，それらの給付の支給を選択した場合，私学共済が支給する他種別の経過的職域加算額（共済年金）は支給停止となります。〔平成27年国共済経過措置政令第9条〕



<みなし従前額が保障された場合>

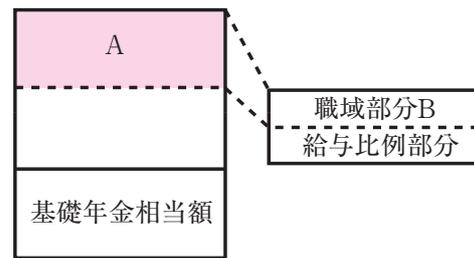
昭和61年3月31日に給付事由が生じたと仮定したみなし従前額が適用された年金の職域部分に相当する額として支給する額は、次のとおりです。

① 基礎年金が支給されない場合



$$A = \text{みなし従前額} \times \frac{\text{新共済法による額}}{\text{新共済法による額}}$$

② 基礎年金が支給される場合



$$A = (\text{みなし従前額} - \text{基礎年金相当額}) \times \frac{\text{新共済法による額}}{\text{新共済法による額}}$$

2 年金受給の選択

給付事由の異なる二つ以上の年金の受給権が発生したときは、すべての年金が一度支給停止となります。受給権者は受給を希望する年金を選択し、支給停止の解除申請を行うことで、選択した年金を受給することになります。

また、受給している年金に比べ、支給停止になっている他方の年金を選択した方が有利な場合は、将来に向かって選択をやり直すこと（選択換え）ができます。〔厚年法第38条第2～4項，改正前国共済法第74条第3～6項，平成27年国共済経過措置政令による読み替え後の改正前国共済法第74条第3～6項〕

<具体的な手続き>

二つ以上の年金受給権が発生したとき又は選択換えをするときは、「年金受給選択申出書」を用いて、希望する年金の選択又は選択換えを行います。この手続きは全実施機関共通の手続きで、ワンストップサー

ビス対象です。

- 1) 先にある年金（先発年金）の受給権が発生し、その後異なる種類の年金（後発年金）の受給権が発生した場合

先発年金又は後発年金のいずれの年金を選択する場合であっても、後発年金を請求する際に、年金請求書に「年金受給選択申出書」を添えて提出します。

〔注〕 先発年金を選択する場合も、後発年金の請求書と併せて提出します。

- 2) 給付事由の異なる年金が同時に発生した場合

いずれの年金を選択する場合でも、各々の年金請求書に「年金受給選択申出書」を添えて提出します。

〔注〕 選択をしない年金（支給停止となる年金）の請求書にも併せて提出します。

- 3) 今まで受けていた年金を他の年金に選択換えする場合

いずれか一か所の実施機関に「年金受給選択申出書」を提出します。

3 退職等年金給付の併給調整

- 1) 基本的な事項

公的年金給付には1人1年金の原則があります（P.634参照）。退職等年金給付も同様の考え方が適用されることとなります。

退職共済年金（経過的職域加算額（退職共済年金））・障害共済年金（経過的職域加算額（障害共済年金））・遺族共済年金（経過的職域加算額（遺族共済年金））には職域部分が存在しており、退職等年金給付も職域部分に代わるものとして設計されたため、この組み合わせにおいても併給調整されることがあります（P.570参照）。

この併給調整は、私学共済制度同士の場合に限り適用されるものです。

- 2) 具体的な事例の抜粋

〈事例1〉 退職年金と職務障害年金の受給権がある場合

退職年金を選択した場合は、職務障害年金が全額支給停止となります。

職務障害年金を選択した場合は、退職年金が全額支給停止となります。

ただし、一方が私学共済以外で決定された年金である場合は双方の受給が可能です。

〈事例2〉退職年金と職務遺族年金の受給権がある場合

双方の受給が可能です。

〈事例3〉退職年金と障害共済年金

退職年金を選択した場合は、障害共済年金が全額支給停止となります。

障害共済年金を選択した場合は、退職年金が全額支給停止となります。

ただし、一方が私学共済以外で決定された年金である場合は双方の受給が可能です。

3) 一時金と年金給付の関係性

選択一時金、整理退職一時金及び遺族一時金については、原則として併給調整の対象とはなりません。例外として重複して受給できない場合があります。

① 選択一時金又は整理退職一時金と職務障害年金の場合

一時金分は内払い扱いとなります。

② 遺族一時金と職務遺族年金

同一給付事由の遺族一時金と職務遺族年金は選択となります。ただし、別給付事由の遺族一時金と職務遺族年金は併給が可能です。

③ 選択一時金又は整理退職一時金と職務上障害による経過的職域加算額（障害共済年金）

一時金分は内払い扱いとなります。

④ 遺族一時金と職務上死亡による経過的職域加算額（遺族共済年金）

同一給付事由の遺族一時金と経過的職域加算額（遺族共済年金）は選択となります。ただし、別給付事由の遺族一時金と経過的職域加算額（遺族共済年金）は併給が可能です。

〔国共済法第75条の4、第75条の6、第79条の4、被用者年金一元化法附則第37条の2〕

〈具体的な手続き〉

二つ以上の退職等年金給付の受給権が発生したとき又は選択替えをするときは、『併給調整事由該当届書』に必要事項を記入し提出してください。

第4部 年金等給付

私学共済内の併給調整

	老齢				障害			遺族			
	老齢厚生年金 経過的職域加算額	退職年金(終身・有期) 〔注1〕〔注2〕	整理退職一時金 〔注1〕	減額退職年金 通算退職年金	障害厚生年金 経過的職域加算額	職務障害年金 〔注2〕	障害年金	遺族厚生年金 経過的職域加算額	遺族共済年金 職務遺族年金 〔注2〕	遺族一時金	通算遺族年金
老齢厚生年金 経過的職域加算額 退職共済年金	-	併給	併給	併給 〔注3〕	選択	選択 〔注4〕	選択	選択 〔注5〕	選択 〔注4〕	併給	選択 〔注6〕
退職年金(終身・有期) 〔注1〕〔注2〕	併給	-	併給	併給	選択 〔注4〕 〔注7〕	選択	併給	併給	併給	併給	併給
選択一時金〔注1〕 整理退職一時金	併給	併給	-	併給	併給 〔注7〕	選択 〔注7〕	併給	併給	併給	併給	併給
退職年金 減額退職年金 通算退職年金	併給 〔注3〕	併給	併給	-	選択	併給	選択	選択 〔注8〕	併給	併給	併給
障害厚生年金 経過的職域加算額 障害共済年金	選択	選択 〔注4〕 〔注7〕	併給 〔注7〕	選択	選択	選択 〔注4〕	選択	選択	選択 〔注4〕	併給	選択
職務障害年金〔注2〕	選択 〔注4〕	選択	選択 〔注7〕	併給	選択 〔注4〕	選択	併給	選択 〔注4〕	選択	併給	併給
障害年金	選択	併給	併給	選択	選択	併給	-	選択	併給	併給	併給
遺族厚生年金 経過的職域加算額 遺族共済年金	選択 〔注5〕	併給	併給	選択 〔注8〕	選択	選択 〔注4〕	選択	選択	選択 〔注4〕	併給 〔注9〕	選択
職務遺族年金〔注2〕	選択 〔注4〕	併給	併給	併給	選択 〔注4〕	選択	併給	選択 〔注4〕	併給	選択 〔注9〕	併給
遺族一時金	併給	併給	併給	併給	併給	併給	併給	併給 〔注9〕	選択 〔注9〕	併給	併給
遺族年金 通算遺族年金	選択 〔注6〕	併給	併給	併給	選択	併給	併給	選択	併給	併給	併給

〔注1〕 退職年金(有期)と選択一時金(整理退職一時金)は請求の際に受給方法を選択し、いずれか一方のみ支給されます。

〔注2〕 退職等年金給付を指します。

〔注3〕 通算退職年金者が退職して退職共済年金を受けるときは、通算退職年金はその時点で失権し、退職共済年金として支給されます。

〔注4〕 職域部分、経過的職域加算額が発生しない場合は、退職等年金給付は併給されます。

〔注5〕 65歳以降は老齢給付の先充て(P.637参照)になります。特定受給権者(①大正15年4月1日以前に生まれた人又は②大正15年4月2日以後に生まれた人のうち、旧厚生年金の老齢年金受給権者、共済制度の退職年金・減額退職年金の受給権者で昭和6年4月1日以前に生まれた人)の場合に限り、遺族給付を選択した場合は、65歳から老齢給付の額の2分の1が支給されます。

〔注6〕 特定受給権者の場合は併給されます。

〔注7〕 障害給付を選択した場合、退職年金(終身・有期)は支給停止されますが、選択一時金(整理退職一時金)は原則として併給されます。ただし、当該障害給付が職務上事由の経過的職域加算額又は職務障害年金である場合、選択一時金(整理退職一時金)額は当該障害給付の支給期月ごとの額の2分の1を上限とし内払いとみなされます。

〔注8〕 65歳以降、遺族給付を選択した場合は、老齢給付の額の2分の1が支給されます。

〔注9〕 遺族給付と遺族一時金は原則として併給されますが、いずれも同一人の死亡により発生し、かつ遺族給付が職務上事由の経過的職域加算額又は職務遺族年金である場合、いずれか一方のみ支給されます。

第 8 章 年金の支給停止及び給付の支払い

公的年金制度間の併給調整（退職等年金給付については併給調整関係にないため省略）

		私学共済の年金						
		老齢給付		障害給付		遺族給付		
		老齢厚生年金 経過的職域加算額 退職共済年金〔注1〕	退職年金 減額退職年金 通算退職年金	障害厚生年金 経過的職域加算額	障害共済年金 障害年金	遺族厚生年金 経過的職域加算額	遺族共済年金 遺族年金 通算遺族年金	
他実施機関の年金	老齢給付	老齢基礎年金	併給〔注2〕	併給	選択〔注3〕	選択	併給〔注11〕	併給〔注11〕
		老齢厚生年金，経過的職域加算額 退職共済年金〔注1〕	併給	併給	選択〔注3〕	選択〔注3〕〔注5〕	選択〔注3〕〔注6〕	選択〔注3〕〔注5〕
		通算老齢年金（国年） 老齢年金（国年）	併給	併給	選択〔注3〕	併給	選択〔注3〕〔注4〕	併給
		退職年金，老齢年金 減額退職年金，通算老齢年金 通算退職年金	併給	併給	選択〔注3〕	併給	選択〔注3〕〔注9〕	併給
	障害給付	障害基礎年金	選択〔注3〕〔注4〕	選択〔注7〕	併給〔注10〕	選択〔注7〕	選択〔注3〕〔注4〕	選択〔注7〕
		障害厚生年金，経過的職域加算額 障害共済年金	選択〔注3〕	選択〔注3〕	選択〔注3〕	選択〔注3〕	選択〔注3〕	選択〔注3〕
		障害年金（国年）	選択〔注3〕〔注4〕	併給	選択〔注3〕	—	選択〔注3〕〔注4〕	併給
		障害年金	選択〔注3〕〔注5〕	併給	選択〔注3〕	併給	選択〔注3〕	併給
	遺族給付	遺族基礎年金	選択〔注3〕	選択〔注8〕	選択〔注3〕	選択〔注8〕	併給〔注10〕	選択〔注8〕
		寡婦年金	選択〔注3〕	選択	選択〔注3〕	選択	選択〔注3〕	選択
		遺族厚生年金，経過的職域加算額 遺族共済年金	選択〔注3〕〔注6〕	選択〔注3〕〔注9〕	選択〔注3〕	選択〔注3〕	選択〔注3〕〔注12〕	選択〔注3〕
		遺族年金 通算遺族年金	選択〔注3〕〔注5〕	併給	選択〔注3〕	併給	選択〔注3〕	併給

- 〔注1〕 特定受給権者の場合は，その人が受ける退職共済年金等の併給調整については，退職年金（旧法）等とみなします。
- 〔注2〕 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合は，老齢給付の支給額が調整されることがあります（P.384 参照）
- 〔注3〕 職域部分は支給されます。
- 〔注4〕 受給権者が65歳に達している場合は，併給されます（給付事由が異なる基礎年金がある場合は選択となります）。
- 〔注5〕 特定受給権者の場合は併給されます。
- 〔注6〕 65歳以降の場合，老齢給付の先充て（P.637 参照）になります（特定受給権者は除きます）。
また，特定受給権者の場合に限り，遺族給付を選択した場合は，65歳から老齢給付の額の2分の1が支給されます。
- 〔注7〕 障害福祉年金が障害基礎年金となったものは私学共済の各給付が優先的に支給され，障害基礎年金は優先的に支給された各給付の額が支給停止となります。
- 〔注8〕 母子・準母子福祉年金が遺族基礎年金となったものは併給されます。
- 〔注9〕 遺族給付を選択した場合は，65歳から退職年金等の旧共済法等による年金額の2分の1が支給されます。
- 〔注10〕 給付事由が異なる場合は選択となります。ただし，職域部分は支給されます。
- 〔注11〕 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合，65歳に達するまでは選択となります。
- 〔注12〕 長期要件に基づいて支給されるものは併給されます。

第6節 老齡基礎年金の繰上げ支給を受ける場合の支給停止

1 昭和24年4月2日以後に生まれた人〔厚年法附則第11条の4，改正前国共済法附則第12条の4の4〕

別個の給付の老齡厚生（退職共済）年金を受けている人については，原則的に老齡厚生（退職共済）年金のうち定額部分は加算されないことから，老齡基礎年金の全部を繰上げ支給（P.387参照）として受ける場合であっても老齡厚生（退職共済）年金は支給停止となりません。

ただし，障害等級3級以上の人，被保険者期間（加入者期間）44年以上の人の特例（P.408参照）や政令退職者等の特例（P.408参照）等により定額部分が加算された老齡厚生（退職共済）年金を受けられる人が，65歳未満で老齡基礎年金の全部を繰上げた場合，老齡厚生（退職共済）年金のうち定額部分（経過的加算相当額を除きます）が支給停止となります。

老齡厚生年金の場合，届け出は不要です。

退職共済年金の場合，「老齡基礎年金全部繰上げ支給に係る停止・停止解除届書」に必要書類を添付して提出してください。

2 昭和16年4月2日から昭和24年4月1日までに生まれた人〔改正前国共済法附則第12条の7の4，附則第12条の7の5〕

別個の給付の退職共済年金を受けている人は老齡基礎年金の全部を対象とする繰上げ支給（P.386参照）を同時に受けることができますが，特例支給開始年齢以後の退職共済年金のうち定額部分（経過的加算相当額を除きます）が支給停止となります。この場合，「老齡基礎年金繰上げ支給に係る停止・停止解除届書」に必要書類を添付して提出してください。

なお，繰上げ支給の老齡基礎年金を受けている人が国民年金の第2号被保険者になっても老齡基礎年金は支給停止となりません。

3 昭和16年4月1日までに生まれた人〔改正前国共済法附則第12条の7の4〕

① 私学共済の特別支給の退職共済年金が支給停止となる場合

特別支給の退職共済年金を受けている人が、老齢基礎年金の繰上げ支給（P.384参照）を受ける場合は、繰上げ支給を受けている間、特別支給の退職共済年金は65歳になるまで支給停止となります。

② 私学共済の特別支給の退職共済年金の支給停止が解除となる場合

老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人が、就職して厚生年金保険の被保険者や共済組合の組合員、私学共済の加入者になった場合は、特別支給の退職共済年金にかかる老齢基礎年金の繰上げ支給による支給停止は解除され、老齢基礎年金の繰上げ支給はその間支給停止となります。

①、②のいずれの場合も「老齢基礎年金繰上げ支給に係る退職共済年金支給停止・停止解除届書」に必要書類を添付して提出してください。

第7節 受給権者の申し出による支給停止

1 厚生年金の申し出による支給停止

厚生年金は年金受給権者の請求に基づき決定し、支給します。しかし、年金受給権者自らの意思により年金を受給しないという選択ができます。〔厚年法第38条の2〕

なお、同一給付事由の厚生年金が二つ以上ある場合、同時に申し出による支給停止となります。〔厚年法第78条の23〕

1) 支給停止される年金額

① 年金額の全額

② 法令の規定により年金の一部につき支給停止となっているときは、停止されていない金額

2) 支給停止の解除

支給停止については、将来に向かって撤回をすることができますが、過去に遡って撤回をすることはできません。

3) 申し出に関する注意事項

この申し出により支給停止となっている年金は、次の給付の支給要件である「年金を受給していない」ことにはなりません。年金を受給しているものとみなされますので、確認のうえ申し出てください。

- ① 加給年金額の支給要件
- ② 遺族給付の寡婦加算の支給要件
- ③ 老齢基礎年金の加算の特例の要件
- ④ 傷病手当金との併給調整
- ⑤ 児童扶養手当の支給要件
- ⑥ 特別児童扶養手当及び障害児童福祉手当の支給要件
- ⑦ 恩給法による扶助料の加算の特例の要件
- ⑧ 特別障害給付金の支給要件
- ⑨ 労働者災害補償保険法による給付との併給調整

4) 受給権者の申し出による支給停止中の手続き

住所異動をした場合等は手続きが必要となります。

5) 具体的な手続き

支給停止を希望する場合は「老齢・障害・遺族給付支給停止申出書」を、支給停止を撤回する場合は「老齢・障害・遺族給付支給停止撤回申出書」を提出してください。

なお、同一給付事由の厚生年金が二つ以上ある場合、一つの実施機関で申出書を受け付けることで他の実施機関から支給される厚生年金も一体的に支給が停止されます。

2 共済年金の申し出による支給停止

共済年金、経過的職域加算額（共済年金）は年金受給権者自らの意思

により年金を受給しないという選択ができます。〔改正前国共済法第74条の2，平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第74条の2〕

支給停止のしくみは厚生年金と同様ですが，同一給付事由の他の共済年金があった場合でも同時に申し出による支給停止とはなりません。

1) 支給停止される年金額

- ① 年金額の全額
- ② 法令の規定により年金の一部につき支給停止となっているときは，
停止されていない金額

2) 支給停止の解除

支給停止については将来に向かって撤回をすることができますが，過去に遡って撤回をすることはできません。

3) 申し出に関する注意事項

「3) 申し出に関する注意事項①～⑨」(P.648)を参照してください。

4) 受給権者の申し出による支給停止中の手続き

基本手当(失業給付)や高年齢雇用継続基本給付金等を受給した場合，住所異動をした場合等それぞれの手続きが必要となります。

5) 具体的な手続き

支給停止を希望する場合及び支給停止を撤回する場合は「受給権者の申出による支給停止・解除届出書」を提出してください。

3 退職等年金給付の申し出による支給停止

退職等年金給付は年金受給権者自らの意志により年金を受給しないという選択ができます。〔国共済法第75条の5〕

1) 支給停止される年金額

- ① 年金額の全額
- ② 法令の規定により年金の一部につき支給停止となっているときは，
停止されていない金額

2) 支給停止の解除

支給停止については、将来に向かって撤回をすることができますが、過去に遡って撤回をすることはできません。

3) 申し出に関する注意事項

申し出による支給停止を撤回した場合、終身退職年金及び有期退職年金の年金額は、申し出による支給停止がなかったものとして計算されます。〔国共済政令第15条〕

4) 受給権者の申し出による支給停止中の手続き

住所異動をした場合等は、手続きが必要となります。

5) 具体的な手続き

退職等年金給付の支給停止を希望する場合及び支給停止を撤回する場合は「老齢・障害・遺族給付支給停止（停止解除）申出書」を提出してください。

第8節 給付制限

故意や重大な過失などによって給付事由を生じさせたり、私学事業団が給付の支給上必要と認める診断に正当な理由がなくて応じなかったり又は禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられた場合などは、それぞれの程度に応じて給付が制限されます。

1 故意に給付事由を生じさせた場合

1) 厚生年金〔厚年法第73条，第73条の2，第74条，第76条〕

(1) 故意に障害又はその直接の原因となった事故を生じさせたときは障害にかかる給付は行いません。

(2) 自己の故意の犯罪行為もしくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害もしくは死亡もしくはこれらの原因となった事故を生じさせ、もしくはその障害の

程度を増進させ、又はその回復を妨げたときはその人にかかる給付について全部又は一部の支給を制限することがあります。

- (3) 障害厚生年金の受給権者が故意もしくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことによりその障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、障害等級の変更を行わない又は現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとします。
 - (4) 加入者又は加入者であった人を故意に死亡させた人については、その人に対する遺族厚生年金の給付は行いません。また、遺族の給付を受けられる先順位又は同順位の人を故意に死亡させた人についても、その人に対する遺族厚生年金の給付は行いません。
- 2) 共済年金、経過的職域加算額（共済年金）、退職等年金給付〔改正前国共済法第94条、第95条、平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第94条、第95条、国共済法第94条、第95条〕
- (1) 給付を受けるべき人が故意の犯罪行為又は故意に事故を生じさせ、その事故によって給付事由が生じた場合（遺族の給付を除きます）、その人に対する障害又は死亡にかかる給付は行いません。
 - (2) 遺族給付又は支払い未済の給付を受けるべき人が、故意の犯罪行為又は故意に加入者、加入者であった人又は現に遺族の給付を受けている人を死亡させたときや、遺族の給付を受けられる先順位又は同順位の人を死亡させたときには、その死亡させた人が遺族の給付の受給者となっても、その人に対する遺族の給付は行いません。ただし、他の遺族があれば、その人に給付することになります。
 - (3) 給付を受けるべき人が重大な過失又は療養に関する指示に従わなかったことにより事故を生じさせた場合や、故意に障害の程度を増進させたりその回復を妨げたりしたときは、障害の給付の全部又は一部の支

給を制限します。また、障害の程度が増進していても障害等級の改定を制限したり、現状の障害等級より軽度の等級に改定することがあります。

- (4) 私学事業団が障害の状態の診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくその求めに応じないときは、その人にかかる給付について、全部又は一部の支給を制限することがあります。

2 給付を受ける人が禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられた等の場合〔改正前国共済法第97条，平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第97条，国共済法第97条〕

加入者又は加入者であった人が、禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられた場合又はその刑の執行が猶予されている場合、あるいは公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された場合には、その人が受ける退職又は障害の給付のうち職域部分等又は退職等年金給付の額の全部又は一部が支給されないこととなります。

遺族の給付の受給権者が禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられた場合には、その人が受ける遺族の給付のうち職域部分等並びに退職等年金給付の額の一部が支給されないこととなります。

職域部分等とは、給付種別ごとの共済年金の職域部分、経過的職域部分（共済年金）をいいます。

1) 給付を受ける人が禁錮（拘禁刑）以上の刑の執行を受ける場合

退職又は障害の給付の受給権者が、禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられて、その刑の執行（実刑）を受けるときは、その刑の執行を受ける間、職域部分等並びに退職等年金給付（有期退職年金は除きます）の額が全額支給停止となります。

なお、刑の執行期間が通算して60か月に満たない場合は、60か月に不足する期間についても、職域部分等並びに退職等年金給付の額の一部が支給停止となります。その場合、当該給付の制限すべき月から、

法令の規定により職域部分等並びに退職等年金給付の額が停止されている月を除き、通算して60か月に達するまで支給停止を行うこととなります。

2) 給付の一部が制限される場合の給付制限額

(1) 加入者が禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられた場合

職域部分等の場合

$$\text{給付制限額} = \text{職域部分等の額} \times \frac{50}{100}$$

退職等年金給付の場合

$$\text{退職年金：給付制限額} = \text{終身退職年金} \times \frac{100}{100}$$

$$\text{職務障害年金：給付制限額} = \text{職務障害年金} \times \frac{50}{100}$$

(2) 加入者が公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された場合

職域部分等の場合

$$\text{給付制限額} = \text{職域部分等の額}$$

$$\times \frac{\text{懲戒解雇に引き続く加入者期間の月数}}{\text{年金の計算の基礎となった加入者期間の月数}} \times \frac{50}{100}$$

退職等年金給付の場合

$$\text{退職年金：給付制限額} = \text{終身退職年金}$$

$$\times \frac{\text{懲戒解雇に引き続く加入者期間の月数}}{\text{年金の計算の基礎となった加入者期間の月数}} \times \frac{100}{100}$$

$$\text{職務障害年金：給付制限額} = \text{職務障害年金}$$

$$\times \frac{\text{懲戒解雇に引き続く加入者期間の月数}}{\text{年金の計算の基礎となった加入者期間の月数}} \times \frac{50}{100}$$

(3) 退職、障害又は遺族の給付の受給権者が禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられた場合

職域部分等の場合

$$\text{給付制限額} = \text{職域部分等の額} \times \frac{50}{100}$$

退職等年金給付の場合

$$\text{退職年金：給付制限額} = \text{終身退職年金} \times \frac{100}{100}$$

$$\text{職務障害年金：給付制限額} = \text{職務障害年金} \times \frac{50}{100}$$

$$\text{職務遺族年金：給付制限額} = \text{職務遺族年金} \times \frac{50}{100}$$

(4) 退職給付，障害給付の受給権者が禁錮（拘禁刑）以上の刑の執行を受けた場合

職域部分等の場合

$$\text{給付制限額} = \text{職域部分等の額} \times \frac{100}{100}$$

退職等年金給付の場合

$$\text{退職年金：給付制限額} = \text{終身退職年金} \times \frac{100}{100}$$

$$\text{職務障害年金：給付制限額} = \text{職務障害年金} \times \frac{100}{100}$$

第9節 給付の支払いなど

老齢・退職給付，障害給付及び遺族給付は，私学事業団から受給権者本人に支給されます。

1 年金の支給期間及び支給期月

年金は，その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなった日の属する月までの分が支給されます。

年金は，支給を停止すべき事由（例えば，併給調整による支給停止，在職中の支給停止など）が生じたときは，その事由が生じた日の属する月の翌月から，その事由のなくなった日の属する月までの分が支給停止となります。

老齢厚生（退職共済）年金は，退職等により年金額を改定する事由が生じたときは，その事由の生じた日の属する月の翌月分からその改定された

年金額が支給されます。

年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月にそれぞれ前月までの分（2か月分）が支給されます。〔厚年法第36条、国共済法第75条の2〕

支払日は毎支払月の15日（その日が土・日曜日及び祝日などのときは直前の平日）となっています。

2 支払方法、受領方法及び送金のお知らせ

1) 支払方法

年金の支払いは、金融機関の口座振込（以下「口座振込」といいます）によって送金しています。

2) 受領方法

口座振込による年金の支払いは、年金等給付関係の請求書などの「年金の送金先」欄に記入された受給権者本人の銀行等の口座に振り込みます。

請求書等に受給権者本人以外の口座が記入されていると、口座名義相違等により振り込めず私学事業団に返金されます。その後受給権者本人の正しい口座の届け出を受けたのちに、再度振り込むことになるため、年金を受け取るまでに相当な日数がかかります。請求書等の「年金送金先」欄には必ず受給権者本人の取引銀行等名、支店名、預金種別（普通又は当座のみ可）、口座番号を正確に記入のうえ、「金融機関またはゆうちょ銀行の証明」欄に金融機関等による証明を受けるか、通帳の写し（銀行等名、支店名、預金種別（普通又は当座のみ可）、口座番号、口座名義人の氏名フリガナ等が記載された面）を添付してください。

受取金融機関をマイナポータルに登録済の口座（公金受取口座）とする場合には、添付書類及び金融機関等による口座証明は不要ですが、届書にマイナンバー（個人番号）の記載と身元確認書類の添付が必要です。

また、公金受取口座を変更する場合には、支給日の前々月10日以降に公金受取口座を変更した場合には、変更前の口座に振り込みます。

3) 送金のお知らせ

第4部 年金等給付

年金の支払いは年6回ですが、その支払いを連絡する「年金送金のお知らせ」（送金通知書）は、毎年1回6月定期支給期に送付し、その後は、定期支給期の差引支給額が6月定期支給期と同額である間、送金通知書の送付は行いません。

なお、年金から所得税以外の控除額がある場合（退職一時金の返還額、社会保険料等）は、支給期ごとに「年金送金のお知らせ」を送付します。

また、年金の新規決定・改定が行われた場合については、初回の随時払時には「年金の支払額について（お知らせ）」を、初回の定期支給期に「年金送金のお知らせ」を送付しますが、その後の定期支給期における差引支給額が同額の場合は、「年金送金のお知らせ」の送付は行いません。

4) 支払端数

定期支給期ごとの支給額を算出する際に1円未満の端数が出た場合には、端数を切り捨てて支払います。切り捨てた端数については、4月定期支給期から翌年2月定期支給期の分を合計して、2月定期支給期の支給額に加算して支払います。

支払端数の加算について、6月～12月定期支給期の「年金送金のお知らせ」に2月定期支給期の支払予定額を記載した場合は、2月定期支給期の「年金送金のお知らせ」は送付しません。

なお、2月定期支給期前に失権した場合、2月定期支給期が全額停止になった場合は支払端数の加算は行いません。

3 年金の課税

1) 所得税（国内居住者）

私学事業団が支給する障害給付、遺族給付及び未支給年金以外の老齢厚生年金、退職共済年金、退職年金（退職等年金給付）、旧共済法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金は、所得税法上「雑所得」となり、源泉徴収義務者である私学事業団が支払いのつと所得税を徴収し

ます。

しかし、年金の支払額が基準額未満のときは源泉徴収を要しないとされていますので、所得税は徴収しません。

なお、基準額は年金受給権者の年齢（65歳以上か65歳未満か）等によって異なります。

すでに年金決定しており源泉徴収を要する年金額に達することが見込まれる人については、毎年9月に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「扶養親族等申告書」といいます）を送付します。この「扶養親族等申告書」を提出すると、年金から源泉徴収する際に所得控除（寡婦・ひとり親控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除）を受けることができます。年金からの源泉徴収税額は、基礎的控除（公的年金等控除）及び人的控除を行い、その残額に所得税率（5%）と所得税率に復興特別所得税率（2.1%）を乗じた率（0.105%）との合計税率の5.105%（ $5\% \times 102.1\% = 5.105\%$ ）を乗じて計算した額になります。

なお、新規に障害給付、遺族給付及び未支給年金以外の年金の決定請求する人で、人的控除の適用を希望する場合は、「扶養親族等申告書」の提出が必要です。

年金には給与所得のように年税額の精算手続き（年末調整）がありませんので、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの控除及び扶養親族等申告書の年途中の異動事項や申告漏れ事項については、確定申告（毎年2月16日から3月15日までの間に税務署で受け付けています。なお、還付請求については、1月1日から受け付けています）で申告し、年税額の精算を行うこととなります。

また、私学事業団の年金（非課税年金を除きます）以外に給与所得等の所得がある人は、合算して確定申告することとなります。確定申告では、1年間の所得の金額を合計し、受けられる各種の控除を行い、年税

額の過不足を精算することになります。

なお、「確定申告不要制度」により、次の①②のいずれにも該当する人は、確定申告が不要となります。

- ① 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる。
- ② 公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額（給与所得等）が20万円以下である。

上記①②に該当し、確定申告をする必要がないとされた人であっても、生命保険料控除、社会保険料控除、医療費控除などにより、所得税の還付が受けられる人は、確定申告が必要です。

確定申告に必要な私学事業団が支給した年金にかかる「公的年金等の源泉徴収票」は、毎年1月中旬に年金者宛て送付します。

2) 所得税（非居住者）

非居住者とは日本国内に1年以上住所を有しない個人をいい、これらの年金受給権者にかかる所得税は年金の支給月額から5万円（その支払いを受ける非居住者が年齢65歳以上である場合には9.5万円）を控除した残額に所得税率（20%）と所得税率に復興特別所得税率（2.1%）を乗じた率（0.42%）との合計税率の20.42%（ $20\% \times 102.1\% = 20.42\%$ ）を乗じて計算した額になります。

ただし、日本国と居住国とにおいて締結される租税条約（所得に対する租税に関する国際的な二重課税を回避するための条約であり、国によって異なります）に基づき、一定の手続きをした場合、日本国では課税をしないこととなっています。

したがって、非居住者となる場合は事前に私学事業団にその旨を届け出する必要があります（詳しくは私学事業団にお問い合わせください）。

3) 相続税

経過的職域加算額（遺族共済年金）、遺族一時金、職務遺族年金は、

相続税の課税対象となります（源泉徴収は行いません）。

なお、遺族厚生年金，平成27年9月以前に受給権が発生した遺族共済年金は相続税の課税対象ではありません。

第9章 年金受給権者の諸手続き

1 年金受給権者・加給年金額対象者の現況確認

1) 年金受給権者・加給年金額対象者の生存確認

私学事業団では、年金受給権者や加給年金額対象者の生存については、住基ネットの情報の提供を受け、必要な事項について確認を行っています。ただし、住基ネットによる確認ができなかった場合は、現況届を提出する必要があります。

2) 住基ネットの情報提供が受けられない年金受給権者の現況届

私学事業団では、外国に居住している等の理由で、住基ネットによる生存の事実が確認できなかったときは、当該年金者に「現況届」を送付します。「現況届」は、私学事業団が指定する期限までに提出してください。

「現況届」の提出が遅れると、提出するまでの間、年金を差し止めることとなります。

なお、年金額の全額が支給停止となっているとき、新規に年金を決定して誕生日までの間に1年経過していないとき、私学に在職中の加入者等などの年金受給権者は、その年の「現況届」の提出は不要です。

3) 加給年金額対象者に関する現況届

私学事業団では、加給年金額対象者との生計維持関係や親族関係、加給年金額対象の配偶者の年金受給状況など、住基ネットの情報で把握できない内容を確認するため、加給年金額の加算がある年金受給権者に毎年1回、「現況届」を送付します。「現況届」は、私学事業団が指定する期限（誕生日の末日）までに提出してください。

「現況届」の提出が遅れると、提出するまでの間、年金の全額又は一部を差し止めることとなります。

4) 現況届の提出上の注意

- (1) 現況届は、年金受給権者が受給権者本人又は加給年金額対象者の現況を報告するものですので、加給年金額対象者にかかる内容であっても、年金受給権者本人が自署してください。
- (2) やむを得ず年金受給権者が自署できない場合は、家族等の代理人が必要事項を記入して提出してください。この場合、裏面の記入欄（署名欄）に代理人の氏名・年金受給権者との続柄（関係）・住所・連絡先及び、代理人が届け出す理由を必ず記入してください。
- (3) 年金受給権者が死亡している場合は、死亡年月日を記入し、裏面の記入欄（署名欄）に届出者の氏名・年金受給権者との続柄（関係）・住所・連絡先を記入して提出してください。私学事業団から届出者に年金受給権失権等の手続きについて連絡します。
- (4) その他、現況届で届け出ていただいた内容により、年金に関する手続き等が必要な場合は、私学事業団から年金受給権者等に連絡します。

現況届の提出が必要な場合と確認内容

				現況届の提出	現況届による確認内容				
					受給者の確認内容(生存確認)	加給年金額対象者の確認内容			
						生存状況	生計維持関係	親族関係	配偶者の年金受給状況
加給年金なし	受給権者	住基ネット生存確認済	加給年金額対象者	必要	○				
		住基ネット生存未確認		必要					
加給年金あり	受給権者	住基ネット生存確認済	加給年金額対象者	必要	×	×	○	○	○
				必要		○	○	○	○
		住基ネット生存未確認	加給年金額対象者	必要	○	×	○	○	○
				必要		○	○	○	○

2 年金受給権者の異動

1) 年金の受取金融機関、氏名、住所を変更するとき

(1) 年金の受取金融機関を変更する場合

「年金受給権者 受取機関・氏名変更届」に必要事項を記入のうえ、口座が確認できる通帳の写しを添付するか、変更後の金融機関等による口座証明を受けて提出してください。

受取金融機関の変更は、支給日の前月上旬までに届け出てください。

受取金融機関をマイナポータルに登録済の口座（公金受取口座）とする場合には、添付書類及び金融機関等による口座証明は不要ですが、届書にマイナンバー（個人番号）の記載と本人確認書類の添付が必要です。

また、公金受取口座を変更する場合には、支給日の前々月10日以降に公金受取口座を変更した場合には、変更前の口座に振り込みます。

(2) 氏名を変更する場合

「年金受給権者 受取機関・氏名変更届」に変更後の氏名を記入のうえ、変更後の戸籍謄本等を添付して提出してください。

なお、氏名変更に伴い、現在登録されている金融機関の口座名義も変更します。現在の登録と異なる金融機関に変更を希望する場合は、別途受取金融機関の変更を行う必要があります。

この届け出により、他の実施機関（日本年金機構や公務員共済組合）で受給している年金についても氏名を変更します（他の実施機関に私学事業団から届書を回付します。処理期間は実施機関により若干異なります）。

(3) 住所を変更する場合

①住基ネットによる変更

住基ネットの情報により住民票住所の変更が確認できた場合は、住所変更の届け出は原則として不要です。ただし、変更後の住民票住所を私学事業団が確認し、登録するまでに、実際の住民票の異動（転居）

から3～4か月かかります。登録までの間は旧住所宛に郵便物を送付することになりますので、最寄りの郵便局で転居・転送サービスの手続きを行ってください（半年経過しても旧住所から転送される場合は、ご連絡ください）。なお、変更後の電話番号は確認できません。

②届け出による変更

「年金受給権者 住所変更届」により届け出てください。なお、変更処理には1か月程度かかります。

※他の実施機関において決定している年金（国民年金・厚生年金・共済法による年金を含みます）がある場合、私学事業団、日本年金機構、公務員共済組合のいずれか1か所に届け出ることにより、すべての実施機関の年金の住所変更手続きができます（処理期間は実施機関により異なります）。

※住基ネットで住所変更の確認ができない場合は、「年金受給権者 住所変更届」の提出に併せて、確認資料として住民票の添付やマイナンバーの届け出をお願いしています。

(4) 外国へ転居する場合、外国での住所変更の場合

外国へ転居したり、外国で住所変更するなど、日本国外に1年以上居住する場合には、「非居住者異動届書」を提出してください。

また、支給年金額が114万円超（65歳未満の場合60万円超）で、居住する国が日本と租税条約を締結している国である場合は、「非居住者異動届書」のほかに、次の書類が必要です。

居住する国	必要な書類
日本と租税条約を締結している国 (アメリカ以外)	「非居住者異動届書」 「租税条約に関する届出書」(2部)
アメリカ	「非居住者異動届書」 「租税条約に関する届出書」(2部) 「特典条項に関する付表」 IRS (内国税歳入庁) 発行の「居住証明書」

「非居住者異動届書」,「租税条約に関する届出書」が必要な場合は、私学事業団まで連絡してください。

なお、日本国外に1年以上居住する場合は、出国するまでに、その年の1月1日から出国するまでの所得について確定申告を行う必要があります（確定申告の詳細については最寄りの税務署にお問い合わせください）。

他の実施機関には届出書を回付できません。年金の支給を受けている各制度に申し出や手続きをお願いします。

2) 加給年金額の対象者の異動（対象届・失権届）

加給年金額の対象者（配偶者・子）が次の①の事由に該当したときは、「障害基礎・老齢厚生・退職共済年金受給権者胎児出生届」を、②～⑧の事由に該当したときは、「加算額・加給年金額対象者不該当届」により、それぞれの事由に応じた書類を添付して提出してください。

〔注〕 ②については、住基ネットで死亡の確認ができる人は必要ありません。

また、⑨⑩⑪については、登録の年齢により自動処理となるため、届け出は不要です。

〈異動事由〉

- ① 加給年金額の対象者に該当（胎児であった子が出生）したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 年金者本人によって生計を維持されている状態でなくなったとき
- ④ 配偶者が離婚したとき
- ⑤ 子が婚姻したとき
- ⑥ 子が配偶者以外の人と養子縁組したとき
- ⑦ 養子縁組による子が離縁したとき
- ⑧ 1級又は2級に該当する障害の状態にある子（18歳到達年度の末日までの間にある子を除きます）について、その事情がなくなったとき

- ⑨ 配偶者が65歳になったとき
※生年月日によって失権しない場合があります。
- ⑩ 子（1級又は2級に該当する障害の状態にある子を除きます）が18歳到達年度の末日になったとき
- ⑪ 1級又は2級に該当する障害の状態にある子が20歳に達したとき

〈添付書類〉

- (1) 胎児であった子が出生したときは、生年月日及び続柄を記載した市区町村長の証明書又は戸籍抄本
- (2) 加給年金額対象者が死亡した場合は戸籍抄本（又は除籍抄本）又は死亡が確認できる住民票（死亡日が明記されているもの）又は死亡診断書に記載されている事項についての市区町村長の証明書
- (3) 生計維持関係がなくなった場合は、その事実を証明する民生委員等第三者の証明書
- (4) 配偶者との離婚、子の婚姻や離縁等の場合は、戸籍謄本
- 3) 加給年金額・寡婦加算の受給権者にかかる異動（支給停止・停止解除）
加給年金額及び寡婦加算が加算されている年金受給権者又は加給年金額の対象が次の事由に該当した場合は届け出が必要です。

次の異動事由に該当した場合は私学事業団へ連絡してください。加給年金額や寡婦加算を停止又は停止解除するための届出用紙を送付します。

〈異動事由〉

- ① 子にかかる加給年金額が加算されている場合に、障害基礎年金の支給を受けることができるようになったとき
- ② 配偶者が公的年金制度から加給年金額の支給停止に該当する老齢・退職を事由とする年金の受給権を有するようになったとき
- ③ 配偶者が公的年金制度から加給年金額の支給停止に該当する障害を事由とする年金の支給を受けるようになったとき又は受けられなくなったとき

- ④ 遺族厚生（共済）年金の受給権者である妻が、遺族基礎年金又は他の公的年金制度から寡婦加算が加算された年金の支給を受けられるようになったとき又は受けられなくなったとき
- ⑤ 通算協定の特例法による加給年金額・寡婦加算が加算されている退職、障害又は遺族厚生（共済）年金について、加給年金額・寡婦加算を停止・停止解除すべきこととなったとき

〈添付書類〉

受給権発生年月日が一元化前の年金の添付書類

添付書類は必要ありません。

受給権発生年月日が一元化後の年金の添付書類

- (1) 支給停止の届け出をする場合、添付書類は必要ありません。
- (2) 支給停止の解除を届け出する場合の添付書類は、私学事業団へ連絡してください。

3 障害による遺族共済年金・遺族年金の若年停止解除の届け出

支給開始年齢に達していないことにより、支給が停止（若年停止）されている遺族共済年金、遺族年金の受給権者が、障害等級に該当する程度の障害の状態（遺族共済年金は障害等級が1級又は2級に限ります）になったときは、若年停止が解除になります。「障害による年金の若年停止解除届出書」に必要な書類を添えて提出してください。なお、若年停止されるのは次に該当している場合です。

○ 遺族共済年金、遺族年金

年金受給権者である夫・父母・祖父母が60歳（経過措置あり）に達するまで年金の支給が停止されているとき

〈添付書類〉

- ①診断書 ②病歴・就労状況等申立書 ③年金証書 ④その他

〈記入上の注意〉

- ① 「年金受給権者の氏名」欄は、現に年金を決定されている人の氏名

を正確に記入してください。

- ② 「障害の状態となった年月日」欄は、障害の状態となった傷病の発生年月日を記入してください。
- ③ 「障害の状態」欄は、簡単にその状態を記入してください。

4 障害不該当の届け出

次に掲げる人が障害の程度が軽快し、障害等級に該当しなくなった場合は、速やかに以下の届書を提出してください。

- ① 障害厚生（共済）年金の受給権者「障害給付受給権者 障害不該当届」
- ② 障害特例の適用を受けている老齢厚生（退職共済）年金の受給権者「厚生年金保険 年金受給権者障害者特例不該当届」
- ③ 障害の状態にあることにより老齢厚生（退職共済）年金の加給年金額対象者となっている20歳未満の子「加算額・加給年金額対象者不該当届」
- ④ 障害を事由として遺族厚生（共済）年金、遺族年金、通算遺族年金の受給権者となっている（子又は孫に限ります）18歳の年度末を経過している人「遺族年金失権届」

なお、上記③の場合は、加給年金額が失権します。

また、上記④の場合は、年金受給権が失権します。

5 年金証書の再交付

年金受給権者が災害又は盗難などのため、年金証書を汚損したり紛失したりしたときは、「年金証書再交付申請書」にその事実を明らかにする書類又は汚損した年金証書を添えて私学事業団に提出し、年金証書の再交付を受けてください。

なお、再交付を受けた後、紛失した年金証書が発見されたときは、直ちに発見された年金証書にその旨の理由書を付し、返納してください。

〈添付書類〉

- ① 汚損したときは、その年金証書

② 災害その他の事故によるときは、その事実を明らかにした書類
〈記入上の注意〉

再交付申請の理由欄は、再交付を受ける理由を具体的に記入してください。特に災害によるときは発生年月日・発生場所、その他の事故によるときは紛失の場所を明記してください。

6 年金受給権の失権・未支給年金の請求

年金受給権者が次の事由に該当したときは、年金を受ける権利が失権しますので、私学事業団に電話又は文書で連絡してください。状況を確認したうえで、必要な手続きについて案内します。

1) 年金受給権の失権事由

(1) 年金受給権者が死亡したとき（すべての年金に共通する失権事由）〔厚年法第45条、第53条、第63条第1項、国共済法第82条第1項、第88条、第93条第1項、改正前国共済法第80条の2、第87条の3、第93条の2、平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第80条の2、第87条の3、第93条の2〕

(2) 障害厚生（共済）年金の年金受給権者の障害の程度が軽快し、3級以上の状態に該当することなく65歳に到達したとき（障害の程度が軽快してから3年経過の時点が65歳を超えるときは、その3年経過時点）〔厚年法第53条、国共済法第88条、平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第87条の3〕

〔注〕 障害の程度が軽快し65歳に達した、あるいは3年経過した後に、私学事業団から自動的に年金受給権失権を通知しますので、連絡は不要です。

(3) 遺族厚生（共済）年金の年金受給権者が次のいずれかに該当したとき〔厚年法第63条、国共済法第93条、改正前国共済法第93条の2、平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第93条の2〕

① 婚姻（事実上の婚姻関係を含みます）したとき

- ② 直系血族及び直系姻族以外の人の子（事実上の養子縁組を含みます）となったとき
- ③ 死亡した加入者であった人との親族関係が離縁（養子縁組の解消）によって終了したとき
- ④ 年金受給権者が子又は孫（1級又は2級に該当する障害の状態にある人を除きます）の場合で、18歳到達年度の末日になったとき

〔注〕 子又は孫が18歳到達年度の末日になった後に、私学事業団から自動的に年金受給権失権を通知しますので、連絡は不要です。ただし、その子又は孫が1級又は2級に該当する障害の状態にある場合、年金の受給権が失権しないことがありますので、申し出てください。

- ⑤ 1級又は2級に該当する障害の状態にあるため遺族厚生（共済）年金を受けている子又は孫（18歳到達年度の末日までの間にあるときを除きます）が、障害の状態でなくなったとき又は20歳に達したとき
- ⑥ 平成19年4月1日以降に受給権が発生した遺族厚生（共済）年金のうち、受給権を取得した当時30歳未満である妻が、(ア)又は(イ)に該当するとき
 - (ア) 遺族厚生（共済）年金と同一の給付事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有しない場合は、遺族厚生（共済）年金受給権を取得したときから5年経過したとき
 - (イ) 30歳に到達する前に遺族厚生（共済）年金と同一の給付事由に基づく遺族基礎年金の受給権が失権したときは、その遺族基礎年金の受給権が失権した日から5年経過したとき

〔注〕 遺族基礎年金の受給権がない場合には遺族厚生（共済）年金受給権を取得したときから5年経過した後、あるいは遺族基礎年金の受給権が失権した日から5年経過した後に、私学事業団から自動的に年金受給権失権を通知しますので、連絡は不要です。

⑦ 年金受給権者が父母，孫又は祖父母の場合で，加入者の死亡当時，胎児であった子が生まれたとき

2) 未支給年金

年金受給権者が死亡したときに，死亡した日の属する月分までの年金でまだ受け取っていない年金は，生計を同じくしていた親族に支給することになります。これを未支給年金といいます。〔厚年法第37条第1項，国共済法第44条第1項，平成27年国共済経過措置政令第8条第1項及び第15条第1項による読み替え後の改正前国共済法第45条第1項〕

未支給年金は，給付を受ける同順位者が2人以上いるとき，全額を1人に支給することで全員に支給したものとみなします。〔厚年法第37条第5項，国共済法第44条第4項，改正前国共済法第45条第2項〕

未支給年金を受けることができる人の順位は，配偶者，子，父母，孫，^{〔注〕}祖父母，兄弟姉妹，その他3親等内の親族の順序となります。

〔注〕 子の配偶者，配偶者の父母，孫の配偶者，兄弟姉妹の配偶者，配偶者の兄弟姉妹，配偶者の祖父母，曾孫，曾祖父母，曾孫の配偶者，甥・姪，おじ・おば，甥・姪の配偶者，おじ・おばの配偶者，配偶者の曾祖父母，配偶者の甥・姪，配偶者のおじ・おば

上記以外にも配偶者の子（配偶者の前婚における子）等民法上における3親等内の親族も含まれます。

3) 届け出・連絡

(1) 年金受給権者が死亡したとき

住基ネットでの死亡の確認が取れる人については，平成23年10月1日以後の死亡の場合，年金受給権失権に関する届け出が不要となりました。

しかし，住基ネットでの死亡の確認が取れるまでの間に年金が払い過ぎとなる可能性があり，また，家族等の状況によっては未支給年金や遺族厚生（共済）年金を請求できることがありますので，**私学事業団**に電話等で速やかに連絡してください。

なお、親族等からの連絡がなく、住基ネットでは私学事業団が受給権者の死亡を確認した場合は、「失権にかかる連絡書及び手続書類の送付依頼書」を親族宛てに送付します。受領した親族等は、必要事項を記入のうえ、返送してください。

	私学事業団において 住基ネットでの死亡確認可能	私学事業団において 住基ネットでの死亡確認不可
未支給年金を受け取る人がいる場合	[生計を同じくしていた3親等内の親族の手続き] ①「未支給年金・未支払給付金請求書（兼死亡届）」の提出 （未支給年金の請求） ※遺族厚生年金の受給権がある遺族の場合は、遺族厚生年金等の請求も行います。	
未支給年金を受け取らない場合	届書の提出は原則として不要	[戸籍法の規定による死亡の届出義務者の手続き] ②「死亡届」の提出 ※私学事業団の死亡届は、「未支給年金・未支払給付金請求書（兼死亡届）」と同じ用紙です。

※ 未支給の年金及び未支払の年金生活者支援給付金のいずれも受けることができる場合は、「未支給年金・未支払給付金請求書（兼死亡届）」の提出により両方の給付の請求をしたことになります。

なお、未支払の年金生活者支援給付金を受け取ることのできる遺族の範囲は、未支給年金と同じです。

ただし、共済組合から支給される年金のみを受給している人の未支払の年金生活者支援給付金請求書の提出先は日本年金機構となります。

① 「未支給年金・未支払給付金請求書（兼死亡届）」の添付書類

- (ア) 三親等内の親族が未支給年金（支払未済の給付）を請求するとき

- ㊦ 死亡した受給権者の年金証書（添えることができないときは、請求書にその事由を記入してください）
 - ㊧ 受給権者の死亡を証する戸籍の謄本もしくは抄本，死亡診断書（写し可），住民票など（いずれも死亡日以降に交付されたもの）
 - ㊨ 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書，又は戸籍の謄本もしくは抄本，除籍謄本もしくは抄本，又は法定相続情報一覧図（いずれも死亡日以降に交付されたもの）（例 未支給請求者が受給権者の子の場合で「子の戸籍抄本」の父母欄で身分関係が確認できる場合は「請求者（子）の戸籍抄本」）。
- 〔注〕住民票でこれに代えることはできません。
- ㊩ 死亡した受給権者の住民票（除票）と請求者の世帯全員の住民票（住民票上，死亡した受給権者と請求者の住所が異なっているときは，「生計同一に関する添付書類一覧表」（P.674参照）の区分により必要な「第三者の証明書」，「生計同一関係を証明する書類」など）
 - ㊪ 口座情報について確認できる預貯金通帳の写しなど（金融機関又はゆうちょ銀行の証明欄に金融機関から証明を受けることで，これに代えることができます）
 - ㊫ 遺族厚生（共済）年金を請求できる場合は「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」又は「遺族共済年金決定・改定・転給請求書」とその添付書類も必要になります。

〔注〕

- ・請求者の個人番号（マイナンバー）を請求書に記載した場合は，以下の書類を省略できる場合があります。
 - (a) 死亡した受給権者の住民票（除票）
 - (b) 請求者の世帯全体の住民票

- (c) 通帳の写し（マイナポータルに登録済の口座（公金受取口座）を記入し、指定の枠内にレ点を打った場合に限る）
- (d) 死亡した受給権者と請求者との身分関係を確認するための戸籍等の書類（死亡者が令和4年1月12日以降に死亡しており、かつ請求者が配偶者又は遺族給付を請求できる子である場合に限る）
- ・個人番号（マイナンバー）で請求書の添付書類を省略する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）の表・裏両面の写し又は以下(a)及び(b)の書類の写しを添付してください。
 - (a) マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
 - (b) 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど顔写真付きのもの
- (イ) 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が届け出るとき（死亡届）
 - ㊦ 死亡を証する書類
 - ① 年金証書
- ② 記入上の注意
 - (ア) 請求者が配偶者又は子の場合であって、住民票上世帯を別にしていて、住所が住民票上同一であるときは、別世帯となっていることについての理由書欄に記入してください。
 - (イ) 年金証書を添付することができない人は、その事由について選択してください。

第4部 年金等給付

生計同一に関する添付書類一覧表

1. 請求者が死亡した受給権者の配偶者又は子の場合

請求者の状況区分	提出書類
住民票上同一世帯に属しているとき	世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）
住民票上世帯を別にしているが、住所が住民票上同一であるとき	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票） ② 別世帯となっていることについての理由書（又は請求書の⑩欄に記入してください）
住所が住民票上異なっているが、現に日常生活を共にし、かつ、生活上の家計を一つにしているとき	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票） ② 同居についての申立書 ③ 別世帯となっていることについての理由書 ④ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など 第三者の証明書又はそれに代わる書類
単身赴任、就学又は療養などのやむを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、その事情が消滅したときは、日常生活を共にし、生活上の家計を一つにするとき 例：生活費・療養費などの経済的な援助が行なわれており、かつ定期的に音信、訪問が行われている場合	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票） ② 別居していることについての理由書 ③ 生活費など経済的な援助及び定期的な音信、訪問が行われていた申立書 ④ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など 第三者の証明書又はそれに代わる書類

2. 請求者が死亡した受給権者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族である場合

請求者の状況区分	提出書類
住民票上同一世帯に属しているとき	世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）
住民票上世帯を別にしているが、住所が住民票上同一であるとき	それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）
住所が住民票上異なっているが、現に日常生活を共にし、かつ、生活上の家計を一つにしているとき	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票） ② 同居についての申立書 ③ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など 第三者の証明書又はそれに代わる書類
住所が住民票上異なっているが、生活費、療養費などについて生活の基盤となる経済的な援助が行われているとき	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票） ② 経済的援助についての申立書 ③ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など 第三者の証明書又はそれに代わる書類

※個人番号(マイナンバー)を記入した場合は、世帯全員の住民票(死亡した受給権者は住民票の除票)の添付を省略できる場合があります。

※第三者の証明書に代わる書類は次頁を参照してください。

第三者の証明書に代わる書類（生計同一のわかるもの）について

（次のいずれかの書類をご用意ください。コピーでも差しつかえありません）

事項	提出書類
健康保険などの被扶養者になっている場合 （国民健康保険は該当しません）	被扶養者であることを明らかにすることのできる資格確認書、健康保険被保険者証又は組合員証等〔注〕
給与計算上、扶養手当などの対象になっている場合	給与簿又は賃金台帳等
税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票又は課税（非課税）証明書等
定期的に送金がある場合	定期的に送金されていたことのわかる現金封筒又は預貯金通帳等
請求者が死亡した受給権者の配偶者又は子の場合、以下の書類でも可。	
単身赴任による別居の場合	辞令の写し、出向命令の写し、単身赴任手当が分かる証明書の写し等
就学による別居の場合	学生証の写し、在学証明書等
病気療養・介護による別居の場合	入院・入所証明、入院・入所に係る領収書等の写し等
〔注〕 写しを添付する場合は、被保険者証等に記載された保険者番号及び記号・番号等を判別、復元できないようマスキング（黒塗り等）してください。	

③ 届け出上の注意

(ア) 年金受給権者が死亡したときの届出者は、先順位の人から届出てください。届出順位が同順位の人が2人以上いる場合は、未支給年金（支払未済の給付）の全額を1人に支給することで全員に支給したものとみなしますので、請求代表者を決め、その人から請求してください。

また、届出者が遺族のときは、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」又は「遺族共済年金決定・改定・転給請求書」と一緒に提出してください。

(イ) 複数の年金を受ける権利を有している人が亡くなった場合には、「未支給年金・未支払給付金請求書（兼死亡届）」を私学事業団又は日本年金機構、公務員共済組合のいずれか1か所に提出することにより、それぞれの年金の手続きが可能となります（国民年金

と私学共済の年金のみの場合はそれぞれに手続きが必要です)。

- (ウ) 遺族厚生(共済)年金の年金受給権者で遺族の同順位の人が複数いる場合、その年金受給権者のいずれかの受給権が失権した場合(子が18歳到達年度の末日になったときを除きます)も、年金受給権失権の届け出は必要です。
- (エ) 払い過ぎた年金を全額返還する前に年金受給権が失権したり、年金受給権失権後の支給額(未支給年金を除きます)がある場合、年金受給権失権の決定後、届出者に返還を依頼します。
- (オ) 所得税法で「雑所得」として課税される年金(P.656参照)の年金受給権者が死亡した場合、準確定申告のための源泉徴収票を発行します。
- (カ) 届け出を確認後、届出者には、「年金の失権について」及び準確定申告のための源泉徴収票を送付します。また、未支給年金(支払未済の給付)や未払年金がある場合は「未支給年金・支払未済の給付決定通知書」を、払い過ぎた年金がある場合は「年金過払金返還請求書」及び払込取扱票(払込通知書)を同封して送付します。

なお、遺族厚生(共済)年金の請求を同時に行っている場合、遺族厚生(共済)年金の年金証書等は、別途送付します。

- (2) 死亡以外の事由で遺族厚生(共済)年金が失権するとき
遺族厚生(共済)年金の受給権者が死亡以外の失権事由(P.668(3)参照)に該当したときは、「遺族年金失権届」による届け出が必要です。
届け出が遅くなると、年金が払い過ぎとなり、後日返還していただく場合がありますので、電話等で速やかに連絡してください。

① 「遺族年金失権届」の添付書類

- (ア) 遺族厚生(共済)年金の受給権者が婚姻又は親族関係の変更による失権の事由に該当したとき

- ⑦ 失権事由が確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本（いずれも届出日より6か月以内に交付されたもの）
 - ⑧ 失権事由が事実上の婚姻関係の場合は、世帯全員の住民票
 - ⑨ その他、失権の事由を確認するため私学事業団が必要とする書類
 - ⑩ 年金証書
- (イ) 遺族厚生（共済）年金の受給権者である障害の状態にある子又は孫（18歳到達年度の末日までの間にある者を除きます）が障害の状態でなくなったとき
- ① 診断書
 - ② 年金証書

7 年金受給権者が所在不明となったとき

年金受給権者が1か月以上所在不明となった場合は、当該年金受給権者の世帯主又は世帯員は私学事業団に電話等で速やかに連絡してください。

第10章 離婚時の年金分割

離婚等をした場合に、婚姻期間中の標準報酬月額と標準賞与額（この章において「標準報酬等」といいます）の合計額を当事者間で分割し、年金額に反映することができる制度です。

第1節 離婚時の年金分割制度の概要

1 あらまし

多様化するライフスタイルの変化に対応するため、年金の分割制度が導入され、離婚等をした場合において、当事者間の合意等に基づき婚姻期間の標準報酬等を最大50%まで分割することができます（平成19年4月1日施行。以下「合意分割制度」といいます）。〔厚年法第78条の2〕

また、平成20年4月以降の国民年金第3号被保険者期間にかかる期間について、当事者間の合意を必要とせずに、標準報酬等の2分の1（50%）を被扶養配偶者に分割することができます（平成20年4月1日施行。以下「3号分割制度」といいます）。〔厚年法第78条の14〕

- 1) 標準報酬等の分割を受けた側は、分割後の自身の年金の受給資格に応じた年金を受給することができます。
 - (1) 自身の年金支給開始年齢に達するまでは、老齢厚生年金は支給されません。
 - (2) 分割を行った元配偶者が死亡しても、自身の年金の受給には影響しません。
 - (3) 分割は、報酬比例部分と経過的職域加算額（共済年金）の額のみに影響し、定額部分（基礎年金相当部分）と退職等年金給付（新3階年金）の額には影響しません。

- (4) 原則として、分割された記録は年金の額の算定基礎となりますが、年金を受給するために必要な受給資格期間には算入されません。
- 2) 「合意分割制度」にかかる分割の請求をしたときに、「3号分割制度」にかかる分割の請求が行われていない場合は、被扶養配偶者期間の年金分割の請求を併せて行ったものとみなします。〔厚年法第78条の20〕
- 3) 分割の請求ができるのは、原則として離婚等をしたときから2年以内です。2年を過ぎると分割請求はできません。

2 実施機関

一元化（平成27年10月）に伴い、私学共済制度や国家公務員、地方公務員の共済制度が厚生年金保険法の適用を受けることとなりました。そのため、離婚時の年金分割についても、いずれかの実施機関に手続きをすれば、すべての実施機関に手続きを行ったものとされます。〔施行規則第57条、厚年施行規則第78条の11第3項〕

また、分割の対象となる対象期間標準報酬総額（P.681「1用語の定義」(4)参照）についても、婚姻期間中の当事者双方の第1号～第4号厚生年金被保険者期間における標準報酬等をすべて合算します。〔厚年法第78条の35第2項〕

ただし、以下の(1)～(3)に該当する場合は、一元化前の制度が適用されるため、実施機関ごとに手続きが必要です。〔平成27年厚年経過措置政令第15条〕

- (1) 裁判や調停等の申立日が平成27年9月30日以前である場合
- (2) 按分割合を定めた裁判や調停等の判決文や調書等に付されている「年金分割のための情報通知書」の日付が平成27年9月30日以前である場合
- (3) 公正証書の作成日や私署証書の認証日が平成27年9月30日以前である場合

〔注〕実施機関とは、次の区分における事務を取り扱う機関をいいます。

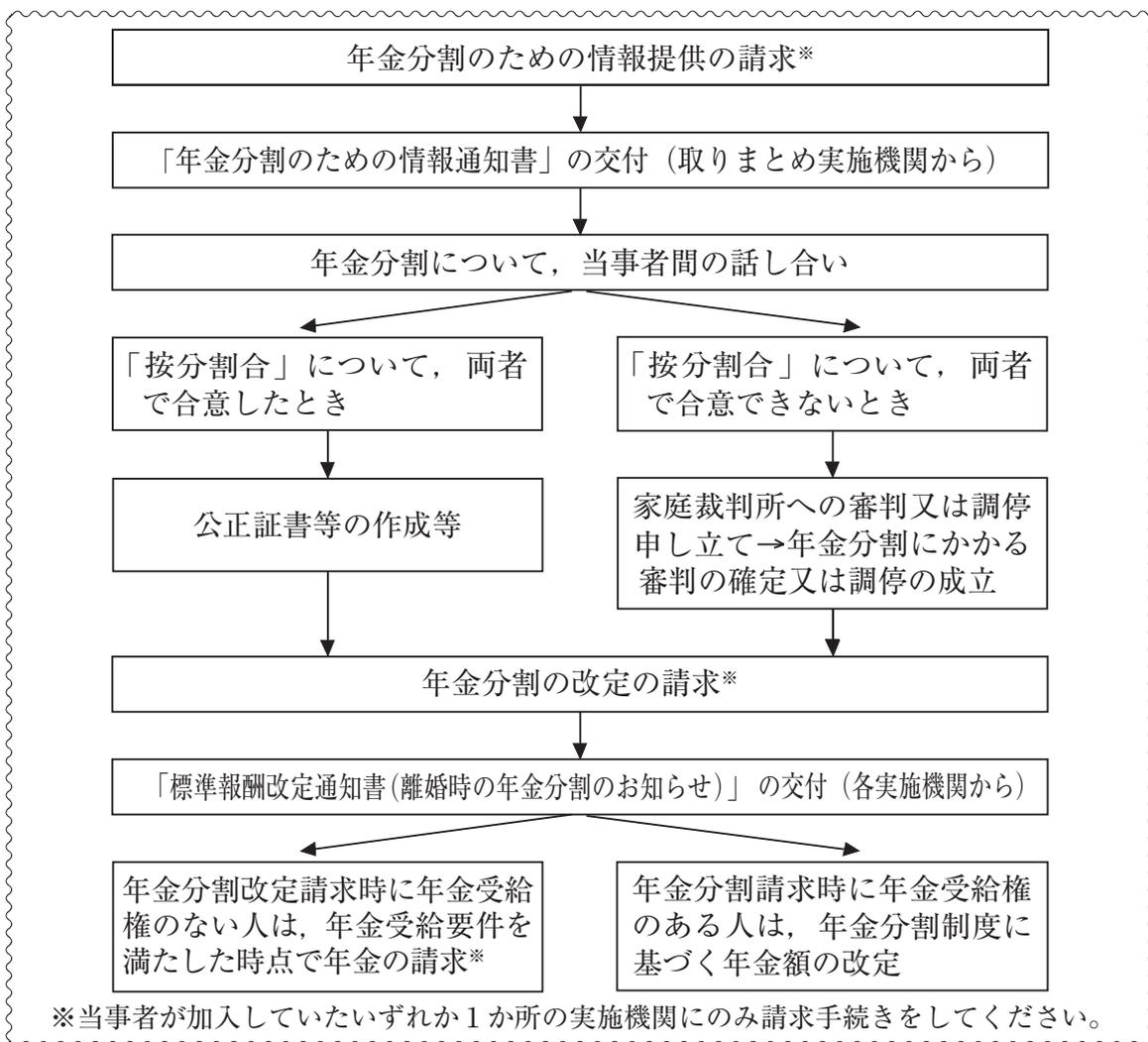
第4部 年金等給付

- ・民間被用者（第1号厚生年金被保険者）…日本年金機構
- ・国家公務員（第2号厚生年金被保険者）…国家公務員共済組合
- ・地方公務員（第3号厚生年金被保険者）…地方公務員等共済組合
- ・私学教職員（第4号厚生年金被保険者）…日本私立学校振興・共済事業団

3 分割手続きの流れ

離婚時の年金分割制度の手続きの流れは、次のとおりです。

【手続きの流れのイメージ】



第2節 「合意分割制度」の概要

1 用語の定義

- (1) **離婚等** 法律婚にあった人が離婚した、もしくは婚姻が取り消された場合、又は事実上婚姻関係と同様の事情にあった人については当該事情が解消したと認められる場合です。〔厚年法第78条の2、厚年施行規則第78条〕
- (2) **婚姻期間** 原則として婚姻した日から離婚した日、又は婚姻が取り消された日までです。また、事実上婚姻関係にあった間は国民年金第3号被保険者であった期間の初日から当該事実婚が解消したと認められる日までです。
- (3) **対象期間** 離婚等に伴う、分割対象となる期間、具体的には婚姻期間をいいます。この婚姻期間には平成19年3月以前の期間も含まれます。〔厚年法第78条の2、厚年施行規則第78条の2〕
- (4) **対象期間標準報酬総額** 対象期間にかかる被保険者期間の各月の標準報酬等（第1号～第4号厚生年金被保険者期間における標準報酬等をすべて合算します）に、当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額の総額です。〔厚年法第78条の3、第78条の35第2項〕

〈第4号厚生年金被保険者期間（私学共済）にかかる対象期間標準報酬総額の算出方法〉

次の①～④により計算した標準報酬等の総額となります。

- ①平成15年4月以降の期間…標準報酬等に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率（P.354表参照）を乗じて得た額
- ②平成15年3月以前の期間…標準報酬月額に当事者を受給権者とみなし

て対象期間の末日において適用される再評価率（P.354表参照）を乗じて得た額×1.3

③昭和61年4月1日に引き続く昭和61年3月以前の期間…昭和61年4月1日に引き続く被保険者期間の標準報酬月額（P.349参照）で求めた額×1.3に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率（P.354表参照）を乗じて得た額

④昭和61年3月以前の退職にかかる期間…昭和61年3月31日以前の退職にかかる被保険者期間の標準報酬月額（P.350参照）で求めた額×1.3に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率（P.354表参照）を乗じて得た額

(5) **第1号改定者** 被保険者又は被保険者であった人で、分割を行う側（対象期間標準報酬総額が減額される側）です。〔厚年法第78条の2〕

(6) **第2号改定者** 第1号改定者の配偶者であった人で、分割を受ける側（対象期間標準報酬総額が増額される側）です。〔厚年法第78条の2〕

(7) **当事者** 第1号改定者及び第2号改定者です。〔厚年法第78条の2〕

(8) **按分割合** 当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計額のうち、分割後の第2号改定者の占める割合です。分割前の第2号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え2分の1（50%）の範囲内で、双方の合意又は裁判等によって定められます。〔厚年法第78条の3〕

$$\frac{\text{第2号改定者の対象期間標準報酬総額}}{\text{第1号・第2号改定者の対象期間標準報酬総額の合計額}} < \text{按分割合} \leq 1/2 \text{ (50\%)}$$

例) 按分割合の範囲

- ① 当事者の一方（Aさん）の対象期間標準報酬総額が4,800万円，他方（Bさん）の対象期間標準報酬総額が1,200万円だった場合…Aさんが第1号改定者，Bさんが第2号改定者

〈按分割合の計算方法〉

$$\frac{\text{Bさんの対象期間標準報酬総額}}{\text{Aさんの対象期間標準報酬総額} + \text{Bさんの対象期間標準報酬総額}} = \frac{1,200}{4,800 + 1,200} = \frac{1,200}{6,000} = 20\%$$

⇒AさんBさん夫婦の按分割合の範囲は，20%を超え，50%以下となります。

- ② 当事者の一方（Cさん）の対象期間標準報酬総額が4,000万円，他方（Dさん）は対象期間標準報酬総額がない場合（対象期間に被用者年金制度に加入した期間がない場合）…Cさんが第1号改定者，Dさんが第2号改定者

〈按分割合の計算方法〉

$$\frac{\text{Dさんの対象期間標準報酬総額}}{\text{Cさんの対象期間標準報酬総額} + \text{Dさんの対象期間標準報酬総額}} = \frac{0}{4,000 + 0} = 0\%$$

⇒CさんDさん夫婦の按分割合の範囲は，0%を超え，50%以下となります。

- (9) 離婚時みなし被保険者期間 第2号改定者の被保険者期間以外の期間であって，被保険者期間とみなされる期間です。

2 基本的なしくみ

「合意分割制度」は，離婚等をした当事者双方の合意又は裁判手続きで按分割合を定めた場合に，当事者（一方でも可）からの分割請求によって，婚姻期間中の標準報酬等を当事者間で分割できる制度です。その結果，それぞれが分割された標準報酬等に基づき，年金を受給するしくみです。

- 1) 年金額を分割するものではなく，婚姻期間中の標準報酬等を「按分割合」によって分割するしくみです。
- 2) 婚姻期間中の標準報酬等に再評価率を乗じたうえで総額を算出（P.681

第4部 年金等給付

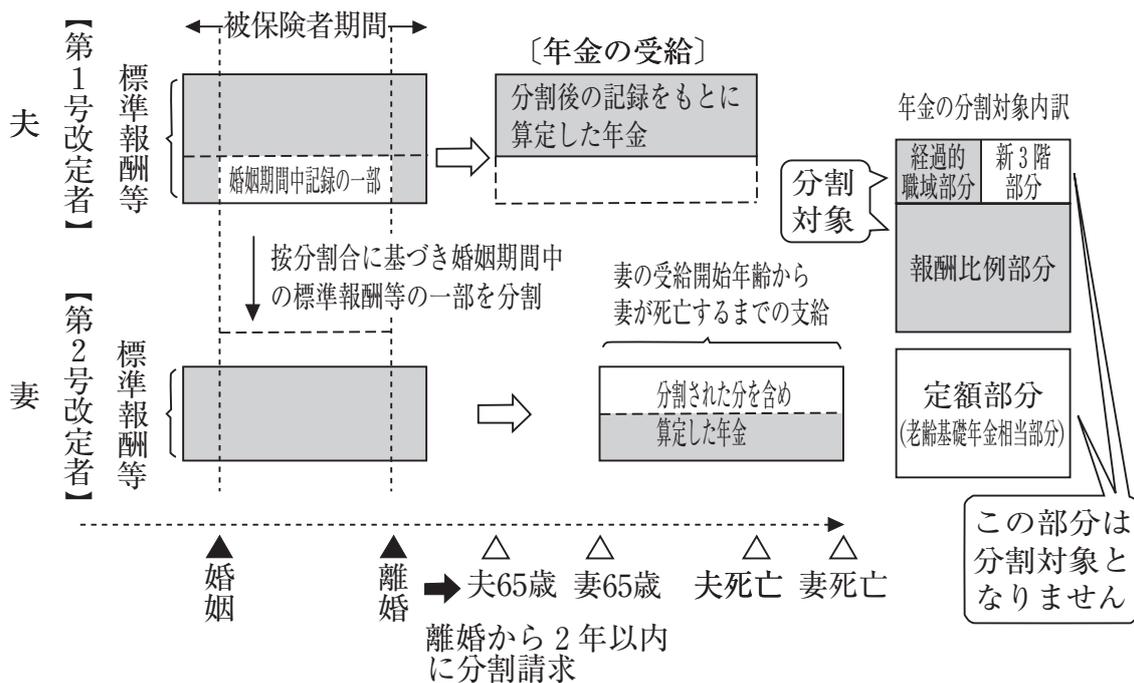
「1用語の定義」(4)参照)し、第1号改定者から第2号改定者に標準報酬等の総額の一部を分割します。ただし、按分割合の上限は50%です。

3) 按分割合は、当事者間の協議の結果、合意に至らなかった場合は、当事者の一方が家庭裁判所に対して申し立てを行い、裁判手続きにより定めることができます。〔厚年法第78条の2第2項〕

4) 平成27年9月以前の期間にかかる「経過的職域部分」は、報酬比例部分と同一の按分割合にて分割した標準報酬等を算定の対象とします。〔平成27年国共済経過措置政令第8条〕

5) 平成27年10月以降の期間にかかる「新3階部分」には離婚による分割の取り扱いはありません。分割前の標準報酬等によって算定します。

〈年金分割制度のイメージ図〉



※事例として第1号改定者を「夫」、第2号改定者を「妻」と設定しています。

6) 分割の請求をする前に当事者の一方が死亡した場合、当事者の一方が死亡した日から起算して1か月以内に当事者の他方が分割の請求をしたとき（裁判手続きや公正証書等によって按分割合が定められている場合に限り）は、当事者の一方が死亡した日の前日に分割の請

求があったものとみなします。〔厚年施行令第3条の12の7〕

- 7) 「合意分割制度」による請求ができない場合（請求の期限）
- (1) 原則として、次のいずれかに該当した日の翌日から起算して2年を経過した以後は時効により請求を行うことができません。〔厚年法第78条の2、厚年施行規則第78条の3第1項〕
- ① 離婚が成立した日
 - ② 婚姻が取り消された日
 - ③ 事実上婚姻関係と同様にある当事者が国民年金第3号被保険者の資格を喪失し、その事実婚関係を解消したと認められる日
- ただし、2年を経過するより前に請求すべき按分割合について審判、調停等の裁判手続きを行っている場合には、2年を経過した後であっても当該審判、調停等が確定又は成立した日の翌日から起算して6か月以内であれば、請求は可能です。〔厚年施行規則第78条の3第2項〕
- (2) 分割請求をする前に当事者の一方が死亡した場合、死亡した日から起算して1か月を経過したときは請求を行うことができません。〔厚年施行令第3条の12の7〕

3 情報提供

「合意分割制度」による分割の請求に当たっては、当事者間の合意又は裁判手続き等により按分割合を定めることが必要となります。

そのため、実施機関では当事者双方又はその一方から情報提供の請求があった場合に、按分割合を定めるために必要な情報を提供します。〔厚年法第78条の4〕

情報提供は、離婚等をする前でも、した後でも請求できます。

1) 情報提供の請求

情報提供の請求を行う場合は、「年金分割のための情報提供請求書」に次の書類を添付のうえ請求してください。なお、対象期間内に複数の厚生年金被保険者期間がある場合でも一つの実施機関に提出すれば

よいことになっています。〔施行規則第58条第5項・第7項，厚年施行規則第78条の6第5項・第7項〕

〈添付書類〉

- ① 請求書に個人番号を記入した場合は，マイナンバーカードの両面の写し，請求書に基礎年金番号を記入した場合は，年金手帳又は基礎年金番号通知書の写し
- ② 当事者間の身分関係（婚姻期間等）を明らかにすることができる書類（当事者の戸籍の謄本等）
- ③ 事実婚関係にある期間にかかる年金分割の請求をする場合は，国民年金第3号被保険者の期間を証明する書類

2) 情報提供の内容

請求に基づき，次の内容を記載した「年金分割のための情報通知書」（以下「情報通知書」といいます）を取りまとめ実施機関から交付します。
〔厚年法第78条の4第2項，厚年施行規則第78条の8〕

- (1) 分割対象となる期間（対象期間）
 - (2) 分割対象となる期間の標準報酬等の総額（対象期間標準報酬総額）
 - (3) 按分割合の範囲
 - (4) 第1号改定者，第2号改定者の氏名
 - (5) その他，年金分割の請求をするために必要な情報
- 3) 留意事項
- (1) 当事者双方が一緒に請求した場合は，それぞれに対して「情報通知書」を交付します。
 - (2) 1人で請求した場合，離婚等をしていないときは，請求した当事者のみに「情報通知書」を交付します。〔施行規則第58条第6項，厚年施行規則第78条の6第6項〕
 - (3) 離婚等をしているときは，当事者のいずれかが請求した場合であっても，請求した当事者とその相手方に「情報通知書」を交付します。〔施

行規則第58条第4項、厚年施行規則第78条の6第4項]

- (4) 平成20年4月をまたぐ被扶養配偶者期間を有する場合など、「合意分割制度」と「3号分割制度」(次節参照)に該当する期間が混在している場合の「情報通知書」の対象期間標準報酬総額は、3号分割制度に基づく標準報酬等の分割をしたものとしての額となります。[厚年法第78条の20第3項]
- (5) 情報提供の再請求は、原則として、先の請求をしたときから3か月を経過しないとできません。[厚年施行規則第78条の7]
- 4) 年金額の試算

情報提供の請求者が50歳以上の場合、希望により、標準報酬等の分割をした場合の年金見込額をお知らせすることができます。希望する場合は、「年金分割のための情報提供請求書」の中の「年金見込額照会」欄にその旨を記入してください。

第3節 「3号分割制度」の概要

1 用語の定義

- (1) **特定被保険者** 婚姻期間において配偶者が国民年金第3号被保険者であった、厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった人です。分割を行う側(特定期間(3)にかかる標準報酬等が減額される側)となります。[厚年法第78条の14]
- (2) **被扶養配偶者** 特定被保険者の配偶者で、国民年金第3号被保険者であった人です。分割を受ける側(特定期間(3)にかかる標準報酬等が増額される側)となります。[厚年法第78条の14]
- (3) **特定期間** 特定被保険者の被保険者期間中に、平成20年4月以降の被扶養配偶者であった期間です。[厚年法第78条の14]
- (4) **被扶養配偶者みなし被保険者期間** 特定期間であって、被扶養配偶

者において被保険者期間とみなされる期間です。

2 基本的なしくみ

「3号分割制度」は、平成20年4月以降の国民年金第3号被保険者期間を有する人が離婚をした場合等に、特定期間の標準報酬等の2分の1(50%)を被扶養配偶者に分割するものです。その結果、それぞれが分割された標準報酬等に基づき、年金を受給するしくみです(「3号分割制度」の対象とならない婚姻期間についても、「合意分割制度」によって分割することができます)。

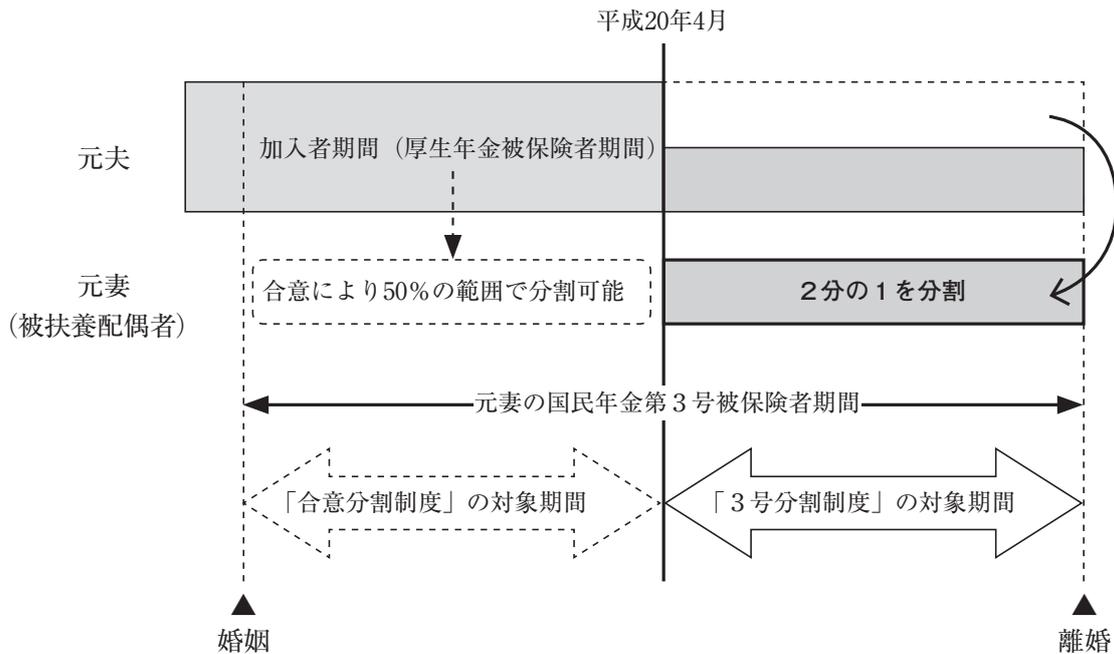
1) 「3号分割制度」による分割ができるのは、次の場合です。

- (1) 離婚をしたとき
 - (2) 婚姻の取り消しをしたとき
 - (3) 事実上婚姻関係にあった場合で、事実婚の状態が解消し、かつ、被扶養配偶者が国民年金第3号被保険者の資格を喪失したとき
 - (4) 特定被保険者の生死が3年以上明らかでないとき
 - (5) 離婚の届け出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあったと認められるとき
- 2) 年金額を分割するものではなく、特定期間中の標準報酬等を2分の1に分割するしくみです。
- 3) 「合意分割制度」と異なり、按分割合の定めはなく、分割の割合は50%に限定されます。
- 4) 被扶養配偶者からの請求により、分割されます。
- 5) 分割の請求をする前に特定被保険者が死亡した場合、当該死亡した日から起算して1か月以内に被扶養配偶者が分割の請求をしたときは、当該死亡した日の前日に分割の請求があったものとみなします。〔厚生施行令第3条の12の14〕

6) 「3号分割制度」による請求ができない場合

- (1) 原則として、次のいずれかに該当した日の翌日から起算して2年を経過した以後は、時効により請求を行うことができません。〔厚年施行規則第78条の17〕
 - ① 離婚が成立した日
 - ② 婚姻が取り消された日
 - ③ 事実上婚姻関係と同様にある当事者が国民年金第3号被保険者の資格を喪失し、その事実婚関係を解消したと認められる日
- (2) 特定被保険者が特定期間の全部又は一部を算定基礎とする障害共済年金や障害厚生年金の受給権者であるとき、その算定基礎となっている特定期間については「3号分割制度」による分割の対象となりません。〔厚年法第78条の14第1項、平成27年厚年経過措置政令第14条〕
- (3) 分割請求をする前に特定被保険者が死亡した場合、死亡した日から起算して1か月を経過したときは、請求を行うことができません。〔厚年施行令第3条の12の14〕

【3号分割制度のイメージ（例：元夫から元妻への分割）】



第4部 年金等給付

〔「合意分割制度」と「3号分割制度」の比較〕

	合意分割制度	3号分割制度
制度の開始時期	平成19年4月1日	平成20年4月1日
対象となる期間	「婚姻期間」 平成19年4月以前の期間も対象	「特定期間」 平成20年4月以降の国民年金第3号被保険者期間
分割の割合	当事者間の合意又は裁判手続きにより決められた「按分割合」 最大50%	50%
請求手続き	申請は当事者のどちらからでも可能 当事者間の合意又は裁判所の決定を示す書類が必要	被扶養配偶者からの申請 当事者間の合意は不要

第4節 標準報酬等の分割改定請求等

離婚等をして、標準報酬等の改定の請求を行わなければ、分割は行われません。

1 請求手続き

改定の請求は、「標準報酬改定請求書（離婚時の年金分割の請求書）」に次の書類を添付のうえ、いずれかの実施機関に提出してください。いずれかの実施機関に手続きをすればすべての実施機関に手続きを行ったものとされます（P.679「2 実施機関」参照）。〔施行規則第57条，厚年施行規則第78条の11第3項〕

〔注〕 ただし、次の(1)～(3)に該当する場合は、一元化前の制度が適用されるため、実施機関ごとに手続きが必要です。〔平成27年厚年経過措置政令第15条〕

- (1) 裁判や調停等の申立日が平成27年9月30日以前である場合
- (2) 按分割合を定めた裁判や調停等の判決文や調書等に付されている「年金分割のための情報通知書」の日付が平成27年9月30日以前である場合
- (3) 公正証書の作成日や私署証書の認証日が平成27年9月30日以前である場合

〈添付書類〉

- ① 請求書に個人番号を記入した場合はマイナンバーカードの両面の写し、請求書に基礎年金番号を記入した場合は、年金手帳又は基礎年金番号通知書の写し
- ② 当事者間の身分関係（婚姻期間等）を明らかにすることができる書類（当事者の戸籍謄本等）（④と兼ねることも可能です）
- ③ 事実婚関係にある期間にかかる年金分割の請求をする場合は、その事実婚関係を明らかにすることができる書類
- ④ 請求の日前1か月以内に作成された当事者（3号分割のみの請求の場合は、特定被保険者）の生存を証明することができる書類（戸籍謄本又は住民票（マイナンバーの記載のないもの））
- ⑤ 按分割合を明らかにすることができる書類（「3号分割制度」のみの場合は不要）
 - (ア) 当事者の合意により、按分割合を定めたとき

公正証書の謄本もしくは抄録謄本、又は公証人の認証を受けた私署証書

当事者又はその代理人が直接請求書を持参する場合は、合意文書を提出することにより手続きを行うこともできます。その際は事前に私学事業団や年金事務所等にご相談ください。
 - (イ) 裁判所における手続きにより、按分割合を定めたとき

審判の場合……審判（判決）書の謄本又は抄本及び確定証明書

調停（和解）の場合……調停（和解）調書の謄本又は抄本

2 改定通知書の内容

請求に基づき、次の内容を記載した「標準報酬改定通知書（離婚時の年金分割のお知らせ）」を交付します。なお、対象期間内に複数の厚生年金被保険者期間がある場合は、各実施機関から改定通知書を交付します。

(1) 加入者番号

当事者が私学共済制度に本人として加入されたことがある場合は、最終加入者番号をお知らせします。加入者期間を有しない当事者には、「みなし加入者番号」を付番し通知します。年金請求手続き等を行う場合には、この番号が必要となります。

(2) 按分割合（「3号分割制度」によるもののみの場合は除きます）

(3) 改定割合（「3号分割制度」によるもののみの場合は除きます）

合意等により決定された按分割合に基づき標準報酬等を決定又は改定する際に用いる率（その率に小数点以下7位未満の端数が生じたときは四捨五入して得た率）です。〔厚年施行規則第78条の9〕

$$\text{改定割合} = \{ \text{按分割合} - \text{第2号改定者の対象期間標準報酬総額} \div \text{第1号改定者の対象期間標準報酬総額} \times (1 - \text{按分割合}) \} \\ \div \{ \text{按分割合} + \text{第1号改定者の対象期間標準報酬総額} (\text{第2号改定者の再評価率で再評価したもの}) \div \text{第1号改定者の対象期間標準報酬総額} \times (1 - \text{按分割合}) \}$$

(4) 標準報酬等が改定された期間

(5) 改定後の標準報酬等

分割前の標準報酬等に改定割合（「3号分割制度」によるものの場合は50%）を乗じて求めた各月の標準報酬等です。

3 合意分割制度と3号分割制度に該当する期間が混在している場合における取り扱い

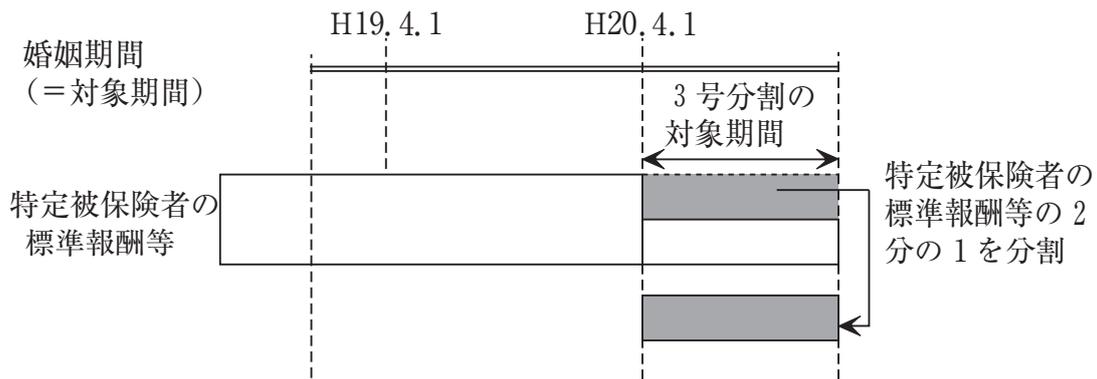
平成20年4月をまたぐ被扶養配偶者期間を有する場合など、合意分割制度と3号分割制度に該当する期間が混在している場合については、以下の

ように取り扱います。〔厚年法第78条の20〕

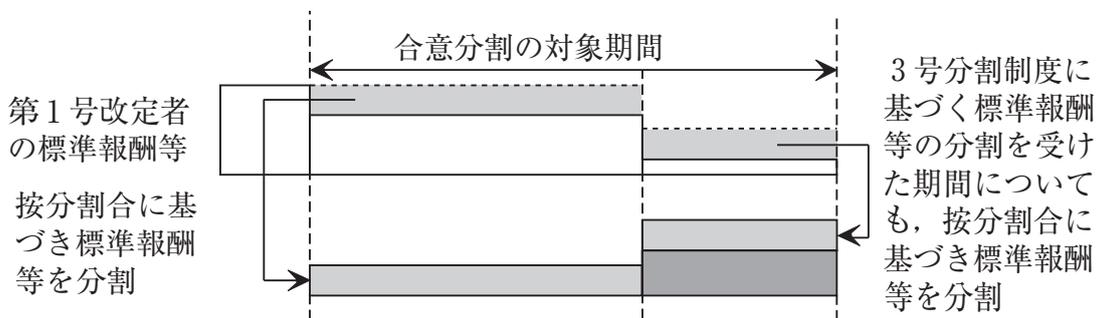
- ① 平成20年4月以降の被扶養配偶者期間について、3号分割制度に基づき標準報酬等の分割を行います。
- ② 上記期間を含むすべての分割対象期間について、合意分割制度に基づき標準報酬等の分割を行います。このとき、当事者双方の対象期間標準報酬総額を算出するに当たっては、①で分割を受けた標準報酬等の額は、第2号改定者（被扶養配偶者）自身の標準報酬等として取り扱われます。

〈事例〉合意分割制度と3号分割制度に該当する期間が混在している場合

- ① 平成20年4月以降の被扶養配偶者期間について、3号分割制度に基づき標準報酬等を分割



- ② 対象期間のすべてについて、合意分割制度に基づき標準報酬等を分割



第5節 年金給付における取り扱い

離婚時の年金分割制度は、当事者の年金額の計算の基礎となる各月の標準報酬等を分割することにより、結果として年金の分割に結びつけるものです。

ただし、年金を受給するには、標準報酬等の分割を行ったとしても、当事者（受給権者）自身が年金を受給できる資格を有していることが必要となるなど、一定の条件があります。したがって、標準報酬等の分割請求を行ったからといって直ちに年金を受給できるものではありません。

離婚時の年金分割制度に関する年金給付の取り扱いとしては、次のような特段の定めがあります。

1 共通事項

1) 年金給付の算定における離婚時みなし被保険者期間及び被扶養配偶者みなし被保険者期間の取り扱い

年金請求や年金額の決定に当たり、離婚時みなし被保険者期間及び被扶養配偶者みなし被保険者期間（以下「みなし被保険者期間等」といいます）は「被保険者期間」とみなされますが、「被保険者であった期間」とはみなされません。

したがって、みなし被保険者期間等は年金額には含まれますが、年金の受給要件等には含まれません。

年金給付の算定等において、みなし被保険者期間等を含まないものは次のとおりです。

要件等	参照
老齢厚生年金・老齢基礎年金の受給資格期間	P. 369
受給資格期間短縮の特例に関する「被保険者期間」の要件	P. 377
特別支給の老齢厚生年金の受給要件である「被保険者期間1年以上」	P. 407

特別支給の経過的職域加算額（退職共済年金）の受給要件である「1年以上引き続き加入者期間」	P. 430
特別給付の老齢厚生年金における「被保険者期間44年以上の人の特例」	P. 408
特別支給の老齢厚生年金の政令退職による支給開始年齢の特例にかか る「被保険者期間20年以上」	P. 408
定額部分の計算における「被保険者期間」（経過的加算，繰上げ調整額 等含む）	P. 413
老齢厚生年金における加給年金額の加算要件である「被保険者期間20 年以上」	P. 413
退職一時金を全額受給した期間について返還が必要となる場合におけ る「被保険者期間20年以上」	P. 361
日本国籍を有しない人に対する脱退一時金の受給要件である「被保険 者期間6か月以上」	P. 465
日本国籍を有しない人に対する脱退一時金の計算における平均標準報 酬額及び支給率の算定基礎となる「被保険者期間」	P. 466
遺族厚生年金における寡婦加算額の「被保険者期間20年以上」	P. 542

2) 退職一時金の返還について

対象期間中に、第1号改定者が退職一時金を全額又は一部受給した期間があり、当該被保険者期間が第2号改定者に分割された場合、退職一時金の返還は第1号改定者にのみに生じ、第2号改定者に返還は生じません。

2 老齢厚生年金における取り扱い

1) 分割請求時に老齢厚生年金の受給権を有している場合（老齢厚生年金の改定）

標準報酬等の分割請求（以下「分割請求」といいます）があった日の属する月の翌月から老齢厚生年金の額を改定します。分割請求に伴う老齢厚生年金の額の改定については、手続きの必要はありません。

〈分割請求時に加入者である場合〉

分割請求時に老齢厚生年金の算定期間となっていない被保険者期間については、標準報酬等の分割を行ったとしても、直ちに老齢厚生年金の

算定基礎とはなりません。したがって、老齢厚生年金の算定基礎となっていない被保険者期間の標準報酬等のみを分割した場合、分割請求時には老齢厚生年金の額の改定は行いません。その後の退職等により、老齢厚生年金の算定期間の改定が行われた際に、分割後の標準報酬等に基づき老齢厚生年金の改定を行います。

また、在職中であることによる老齢厚生年金の支給停止（P.615参照）を行う際の総報酬月額相当額の算出においては、分割後の標準報酬等はいずれも、分割前の標準報酬等を用いて計算します。

2) 分割請求時に老齢厚生年金の受給権を有していない場合（老齢厚生年金の決定）

受給要件を満たした時点で請求することによって、分割後の標準報酬等に基づく老齢厚生年金を決定します。

請求手続きについては、「老齢厚生年金の請求手続き」（P.444）を参照してください。

〈第2号改定者又は被扶養配偶者の場合〉

みなし被保険者期間等は受給資格期間に含まれないため、老齢厚生年金を受けるには、自身の公的年金制度の加入により受給資格期間を満たすことが必要となります。

(1) 自身の厚生年金被保険者期間を有する場合

将来、受給要件を満たした時に、みなし被保険者期間等を含む被保険者期間及び分割後の標準報酬等に基づく「特別支給の老齢厚生年金」もしくは「本来支給の老齢厚生年金」の請求をすることができます。したがって、第1号改定者又は特定被保険者がすでに老齢厚生年金の受給権を有している場合であっても、分割請求後、直ちに老齢厚生年金の受給権が生じるわけではありません。

なお、「特別支給の老齢厚生年金」においては、第1号～第4号厚生年金被保険者期間を合算して1年以上あることが必要となります。

(2) 自身の厚生年金被保険者期間を有さない場合

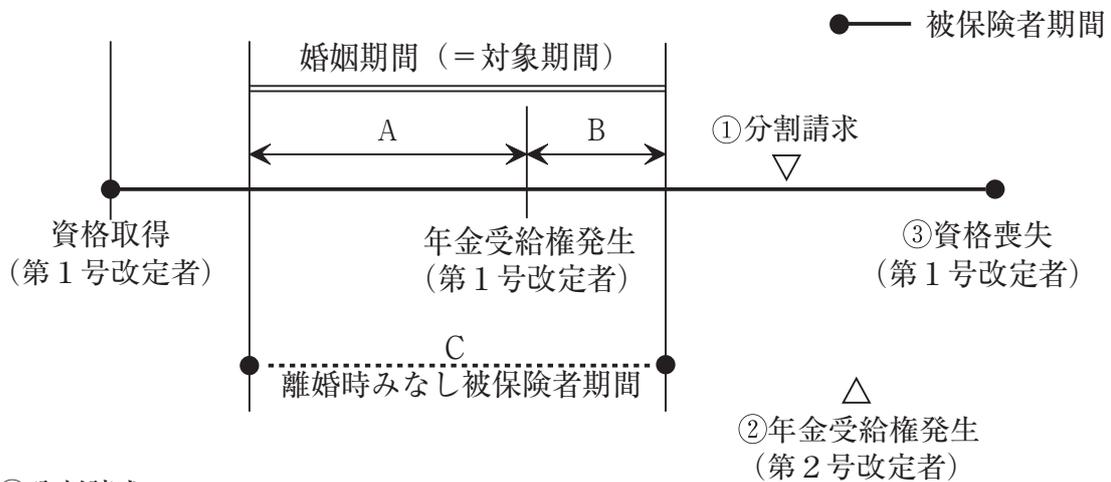
自身の厚生年金被保険者期間を有さず、みなし被保険者期間等のみである人については、「特別支給の老齢厚生年金」の受給権は発生しません。受給権が発生するのは、「本来支給の老齢厚生年金」のみとなります。

分割請求時において、すでに「本来支給の老齢厚生年金」の受給要件を満たしている場合は、別途請求をすることにより、みなし被保険者期間等に基づく老齢厚生年金を決定します。

したがって、第1号改定者又は特定被保険者がすでに老齢厚生年金の受給権を有している場合であっても、分割請求後、直ちに老齢厚生年金の受給権が生じるわけではありません。

なお、標準報酬等の分割を行った後に被保険者となり、「特別支給の老齢厚生年金」の受給要件を満たした場合には、みなし被保険者期間等を含む被保険者期間及び分割後の標準報酬等に基づく「特別支給の老齢厚生年金」の請求をすることができます。

〈事例1〉被保険者である第1号改定者と被保険者期間を有さない第2号改定者の合意分割



①分割請求

第1号改定者の老齢厚生年金を改定します。

このとき、被保険者期間（A）については分割後の標準報酬等を算定の基礎とします。被保険者期間（B）及びそれ以降の被保険者期間については、その後の退職改定等により、老齢厚生年金の算定基礎となります。

②年金受給権発生（第2号改定者）

離婚時みなし被保険者期間（C）に基づき老齢厚生年金を決定します。

〔注1〕 第2号改定者自身の公的年金制度への加入で、受給資格期間（P.369～379参照）を満たすことが必要です。

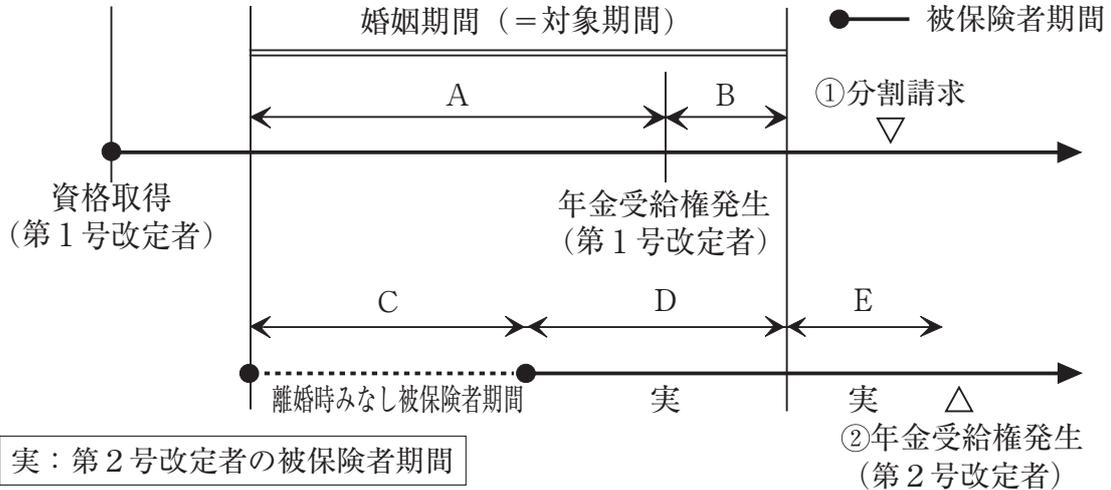
〔注2〕 離婚時みなし被保険者期間のみを有し、第1号～第4号厚生年金被保険者期間の合計が1年未満である人に受給権が生じるのは「本来支給の老齢厚生年金」（P.412参照）のみとなります。

③資格喪失（第1号改定者）

資格喪失に伴い、1か月経過後に老齢厚生年金の額を改定します。

被保険者期間（B）にかかる標準報酬等の額は分割後の標準報酬等の額となります。

〈事例2〉ともに被保険者である第1号改定者と第2号改定者の合意分割



①分割請求

第1号改定者の老齢厚生年金を改定します。

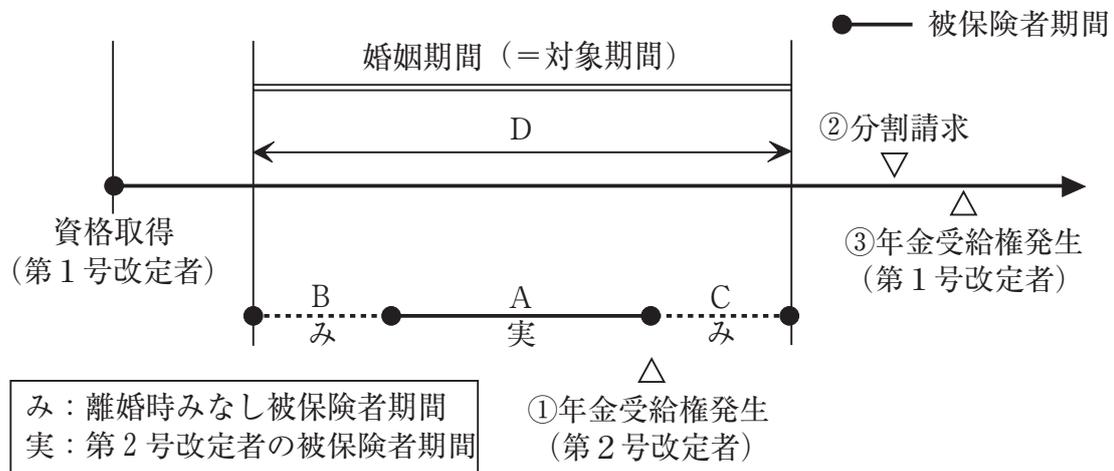
このとき、被保険者期間 (A) については分割後の標準報酬等を算定の基礎とします。被保険者期間 (B) 及びそれ以降の被保険者期間については、その後の退職改定等により、老齢厚生年金の算定基礎となります。

②年金受給権発生 (第2号改定者)

老齢厚生年金を請求することにより、離婚時みなし被保険者期間 (C) 及び第2号改定者自身の被保険者期間 (D・E) に基づく老齢厚生年金を決定します。

対象期間内の被保険者期間 (D) については、分割後の標準報酬等を算定基礎とします。

〈事例3〉 現在被保険者である第1号改定者と加入者であった第2号改定者の合意分割



み：離婚時みなし被保険者期間
 実：第2号改定者の被保険者期間

①年金受給権発生（第2号改定者）

第2号改定者自身の被保険者期間（A）に基づき老齢厚生年金を決定します。

②分割請求

第2号改定者自身の被保険者期間（A）及び離婚時みなし被保険者期間（B・C）に基づき老齢厚生年金を改定します。

第2号改定者自身の被保険者期間（A）については、分割後の標準報酬等を算定基礎とします。

〔注〕 この事例では、分割請求に伴う老齢厚生年金の改定により、離婚時みなし被保険者期間（B・C）も老齢厚生年金の算定の基礎となります。

③年金受給権発生（第1号改定者）

第1号改定者自身の被保険者期間に基づいて、老齢厚生年金を決定します。

対象期間内の被保険者期間（D）については、分割後の標準報酬等を算定基礎とします。

- 3) 標準報酬等の分割改定が行われた場合の老齢厚生年金等の額について分割請求により改定が行われるのは、老齢厚生年金の額のうち「報酬比例部分」及び経過職域加算額（退職共済年金）になります。老齢厚生年金の額のうち「定額部分」、「経過加算額」及び退職等年金給付（新3階年金）は改定されません。したがって、第1号改定者又は特定被保険者の受給していた老齢厚生年金の額に按分割合（3号分割制度にあつては2分の1）を乗じた額が分割されるわけではありません。

また、分割請求に基づく改定前の老齢厚生年金に、配偶者を対象とする加給年金額が加算されている場合については、離婚等をした日において失権となります。

3 障害厚生年金における取り扱い

- 1) 分割請求時に障害厚生年金の受給権を有している場合（障害厚生年金の改定）
- (1) 第1号改定者又は特定被保険者が障害厚生年金の受給権者である場合合意分割制度と3号分割制度で取り扱いが異なります。

〈合意分割制度における取り扱い〉

合意分割制度に基づく分割請求のあった日の属する月の翌月から、分割後の標準報酬等に基づき障害厚生年金の額を改定します。

ただし、障害厚生年金の算定基礎となる障害認定日の属する月の翌月以降の被保険者期間についてのみ標準報酬等の分割が行われた場合、当該分割請求に伴う障害厚生年金の額の改定はありません。

合意分割制度に基づく分割請求に伴う障害厚生年金の額の改定については、手続きは必要ありません。

〈3号分割制度における取り扱い〉

障害厚生年金の算定基礎となる障害認定日の属する月までの被保険者期間については、3号分割制度に基づく標準報酬等の分割を行うことはできません。当該被保険者期間に対する標準報酬等の分割については、

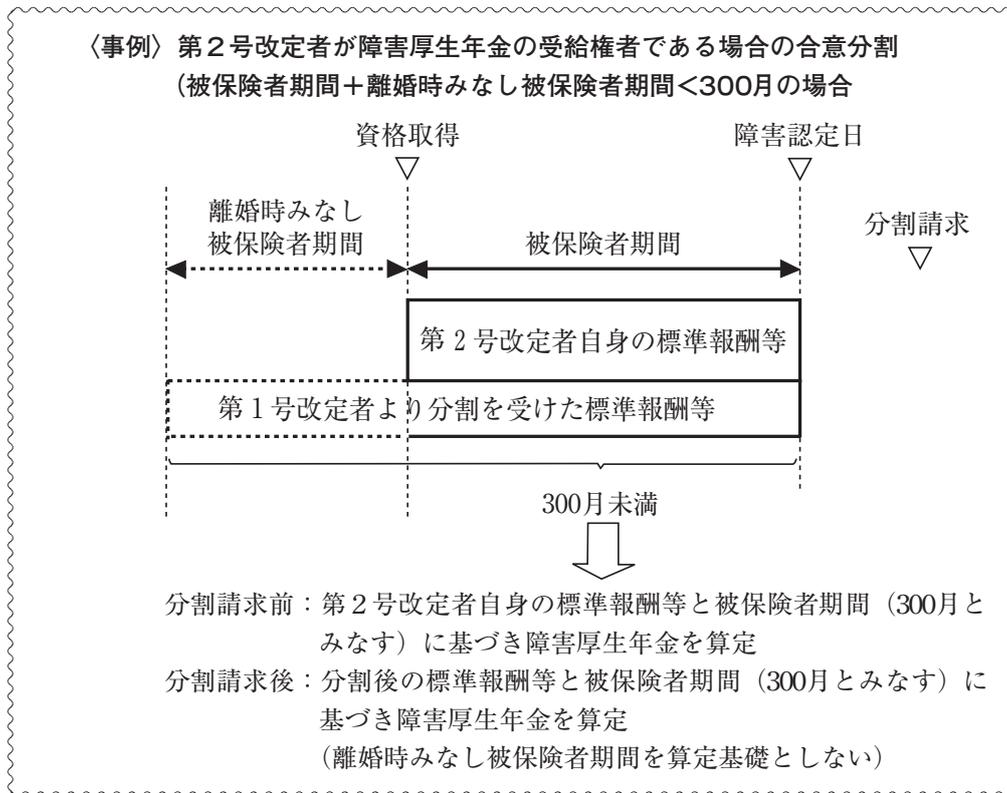
合意分割制度に基づき行うこととなります。

なお、障害認定日の属する月の翌月以降の被保険者期間については3号分割制度に基づく標準報酬等の分割を行うことができます。したがって、3号分割制度に基づく標準報酬等の分割のみが行われた場合、当該分割請求に伴う障害厚生年金の額の改定はありません。

- (2) 第2号改定者又は被扶養配偶者が障害厚生年金の受給権者である場合
- 分割請求のあった日の属する月の翌月から、障害厚生年金の額を改定します。ただし、分割請求に基づく改定前の障害厚生年金の算定基礎となっている被保険者期間と、それ以前のみなし被保険者期間等を合わせて300月未満である場合には、当該のみなし被保険者期間等は改定後の障害厚生年金の算定基礎とはなりません。

また、障害認定日の属する月の翌月以降の期間について標準報酬等の分割を受けた場合、当該期間については障害厚生年金の算定の基礎とはなりません。

分割請求に伴う障害厚生年金の額の改定については、手続きは必要ありません。



2) 分割請求後に障害厚生年金の受給権を有することとなった場合（障害厚生年金の決定）

(1) 第1号改定者又は特定被保険者の場合

分割請求後に障害厚生年金の給付事由が発生した場合には、分割後の標準報酬等に基づき、障害厚生年金を決定します。

受給要件及び請求手続き等については、「障害給付」(P.473)を参照してください。

(2) 第2号改定者又は被扶養配偶者の場合

自身の被保険者期間中に初診日のある傷病について、障害厚生年金の受給要件に該当する場合は、分割後の標準報酬等に基づき、障害厚生年金を決定します。

このとき、障害認定日の属する月以前のみなし被保険者期間等については、障害厚生年金の算定基礎となります。

受給要件及び請求手続き等については、「障害給付」(P.473)を参照してください。

3) 分割請求に伴う障害厚生年金の額の改定が行われた場合の加給年金額について

分割請求に基づく改定前の障害厚生年金に加給年金額が加算されている場合については離婚等をした日において失権となります。

4 遺族厚生年金における取り扱い

みなし被保険者期間等も遺族厚生年金の算定基礎となります。

ただし、みなし被保険者期間等のみを有する人が死亡した場合については、長期要件に該当する場合(P.540参照)のみ、遺族厚生年金の受給権が発生します。

遺族厚生年金の受給要件等については「遺族給付」(P.527)を参照してください。

第11章 ねんきん定期便

「ねんきん定期便」は年金加入記録を確認していただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構及び厚生年金の各実施機関から送付しています。

私学事業団では、加入者の各年齢到達月に学校法人等を通して「ねんきん定期便」を送付しますので、加入者に配付してください。

また、同封している「ねんきん定期便」のパンフレットを併せてご覧いただくよう周知してください。

「ねんきん定期便」は35歳・45歳及び59歳の節目年齢通知と、それ以外の毎年通知に分かれています。

「ねんきん定期便」の種類及び記載内容等は次頁の表のとおりです。

なお、以下の人は、年金見込額が記載されません。

- 1 年金受給権発生年齢に達している
- 2 年金を繰り上げして受給している
- 3 受給資格期間120月に達していない（50歳以上）
- 4 過去に加入期間が重複している記録がある
- 5 前に加入していた厚生年金実施機関の資格喪失が未確認である

第4部 年金等給付

「ねんきん定期便」の種類及び記載内容等

通知の種類	対象者	記載内容
節目年齢通知	35・45歳	①これまでの年金加入期間 ②これまでの加入実績に応じた年金額 ③これまでの保険料納付額 ④これまでの年金加入履歴 ⑤これまでの厚生年金保険の標準報酬月額などの月別状況 ⑥これまでの国民年金保険料の納付状況
	59歳	①これまでの年金加入期間 ②老齢年金の見込額（現在の加入条件で60歳まで加入したものと仮定して計算） ③これまでの保険料納付額，該当者にはお知らせとして退職一時金返還額 ④これまでの年金加入履歴 ⑤これまでの厚生年金保険の標準報酬月額などの月別状況 ⑥これまでの国民年金保険料の納付状況
毎年通知	50歳未満	①これまでの年金加入期間 ②これまでの加入実績に応じた年金額と保険料納付額 ③最近の月別状況（標準報酬月額，標準賞与額，保険料納付額）
	50歳以上	①これまでの年金加入期間 ②老齢年金の見込額 ・60歳未満：現在の加入条件で60歳まで加入したものと仮定して計算 ・60歳以上：これまでの加入実績に応じて計算 ③該当者にはお知らせとして退職一時金返還額 ④これまでの保険料納付額 ⑤最近の月別状況（標準報酬月額，標準賞与額，保険料納付額）

第12章 退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知

退職等年金給付掛金の払い込み実績にかかる付与額と利息の累計額及び明細を、「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」（以下、「情報通知」といいます）により、35歳・45歳・59歳の年齢到達月（「ねんきん定期便」の節目年齢と同じ）に送付します。

1 対象者

平成27年10月以降（27年10月をまたぐ期間を含みます）引き続き加入者期間を1年以上有する加入者及び元加入者

2 通知内容

- 1) 退職等年金給付加入期間（月数）
- 2) 付与額累計額
- 3) 利息の累計額
- 4) 付与額と利息の累計額
- 5) 加入期間各月の明細（標準報酬月額，標準賞与額，付与額，利息，付与額と利息の合計額）

3 送付方法

- 1) 加入者…学校法人等を通して送付する「ねんきん定期便」に同封
- 2) 元加入者…自宅宛てに送付

4 その他

節目年齢以外の加入者又は元加入者が「情報通知」の送付を希望する場合は、書面による請求が必要となりますので、相談班までお問い合わせください。

